平成29年度
都道府県単独農業農村整備事業
調査結果

平成29年9月7日

農業農村工学会

農業農村整備政策研究部会

はじめに

農業農村整備政策研究部会（部会長　飯田俊彰東京大学准教授）では、3 年前から、毎年度、都道府県単独農業農村整備事業について実態調査を実施してきました。4 回目となる本年度も、各都道府県担当者のご協力を得て調査結果がまとまりました。一昨年度に行ったアンケートでは、「工夫すれば有用になる」といったものを含めると 90%を超える方々から、「調査が有用である」とのご回答を得ました。その一方で、担当者の作業負担軽減等の意見もあったことから、過去 3 回の調査を踏まえて調査様式を固定し、新規制度以外は前年度の調査票の修正で済むようにしました。今後も負担軽減を図りつつ、より良い調査を実施して、部会の目的である農業農村整備政策の高度化に寄与したいと思っています。

農業農村整備政策研究部会では、創設以来、農水省・都道府県の行政関係者と大学などの研究者が集まり、部会報「農業農村整備政策研究」の発刊の他、部会員による研究集会、外部講師をお招きした研究会、学会大会における企画セッションの開催などの活動を続けてまいりました。本調査結果の分析は、毎年、研究集会（通常 1 月開催）で発表され、部会報に掲載されます。

農業・農村を取り巻く環境が著しく変化するとともに、その内部構造も大きく変化しつつあります。正に大変革の時代にあって、農業農村整備政策の在り方も問われています。関係者の皆様が相互に連絡を密にしながら、本調査結果を活用して頂き、今後の政策検討に少しでも寄与することができれば、幸甚とするところです。

今後とも本部会に奮って参加して頂ければ幸いです。なお、部会の会員になると、部会のイベントなどの情報が受けられます（会費は無料）。学会の HP（研究部会）から参加手続き（個人参加）ができますので、新規入会をご検討願います。

平成 29 年 9 月 7 日

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会
都道府県単独農業農村整備事業調査チーム
代表　　佐々木明徳

本資料の活用について

①本調査は、2017年5月～8月に、各都道府県担当者のご協力を得て、農業農村工学会農業農村整備政策研究部会で取りまとめたものです。

②調査票に記入された事項は書式統一の観点から、部会調査チームの判断で修正した部分があります。

③各事業の詳細は部会調査チーム（下記参照）では回答できないので、事業別調査票にある各都道府県の担当者に問合わせ願います。

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会
都道府県単独農業農村整備事業調査チーム

佐々木明徳

寺田周平

堂本咲子

元杉昭男

目次

1. 調査結果の概要 p1~5

2. 都道府県別総括票 p6~9

3. 目的区分別総括票 p10~13

4. 事業別調査票(247 個票) p14~260

5. 都道府県別総括票の各項目区分 p261

6. 都道府県別総括票の原票 p262~266

調査結果の概要

1. ハード事業とソフト事業

表1 ハード事業とソフト事業別事業数

	事業数	割合
ハード	116	47%
ソフト	88	36%
ハード&ソフト	43	17%
合計	247	100%

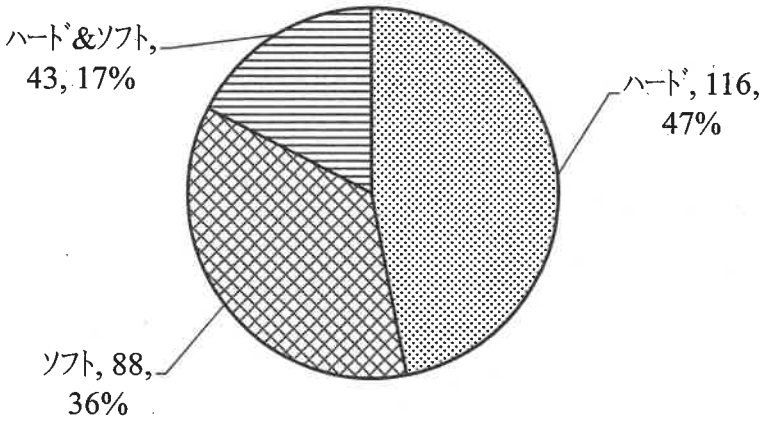

図1 ハード事業とソフト事業別事業数の割合

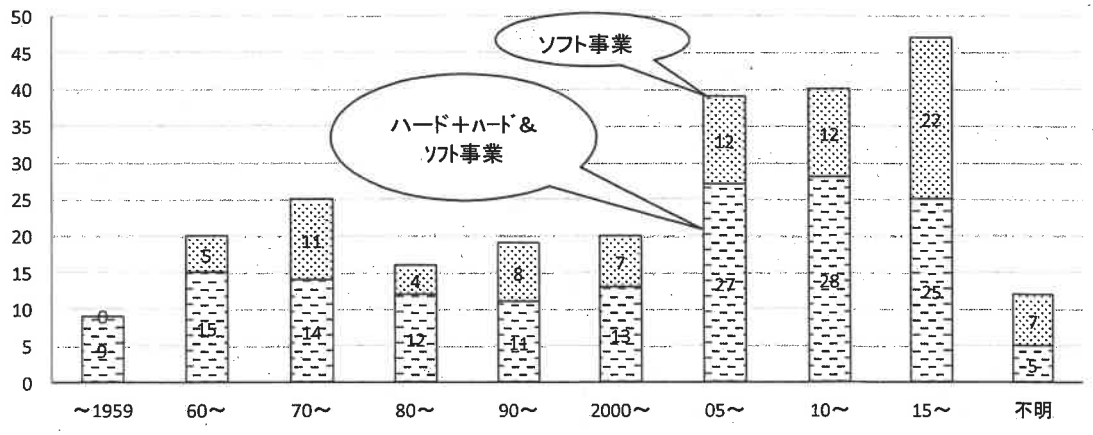

図2 創設年度別ハード・ソフト別事業数の推移

2. 事業の目的

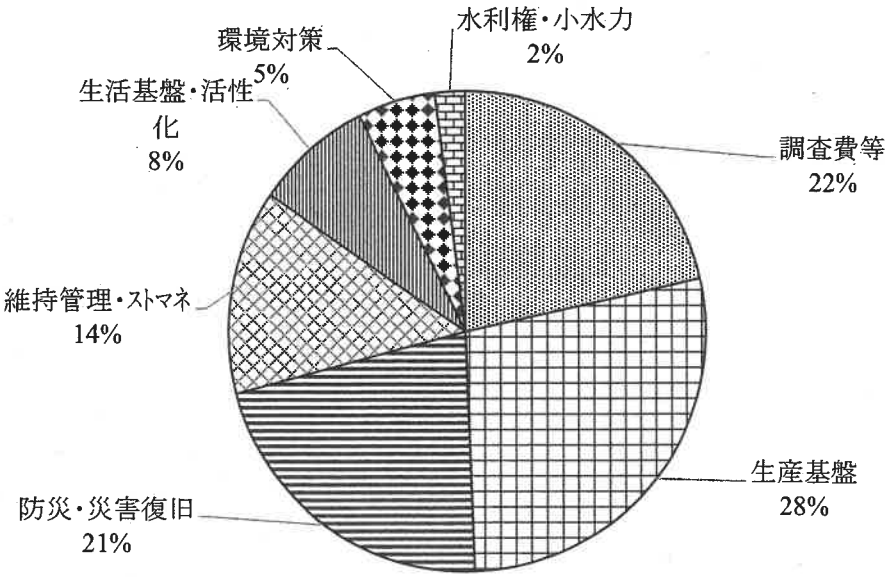

図3 目的別事業数

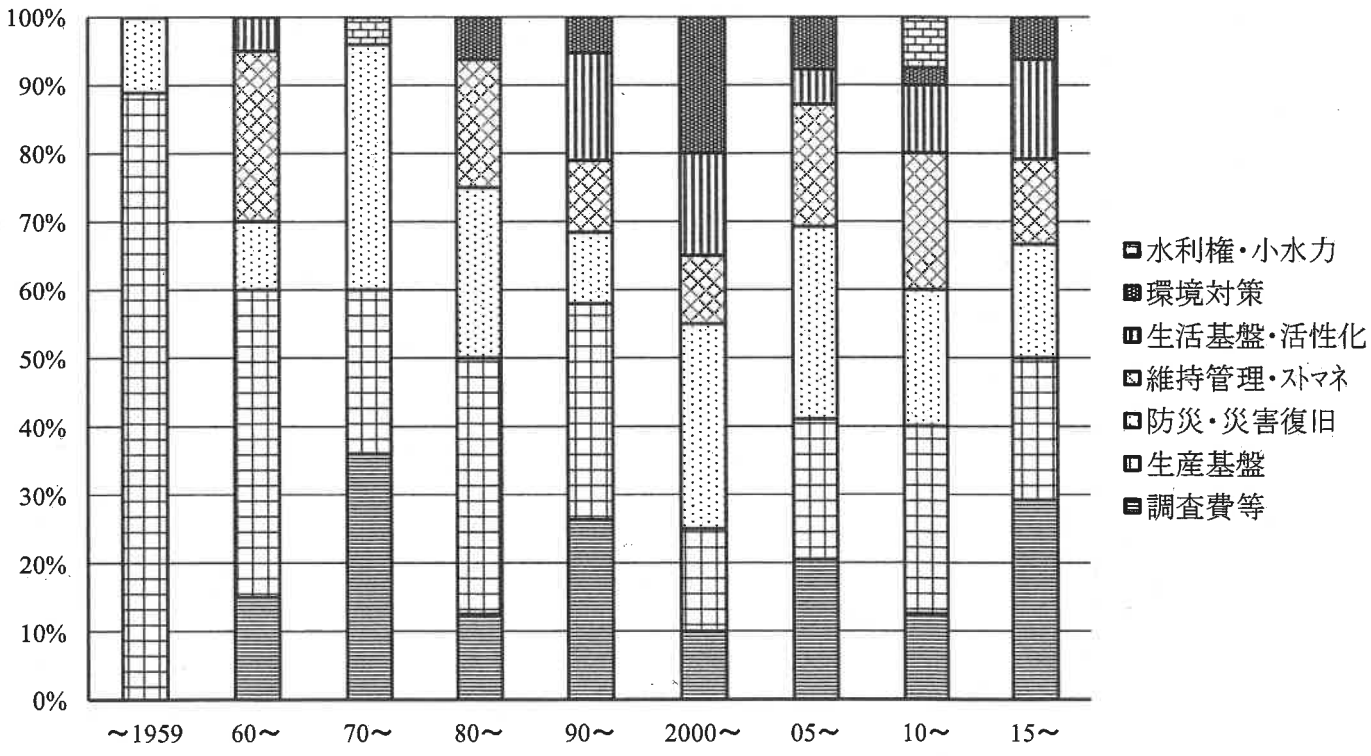

図4 目的別創設年度別事業数割合の推移

3. 事業主体

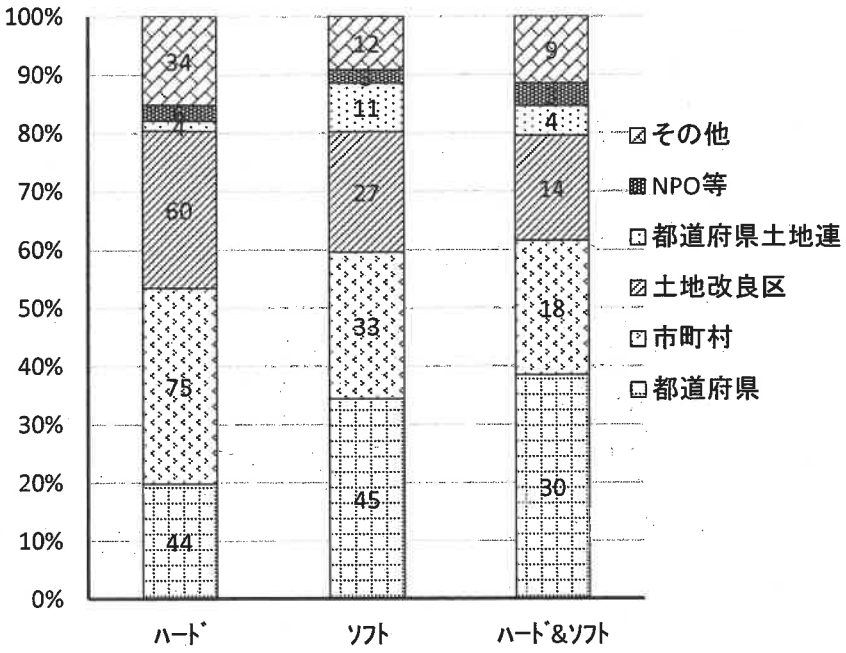

図 5　事業主体別ハード・ソフト別事業数割合

4. 事業種区分

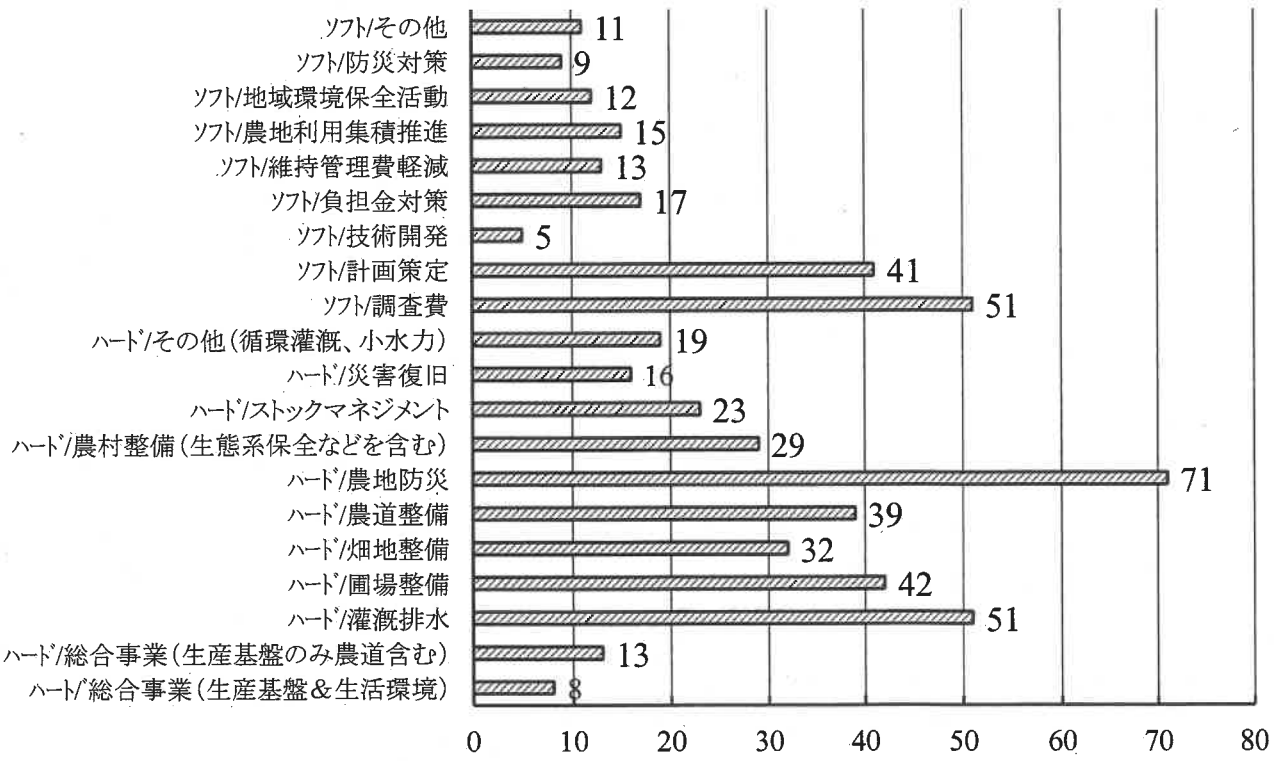

図6　事業種別ハード・ソフト別事業数

5. 国の制度との関連

以下の集計は「ハード事業」と「ハード&ソフト事業」のみを対象にした集計である。

表 2 国事業制度との関連

10	.国事業の直接補完事業(国事業地区の負担金対策)対象	29	11%
20	国事業の関連事業(国事業の採択基準外地区の採択)	113	41%
30	国事業の関連ソフト事業(国事業採択のための調査費・計画構想策定費など)	26	・9%
40	国事業の関連事業(国事業完了後の維持管理対策)		0%
50	国事業にない新たな事業	88	32%
60	その他	20	7%

表 3 国事業の直接補完事業(国事業地区の負担金対策)対象の内訳

11	補助率のかさ上げ	7	24%
12	地元負担金を直接軽減	12	41%
13	低利融資による軽減	0	0%
14	地元負担なし	7	24%
15	事業完了後の償還金の軽減	3	10%
16	その他	0	0%

表 4 国事業の関連事業(国事業の採択基準外地区の採択)の内訳

21	対象地域の拡大	15	13%
22	対象工種(事業)の拡大	5	4%
23	採択面積の引下	12	11%
24	最小事業費引下	22	19%
25	21～24の複数	47	42%
26	その他	12	11%

6. 平成 29 年度の新規制度

表5　ハード事業とハード＆ソフト事業（平成29年度新規制度）

事業番号	目的区分	事業主体	国の事業制度との関連
0505	防災事業（地すべり対策）	県営あり	国事業の採択基準外地区の採択
1104	防災事業（地震・耐震対策）＊	県営あり	その他
2120	環境保全対策		国事業にない新たな事業
3105	耕作放棄地対策		国事業地区の負担金対策、 国事業の採択基準外地区の採択
3706	農地利用集積・担い手対策		国事業の採択基準外地区の採択
2122	防災事業（地震・耐震対策）＊	県営あり	国事業の採択基準外地区の採択
2123	生態系・自然保全対策＊	県営あり	国事業にない新たな事業

＊はハード＆ソフト事業である。

表6　ソフト事業（平成29年度新規制度）

事業番号	目的区分	事業主体	国の事業制度との関連
0202	技術開発等	県営あり	国事業にない新たな事業
0408	地域振興・活性化・格差是正対策	県営あり	国事業にない新たな事業
0808	施設維持管理・施設補修	県営あり	国事業にない新たな事業
0903	地区調査結果（基礎調査を含む）		国事業採択のやめの調査費・計画構想策定費など
2121	施設維持管理・施設補修		国事業にない新たな事業
3705	農地利用集積・担い手対策		国事業地区の負担金対策
4508	地区調査結果（基礎調査を含む）		国事業採択のやめの調査費・計画構想策定費など
4510	水田畑地化・転作対策	県営あり	国事業にない新たな事業

平成28年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体		新規・改正	
北海道	0101	農業競争力基盤強化特別対策事業	14 農家負担金対策	2	ソフト			4	
青森	0201	ため池の安全・安心力アップ事業	12 技術開発等	2	ソフト	1	県営あり	4	
青森	0202	中山間土地改良推進事業	12 技術開発等	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
岩手	0303	活力ある中山間地域基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
宮城	0401	みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
宮城	0402	みやぎ農山漁村交流促進事業(旧農山漁村絆づくり事業)	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト			3	
宮城	0403	豊かなふる里保全整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
宮城	0404	土地改良施設機能診断事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト			4	
宮城	0405	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト			4	
宮城	0406	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14 農家負担金対策	2	ソフト			4	
宮城	0407	農業水利権管理事業	71 水利権更新対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
宮城	0408	農山村集落体制づくり支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
秋田	0502	農地小災害支援事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
秋田	0503	元気な中山間農業応援事業のうち中山間水田畑地化整備事	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード	1	県営あり	4	
秋田	0504	水田畑地化基盤整備事業	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード	1	県営あり	4	
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1	ハード	1	県営あり	1	新規
山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22 水田畑地化・転作対策	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
山形	0603	基盤整備促進事業(耕作放棄地発生防止型)	25 耕作放棄地対策	1	ハード	1	県営あり	4	
山形	0604	県営土地改良事業計画設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			4	
山形	0605	中山間地域等持続的農地保全支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対	2	ソフト			4	
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			4	
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	14 農家負担金対策	2	ソフト			4	
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
茨城	0803	県単土地改良事業(農村環境整備)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
茨城	0804	土地改良施工予定地区計画調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
茨城	0805	県単土地改良事業調査設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			4	
茨城	0806	農業排水再生プロジェクト事業	62 環境保全対策	3	ハード&ソフト			4	
茨城	0807	農地集積基盤整備推進事業費補助	26 ほ場整備事業	2	ソフト	1	県営あり	4	
茨城	0808	農業水利施設強靭化促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
茨城	0809	畑地かんがい活用大規模産地育成事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
茨城	0810	中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費	51 地域振興・活性化・格差是正対	2	ソフト	1	県営あり	4	
茨城	0811	元気な農山村創生チャレンジ事業費	51 地域振興・活性化・格差是正対	2	ソフト			4	
茨城	0812	農業集落排水施設接続支援事業	61 集落排水事業	2	ソフト			4	
茨城	0813	ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ハード	1	県営あり	4	
茨城	0814	中山間地域農業基盤整備促進事業	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード			4	
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
栃木	0902	県営農業農村整備事業調査計画	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
栃木	0903	畑地帯整備重点推進モデル事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			1	新規
群馬	1001	県単小規模農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	2	改正
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
群馬	1004	単独農村整備事業(基幹水利施設管理)	36 防災事業(総合)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
群馬	1005	農業水利施設管理体制整備支援事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
埼玉	1101	川の国埼玉はつらつプロジェクト(農業用水)	63 生態系・自然保全対策	1	ハード	1	県営あり	4	
埼玉	1102	県費単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
埼玉	1103	防災減災緊急対策事業	31 防災事業 (地震・耐震対策)	2	ソフト	1	県営あり	4	
埼玉	1104	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31 防災事業 (地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	1	新規
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33 防災事業 (地すべり対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31 防災事業 (地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
東京	1301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24 都市農業対策	3	ハード&ソフト	1	県営あり	2	改正
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
新潟	1501	県単地すべり防止対策事業	31 防災事業 (地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12 技術開発等	2	ソフト	1	県営あり	4	
新潟	1503	農地利用集積加速・促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	1	県営あり	2	改正
新潟	1504	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
新潟	1505	県単農業水利施設管理強化事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
新潟	1506	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61 集落排水事業	2	ソフト	1	県営あり	4	
新潟	1507	農村振興整備地区支援事業	52 生活環境・景観整備	3	ハード&ソフト			4	
新潟	1508	田園自然環境保全・再生支援事業	63 生態系・自然保全対策	3	ハード&ソフト			4	
新潟	1509	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74 県土地連支援	2	ソフト			4	
新潟	1510	県営農業農村整備事業調査計画費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
富山	1601	地域営農確立促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	

富山	1602	快適農村環境整備事業	62 環境保全対策	1	ハード			4	
富山	1603	防災福祉対策事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード			4	
富山	1604	散居景観保全事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード			4	
富山	1605	他事業関連調整事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	14 農家負担金対策	2	ソフト			4	
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14 農家負担金対策	2	ソフト			4	
石川	1701	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
石川	1702	他産業との連携による石川型簡易な営農基盤改良普及事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
福井	1803	県単農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
福井	1805	地域水利施設利活用事業(県営造成施設)	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			4	
福井	1807	干害対策特別事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53 鳥獣害対策	1	ハード			4	
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23 特定農産物支援	1	ハード			4	
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード			4	
山梨	1905	企業的農業経営推進支援モデル事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
山梨	1906	農地集積基盤整備事業(支援型)	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト			4	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1	ハード	1	県営あり	4	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71 水利権更新対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73 小水力発電	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73 小水力発電	1	ハード			4	
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31 防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト			4	
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト			4	
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54 ふるさと農道	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2112	基幹的農業用水路強靭化事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2113	農地等法面活用太陽光発電モデル事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2114	担い手育成農地集積事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト			4	
岐阜	2115	清流長良川保全対策事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2116	世界かんがい施設遺産魅力アップ整備事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2117	土地改良施設保全計画策定事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2118	農道施設保全対策調査事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2119	中山間地域農業生産基盤整備促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト			4	
岐阜	2120	小水力発電による環境保全推進事業	62 環境保全対策	1	ハード			1	新規
岐阜	2121	農業水利施設管理強化事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			1	新規
岐阜	2122	農業用施設緊急改修事業	31 防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	1	新規
岐阜	2123	生態系保全施設整備推進事業	63 生態系・自然保全対策	3	ハード&ソフト	1	県営あり	1	新規
静岡	2201	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
静岡	2204	県単独農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53 鳥獣害対策	1	ハード			4	
静岡	2205	県単独農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード			4	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
静岡	2207	県単独耕作放棄地解消基盤整備事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード	1	県営あり	4	
静岡	2208	県単独農業農村整備調査事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ソフト	1	県営あり	4	
静岡	2209	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24 都市農業対策	1	ハード	1	県営あり	4	
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
愛知	2301	単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			2	改正
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			2	改正
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
愛知	2304	排水機維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
愛知	2307	緊急農地防災事業	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	64 生態系・自然保全対策	2	ソフト			4	

三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	65	生態系・自然保全対策	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
三重	2404	国営等関連特別県単事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
三重	2405	三重県経営体育成促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ｿﾌﾄ			4	
三重	2406	県単予防保全調査・補修事業	41	ストックマネジメント	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
三重	2407	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
三重	2408	県単海岸保全施設調査・補修事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
三重	2409	県単耕地施設管理事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43	維持管理適正化事業	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11	地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ｿﾌﾄ			4	
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62	環境保全対策	2	ｿﾌﾄ			2	改正
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41	ストックマネジメント	2	ｿﾌﾄ			4	
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
滋賀	2507	農村地域住民活動支援事業費	66	生態系・自然保全対策	2	ｿﾌﾄ			4	
滋賀	2508	土地改良区運営支援事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ｿﾌﾄ			2	改正
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	31	防災事業(地震・耐震対策)	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
兵庫	2801	ほ場整備調査設計事業	11	地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ｿﾌﾄ			4	
兵庫	2802	県単独小規模農地緊急整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
兵庫	2803	県単独災害関連ほ場整備事業	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
奈良	2901	水と農地活用促進事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
奈良	2902	田んぼの貯留機能等活用促進事業	51	地域振興・活性化・格差是正対	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
奈良	2903	ならの美しい農村景観づくり事業	52	生活環境・景観整備	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
奈良	2904	農村資源を活用した地域づくり事業	51	地域振興・活性化・格差是正対	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11	地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21	小規模農業農村整備事業	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	31	防災事業（地震・耐震対策）	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
鳥取	3103	田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
鳥取	3104	農業水利施設ストックマネジメント推進事業	41	ストックマネジメント	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
鳥取	3105	荒廃農地等利活用促進事業	25	耕作放棄地対策	1	ﾊｰﾄﾞ			1	新規
島根	3201	農地地すべり防止施設長寿命化事業	33	防災事業（地すべり対策）	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3202	県単県営緊急地すべり対策事業	33	防災事業（地すべり対策）	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3203	農地防災施設長寿命化事業	36	防災事業（総合）	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33	防災事業（地すべり対策）	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36	防災事業（総合）	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36	防災事業（総合）	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3210	ふるさと農道整備事業	54	ふるさと農道	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3211	県単農地集積促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ｿﾌﾄ			4	
岡山	3301	小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	31	防災事業（地震・耐震対策）	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
広島	3402	小規模農業基盤整備事業(資源保全管理)	41	ストックマネジメント	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
広島	3403	ほ場整備推進特別事業	26	ほ場整備事業	2	ｿﾌﾄ			4	
広島	3404	土地改良施設維持管理適正化事業	43	維持管理適正化事業	2	ｿﾌﾄ			4	
広島	3405	ため池緊急整備事業	31	防災事業（地震・耐震対策）	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
広島	3406	園芸作物条件整備事業	23	特定農産物支援	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
徳島	3601	県単土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36	防災事業（総合）	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
香川	3705	農地集積促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ｿﾌﾄ			1	新規
香川	3706	農地維持管理省力化事業	15	農地利用集積・担い手対策	1	ﾊｰﾄﾞ			1	新規
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
愛媛	3803	新規就農支援小規模基盤整備モデル事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
愛媛	3804	果樹園地水源高度利用支援事業	12	技術開発等	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36	防災事業（総合）	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
福岡	4001	農村環境整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11	地区調査結果(基礎調査を含む)	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	41	ストックマネジメント	1	ﾊｰﾄﾞ			4	

佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36 防災事業（総合）	1	ハード			4	
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
長崎	4202	農業農村整備事業効果追跡事業	13 事業評価（事後）	2	ソフト	1	県営あり	4	
長崎	4203	自然災害防止事業（農業用ため池、海岸保全施設）	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4204	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4205	小規模改修事業（土地改良施設維持補修型）	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4206	小規模改修事業（地すべり防止、海岸保全区域維持補修型）	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4207	県単独土地改良施設維持補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4208	海岸保全区域維持管理事業	43 維持管理適正化事業	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
長崎	4209	新構造改善加速化支援事業（ふるさと振興基盤整備事業）	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4401	土地改良施設補修事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	31 防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4403	地すべり防止施設管理費	31 防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード			4	
大分	4405	海岸保全区域管理費	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4407	農道環境整備事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
大分	4409	人・農地情報管理システムフォローアップ事業	13 事業評価（事後）	2	ソフト	1	県営あり	4	
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
宮崎	4502	農地流動化促進基盤整備対策事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト			4	
宮崎	4503	土地利用調整事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト			4	
宮崎	4504	活力あるふるさとづくり事業	52 生活環境・景観整備	1	ハード			4	
宮崎	4505	小水力発電等農村地域導入支援事業	73 小水力発電	3	ハード&ソフト			2	改正
宮崎	4506	農地集約化促進基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
宮崎	4507	畑かん営農導入拡大支援事業	12 技術開発等	2	ソフト			4	
宮崎	4508	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト			**1**	新規
宮崎	4509	中山間ふるさと生活環境整備計画策定事業	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
宮崎	4510	産地経営体育成を支える地下かんがい推進事業	22 水田畑地化・転作対策	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
鹿児島	4601	県単独農業農村整備事業（土地改良トータルプラン）	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
鹿児島	4602	県単独農地等防災事業	36 防災事業（総合）	1	ハード	1	県営あり	4	
鹿児島	4603	鹿児島県桜島降灰除去事業	34 防災事業（火山・火山灰対策）	1	ハード			4	
鹿児島	4604	農業・農村活性化推進施設等整備事業（農業農村整備対策）	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
鹿児島	4605	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	1	県営あり	4	
鹿児島	4606	農用水資源開発調査	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
沖縄	4701	土地改良調査計画費（単独事業）	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費（単独事業）	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
沖縄	4703	農道整備調査費	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	
沖縄	4704	農地防災調査費	11 地区調査結果（基礎調査を含む）	2	ソフト	1	県営あり	4	

平成28年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	事業主体	新規・改正
Ⅰ 調査費等						
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
山形	0604	県営土地改良事業計画設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
茨城	0804	土地改良施工予定地区計画調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
茨城	0805	県単土地改良事業調査設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
茨城	0809	畑地かんがい活用大規模産地育成事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
栃木	0902	県営農業農村整備事業調査計画	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
栃木	0903	畑地帯整備重点推進モデル事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		1 新規
新潟	1510	県営農業農村整備事業調査計画費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
岐阜	2115	清流長良川保全対策事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
静岡	2208	県単独農業農村整備調査事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
兵庫	2801	ほ場整備調査設計事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		4
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
宮崎	4508	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト		1 新規
宮崎	4509	中山間ふるさと生活環境整備計画策定事業	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
鹿児島	4601	県単独農業農村整備事業(土地改良トータルプラン)	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
鹿児島	4606	農用水資源開発調査	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
沖縄	4701	土地改良調査計画費(単独事業)	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費(単独事業)	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
沖縄	4703	農道整備調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
沖縄	4704	農地防災調査費	11 地区調査結果(基礎調査を含む)	2 ソフト	1 県営あり	4
青森	0201	ため池の安全・安心力アップ事業	12 技術開発等	2 ソフト	1 県営あり	4
青森	0202	中山間土地改良推進事業	12 技術開発等	2 ソフト	1 県営あり	1 新規
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12 技術開発等	2 ソフト	1 県営あり	4
愛媛	3804	果樹園地水源高度利用支援事業	12 技術開発等	3 ハード&ソフト	1 県営あり	4
宮崎	4507	畑かん営農導入拡大支援事業	12 技術開発等	2 ソフト		4
長崎	4202	農業農村整備事業効果追跡事業	13 事業評価(事後)	2 ソフト	1 県営あり	4
大分	4409	人・農地情報管理システムフォローアップ事業	13 事業評価(事後)	2 ソフト	1 県営あり	4
北海道	0101	農業競争力基盤強化特別対策事業	14 農家負担金対策	2 ソフト		4
宮城	0406	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14 農家負担金対策	2 ソフト		4
茨城	0801	潘水防除施設管理費補助	14 農家負担金対策	2 ソフト		4
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	14 農家負担金対策	2 ソフト		4
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14 農家負担金対策	2 ソフト		4
新潟	1503	農地利用集積加速・促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	1 県営あり	2 改正
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	1 県営あり	4
山梨	1906	農地集積基盤整備事業(支援型)	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	1 県営あり	4
岐阜	2114	担い手育成農地集積事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
岐阜	2119	中山間地域農業生産基盤整備促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
静岡	2201	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	1 県営あり	4
三重	2405	三重県経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
島根	3211	県単農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
香川	3705	農地集積促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		1 新規
香川	3706	農地維持管理省力化事業	15 農地利用集積・担い手対策	1 ハード		1 新規
宮崎	4502	農地流動化促進基盤整備対策事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
宮崎	4503	土地利用調整事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト		4
鹿児島	4605	経営体育成促進事業	15 農地利用集積・担い手対策	2 ソフト	1 県営あり	4
Ⅱ．NN事業(農村整備・防災事業・災害復旧を除く)						
岩手	0303	活力ある中山間地域基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
宮城	0403	豊かなふる里保全整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
茨城	0803	県単土地改良事業(農村環境整備)	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
群馬	1001	県単小規模農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		4
埼玉	1102	県費単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
東京	1301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3 ハード&ソフト		4
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	1 県営あり	4
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード	1 県営あり	4
新潟	1504	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
富山	1601	地域営農確立促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
富山	1605	他事業関連調整事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
石川	1701	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4
石川	1702	他産業との連携による石川型簡易な営農基盤改良普及事業	21 小規模農業農村整備事業	1 ハード		4

福井	1803	県単農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
山梨	1905	企業的農業経営推進支援モデル事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
愛知	2301	単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			2	改正
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			2	改正
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
三重	2404	国営等関連特別県単事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
兵庫	2802	県単独小規模農地緊急整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
奈良	2901	水と農地活用促進事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
鳥取	3103	田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
岡山	3301	小規模土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
徳島	3601	県単土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
愛媛	3803	新規就農支援小規模基盤整備モデル事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
福岡	4001	農村環境整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
長崎	4209	新構造改善加速化支援事業(ふるさと振興基盤整備事業)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード	1	県営あり	4	
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21 小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			4	
宮崎	4506	農地集約化促進基盤整備事業	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
鹿児島	4604	農業・農村活性化推進施設等整備事業(農業農村整備対策)	21 小規模農業農村整備事業	1	ハード			4	
秋田	0503	元気な中山間農業応援事業のうち中山間水田畑地化整備事業	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード	1	県営あり	4	
秋田	0504	水田畑地化基盤整備事業	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード	1	県営あり	4	
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22 水田畑地化・転作対策	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
茨城	0814	中山間地域農業基盤整備促進事業	22 水田畑地化・転作対策	1	ハード			4	
宮崎	4510	産地経営体育成を支える地下かんがい推進事業	22 水田畑地化・転作対策	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23 特定農産物支援	1	ハード			4	
広島	3406	園芸作物条件整備事業	23 特定農産物支援	1	ハード			4	
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24 都市農業対策	3	ハード&ソフト	1	県営あり	2	改正
静岡	2209	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24 都市農業対策	1	ハード	1	県営あり	4	
山形	0603	基盤整備促進事業(耕作放棄地発生防止型)	25 耕作放棄地対策	1	ハード	1	県営あり	4	
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード			4	
静岡	2207	県単独耕作放棄地解消基盤整備事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード	1	県営あり	4	
鳥取	3105	荒廃農地等利活用促進事業	25 耕作放棄地対策	1	ハード			1	新規
茨城	0807	農地集積基盤整備推進事業費補助	26 ほ場整備事業	2	ソフト	1	県営あり	4	
広島	3403	ほ場整備推進特別事業	26 ほ場整備事業	2	ソフト			4	

Ⅲ. 防災事業・災害復旧

山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	2	改正
埼玉	1103	防災減災緊急対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	2	ソフト	1	県営あり	4	
埼玉	1104	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	1	新規
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
新潟	1501	県単地すべり防止対策事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	2	ソフト			4	
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
岐阜	2122	農業用施設緊急改修事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	1	新規
静岡	2205	県単独農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード			4	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
愛知	2307	緊急農地防災事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	31 防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト			4	

岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	31 防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト	1	県営あり	4	
広島	3405	ため池緊急整備事業	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード			4	
長崎	4203	自然災害防止事業(農業用ため池、海岸保全施設)	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
長崎	4204	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	31 防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4403	地すべり防止施設管理費	31 防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
大分	4405	海岸保全区域管理費	31 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	31 防災事業（地震・耐震対策） 32 防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード			4	
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1	ハード			4	
兵庫	2803	県単独災害関連ほ場整備事業	32 防災事業(洪水暴風雨対策)	1	ハード			4	
大分	4401	土地改良施設補修事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード			4	
大分	4407	農道環境整備事業	32 防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	1	ハード	1	県営あり	1	新規
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33 防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
島根	3201	農地地すべり防止施設長寿命化事業	33 防災事業（地すべり対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
島根	3202	県単県営緊急地すべり対策事業	33 防災事業（地すべり対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33 防災事業（地すべり対策）	1	ハード	1	県営あり	4	
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33 防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
鹿児島	4603	鹿児島県桜島降灰除去事業	34 防災事業(火山・火山灰対策)	1	ハード			4	
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35 防災事業(高潮・津波・海岸対策)	1	ハード	1	県営あり	4	
群馬	1004	単独農村整備事業(基幹水利施設管理)	36 防災事業(総合)	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36 防災事業(総合)	1	ハード	1	県営あり	4	
島根	3203	農地防災施設長寿命化事業	36 防災事業（総合）	1	ハード	1	県営あり	4	
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36 防災事業（総合）	1	ハード	1	県営あり	4	
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36 防災事業（総合）	1	ハード			4	
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36 防災事業（総合）	1	ハード			4	
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36 防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36 防災事業（総合）	1	ハード			4	
鹿児島	4602	県単独農地等防災事業	36 防災事業（総合）	1	ハード	1	県営あり	4	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
秋田	0502	農地小災害支援事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
福井	1807	干害対策特別事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37 災害復旧事業	1	ハード			4	

Ⅳ．ストックマネジメント・維持管理

宮城	0404	土地改良施設機能診断事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト			4	
岐阜	2112	基幹的農業用水路強靭化事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2117	土地改良施設保全計画策定事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	1	県営あり	4	
三重	2406	県単予防保全調査・補修事業	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41 ストックマネジメント	2	ソフト			4	
鳥取	3104	農業水利施設ストックマネジメント推進事業	41 ストックマネジメント	2	ソフト	1	県営あり	4	
広島	3402	小規模農業基盤整備事業(資源保全管理)	41 ストックマネジメント	3	ハード&ソフト			4	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	41 ストックマネジメント	1	ハード			4	
宮城	0405	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト			4	
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
茨城	0808	農業水利施設強靭化促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	1	県営あり	1	新規
群馬	1005	農業水利施設管理体制整備支援事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ハード	1	県営あり	4	
新潟	1505	県単農業水利施設管理強化事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
福井	1805	地域水利施設利活用事業(県営造成施設)	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
岐阜	2118	農道施設保全対策調査事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト	1	県営あり	4	
岐阜	2121	農業水利施設管理強化事業費	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			1	新規
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
愛知	2304	排水機維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			4	
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
三重	2407	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
三重	2408	県単海岸保全施設調査・補修事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
三重	2409	県単耕地施設管理事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	1	県営あり	4	
滋賀	2508	土地改良区運営支援事業	42 施設維持管理・施設補修	2	ソフト			2	改正

島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42 施設維持管理・施設補修	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
長崎	4205	小規模改修事業(土地改良施設維持補修型)	42 施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
長崎	4206	小規模改修事業(地すべり防止、海岸保全区域維持補修型)	42 施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
長崎	4207	県単独土地改良施設維持補修事業	42 施設維持管理・施設補修	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43 維持管理適正化事業	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
広島	3404	土地改良施設維持管理適正化事業	43 維持管理適正化事業	2	ｿﾌﾄ			4	
長崎	4208	海岸保全区域維持管理事業	43 維持管理適正化事業	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	

Ⅴ。農村活性化・生活環境

宮城	0401	みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
宮城	0402	みやぎ農山漁村交流促進事業(旧農山漁村絆づくり事業)	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ			3	
宮城	0408	農山村集落体制づくり支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	1	新規
山形	0605	中山間地域等持続的農地保全支援事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ			4	
茨城	0810	中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
茨城	0811	元気な農山村創生チャレンジ事業費	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ			4	
奈良	2902	田んぼの貯留機能等活用促進事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
奈良	2904	農村資源を活用した地域づくり事業	51 地域振興・活性化・格差是正対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
新潟	1507	農村振興整備地区支援事業	52 生活環境・景観整備	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
富山	1603	防災福祉対策事業	52 生活環境・景観整備	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
富山	1604	散居景観保全事業	52 生活環境・景観整備	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
岐阜	2113	農地等法面活用太陽光発電モデル事業	52 生活環境・景観整備	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
岐阜	2116	世界かんがい施設遺産魅力アップ整備事業	52 生活環境・景観整備	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
奈良	2903	ならの美しい農村景観づくり事業	52 生活環境・景観整備	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
宮崎	4504	活力あるふるさとづくり事業	52 生活環境・景観整備	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53 鳥獣害対策	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
静岡	2204	県単独農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53 鳥獣害対策	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
茨城	0813	ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54 ふるさと農道	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
島根	3210	ふるさと農道整備事業	54 ふるさと農道	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	

Ⅵ. 環境対策

茨城	0812	農業集落排水施設接続支援事業	61 集落排水事業	2	ｿﾌﾄ			4	
新潟	1506	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61 集落排水事業	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
茨城	0806	農業排水再生プロジェクト事業	62 環境保全対策	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
富山	1602	快適農村環境整備事業	62 環境保全対策	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
岐阜	2120	小水力発電による環境保全推進事業	62 環境保全対策	1	ﾊｰﾄﾞ			1	新規
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62 環境保全対策	2	ｿﾌﾄ			2	改正
埼玉	1101	川の国埼玉はつらつプロジェクト(農業用水)	63 生態系・自然保全対策	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
新潟	1508	田園自然環境保全・再生支援事業	63 生態系・自然保全対策	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			4	
岐阜	2123	生態系保全施設整備推進事業	63 生態系・自然保全対策	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	1	新規
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	64 生態系・自然保全対策	2	ｿﾌﾄ			4	
三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	65 生態系・自然保全対策	1	ﾊｰﾄﾞ	1	県営あり	4	
滋賀	2507	農村地域住民活動支援事業費	66 生態系・自然保全対策	2	ｿﾌﾄ			4	

Ⅶ. 水利権等

宮城	0407	農業水利権管理事業	71 水利権更新対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71 水利権更新対策	2	ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73 小水力発電	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	1	県営あり	4	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73 小水力発電	1	ﾊｰﾄﾞ			4	
宮崎	4505	小水力発電等農村地域導入支援事業	73 小水力発電	3	ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ			2	改正
新潟	1509	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74 県土地連支援	2	ｿﾌﾄ			4	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	北海道	事業名	農業競争力基盤強化特別対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0101

事業制度化の目的

本道農業の競争力を強化するためには、農作業の省力化を図るほ場の大区画化や、ゲリラ豪雨・干ばつ等の異常気象対策のほか、老朽化する農業水利施設の長寿命化などを図る生産基盤整備を促進し、農業生産コストを低減することが必要である。

このため、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるよう、道と市町村が連携して農家負担を軽減する特別対策を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容

道営農業農村整備事業に係る農家負担額を、市町村が一定割合まで軽減する場合、その費用の一部を道が助成する。

2 対象要件

受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、平成32年度末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれる地区。

現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～92%未満	92%以上
対象地区の要件	10%以上増加 又は87%以上	7%以上増加	92%以上	現状以上

3 事業主体

市町村

4 工種等、農家負担率及び道の助成割合

工種		細工種等	農家負担率	道の助成率
区画整理			7.5%	1/2
土層改良	向上型	客土、除礫	7.5%	
	保全型	客土・除礫以外　注1	10.0%	
暗渠排水			7.5%	
排水路			10.0%	
用水施設	畑地散水型	畑地用水施設の新設整備　注2	7.5%	
	新設型	用水施設の新設整備	10.0%	
	保全型	既設用水施設の整備	12.5%	

（注1）心土破砕は対象外

（注2）畑地に直接散水可能となる整備を対象

5 事業実施期間

平成28年度～平成32年度

問合先	部局名	農政部農村振興局農村設計課	担当者	小和田　桂太
	TEL	011-231-4111	メールアドレス	kowada.keita@pref.hokkaido.lg.jp

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	青森県	事業名	ため池の安全・安心力アップ事業	新規・継続区分	継続	事業番号	201

事業制度化の目的	ため池一斉点検を踏まえ、ため池管理者の意向確認と学識経験者の技術的な診断等を得て、ハード対策とソフト対策を組み合わせた中期的なプランを策定する。
事業制度創設の背景	近年の豪雨や大規模地震等により多くのため池が被災し大きな被害が生じていることを踏まえ、農林水産省では平成25～26年度に全国のため池の一斉点検を実施した。本県においても、県内の全ため池(1,773箇所)のうち、主として、かんがい受益面積0.5ha以上のため池1,273箇所について一斉点検を実施し、239箇所がより詳細な点検・調査を要する結果となった。詳細な点検・調査には多額の費用を要することから、一斉点検結果やため池管理者の意向等を踏まえ優先順位を決め、詳細な調査を実施する必要がある。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)ため池関係者との情報共有と意向調査(H28、29)** 853千円 ①ため池一斉点検結果をため池管理者と共有するとともに、意向調査により対策の方向性を確認 **(2)ため池中期プランの策定(H28、H29)** 3,106千円 ①学識経験者の技術的な診断 ②個々のため池に適したハード、ソフト対策の検討選定 ③ため池中期プランの策定 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 100%

問合先	部局名	青森県農林水産部農村整備課		担当者	森　初夫
	TEL	017-734-9556	メールアドレス	hatsuo_mori@pref.aomori.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	青森県	事業名	中山間型土地改良推進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	202

事業制度化の目的	中山間地域での農作業の効率化・省力化、労働力不足の解消に向け、水田の団地化、樹園地での機械化を推進するため、簡易な基盤整備の効果を実証しつつ、導入推進を検討する。
事業制度創設の背景	骨太の方針(2016)に、新たに中山間地域の農業生産基盤の強化が謳われ、全国的にも中山間地域対策が課題となっている。本県においても中山間地域の水田の整備率が県全体の整備率よりも低い状況である。地形条件が厳しく水田の大区画化や樹園地整備に制約がある中山間地域において、農業者自らが行える簡易な基盤整備を推進し、水田樹園地の団地化・機械化により、農作業の効率化・省力化を図っていく必要がある。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)簡易な基盤整備のモデル実証(H29、H30)** 5,760千円 ①地形条件により大区画化が困難な水田で、畦畔や水路を越して農作業機械が移動できるスロープ等を設置し、農作業時間の短縮効果を実証 ②地形が険しいりんご園で新規就農者や作業受託者が、安全かつ効率的に作業できる園内道の基準を検討し、その効果を実証する。 **(2)簡易な基盤整備の導入推進(H29、H30)** 796千円 関係機関や農業者等とともに、農作業の効率・省力化につながる農家自らが行える簡易な基盤整備を検討し、簡易基盤整備の手引きを作成する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 100%

問合先	部局名	青森県農林水産部農村整備課		担当者	一戸　新輝
	TEL	017-734-9555	メールアドレス	yoshiteru_ichinohe@pref.aomori.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	土地改良事業調査費（県営・県単）	新規・継続区分	継続	事業番号	0301
事業制度化の目的	国の事業採択を受けようとする地区で事業計画を策定し、県営土地改良事業を推進する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　調査内容** ①現況調査・・・受益面積、戸数、地形地質、土壌、気象、営農状況等 ②事業計画の策定・・・土地利用計画、道水路計画、施設計画、事業費算定等 ③権利関係の調査・・・3条資格者等の確定、非農用地等の協議等 **2　事業主体** 県 **3　補助率等** 50%						

問合先	部局名	農林水産部農村計画課		担当者	藤代
	TEL	019-629-5670	メールアドレス	s-fujisiro@pref.iwate.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	小規模農地等災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0302

事業制度化の目的	豪雨等により被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業等の対象とならない小規模な災害の復旧に要する経費の一部を補助し、農業経営の安定と地域農業の維持を図る。
事業制度創設の背景	農地・農業用施設に係る災害復旧については、国庫補助事業又は起債（以下「国庫補助等」という。）を活用して実施されているが、1箇所当たりの被害額が少額なため国庫補助等の対象とならない被害箇所が多い災害の場合、既存制度だけでは十分な復旧が望めない状況である。 このため、小規模農地等災害復旧事業（以下「事業」という。）を実施し、国庫補助等の対象とならない小規模な被災箇所を対象に復旧に要する経費の一部を補助することにより農業者の営農意欲を喚起し、耕作放棄を未然に防止するとともに、地域農業の維持及び農業経営の安定を図る必要がある。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 1箇所当りの工事費が「農地・農業用施設災害復旧事業」や「農地等小災害復旧事業債」の対象とならず、かつ農家1戸当りの工事費の合計額が13万円以上で、市町村が復旧工事費を負担又は補助する場合、その一部を補助する。 **2 事業主体** 市町村、土地改良区、農業協同組合、農地・水保全の活動組織、共同施行者等（3戸以上の農業者による組織） **3 補助要件** 農家1戸当りの複数被災箇所に係る工事費の合計額が13万円以上 但し、農地は1箇所当たりの工事費が13万円未満、農業用施設は受益戸数が1戸のもの **4 補助率** 県1/3以内（工事に要する経費の1/3に相当する額以内で、かつ市町村が負担又は補助する経費の1/2に相当する額以内）

問合先	部局名	農林水産部農村建設課		担当者	高橋
	TEL	019-629-5688	メールアドレス	nobuyoshi-t@pref.iwate.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	活力ある中山間地域基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0303

事業制度化の目的

県内農地の8割を占める中山間地域における人口減少に歯止めをかけ、「活力ある中山間地域」を創り上げていくため、高収益作物の導入や農作業の効率化に向けた簡易な基盤整備を行う。

事業制度創設の背景

本県農地の約8割を占める中山間地域は、平地地域に比べ人口減少や高齢化の度合いが著しく、集落機能はもとより、農地等の地域資源の維持や生産活動の継続が困難になるおそれがある。また、中山間地域における農業・農村を維持するためには、担い手はもとより、兼業農家等、様々な経営規模や形態の農業者それぞれが有する能力を最大限発揮し、所得向上を図るとともに、農地等の地域資源を有効に活用した農業を持続的に行うことが必要である。。

このことから、中山間地域などの条件不利地の実情に応じたきめ細かな生産基盤の整備を行い、新たな高収益作物の導入や農作業の効率化を図る。

事業制度の仕組等

1 事業の内容

工種	補助率等	備考
(1) 田畑の区画拡大	10万円/10a（20万円/10a）	（）は水路の変更（管水路化等）を伴う場合
(2) 暗渠排水	15万円/10a	
(3) 湧水処理	15万円/100m	
(4) 畑地かんがい施設	20万円/10a（30万円/10a）	（）は樹園地の場合
(5) 客土	10万円/10a	層厚10cm以上
(6) 除礫	20万円/10a	深度30cm以上
(7) 耕作道	総事業費の50%	敷砂利舗装、路肩新設

2 採択要件

①中山間地域（中山間地域等直接支払の対象区域 等）
②受益者数が農業者2者以上
③事業費が50万円以上1,000万円未満
④「活力ある中山間地域基盤整備計画」の作成

3 事業実施主体

市町村、土地改良区等

4 負担区分・補助率

(1)～(6)：定額助成、(7)：県50%

問合先	部局名	農林水産部農村建設課		担当者	千葉
	TEL	019-629-5681	メールアドレス	nariaki-c@pref.iwate.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0401

事業制度化の目的	人口減少等の課題に直面する農山漁村地域の活性化策として農山漁村を舞台とした都市農村交流活動（グリーン・ツーリズム=GT）は有効な手段であることから，GT活動の底上げや発展を図る必要がある。 そこで，GT活動の地域の実情等に応じた支援方策が必要であることから，GT活動初心者支援及びスキルアップ支援を目的とする。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** グリーン・ツーリズム活動を支援するため，次の事項について助言及び指導を必要とするグリーン・ツーリズム活動を行う団体等に対して，アドバイザーを派遣する。 ①農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し，その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて ②国庫補助事業等により整備したグリーン・ツーリズム関連の交流施設等の利用の向上について ③その他，グリーン・ツーリズム活動の推進のために必要と認められる事項について **2 採択要件** アドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化しており，派遣の効果が見込めると県が判断したもの **3 事業主体** 県 **4 費用負担** 派遣に係る一部の経費を団体等が負担

問合先					
部局名	宮城県農林水産部農村振興課農村交流対策班		担当者	佐々木　努	
TEL	022-211-2866	メールアドレス	sasaki-ts889@pref.miyagi.lg.jp		

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	みやぎ農山漁村交流促進事業 （旧農山漁村絆づくり事業）	新規・継続区分	名称変更・組換	事業番号	0402

事業制度化の目的	人口減少や高齢化の著しい農山漁村の活性化を図るためには，都市と農山漁村の交流促進を図るなど，新しいひとの流れをつくるグリーン・ツーリズムの推進が必要である。 このため，本事業により，農林漁業体験受入に取り組む地域グリーン・ツーリズム実践団体を対象とし，農山漁村における宿泊体験や情報発信活動等に係る事業費を補助し，震災復興や都市と農山漁村の交流促進を図り，新たなひとの流れをつくる。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容・事業主体・補助対象経費等** **（1）子ども体験交流事業** ①震災復興支援（農山漁村絆づくり事業） 沿岸15市町で，学校行事として実施する体験活動（農林漁業体験＋復興の手伝い）に係る経費 事業主体：学校関係者、子供会関係者等 補助率：対象経費の1／2（上限宿泊した場合3,000円/人，日帰りの場合2,000円/人） ②地方創生支援（子ども体験交流促進事業） 県全域における，宿泊を伴う子ども農林漁業体験活動に係る経費 事業主体：学校関係者、子供会関係者等 補助率：対象経費の1／3（上限2,000円/人） **（2）地域サポーターづくり事業** 県全域における，都市住民等が農林漁家民宿等に宿泊し農林漁業体験を行う経費 事業主体：施設使用者全般 補助率：対象経費の1／3（上限2,000円/人） **（3）地域グリーン・ツーリズムPR事業** 地域交流を促進し，新たなサポーターづくりを行うための情報発信に係る経費 事業主体：地域サポーター、新規実践者等全般 **（4）農林漁家民宿開業支援事業** 地域サポーターとなる都市住民等の受入のため，農林漁家民宿開業に係る経費 事業主体：新規実践者 **2 事業期間** 平成26年度から平成29年度

問合先	部局名	宮城県農林水産部農村振興課農村交流対策班		担当者	佐々木　努
	TEL	022-211-2866	メールアドレス	sasaki-ts889@pref.miyagi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	豊かなふる里保全整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0403

事業制度化の目的	農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため，水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ，国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施するもの。
事業制度創設の背景	制度としては県で実施している市町村振興総合補助金の様々なメニューの中の一つである。県単独事業である「小規模土地改良事業」「農業用ため池整備事業」「中山間地域温水施設整備事業」「せせらぎの里整備事業」の4事業を統合し平成16年度より運用しているもの。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ，国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施する。 **2 採択基準** ① 農業生産基盤整備の場合は，「地域水田農業ビジョン」に基づき，受益農地に麦，大豆，米粉用米，飼料作物，園芸特産物等を現に作付けしているか又は作付けを計画しており，水田の有効利用が図られること。また，農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は，農業生産基盤整備と連携又は地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興が図られること。 ② 農業生産基盤整備を行うものについては，事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上，受益戸数2戸以上であること。 ③ 農業生産基盤整備を行うものについては，関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は，土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。 ④ 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満で，工期が3か年以内であること。 ⑤ 施行者が市町村以外の場合は，市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。また，費用負担において地元の同意が得られていること。 ⑥ ほ場整備，かんがい排水・農業集落排水施設整備，農道・農業集落道整備，暗きょ排水整備，客土を行う場合は，施工単価が上限単価を超過するときに別途経済効果算定を行っていること。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区等 4 **補助率等** 40%

問合先	部局名	宮城県 農林水産部 農村整備課 農村環境整備班	担当者	吉田　智
	TEL	022-211-2874	メールアドレス	yoshida-sa787@pref.miyagi.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	土地改良施設機能診断事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0404

事業制度化の目的	経年変化により，機能低下が懸念される土地改良施設を対象に，機能診断劣化度の評価，整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い，施設の長寿命化を図る。
事業制度創設の背景	耐用年数が過ぎ機能低下が懸念される施設を対象に国が提唱する予防保全を団体営造成施設までカバーして推進するため創設された。なお，現在では団体営ストマネの保全計画策定事業として活用されていて受益要件の緩和になっている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ① 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価 ② 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成（必須） ③ 小規模な整備補修 （注）事業開始年度は平成15年度で、現在は第4期4ヶ年対策として事業期間は 平成29年度～平成33年度である。 **2 採択要件** ① 土地改良事業等で造成した受益面積20ha以上の施設（頭首工，揚水機場等） ② 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可） **3 事業主体** 市町村、土地改良区 **4 補助率等** 30%

問合先	部局名	農林水産部農村整備課水利施設保全班	担当者	三浦 真紀夫
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	miura-ma686@pref.miyagi.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	県営造成施設管理体制整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0405

事業制度化の目的

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全など、農業用水以外の機能（多面的機能）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取り組みが必要となっている。

農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や東日本大震災等に伴い、県内の土地改良区は、施設の管理体制の脆弱化が進行しており、体制整備と合わせて、土地改良区の運営基盤の強化を図る必要がある。このため、県営造成施設にかかる管理体制の整備を促進するための諸活動のほか、農業以外の機能（多面的機能）にかかる分に対し県の支援を行う。

事業制度創設の背景

県では県内農地の９割を担い手に集積することを10年後の政策目標としている。この結果、土地改良区の組合員が少数の担い手で構成されることになり、土地改良区管理の基幹的水利施設の管理体制のあり方とともに、国営造成施設と県営造成施設との管理費の格差が地域課題となる。このため、土地改良区管理の県営造成施設にかかる管理体制について、将来の農業構造に対応した適切な基幹的施設の管理体制の構築と、農地中間管理事業等による担い手への農地集積を、県と市町村が連携して推進する。

事業制度の仕組等

1　事業の内容

県と市町村が連携して，県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象とした次に掲げる全ての事業の実施を通じて，多面的機能の発揮、環境への配慮，安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図る。

(1)管理体制整備計画策定事業

地域における適正な管理水準，適切な管理体制，適正な費用分担等の目標及びその実現に必要な取組、並びにこれらの定着方策等の非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化や施設管理協定の締結等とともに，管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

(2)管理体制整備推進事業

管理体制整備推進協議会を設置し，推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。なお，当該協議会は関係市町村や関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ，県，土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成する。

(3)管理体制整備強化支援事業

多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う（但し，農業生産活動に係るものは除く）。補助対象経費は次の費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。①操作運転費　②点検整備費　③施設管理費　④施設費　⑤調査費　⑥油脂費　⑦電力料　⑧整備補修費

2　対象地区及び施設

事業の対象とする施設は，下記の条件を満たす施設であること。

①対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること(国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。)。

②対象施設は，受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム，頭首工，用排水機場，幹線用排水路，排水樋管，及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

3　事業主体

市町村

4　補助率

50%

5　事業実施期間

平成27年度から平成32年度までとする。

問合先	部局名			担当者	三浦　真紀夫
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	miura-ma686@pref.miyagi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	国営土地改良事業負担金償還助成事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0406

事業制度化の目的	国営土地改良事業の公共性にかんがみ，同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で，平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行う。
事業制度創設の背景	国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は，平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより，それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%,70%,65%,60%）となった(平成5年度からは，70%,2/3,1/2）ことから，継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることとした。更に平成2年度の地方財政措置の拡充により，国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため，その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **2　事業対象地区** 国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により，平成2年度以降徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業の農家等負担金について，補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき，補助金の交付が決定された地区のみ適用される。 3　**事業主体** 県 **4　助成時期・助成額** 助成の時期は事業負担金の償還時期で，事業に要した額に所定の助成率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。 **（1）県償還助成（対象：一般型，特別型）** 国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と、地方交付税算定対象となった国営事業県負担金の償還金の一部を地元に還元する。 標準的な助成率：事業費の2%（平成28年度以降開始した地区） **（2）県要件助成（対象：特別型）** 受益者負担金軽減のため，支払期間の延長を行い，かつ元利均等年賦支払方法以外の年賦支払とした場合に，平均償還額を越えた部分の1/2を助成する。

問合先	部局名	農林水産部農村振興課広域水利調整班	担当者	四戸技術補佐
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	農業水利権管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0407
事業制度化の目的	宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行い、農業用水の確保を図る。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業において農業用水を一・二級河川から取水する場合、事業主体である県は河川法に基づき取水量（水利権水量）・施設の占用及び施設の設置許可を取得（水利使用許可：通称、水利権）している。この許可期限は原則10年間となっているため、許可期限毎に更新を行う必要がある。また、近年の水利使用更新手続きにおいては、河川水の需要増加や河川環境の保全対策等とあわせ、かんがい区域の土地利用の変動、作付け体系等の変更による使用水量の変化に伴い、河川管理者である国土交通省より河川取水量の全面的な見直しを要求され、詳細かつ膨大な資料を求められたことが背景となっている。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水水利権の10年毎の更新を行う、具体的な内容は以下の通り。。** **①水利使用の許可申請書の作成** **②現況調査及び検討** **③水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成** **④河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備** **⑤その他** **2 採択要件** 県営土地改良事業において、県が河川法に基づき取得しているかんがい用水水利権のうち更新を行う必要があるのもを対象にし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 負担割合：県100%						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課広域水利調整班		担当者	渡邉主任主査
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	農山村集落体制づくり支援事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0408

事業制度化の目的	人口減少の著しい中山間地域等において，集落活性化に向けた地域の実態把握を行うとともに，援農ボランティアや森林整備・資源活用ボランティアの取組機会の創出支援を行い、条件不利地域における新しい集落体制づくりや森林を活用した人材交流を促進し，農山村集落の活性化を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)農業分野** ア 取組集落等の調査 ①取組見込みのある集落への意向調査，集落へのアドバイザー派遣，ワークショップ実施 ②援農ボランティア参加側となる企業，大学等に対する意向調査 ③意向調査結果の取りまとめ等 イ 組織づくり支援 ①援農ボランティアの取組 ②NPO化等に向けた指導 ③交流拠点施設整備 ウ NPO等組織による取組への支援 ①援農ボランティアの取組 ②交流拠点施設整備 **(2)林業分野** ア 意向調査及び受入 ①取組見込みのある事業体への意向調査 ②森林整備・資源活用ボランティア募集及び受入 イ 受入体制づくり支援 ①森林整備・資源活用ボランティアの取組 ②交流拠点形成の指導 ウ 受入拠点の形成支援 ①森林整備・資源活用ボランティアの取組 ②交流拠点での活動支援 エ 受入拠点での交流支援 ①森林整備・資源活用ボランティア受入拠点での交流活性化 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** **定額補助** **4 事業期間** 平成28年度から平成31年度

問合先	部局名	宮城県農林水産部農村振興課農村交流対策班	担当者	佐々木 努
	TEL	022-211-2866	メールアドレス	sasaki-ts889@pref.miyagi.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0501

事業制度化の目的	暗渠やパイプライン、揚水機等は内部の状態を目視することが困難であり、日常管理が適切に行われていても不測の事態により突発事故が発生するケースが毎年報告されている。県営造成施設等はこれにかかる受益が広大で、突発事故発生時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)対象施設** 国営、県営造成施設 ※ただし国営造成施設については、原則、国の「国営施設応急対策事業」により実施することとし、要件から外れたもののみを本事業の対象とする。 **(2)対象工種** 日常管理の中では目視困難な施設 ①水路（パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ） ②頭首工 ③揚水機 ④ため池（電気設備等の目視困難箇所のみ） **2 採択基準** ①異常な天然現象によるものでなく、通常の使用の範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。 ②国営または県営造成施設で復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。 ③維持管理が適正に行われていること。 ④関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。 ⑤1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区 **4 補助率** 30%（ただし、市町村10%以上）

問合先					
部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班		担当者	阿部　浩樹	
TEL	018-860-1830	メールアドレス	abehi@pref.akita.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	農地小災害支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0502
事業制度化の目的	近年、ゲリラ豪雨等により災害が多発し、農家経済を圧迫している。自然災害による国の支援のない小規模な農地の災害復旧について県が支援することで農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生の防止を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)対象工種** 被災した農地で、「国庫補助災害及び災害復旧事業債」の対象外のもの **(2)補助対象額** 10万円/箇所以上40万円/箇所未満で、かつ市町村の助成下限額が10万円以上の 場合はその下限額 **2　採択基準** 対象市町村は次のいずれにも該当していること ①国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害 ②農家助成を実施している市町村 **3　事業主体** 市町村 **4　補助率** 市町村の助成率以内、最大で事業費の1/3						

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班		担当者	阿部　浩樹
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	abehi@pref.akita.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	元気な中山間農業応援事業のうち 中山間水田畑地化整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0503

事業制度化の目的	平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。
事業制度創設の背景	中山間地域は、狭あいな立地条件や担い手の高齢化により、土地利用型作物の規模拡大には限界感があり、今般の農政改革における影響が大きいことから、農業所得の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される。 このため、地域が主体となり、中山間地域の資源を活かした創意あふれる計画を策定するとともに、これに基づき、水田の畑地化整備等により、特色ある中山間地域農業の展開を図ることを目的に事業を創設した。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地域特産物等の本作化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等（客土、混層耕、暗渠、用排水施設）を実施する。 **2　事業主体** 県、市町村、土地改良区 **3　負担割合・補助率** ①標準タイプ(県営：工事費200万円以上) 国50~55%、県35~40%、市町村等10% ②小規模タイプ(団体営：工事費200万円未満) 県1/2以内

問合先	部局名	秋田県農林水産部農山村振興課調整・地域活性化班	担当者	齋藤　卓也
	TEL	018-860-1851	メールアドレス	Saitou-Takuya@pref.akita.lg.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	水田畑地化基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0504

事業制度化の目的	園芸作物や畑作物の生産拡大を図るため、園芸メガ団地などを対象に、水田畑地化のための基盤整備を実施する。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)園芸作物産地形成事業** 園芸メガ団地対象農地や、ネットワーク型団地など地域で一体となって園芸産地を形成する農地で基盤整備を実施する。実施内容は;①暗渠排水、②地下かんがい施設、③用排水施設等の整備である。 **(2)畑地化促進排水事業** 園芸作物や畑作物を作付する農地でのモミガラ等による補助暗渠の施工を実施する。 **2　採択基準等** ①園芸作物や畑作物を作付けする農地を対象 ②国の「農地耕作条件改善事業」の実施用件に合致すること **3　事業主体** ①県 ②農業法人、集落営農組織、認定農業者 **4　補助率** **(1)園芸作物産地形成事業** 負担割合:国50(55)%、県30%、市町村等20(15)% ※(　)は過疎、特別豪雪指定など条件不利地域の場合 **(2)畑地化促進排水事業** 補助率　1/3以内 (経営体が水稲以外の生産ほ場面積を20%以上拡大する場合は1/2以内)

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課農地整備班	担当者	長嶋　満
	TEL	018－860－1824	メールアドレス	Nagashima-Mitsuru@pref.akita.lg.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	県単農地地すべり対策事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0505
事業制度化の目的	地すべり防止区域における災害の未然防止または最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 小規模な地すべり防止工事及び農地・農業用施設等の復旧工事 **2　採択基準** ①「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域等であること ②総事業費　70百万円未満 **3　事業主体** 県 **4　負担区分** 県100%						

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災班		担当者	阿部　浩樹
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	abehi@pref.akita.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	地すべり防止施設管理事業（県単）	新規・継続区分	継続	事業番号	0601

事業制度化の目的	地すべり防止法（昭和33年法律第30号。）第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域（法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。）全般にわたる管理並びに地すべり防止施設の適正な管理を実施する。
事業制度創設の背景	概成地区において、経年劣化により補強・修繕が必要な地すべり防止施設が増加したことから創設された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地すべり防止施設の適正な維持管理修繕を行ない、地すべりの未然防止を図る次の対策。 ①地すべり防止施設管理費 概成地区における、地すべり防止工事で実施した施設の維持管理・補強・修繕工事等 ②地すべり防止区域巡視員報酬 概成地区に地すべり防止区域巡視員（地元住民）を委嘱し、日常点検、緊急点検を実施 ③地すべり防止区域緊急対応費 概成地区内で発生した災害復旧事業に該当しない被害について緊急に実施する工事等 **2　採択要件** 地すべり防止区域（農村振興局所管指定区域内に限る。） **3　事業主体** 県 **4　補助率** 県：100%

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	阿部啓一
	TEL	023-630-2157	メールアドレス	abekeiic@pref.yamagata.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	水田畑地化基盤強化対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0602

事業制度化の目的

水田農業の振興を図るため、水田を有効に活用し畑作物の本作化に取組むため基盤整備を実施し、高品質、高収益の畑作物栽培により地域農業の活性化と農家経営の安定を図るため、県負担をガイドラインより高くする。

事業制度創設の背景

転作田での畑作物の栽培は、湿害等により収量と品質の低下が見られた。栽培作物に適した畑作物の本作化のためのきめの細かい排水対策等の整備が必要であることから創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容（整備内容）

基盤造成、暗渠排水、心土破砕、補助暗渠、客土、地下かんがい施設、土壌改良

2 採択要件

①事業区域内で転作作物の作付けを5年間行うこと。
②転作畑対策は実施ほ場のすべてで転作作物の作付けを行う。
③田畑輪換対策は実施ほ場の1/2以上で転作作物の作付けを行う。
④県営は受益面積20ha以上
⑤団体営は受益面積1ha以上

3 事業主体

県、市町村、土地改良区、その他

4 負担割合

事　業	事業主体	区 分	国	県	地元
転作畑対策	県営	一般地域	50.0%	35.0%	15.0%
		指定地域	55.0%	31.5%	13.5%
	団体営	一般地域	50.0%	30.0%	20.0%
		指定地域	55.0%	30.0%	15.0%
田畑輪換対策	県営	一般地域	50.0%	32.5%	17.5%
		指定地域	55.0%	29.0%	16.0%
	団体営	一般地域	50.0%	25.0%	25.0%
		指定地域	55.0%	25.0%	20.0%

(注)指定地域:離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施区域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	五十嵐 秀紀
	TEL	023-630-2502	メールアドレス	igarashihid@pref.yamagata.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	基盤整備促進事業（耕作放棄地発生防止型）	新規・継続区分	継続	事業番号	0603

事業制度化の目的

中山間地域などの条件不利地における耕作放棄地発生を未然に防止するため、基盤整備を促進することとし、県負担をガイドラインより高くする。

事業制度創設の背景

中山間地域など条件不利地においては、規模要件により有利な国庫補助事業を利用できず、未整備の農地が見受けられる。また、基盤の未整備により、農地の引き受け手が無い場合、耕作放棄地が発生し、国土の保全や水源の涵養等農業の有する多面的機能の低下、病害虫・鳥獣被害の発生、農地利用集積の阻害などの悪影響に加え、農業算出額に与える影響も大きい。

こうした+状況を踏まえ、耕作放棄地発生を未然に防止するため、農業基盤整備促進事業を活用した県営事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容（整備内容）

農業用用排水施設、暗渠排水、客土・土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等

2 採択要件

耕作放棄地となるおそれがあり、基盤整備を行うことにより、営農の継続が見込まれる農用地で以下の要件を満たすもの。

①受益面積5ha以上

②総事業費200万円以上かつ受益者数が農業者2名以上

3 事業主体

県

4 負担

事業区分	対象地域	国	県	地元
農業用用排水施設	指定地域	55%	29%	16%
	地域外	50%	29%	21%
上記以外	指定地域	55%	27.5%	17.5%
	地域外	50%	27.5%	22.5%

（注）指定地域：離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施区域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	渡部一樹
	TEL	023-630-2503	メールアドレス	watanabekazuki@pref.yamagata.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	県営土地改良事業計画設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0604

事業制度化の目的	県営又は団体営事業として実施する各事業の施行予定地区の計画設計を行い、土地改良事業計画書を作成する事業に補助する。
事業制度創設の背景	創設当時（昭和52年）は、計画設計に関する国庫補助事業がなく、新規事業に取り組む際は、申請者の負担で土地改良事業計画書を作成していたため、負担軽減を図る目的で本制度を創設した。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 2の事業に関する「計画設計」業務 **2 採択要件** 国庫補助事業（下記の事業）の採択基準に該当する地区が対象 ① かんがい排水事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業含む） ② 経営体育成基盤整備事業 ③ 広域営農団地農道整備事業 ④ 鉱毒対策事業 ⑤ ため池等整備事業 ⑥ 農地防災事業 ⑦ 農地開発事業 ⑧ 畑地帯総合土地改良事業 ⑨ 一般農道整備事業 ⑩ 基幹農道整備事業 ⑪ 農地環境整備事業 **3 事業実施主体** 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体 **4 補助率** 2の事業の内、②・⑨：県40%　⑤・⑥・⑩：県50%　それ以外：県60%

問合先	部局名	山形県農林水産部農村計画課計画担当		担当者	佐藤 浩幸
	TEL	023-630-2539	メールアドレス	satohiroyuki2@pref.yamagata.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	中山間地域等持続的農地保全支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0605

事業制度化の目的

中山間地域等における多面的機能の維持発揮を図るため、農業者の減少や高齢化の進行に直面し、中山間地域等直接支払制度に取り組めない地域を対象に、国の制度の要件を緩和して農業生産条件の不利を補正する支援を行う。

事業制度創設の背景

中山間地域等直接支払制度が創設されてから15年が経過する中で、農業者の減少や高齢化の進展により、協定期間である5年間の営農継続の不安から協定締結できない地域が増加し、また、一筆でも耕作放棄地が発生した場合に、全ての協定農地について交付金の遡及返還を返還する規定により、他の参加者に迷惑をかける心配から協定締結を断念するケースが発生している。

事業制度の仕組等

1 事業内容

農業生産活動等を3年間実施する協定を締結して取り組む集落等に対して、平地と中山間地域の生産コスト差の一部を補助。

2 採択要件

(1) 対象農地

農振農用地区域のうち傾斜が中山間地域等直接支払制度の要件を満たす農地等

(2) 要件

① 協定に基づき農業生産活動と経済的共同活動を3年間実施すること

② 3年間、協定農地の面積の9割以上において農地が保全されていること
（9割を下回った場合、当該年度から交付停止）

③ 最終年度（3年目）までに、協定終了後のあり方について話し合い、その後の取組み方（農地保全計画）を提出すること

3 事業実施主体

3年間以上継続して農業生産活動と経済的共同活動を実施する農業者等2名以上が協定を締結する集落協定組織

4 補助率

(1) 交付単価（円/10a）

① 市部

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	12,600
	緩傾斜（1/100～1/20）	4,800
畑	急傾斜（15度以上）	6,900
	緩傾斜（8～15度）	2,100

① 町村部

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800
	緩傾斜（1/100～1/20）	6,400
畑	急傾斜（15度以上）	9,200
	緩傾斜（8～15度）	2,800

(2) 補助率

① 市　部：県2/3、市 1/3

② 町村部：県3/4、町村 1/4

問合先	部局名	山形県農林水産部農村計画課農地保全担当	担当者	安達　邦明
	TEL	023-630-2506	メールアドレス	adachiku@pref.yamagata.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0701

事業制度化の目的	国庫補助事業の対象とならない小規模な土地改良事業の経費の一部を県が補助し、農業用施設等の整備をきめ細かく行うことにより、地域特性を活かした活力ある農業の展開と農業・農村の多面的機能が発揮されるための環境の改善等を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業種目・採択要件・補助率** **(1)かんがい排水事業**（補助率45%） ア　かんがい排水事業施設（用排水路、ため池、取水施設、用排水機）の保全事業 ①受益戸数2戸以上、②維持管理事業でないもの、③揚水機事業では恒久的な施設 イ　農業用用排水路等において、水難事故防止上必要な安全施設を設置する事業 ①受益戸数2戸以上、②当該経費40万円以上 **(2)農道整備事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②農道にあっては延長100m以上500m未満かつ有効幅員3m以上、③橋梁にあっては構造が永久的かつ有効幅員が3m以上の農道橋の架け替え **(3)ほ場整備事業（区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地）**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 **(4)暗渠排水事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③完全暗渠であるもの **(5)客土事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 **(6)ふるさと環境整備事業**（補助率50%） ①農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施または実施予定の地域内　②国道、県道、一級河川に関するものでないこと、③1地区の事業費が500万円以上　④工種は親水施設（遊水池、自然石護岸工、階段工、魚類保全水路等）、修景保全施設（植栽、カラー舗装、擬木柵等）、連絡道、緑道、広場、その他の特認施設　⑤工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたもの **(7)農地造成改良事業**（補助率45%） ア　開墾造成、転換造成及びこれと一体施工を適当とする農地の改良のための事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 イ　草地の改良または牧道の整備をする事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③農道幅員3.0m以上、④工種は起土、整地、土壌改良資材　雑用水施設 **(8)農業水利施設整備補修事業**（補助率50%） ①国、県、団体営事業等で造成された農業水利施設整備の補修　②当該経費40万円以上 **(9)水田畑地化対策支援事業**（補助率50%） ①過去にほ場整備事業またはこれに類する基盤整備事業等を実施し、暗渠排水等の地下排水対策がすでに実施されている地区　②受益戸数2戸以上　③前年度に麦、大豆等土地利用型作物を連担団地化して作付けた面積が2ha以上 **(10)水田農業改革支援事業**（補助率50%） ①上記事業（1）～（5）の該当事業における採択要件を満たす　②受益地内に、地域水田農業ビジョンで振興する作物として位置付けられた地域振興作物が計画されている　③土地利用型作物の場合：大豆・麦・そば・飼料作物　おおむね1ha以上　④園芸作物の場合：露地栽培　おおむね50a以上、施設栽培　おおむね20a以上　＊事業実施期間は1年以内とする。 **2　事業主体**　市町村、土地改良区、その他

問合先	部局名	福島県農林水産部農村振興課		担当者	本多 隆太
	TEL	024-521-7416	メールアドレス	honda_ryuuta_01@pref.fukushima.lg.jp	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独調査設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0702
事業制度化の目的	農業生産性の向上や居住環境の改善を図るため、農地及び水利等に関する生産基盤の整備や、農村における生活環境の整備を行う各種農業農村整備事業の円滑かつ的確な実施に必要な調査計画等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	1 **事業内容** 国庫補助を受ける農業農村整備事業の事業採択に必要な調査計画を行い、事業計画を策定する。 2 **対象地域（採択要件）** ①国庫補助を受ける農業農村整備事業の実施を予定している地区 ②各種国庫補助調査事業等により実施しない地区 例：ほ場整備事業の1年目調査 3 **事業主体** 市町村、土地改良区 4 **補助率** 60%						

問合先	部局名	福島県農林水産部農村計画課		担当者	伊藤　春喜
	TEL	024-521-7406	メールアドレス	itou_haruki_01@pref.fukushima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県管理施設維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0703

事業制度化の目的	海岸保全区域および地すべり防止区域の保全を図るため、防護施設等の整備を実施してきたが、近年施設の老朽化による機能低下等が見られることから、これら施設の機能回復・維持等、区域内の適正な管理を行い、今後も継続的に地域の保全を図ることを目的とする。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容と対象地域** **（1）地すべり防止区域** ①概成区域維持管理業務 ②概成区域維持管理工事 ③防止区域指定調査 ④その他、地すべり等防止法第7条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの **（2）海岸保全区域** ①維持管理業務 ②維持管理工事 ③その他、海岸法第5条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの **2　採択要件** 海岸保全区域及び地すべり防止区域内の県管理施設とする。 **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 100%

問合先	部局名	福島県農林水産部農村基盤整備課		担当者	服部　浩一
	TEL	024-521-7418	メールアドレス	hattori_hirokazu_01@pref.fukushima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	湛水防除施設管理費補助	新規・継続区分	継続	事業番号	0801
事業制度化の目的	県営湛水防除事業により造成された施設は，農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため，管理費の一部を補助する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・対象経費補助限度額等** 湛水防除事業により造成された湛水防除施設（排水機場）の維持管理に要する経費のうち，最大契約電力に 400 円（特別高圧農事用電力で契約している施設の場合は390円）を乗じた額以内 平成29年度；最大契約電力×400円（特別高圧農事用電力の場合は390円）×0.7） **2　補助要件等** 湛水防除事業により造成され，市町村等が管理する湛水防除施設（排水機場）であること。 **3　事業主体（対象団体）** 市町村，土地改良区及び土地改良区連合						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	浅山
	TEL	029-301-4142	メールアドレス	k.asayama@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業 （農業生産基盤整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	0802

事業制度化の目的

田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修など，農業生産基盤の整備を実施することにより，営農の効率化と農業の振興を図る。また，生活に関連した農道整備やため池等の生態系保全施設を整備することにより，やすらぎとうるおいのある快適な農村空間の形成を図る。

事業制度創設の背景

国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備並びに農村の環境整備を推進し，農業の振興を図る。

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率等

事業名	事業内容	補助率 県費	補助率 地元	採択要件 受益面積	採択要件 その他の要件	備考
1．農業生産基盤整備事業						
(1)一般地帯型	農業用用排水路施設 区画整理 暗渠排水 客土 農道整備　など	37.5 (40)	62.5 (60)	5〔3〕ha ～20 ha		〔 〕書きは山間部 （ ）ほ場整備
		42.5 (45)	57.5 (55)	5〔3〕ha ～20 ha		上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
(2)山間急傾斜地帯型	山間部の農業振興のため，指定地域（別表）を対象に国補事業対象以外の小規模な生産基盤の整備 ※事業内容は一般地帯型参照	47.5 (50)	52.5 (50)	1ha～20ha	指定地域内	（ ）ほ場整備
		52.5 (55)	47.5 (45)	1ha～20ha		上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
(3)畑地基盤対策特別パイロット型	畑の区画整理を行う、次のいずれかを満たす地区 ア 15%以上の農地流動化計画がある イ 畑かんによるブロックローテーションの営農計画がある	40	60	20ha以下	畑地率50%以上	
(4)地域水田緊急整備型	(1)一般地帯で同一集落内で2工種以上を行う	37.5	62.5	5〔3〕ha ～20ha		〔 〕書きは山間部
	(2)指定地域(山急地帯)で同一集落内で2工種以上を行う	47.5	52.5	1ha～20ha	指定地域内	
(5)土地改良施設緊急整備補修型	災害以外の原因により機能が損なわれた土地改良施設の補修	25	75			
(6)ため池整備型	堤とう及びその付帯施設の改良，池敷の改良等	50	50		ため池整備台帳に登載されたもの	
(7)用水障害対策型	農業用用水に障害をきたし，かんがい施設の新設若しくは改良を行う事業又は行った事業 (1)河床の変動 ア 障害要因が自然的なもの イ その他（人為的） (2)水質汚濁	 50 2/3 50	 50 1/3 50			事業費は、事業を実施した地区にあっては査定額

2 事業主体

市町村，土地改良区，農業協同組合，その他知事が適当と認める者

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	山本
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	ma.yamamoto@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業（農村環境整備）	新規・継続区分	継続	事業番号	0803

事業制度化の目的

田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修など，農業生産基盤の整備を実施することにより，営農の効率化と農業の振興を図る。また，生活に関連した農道整備やため池等の生態系保全施設を整備することにより，やすらぎとうるおいのある快適な農村空間の形成を図る。

事業制度創設の背景

国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備と農村の環境整備を推進し，農業の振興を図る。

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率等

事業名	事業内容	補助率 県費	補助率 地元	採択要件 受益面積	採択要件 その他の要件	備考
2. 農村環境整備 (1)生活関連農道整備型 （現在休止中）	(1)集落間又は集落と生活に関連した公共施設等を結ぶ農道整備 (2)既設農道に設置する歩道整備	37.5 (47.5)	62.5 (52.5)	10ha未満	延長1km以下 幅員4m以上	（ ）指定地域内
(2)集落水辺環境保全整備型 （現在休止中）	(1)ため池，農業用用排水路等の施設を利用した親水護岸，生態系保全施設，遊歩道等の施設整備 (2)ばっ気施設等の水質浄化施設整備	50	50	3ha以上		
(3)農業集落排水整備型 （現在休止中）	(1)し尿，生活雑排水の処理施設整備 (2)雨水排水路整備	50 (55)	50 (45)		受益戸数20戸未満	（ ）霞ヶ浦流域内
(4)茨城グリーン道路景観形成型 （現在休止中）	広域営農団地農道整備事業により整備された道路用地内の植栽及び同事業に係わる道路の沿線に設置する駐車場等（直販施設等と一体）の施設用地造成整備	50	50			

2 事業主体

市町村，土地改良区，農業協同組合，その他知事が適当と認める者

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	山本
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	ma.yamamoto@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	土地改良施行予定地区計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	0804
事業制度化の目的	農業農村整備事業の円滑な推進図るため，調査設計に係る費用を補助する。						
事業制度創設の背景	調査・計画策定期間が複数年にわたることから，国事業の活用に合わせて，事業の計画的・効率的な推進を図る必要があるため。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)計画調査** 県営土地改良事業（かんがい排水，畑総，経営体，防災，農道，その他）施行予定地区に係る計画調査、経営体，畑地整備等にあっては換地の事前調査を含む **(2)田園環境整備計画策定** 環境に配慮した事業計画を策定するための施工予定地区にかかわる生態系等の調査等 **(3)産地育成畑地整備促進事業** 畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し，事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る **2　事業主体** 県 **3　補助率** (1)計画調査 県：地元＝50：50 (2)田園環境整備計画策定 県：地元＝1/3：2/3 (3)産地育成畑地整備促進事業 県：地元＝3/4：1/4						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	渡邊
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	hik.watanabe@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業調査設計費	新規・継続区分	継続	事業番号	0805
事業制度化の目的	農業農村整備事業の円滑な推進図るため，調査設計に係る費用を補助する。						
事業制度創設の背景	国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備並びに農村の環境整備を推進し，農業の振興に資するため。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県単土地改良事業の調査設計 **2 採択基準等** 事業費10万円以上 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県：地元＝50：50						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	渡邊
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	hik.watanabe@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農業排水再生プロジェクト事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0806
事業制度化の目的	霞ヶ浦の水質保全のため，霞ヶ浦に隣接する低位部地域において，既存の土地改良施設を活用し，農業排水を農業用水として循環させ，霞ヶ浦への農業排水の流出抑制を図る。						
事業制度創設の背景	霞ヶ浦は，水道水源をはじめ首都圏における水資源の安定的な確保に重要な役割を果たし，かけがえのない貴重な資産となってきましたが，流域における人口増加や生活様式の多様化，産業活動の進展などに伴い水質の汚濁が進行した。このため，本県では「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」による規制や保全計画に基づく取り組みを推進しており，水田からの汚濁負荷削減を図るために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　循環システム施設整備事業**(H20～H27) (1)事業内容：農業用用排水機場において循環かんがいを実施するために、既設ゲートの電動化，除塵機設置等必要な施設の整備に要する経費に対する助成。 (2)事業主体：土地改良区 (3)事業期間：1ヶ年/地区(初年度のみ) (4)補助率：10/10 (5)1地区当たりの補助対象経費：12,000千円を上限 **2　循環システム管理事業**(H20～H29) (1)事業内容：循環かんがいを実施するために、土砂撤去，人件費，軽微な整備等必要な経費に対する助成。 (2)事業主体：土地改良区 (3)事業期間：3ヶ年/地区 (4)補助率：10/10 (5)1地区当たりの補助対象経費：水田は810千円を上限。ハス田はこれに所長と協議のうえ，必要な電気料金を加えた額。						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	内村
	TEL	029-301-4150	メールアドレス	s.uchimurra@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農地集積基盤整備推進事業費補助	新規・継続区分	継続	事業番号	0807
事業制度化の目的	経営体への農地の利用集積を促進するため，貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を，県が市町村に補助する。						
事業制度創設の背景	ほ場の大区画化と経営体への農地の集積を一体的に行う基盤整備事業を契機として，地域農業の担い手となる経営体の育成を推進する必要があるため。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容（対象事業）** 経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業において、県が市町村を通じて貸し手農家の事業分担金の一部を補助する。 **2　採択要件（補助要件）** ①受益面積 経営体育成基盤整備事業 おおむね40ha以上であること。 畑地帯総合整備事業 おおむね20ha以上であること。 ②経営面積率 経営体育成基盤整備事業 おおむね40%以上となること。 畑地帯総合整備事業 おおむね20%以上となること。 ③大区画化率 経営体育成基盤整備事業におけるほ場の大区画化率が完了時におおむね50%以上となること（条件不利地域は連担団地を含む）。 **④流動化率** **畑地帯総合整備事業における経営体への土地流動化率が完了時におおむね20%以上となること。** ⑤利用権設定 6年以上の賃借権設定，又は，3年以上の基幹的農作業（3作業（畑地は2作業）以上）を受託。 ⑥経営体の要件 認定農業者，認定農業者となることが確実と見込まれる経営規模3ha以上の農業者，農業生産法人，法人化が見込まれる集落営農組織 **3　事業主体（対象団体）** 市町村 **4　補助率等** 県：55～70% 市町村：20・25% 貸し手：10～20%						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	綿引
	TEL	029-301-4235	メールアドレス	na.watahiki@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農業水利施設強靭化促進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0808

事業制度化の目的	農業従事者の高齢化や人口減少による管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設に対し，施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制の構築を促進するため。機能保全計画の更新や管理台帳の整備，水利用再編に関する調査・検討などに要する費用を補助する。
事業制度創設の背景	県内には，国営・県営事業等で造成された農業水利施設（ため池除く）が，約8千箇所存在し，農業生産を支えるとともに，豊かな水環境の創設や地域の防災・減災にも大きな役割を担うなど，地域資源としての重要性が高まっている。一方で，これまで農家による維持・保全活動によって管理されてきた施設が，農業従事者の高齢化や農家人口減少による管理体制の脆弱化が問題となっており，施設管理者への支援体制の強化が求めれてている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)施設監視支援** 県内全域の農業水利施設の強靭化に資するための以下の事業 ①施設監視マニュアル等技術指針の作成 ②監視箇所の選定や監視方法，監視効果の検証方法等をまとめた図書類の作成 ③管理体制強靭化の要する技術体系の構築に資する各種調査，研修等 **(2)保全管理強化** 機能診断や機能保全対策，管理台帳整備，水利用再編に関する検討・調査等 **2.採択要件** **(1)施設監視支援** 受益面積20ha以上の県営造成施設を対象 **(2)保全管理強化** ①事業主体が県の場合，受益面積20ha以上の県営事業を実施中又は完了後まもない県営造成施設 （事業主体を県とする機能診断，機能保全対策の実施については，個別施設計画が策定済みであり，且つ，県営事業を実施中に限る。） ②事業主体が施設管理者の場合，受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設 **3 事業主体** 施設監視支援：県 保全管理強化：県又は施設管理者 **4 負担割合** 施設監視支援　県：100% 保全管理強化　県：75%　地元25%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	岡野
	TEL	029-301-4224	メールアドレス	nosei1@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	畑地かんがい活用大規模産地育成事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0809

事業制度化の目的	消費者に高品質な青果物を安定的に供給できる産地の育成を図るため，畑地かんがい用水を活用した収益性の高い営農が実現できるよう，用水活用型営農の啓発，畑地かんがい施設の活用，施設化への転換，新規作物や新技術の導入等を促進し，地域の特性を生かした高収益な園芸産地づくりを支援する。
事業制度創設の背景	首都圏に近い立地条件を活かし，消費者ニーズに応えられる高収益作物の計画的かつ安定的な生産を図るため，地域の営農形態に応じた畑地基盤整備を促進するとともに，国営農業水利事業により確保された用水を活用した安定的な畑作営農による産地づくりを進めるため，国営関連地区等におけるかんがい施設整備の促進を目的に平成16年度に創設した。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)畑地かんがい先駆的実践者活用支援事業** 畑地かんがいを活用し効果をあげている農家を先駆的実践者（通称「畑かんマイスター」）として委嘱し，講師として事業推進地区での座談会や現地研修会等に派遣することで，農家の意識改革を図り畑地かんがい営農を推進する。 **(2)畑地かんがい効果実証事業** 畑地帯総合整備事業の実施地区や完了地区における作付体系，営農状況を調査し，畑地整備及び畑地かんがいの活用を具体的，定量的に把握し，成果をまとめ周辺地域での普及啓発に活用し整備を推進する。 **(3)畑作営農普及推進事業** 畑地かんがい営農の定着及び普及拡大を図るため，簡易なかん水施設を設置し，畑地かんがい効果が期待できる品目を実践栽培し，現地研修会等を通して畑地かんがい効果のPRと畑地かんがい営農の啓発を行う。 **2　事業主体** 県 **3　対象経費** ①講師の謝金及び旅費等（上記(1)に対応） ②効果調査及び資料作成費用等（上記(2)に対応） ③実証ほ場の設置及び運営費用等（畑地かんがい資材及び管理手当）（上記(3)に対応）

問合先	部局名	茨城県農林水産部　農地局　農地整備課　国営事業推進室		担当者	大貫
	TEL	029-301-4241	メールアドレス	nosei5@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	0810

事業制度化の目的	中山間地域において，大学の知見等を活かし，地域資源の掘り起こし・再評価や，フィールドワークによるプロジェクト検討等を行い，当該地域のおける「アグリビジネスモデル」を創出・展開し，地域の魅力向上を図る。
事業制度創設の背景	現在，中山間地域の農業において，少量多品目の産地づくりや付加価値を高める多様な生産・加工が行われているが，地域全体の活力が減退している中では，地域自らが解決しにくい様々な課題も多い状況のため，地域と大学等が連携して地域の課題解決に取り組みながら，持続可能なアグリビジネスモデルの創出につなげる必要がある。
事業制度の仕組等	**1　事業内容（委託内容）** **地域資源掘り起こし・再評価とプロジェクト検討・提案等を委託する。** **委託先：東京農業大学（農山村支援センター）** **2　対象市町** 日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・常陸大宮市・大子町・笠間市・城里町・桜川市（9市町） ※中山間地域（地域振興立法指定地域（振興山村,過疎地域,特定農山村地域）及び知事特認地域）を含む市町 **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 定額委託費

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村環境課		担当者	大津
	TEL	029-301-4264	メールアドレス	y.ootsu@pref.ibaraki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	元気な農山村創生チャレンジ事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	0811

事業制度化の目的	地域の提案による自主的な取組（地域資源を活用した6次産業化，年と農村の交流等）にかかる体制や受入体制の整備などを支援する。
事業制度創設の背景	高齢化や人口減少が著しく進行している農山村地域において,農山村の維持・活性化を図るためには,若者や女性等を地域内外から受け入れるための雇用の場の確保や就農支援による定住人口の確保,都市と農村の交流による交流人口の拡大等を図っていくことが必要である。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 次に掲げるものなど,事業主体自らが農山村地域の維持・活性化のために地域資源を活用して行う新たな取組 ①中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業で設定された課題解決プロジェクトを実践するための自主的な取組 ②雇用の場の確保や就農支援による定住人口の確保に繋がる取組 ③地域のリーダーの育成等人材育成に関する取組 ④地域特産品を活用した農業振興に資する取組 ⑤若者等を呼び込むための都市農村交流の取組 ⑥中山間地域の魅力向上に繋がる取組 ⑦その他農山村地域の維持・活性化に繋がる取組 **2 採択要件** **(1)対象地域** 日立市,常陸太田市,高萩市,北茨城市,常陸大宮市,大子町,笠間市,桜川市,城里町 **(2)採択要件** 次に掲げる要件のいずれかを満たし、採択は「元気な農山村創生委員会」で審査し決定する。 ①中山間地域等で行われる地域活性化の取組であること ②地域への波及効果が期待される取組であること ③新たな課題解決に向けた取組であること ④将来的に観光業者や福祉関係者など異業種と連携が期待できる取組であること ⑤これまでに行われてきたイベントではなく,モデル性のある取組であること ⑥取組内容に応じて,地域が主体的に効果を定量化すること **3 事業主体** 集落や農業者等の組織する団体,JA,土地改良区,NPO等。 （ただし,3人以上で組織しており,規約等の定めがある団体であること。なお,対象地域をフィールドにその維持・活性化に取り組む団体であれば,所在地は問わない。） **4 補助金の額** 50万円以内

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村環境課		担当者	大津
	TEL	029-301-4264	メールアドレス	y.ootsu@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農業集落排水施設接続支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0812

事業制度化の目的	県は，霞ヶ浦，涸沼，牛久沼の水質保全のため，農業集落排水施設への接続補助事業を行う市町村長に対して，補助金を交付する（森林湖沼環境税財源）。
事業制度創設の背景	公共用水域の水質保全を図るため農業集落排水施設への接続率の向上が求められている。特に県平均に比較して接続率が低い3湖沼流域における向上が課題となっている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業集落排水施設に接続することを目的として宅地内配管を設置する工事を行う。 **2 採択要件** 市町村長が補助する事業のうち，以下の要件を満たすもの。 ①対象地域：霞ヶ浦，涸沼，牛久沼流域 ②対象工事：施設の供用開始から3年以内に接続する工事 **3 事業主体（補助対象者）** 市町村長 **4 補助率等** 市町村の条例等に基づいて交付決定した補助額の2分の1の額 （但し，2万円を超える場合は2万円）

問合先					
部局名	茨城県農林水産部農地局農村環境課			担当者	古川
TEL	029-301-4259	メールアドレス	s.furukawa@pref.ibaraki.lg.jp		

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	ふるさと農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0813

事業制度化の目的	地域が対応しなければならない課題に応えて早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農業農村の振興と定住環境の改善に資することを目的とした，地方財政措置を活用する地方単独事業である。集落間又は集落と基幹的道路もしくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設，改良等を行う。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 集落間又は集落と基幹的道路もしくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設，改良等を行う。 **2 採択基準等** ①受益面積：50ha（過疎・山振地帯30ha）以上， ②全幅：4m以上 ③総事業費：6000万円以上。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県：地元＝70：30

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村環境課		担当者	大羽
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	k.ooba@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	中山間地域農業基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0814

事業制度化の目的	生産条件が不利な中山間地域において，水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。
事業制度創設の背景	中山間地域は，平坦地のような効率的な経営の規模拡大が困難であること，米価下落等により米作りをあきらめる農家が増えてきていることから，耕作放棄地が増加している。そのため，中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに，条件不利地域における意欲のある農業者を育成する必要がある。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 畦畔除去（段差修正・簡易整地含む），暗渠排水，客土，用排水路，進入路，電牧柵等 **2 採択要件** ①対象地域：中山間地域等直接支払制度の対象地域 （北茨城市，高萩市，日立市，常陸太田市，常陸大宮市，大子町，城里町，笠間市，桜川市） ②事業要件：1ha未満の農地，2名以上の地権者 **3 事業主体** 市町，土地改良区，農業協同組合，その他適当と認める団体 **4 補助率** 県：62.5%，市町：22.5%，地元：15.0% **5 事業期間** 平成27年度から平成29年度まで（3年間）

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村環境課		担当者	富永
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	h.tominaga@pref.ibaraki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	県単独農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0901

事業制度化の目的

本県農業農村の持続的な発展を図るため、小規模な農用地及び農業用施設等を対象とした農業生産基盤の整備や生活環境・農村環境の整備、さらには地域資源の保全・継承に向けた整備等への支援を行う。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の対象とならない小規模な農用地及び農業用施設等において、早急な対策が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容（補助対象事業）

①農業生産基盤整備（かんがい排水施設整備、ほ場整備、農道整備、農作業条件整備）
②農村生活環境整備（農村公園、施設周辺整備、集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、水質保全施設）
③農業用施設管理（農地防災整備、施設機能維持回復、管理省力化施設整備）
④地域資源保全（農村景観形成、伝統的農業用施設整備、生態系保全施設整備、未利用資源利活用施設整備）

2 採択基準

①主たる対象地域
　農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業：農振農用地区域
　農村生活環境整備事業及び地域資源保全事業：農振地域の集落
②受益戸数2戸以上を対象として実施するものであること。
③国の補助に係る土地改良事業等の一部を分割して実施しようとする事業は補助の対象としない。
④原則として当該年度内に完了する単年度事業とする。
⑤維持管理に属する事業については、毎年恒常的にかかる経費は補助の対象としない。
⑥直営施工による事業も補助の対象とする。
⑦中古品である機械器具は補助の対象としない。
⑧事業の実施に要する経費が総額で30万円以上であること。
⑨農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業については受益面積が1.0ha以上であること。

3 事業主体

市町村、土地改良区、その他

4　負担割合

	事業名	県	市町
負担割合	農業生産基盤整備		
	農道	40～20 (50～30)	20
	農道以外	35 [45]	20
	農村生活基盤整備	50	20
	農業用施設管理	35 <50>	20
	地域資源保全	50	20

( ):過疎・山振
[ ]:林野率50%以上の地域
< >:農地防災

問合先	部局名	農政部　農地整備課　水利保全担当		担当者	吉澤　良幸
	TEL	028-623-2369	メールアドレス	yoshizaway04@pref.tochigi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	県営農業農村整備事業調査計画	新規・継続区分	継続	事業番号	0902

事業制度化の目的	農業農村整備事業の計画的な推進を図るため、ほ場整備事業やかんがい排水事業等の県営農業農村整備事業の事業化に必要な基礎調査・概略測量、計画設計、計画概要書の作成等を行う。
事業制度創設の背景	県営農業農村整備事業を実施するためには、調査・計画策定期間が複数年にわたることから、国事業の活用に合わせて、事業の計画的・効率的な推進を図るために創設された。
事業制度の仕組等	**1 調査計画の内容** 県営農業農村整備事業を開始するために必要な事項で次に掲げる内容 ①基礎調査・概略測量　②計画設計　③費用対効果の分析　④概算事業費の算定 ⑤事業計画書の作成　⑥その他知事特認 **2 対象事業** 国庫補助の対象となる県営農業農村整備事業のうち、次に掲げる事業 ①かんがい排水事業　②ほ場整備事業　③畑地帯総合整備事業　④農地防災事業 ⑤農村振興総合整備事業　⑥中山間地域総合整備事業　⑦その他知事特認 **3 調査計画期間** おおむね3年 **4 調査主体** 県 **5 費用の割合** 国庫補助の伴う県営調査計画事業・・・ 県：国庫補助残の50%　市町：国庫補助残の50% 国庫補助のない県営調査計画事業・・・ 県：50%　市町：50%

問合先	部局名	農政部　農地整備課　調査計画担当		担当者	井上　直也
	TEL	028-623-2360	メールアドレス	inouen01@pref.tochigi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	畑地帯整備重点推進モデル事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0903
事業制度化の目的	畑地等の基盤整備を契機とした園芸の産地づくりを推進するため、露地野菜の生産拡大に向けて、畑地整備の推進に必要な調査や啓発の取組をモデル的に支援する。						
事業制度創設の背景	畑地整備を推進していく上において、畑地経営の不安等に起因する担い手不足や、リーダー不在による体制整備の必要性、また畑地整備に対する理解不足が支障となっていることから、本事業によるモデル地区の取組を通して、これらの課題解決を図っていくために創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業の内容** 選定したモデル地区における次の取組への支援 ①現況調査（地区の生産基盤状況、営農状況、担い手状況等） ②現況図作成（上記の現況調査結果の図示） ③畑地整備に向けた農家への意向調査 ④地域の営農構想の策定 （営農の将来像、担い手の確保対策、基盤整備方針等の策定） **2 事業実施地域** 収益力の高い露地野菜の産地づくりに意欲的な地域（モデル地区）とし、受益面積は概ね20ha以上 **3 事業実施期間** 2年間　（平成31年度まで） **4 事業主体** 市町等 **5 負担割合** 県：50%　市町：50%						

問合先	部局名	農政部　農地整備課　調査計画担当		担当者	関　広志
	TEL	028-623-2360	メールアドレス	sekih02@pref.tochigi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	県単小規模農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1001
事業制度化の目的	担い手等が安定した所得を確保し、農業が魅力ある産業としての発展を図るために、市町村等が取り組む持続的な生産を支える基盤・環境づくりをきめ細やかに支援することにより、地域農業の健全な発展と農村の振興を図り、もって食料の安定供給と農業・農村が持つ多面的機能の発揮に資する。						
事業制度創設の背景	補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、群馬県土地改良関係単独事業として1963年に創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・補助率** 国の補助事業で対応できない受益地区及び事業内容を対象とする。 **(1)農業生産基盤保全整備** ほ場、農業用用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図る。 【補助率】 40%　但し、上記のほか、事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率を10%以上増加を図る場合は50% **(2)農村地域保全整備** 農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図る。 【補助率】 1/3　但し、災害復旧は　農地50%、　農業用施設65%、　環境保全対策調査は50% **(3)特別対策** 鳥獣害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図る。 【補助率】 40% 【事業費の上限】 30,000千円以下／地区　　災害復旧は400千円未満／箇所 **2　事業主体** 市町村・土地改良区						

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課計画評価係		担当者	綾部賢二
	TEL	027-226-3154	メールアドレス	ayabe-ke@pref.gunma.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	ため池緊急防災減災対策事業	新規・継続区分	改正	事業番号	1002

事業制度化の目的	地震や豪雨等の自然災害に対し脆弱で、危険性が高い小規模なため池について、緊急的に整備し、下流地域の防災・減災を図る。
事業制度創設の背景	県内の農業ため池の多くは、明治時代以前に築造されたものであり、地震や豪雨等に対する現行の安全基準を満たしていないものも数多く存在しており、その対策が急務となっているため本事業を創設した。
事業制度の仕組等	**1 事業内容等** 堤体、洪水吐、取水施設(斜樋、底樋)、護岸、管理道、防護柵、浚渫、その他改修が必要な附帯施設を整備する。但し、高度な技術を要しない防護柵等の簡易な施設のみの整備は不可とする。 **2 採択基準** 以下のいづれかに該当し、原則として事業費が8,000千円以上のもの。 ①原則、国庫補助事業で実施できない老朽ため池の対策工事（受益面積が10ha(中山間地域にあっては5ha)未満のもの。ただし、漏水の発生等により、緊急に改修が必要なため池は除く。） ②「防災重点ため池」に位置づけられたため池の耐震及び豪雨対策工事 ※本事業では、計画設計と工事に分割して採択することとする。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 75%

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係		担当者	浦野和幸
	TEL	027-226-3160	メールアドレス	urano-k@pref.gunma.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	地すべり防止区域保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1003
事業制度化の目的	地すべり防止施設の維持補修と観測体制の整備を行い、適正に保全することで、安全で災害に強い農村づくりの推進を図る。						
事業制度創設の背景	地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、地すべり等防止法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、地すべり等防止法第27条により、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とすることから創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容等** 地すべり防止区域内で実施する次に掲げる対策を対象とする。 **(1)維持管理補修工事** 施設機能低下の主な原因である水抜きボーリング孔の目詰まりの解消や施設の保全等を行う。 **(2)地すべり観測機器の観測** 地下水位観測孔に自己水位計を設置し、地下水位の観測、地すべりの挙動の把握を行い、監視体制を強化する。 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 100%						

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係		担当者	浦野和幸
	TEL	027-226-3160	メールアドレス	urano-k@pref.gunma.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	単独農村整備事業（基幹水利施設管理）	新規・継続区分	継続	事業番号	1004
事業制度化の目的	群馬県では、広い受益を持つ4箇所の頭首工を管理している。近年、局地的な豪雨等の異常気象が増えており、今まで以上に緊急の事態に備える必要が生じている。また、施設管理者に対しても更なる安全管理の徹底が求められている。 このことから、緊急の事態に迅速な対応ができるように県単独事業を創設して頭首工の管理を充実させる。						
事業制度創設の背景	異常天然現象に伴う災害や事故の発生に対し、必要により緊急に対応しなくてはならない応急措置的な工事などを実施することも想定されるため創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 群馬県が管理する4箇所の頭首工（太田頭首工、邑楽頭首工、南牧頭首工、根利川頭首工）で行う次の事項を実施する。 **（1）緊急時対応** 災害時の土嚢の設置工事や、事故発生時の応急措置など行う。 **（2）維持管理の充実** 補助事業（基幹水利施設管理事業）で対応できない箇所の施設補修や、調査、機材の整備等を行う。 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 100%						

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課		担当者	小笠原　早苗
	TEL	027-226-3157	メールアドレス	ogasawara-s@pref.gunma.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	農業水利施設管理体制整備支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1005

事業制度化の目的	農業水利施設等の保全・管理を推進するため、土地改良区に対し、施設台帳や維持管理計画書の整理・修正、データベース化等の情報基盤整備を支援する。
事業制度創設の背景	地区面積の小さな土地改良区は職員体制が不十分であり、施設の維持管理の基本である施設台帳の整備も不十分な土地改良区が見受けられる。また、土地改良区が管理している施設の老朽化は顕著であり、今後施設更新が集中することが予想される。その施設更新の前提となる施設台帳や維持管理計画書の整理・修正を支援することにより土地改良区の体制強化を図ることを目的に創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 現状に即していない施設台帳及び維持管理計画書について、以下の整理・修正を行う。 ①データベース化した補修履歴や簡易機能診断結果等のデータの追加。 ②用排水系統の整理 ③頭首工、幹線用排水路、分水工、揚・排水機場等の日常管理（操作）の文書化・データベース化 **2 事業実施主体** 農業用用排水路等を継続的に管理する土地改良区の中で、整備を必要とする土地改良区を対象とする。 **3 工期** 事業の実施は単年度実施とする。 **4 補助率** 1/2

問合先				
部局名	群馬県農政部農村整備課管理指導係		担当者	伊藤
TEL	027-226-3142	メールアドレス	ito-sawa@pref.gunma.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	川の国埼玉 はつらつプロジェクト（農業用水）	新規・継続区分	継続	事業番号	1101

事業制度化の目的

埼玉県では、県民だれもが川に愛着をもち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指して、「清流の復活」と「安らぎとにぎわいの空間創出」を2本柱とした川の再生に取り組んでいる。
川の国埼玉 はつらつプロジェクトは、川の利活用で水辺を地域資産として育てる取り組みを行っている。

事業制度創設の背景

県土面積の約5%を占めている水辺空間（河川、湖沼、農業用水等）は、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけられる。この豊かな水辺の環境を再生し、川が地域の共有資産として広く県民に認識され、地域による持続的・自立的な改善行動、維持管理が行われる姿を目標とした「川の国埼玉」の実現を目指し事業が創設された。

事業制度の仕組等

1 実施方針・事業内容

地域の特性に応じたテーマのもと、県・市町・地域が協働・共助し、農業用水を核とした地域再生に取り組み、「川の国埼玉」の実現を目指す。
①生態系に配慮した護岸、親水護岸、魚道等の水辺整備、遊歩道、ポケットパーク等の周辺整備を実施する。
②河川は県土整備部、農業用水、ため池等は農林部が所管しており、連携して実施している。
③まちづくりと一体となって川を再生するため、市町村や地域が主体的に取り組むことが重要である。そこで、市町村から地域住民と市町村、県が協働で実施する取組を提案していただき、その中から地区を選定し、事業実施することとしている。

2 採択要件（応募要件）

①「川の国埼玉 川の再生基本方針」に合致する「川の再生」に係る提案であること。
②一級河川(県管理)又は農業用水路、排水路(湖沼を含む)であること。
③市町村が自ら実施する取組が含まれること。
④市町村と地域住民が連携した取組が含まれること。
⑤地域が主体となって川の維持管理活動を行うこと。 等

3 事業主体と補助率

県営事業：県費100%
市町村営事業：県費50%

4 事業期間

平成28～32年度

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	塚本
	TEL	048-830-4348	メールアドレス	tsukamoto.koji@pref.saitama.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	県費単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1102

事業制度化の目的	国庫補助の対象とならない小規模な農業生産基盤や、災害を未然に防止するために必要な農業用用排水施設などの農村環境基盤を整備する市町村・土地改良区に対し、事業費の補助により、農業生産性の向上と地域農業の活性化を図り、農業者の営農意欲の向上、安心して打ち込める農業経営の実現し、農村社会の良好な発展に資する。
事業制度創設の背景	国庫補助事業等の対象とならない小規模な農用地や農業用施設等に対し、早急な対策が必要となったことから創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1) かんがい排水事業** 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を行うための事業 （用・排水路、揚・排水機場、頭首工、パイプライン、安全施設、ため池等） **(2) ほ場整備事業** 農地等につき行う区画整理事業及びそれと相当の関連がある他の事業 （区画整理、道路、用排水路、暗渠排水等） **(3) 農道整備事業** 農道の新設又は変更を行うための事業等 **2 採択基準** **(1) かんがい排水事業** 受益面積2ha以上（山村丘陵地域及びため池においては1ha以上） 但し、山村地域保全に対応する事業は、受益面積のうちおよそ50%以上が農振農用地に 存すること **(2) ほ場整備事業** 受益面積5ha以内（暗渠排水、客土は単独実施可能） **(3) 農道整備事業** 受益面積2ha以上（山村丘陵地域においては1ha以上）、1路線の延長1,000m以内かつ有効幅員2m（山村丘陵地域においては幅員1m）以上5m以下 **3 事業主体** 市町村、土地改良区 **4 補助率** 原則として事業費の33%（ほ場整備事業で暗渠排水等のみ実施の場合は30%）以内 **5 事業費** 1地区当りの事業費50万円以上 但し、安全施設の設置等に係るものはこの限りでない

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	阿部
	TEL	048-830-4351	メールアドレス	abe.yumiko@pref.saitama.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	防災減災緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1103

事業制度化の目的	農業水利施設（ため池等）のうち、想定被害が甚大な施設で、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要がある施設について、調査・計画の策定等を進める。
事業制度創設の背景	管理者である市町村等の農業用ため池の一斉点検の結果、整備の必要性の有無について優先的な判定を要する農業用ため池が選定され、早期に耐震調査等を実施し、耐震対策を講じるべきため池を選定する必要が生じた。国補助が厳しく、詳細耐震調査が進まない状況にあるとともに、耐震調査の結果、整備が必要と判断されたため池についても、整備計画の策定が行えない状況であったため、本事業を創設し、国費に頼ることなく耐震詳細調査や整備計画策定を行う事とした。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1) 防災減災事業緊急調査（県営）** 地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急的に対策を講じる必要がある基幹的な農業水利施設（ため池等）について、詳細な施設検討を行い、事業計画書の作成等を行う。 **(2) 防災減災事業緊急調査（団体営）** 「ため池一斉点検」で、整備の必要性を優先的に判断しなければならないため池として選定された耐震詳細調査が未了な施設や、小規模な農業水利施設で河川管理者から指摘があるなど 緊急に対応しなければならない施設について、防災減災の見地から、施設管理者に対し減災事業実施のための調査費を補助する。 **2 採択基準** **(1) 防災減災事業緊急調査（県営）** ①地震対策ため池防災工事に準じ、事業規模が県営規模のもの。（防災受益面積が概ね7ヘクタール以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ受益面積が2ヘクタール以上のもの。） ②地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急的に対策を講じる必要がある基幹的な農業水利施設（ため池等）であること。 **(2)防災減災事業緊急調査（団体営）** ①地震対策ため池防災工事に準じ、事業規模が（1）以外の団体営規模のもの。 ②「ため池一斉点検」で、整備の必要性を優先的に判断しなければならないため池として選定されているもの。 **3 事業主体** （1）については県 （2）については市町村及び土地改良区 **4 補助率** 事業費の50%

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	川田
	TEL	048-830-4345	メールアドレス	kawada.tetsuji@pref.saitama.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業	新規・継続区分	新規	事業番号	1104

事業制度化の目的	県内の農業用ため池のうち、規模が大きく、決壊した場合に人家や重要な公共施設に甚大な影響を与える恐れのある3箇所について耐震対策を進めるもの。
事業制度創設の背景	管理者である市町村等による農業用ため池の一斉点検の結果、判定によって優先的な整備の必要性を要する農業用ため池が選定され、詳細耐震調査を行っている。その結果、耐震安全率が所定の数値を下回るため池の中に、大規模な人的被害が生じる恐れがあるものがあり、その耐震対策工事の実施が急務となった。しかし、国補助が厳しく耐震対策工事が進まない状況であったため、本事業を創設し、国費に頼ることなく耐震対策工事を行う事とした。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ため池の耐震化対策整備に必要な以下の事項 ① 測量設計（実施設計、測量、土質調査など） ② 耐震化対策工事（耐震化対策工事、付帯工事、仮設工事など） ③ 用地買収及び補償（工事に伴う用地買収、用地補償、公共施設移設補償など） ④ その他（工事雑費、事務費） **2 採択要件** (1)本事業の対象 ため池の規模や下流側の状況に鑑み、以下のため池に適用する。 ① 鎌北湖（毛呂山町、坂戸市） ② 円良田湖（寄居町、美里町、深谷市） ③ 姿（横瀬町） (2)実施要件 ① 土地改良法に基づく関係手続を行うこと。 ② 市町村が農村地域防災減災推進計画を作成すること。 ③ 耐震化対策整備計画を作成すること。 ④ 施設の予定管理方法等について、予定管理者の内諾を得ること。 ⑤ 市町村の農業振興地域整備計画に位置付けられていること。 **3 事業主体** 県 **4 事業費負担割合** 県75%、市町村25%

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	川田
	TEL	048-830-4345	メールアドレス	kawada.tetsuji@pref.saitama.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1201
事業制度化の目的	地すべりを除去若しくは軽減することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業で対応できない地すべり防止工事を実施するため、事業制度が創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域（農村振興局所管指定区域）内において、地すべりの発生を未然防止するために必要な地すべり防止工事内、国庫採択基準に満たないものまたは早急な対策が必要なものを事業対象とする。 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 100%						
問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班		担当者	三森　豊		
	TEL	043（223）2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-(説明用)

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	千葉県	**事業名**	ため池等緊急整備事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	1202
事業制度化の目的	ため池等について、その機能を回復することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業で対応できないため池の緊急的な防止対策を実施するため、事業制度が創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 国庫補助事業対象以外であって、緊急的に機能回復を必要とするため池本体、付帯施設及び管理施設に係る応急工事を実施する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 50%						

問合先	**部局名**	千葉県農林水産部耕地課農地防災班		**担当者**	三森 豊
	TEL	043(223)2893	**メールアドレス**	nouhousai@mz.pref.chiba.lg.jp	

(注) シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	東京都	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1301

事業制度化の目的

受益面積がおおむね2ha以上の地域で実施する国庫補助対象外の農業基盤整備事業に補助し、地域の実状に則した整備を進め、営農体系の合理化を図るとともに、農業生産性の向上に資する。

事業制度創設の背景

当初、国庫補助事業を補完する目的で創設されたが、その後、国庫事業の採択基準に見たない小規模な農地に対する農業基盤整備事業の実施要望が高まったため拡充された。

※創設年度：昭和49年度

昭和49年度～平成9年度　都単土地改良事業

平成10年度～　小規模土地改良事業（名称変更）

事業制度の仕組等

1　事業内容

別表のとおり

2　採択要件

①地域指定：　農業振興地域等の指定は特になく、都内全区市町村が対象

②**受益面積**：おおむね2ha以上

3　事業主体

区市町村、土地改良区、他

4　補助率

別表事業名（1）～（2）　50%以内、別表事業名（3）　40%以内

別表

事業名	採択基準等
（1）小規模基盤整備促進事業	地域の実状に応じた迅速な農地、農業水利施設等の基盤整備を行う事業であって、下表に掲げる事業の受益面積の合計がおおむね2ヘクタール以上であるもの 事業種類 1　農業用用排水施設 2　暗渠排水 3　土層改良 4　区画整理 5　農作業道 6　農用地の保全 7　調査・調整
（2）農地開発事業	未墾地等の開畑及び開田を行うものであって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの
（3）調査設計事業	事業名の欄の(1)及び(2)に掲げる事業を目的として、次のいずれかに該当する調査設計を行うもの (1)土地改良事業計画基本設計 地域現況、一般事業計画、主要工事計画、環境配慮及び事業の効用等について基本設計を行い、土地改良事業計画を策定する。 (2)農用地地下調査 農業用水が不足する地域について、農業用井戸の試掘調査を行う。

問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良計画担当	担当者	太田　純治
	TEL	03-5320-4824	メールアドレス	Junji_Oota@member.metro.tokyo.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	東京都	事業名	都市農地保全支援プロジェクト	新規・継続区分	改正	事業番号	1302

事業制度化の目的

都市農地は、新鮮で安心な農産物を生産するだけではなく、災害時の避難場所や環境保全、美しい農的な景観、食育、レクリエーションなど多面的な機能を併せ持っており、都民生活や都市環境に安らぎと潤いを提供する貴重な財産となっている。しかし、都市化や相続などの影響により、この10年間で約1020haの農地が失われており、農地の減少に歯止めがかからない状況にある。

そこで、大都市の中にある貴重な農地を守るため、都が推進する農地保全取組と合致した、農業者ニーズを踏まえた区市町の取組を支援し、もって都市農業を振興していく。

事業制度創設の背景

東京都のモデル事業として行ってきた「農業・農地を活かしたまちづくり事業」を再編整理して、10年間のプロジェクトとして、事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容・事業主体・補助率

(1)整備支援（事業主体：区市町、補助率：3/4）

①農地の防災機能強化
- ・防災兼用農業用井戸（補助時を想定した発電機器等を含む）の整備
- ・防災協力農地掲示板、案内板の設置
- ・防災協力農地（Uターン農地）の整備　など

②地域や環境に配慮した基盤整備
- ・農薬飛散防止施設（防薬シャッター、農薬飛散防止型スイングスプリンクラー）の整備
- ・土留め、フェンス、生垣の整備
- ・簡易直売所の整備　など

③レクリエーションや福祉、教育等の機能発揮のための農地活用
- ・福祉農園、学童農園、市民農園、農業公園の整備
- ・既存農園のバリアフリー化　など

④実施設計費

(2)推進支援（事業主体：区市町、補助率：1/2）

整備（ハード）支援に関連する内容を支援

①調査設計等
- ・事業実施に必要となる基本的な調査や図面作成、事業費の算出　など

②農地保全の理解促進
- ・講演会、座談会等の開催
- ・農地保全のPR、広報活動
- ・農地防災マップの作成
- ・農園開設に必要なアドバイザーの派遣
- ・防災訓練の実施、防災協力のPR　など

(3)都推進事務費（事業主体：都）

事業評価委員会の開催、農地保全に関するシンポジウム等

(4)事業費

①1区市町当りの年度事業費　整備支援：30,000千円以内　推進支援：2,000千円以内
②区市町への年度事業費　225,000千円以内

2　採択基準

(1)地域指定：市街化区域及び隣接する調整区域の農地
(2)実施要件
①1の地域指定内の農地や農業用施設であること
②都が推進する都市農地保全の取組と区市町の事業計画が合致していること

問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良計画担当	担当者	太田　純治
	TEL	03-5320-4824	メールアドレス	Junji_Oota@member.metro.tokyo.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	市町村事業推進交付金事業 （旧農とみどりの整備事業）	新規・継続区分	名称変更・組換	事業番号	1401

事業制度化の目的

優良農地確保のための整備に加え、耕作放棄地の解消、防止や担い手対策のための農地流動化促進、さらに生態系や景観形成などの環境整備等、各種施策を実現するための整備を行う市町村等に対し、県が単独で支援する。

事業制度創設の背景

昭和45年度から実施してきた小規模土地改良事業、小規模農道整備事業等を、平成10年度に「小規模農業農村整備事業」として整理統合した。また、平成12年度に環境の保全や景観形成、さらに、農地の流動化対策も取り入れ、新たな事業として「農とみどりの整備事業」を創設した。平成26年度から市町村事業推進交付金が創設されることとなり、その中の地域の魅力づくり事業の構成事業のひとつとなった。

事業制度の仕組等

1 事業内容（事業種類）

①かんがい排水、②ほ場整備、③農地保全、④農道、⑤農用地集団化⑥暗渠排水、⑦客土、⑧農地造成、⑨農業用用排水汚濁対策⑩農業用水危険防止対策、⑪農業用施設防災策⑫農地流動化促進整備　⑬農地等環境整備　⑭特認

2 採択要件

（1）対象地域①～⑭

農業振興地域内の集団農地（原則、農用地区域を対象とし、農用地区域と一体となる農振白地を含む）

（2）受益面積

①～⑤：農振農用地区域2ha以上を含む5ha（特殊地域2ha）以上

⑥～⑨：農振農用地区域2ha以上

⑩～⑭：面積要件なし

（3）重点的・効率的な整備①～⑨（基盤整備的工種）

ア　市町村農業振興地域整備計画への位置づけ（又は予定）

イ　未整備な水田地域における面的整備への誘導

（4）耕作放棄地・担い手対策①～⑫

（5）多面的機能の発揮①～⑭

ア　地域環境評価書の評価を踏まえた整備計画

A～Cランク別に原則導入～導入努力の規程

イ　農村環境整備計画の策定(又は予定)市町村

（6）農地流動化促進⑫

流動化に必要な簡易整備の支援

（7）特認はモデル的な取組み又は緊急性が特に認められた地区

3 事業主体

市町村、土地改良区、その他

4 負担区分

県　50%　地元50%

問合先	部局名	環境農政局農政部農地課		担当者	石井　直美
	TEL	045-210-4475	メールアドレス	ishii.8xm@pref.kanagawa.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良基幹施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1402

事業制度化の目的	整備範囲を農振農用地のみならずそれらの補完的地域も加え農業振興地域を一体的に整備することにより、地域特性を生かした集団的優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、用排水路・農道等の基幹的な施設の新設改修を実施し、生産性の向上、農業経営の安定化及び地域農業の活性化に資する。
事業制度創設の背景	都市近郊に位置する都市農園の現状は、野菜、果物などの新鮮な食料を安定的に供給する生産団地が点在化する傾向にあり、生産団地の形状及び地域活性化に支障をきたしているため、これらを解消する目的で創設された。
事業制度の仕組等	**1 対象施設** 農業振興地域内を受益とする線的施設の用水路、排水路、農道等の基幹的土地改良施設 **2 採択要件** 受益面積 50ha以上 事 業 費 50,000千円以上 **3 事業主体** 県 **4 負担割合** 県 2/3、関係市町村又は土地改良区1/3

問合先	部局名	環境農政局農政部農地課		担当者	石井 直美
	TEL	045-210-4475	メールアドレス	ishii.8xm@pref.kanagawa.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良施設危険防止対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1403

事業制度化の目的	県営土地改良事業により造成した施設について、危険度の高い箇所に防護柵等の設置を行い、人身事故等を未然に防止して、地域住民及び施設利用者の安全を図る。
事業制度創設の背景	農業用水路施設のうち流水量が多い水路については特に危険度が高いため、人身事故の発生を防止する対策をとるようにとの地元市町並びに土地改良区等から強い要望を受けて、昭和43年度から本事業が創設された。
事業制度の仕組等	**1 対象施設** 県営土地改良事業造成施設であること **2 事業主体** 県 **3 負担割合** 県 100%

問合先	部局名	環境農政局農政部農地課		担当者	石井 直美
	TEL	045-210-4475	メールアドレス	ishii.8xm@pref.kanagawa.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	農業用排水路整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1404

事業制度化の目的	県営事業で造成された用排水施設で老朽化や地域社会の情勢の変化等により、著しく支障をきたしている部分の機能回復を図り、生産性の向上と農業経営の安定のため、施設の改修整備を実施する。
事業制度創設の背景	県営事業で造成された用排水施設で、老朽化等により通水や取水に著しく支障をきたしている部分の改修整備を行い、農業経営の安定を図る。
事業制度の仕組等	**1 対象施設** 県営事業により造成された用排水施設 **2 採択要件** 県営事業により造成された施設であって、農業用排水路施設に著しく支障が生じている箇所の整備を行うもので、国庫補助事業の採択要件（受益面積・事業費）に該当しない地区を本事業で整備する。 **3 事業主体** 県 **4 負担割合** 県 60%、地元 40%

問合先	部局名	環境農政局農政部農地課	担当者	石井 直美
	TEL	045-210-4475	メールアドレス	ishii.8xm@pref.kanagawa.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単地すべり防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1501
事業制度化の目的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。）第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域（法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。）全般にわたる管理並びに地すべり防止施設及び農地保全施設の適正な管理を実施する。						
事業制度創設の背景	概成地区等で実施計画に位置づけられていない区域において、早急な対策が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 地すべり防止区域内で実施する次にかかげる工事を対象とする。 ①地すべり防止区域内（構造改善局所管指定区域内に限る。）において、国が定める農地保全にかかる地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年42農地D第24号）に基づく実施計画にない工事で法第12条〔構造等の基準〕の規定に適合する工事 ②地すべり防止区域内（構造改善局所管指定区域内に限る。）において地すべり防止工事で実施した施設の補強工事等 ③地すべり防止区域内における農業用施設災害復旧事業 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）で実施した農地保全施設の補強工事等 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 100% **4 事業実施期間** 単年度実施とする。						

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課防災係		担当者	辻川
	TEL	025-280-5360	メールアドレス	tsujikawa.hiroyuki@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	新潟らしい新技術の調査・検討事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1502

事業制度化の目的	これまで、土地改良事業は環境との調和にも配慮しながら、農業生産性の向上を目的として農業生産基盤の整備を進めてきた。近年、地球温暖化の進行や食料、エネルギー危機への対応等に向け、農業農村に対する期待が高まる中、県では環境との調和の一層の推進、土地改良施設のライフサイクルコストの低減等の新たな視点から技術を調査・検討し、新潟らしい新たな整備技術の確立を目指す。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)環境にやさしい田園整備新技術創造事業** これからの農業農村整備において、環境負荷の少ない施設の更新・整備や自然エネルギーの活用、ユニバーサルデザインなど「環境にやさしい田園整備」の新たな視点から既存技術を検証し、新潟発の技術指針を策定する。 （鋼矢板排水路の補修補強、多様な暗渠排水、自然圧パイプライン等） ① 新技術指針策定のための調査・研究 ② 新技術案に基づく試行・検証 ③ 新技術指針の策定及び啓発・普及 ④ 学識経験者により構成されるアドバイザー会議を設置して、上記の取組みに対する助言等を受けながら取組みを進めている。 **（2）田んぼダム普及実証事業**（H25完了） 近年、都市化・混住化の進展による雨水の流出量の増加や、地球温暖化等により局所的豪雨が増加し、農地の湛水や住宅地などへの浸水が頻発している。この状況に対応して、水田の洪水調整機能を利用増進させ、排水量を調整する「田んぼダム」技術の効果検証、普及啓発や体制支援を行うことで、その取組を全県に拡大し、農業農村の 安全・安心を確保する。 ① 普及啓発事業:「田んぼダム」の効果等のPR、モニタリング ② 体制整備支援事業:調整板設置、畦畔補強、普及啓発資料作成、現地観測業務 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 定額

問合先					
	部局名	新潟県農地部農地管理課総合調整室		担当者	河村
	TEL	025-280-5350	メールアドレス	kawamura.tomoyuki@pref.niigata.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	農地利用集積加速・促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1503
事業制度化の目的	ほ場整備地区において、将来に渡って地域農業を担い、農地集積の受け皿となる経営体を確保するとともに、それらの経営体を中心に、本県における政策目標の一つである「担い手への農地集積率100%を実現する。						
事業制度創設の背景	政策目標の実現のためには、事業完了後も引き続き経営体等への農地集積を促進する支援や、経営体の候補に対する早期からの経営発展指導が必要であることから、地域農業の将来像への合意形成や経営体育成に係る活動の支援を行う本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	**1　農地利用集積活動支援**〔委託先:土地改良区又は市町村〕 （1）　経営体等への現状と意向等の調査 作業受託面積など経営体等の農地利用集積の実態や将来の意向等について調査 （2）　将来計画（集積図含む）の作成 現状から将来に向けての集積図を活用しながら話合いを行い、農地集積率100%に向けた将来計画を作成 **2　民間コンサルタント等による経営体候補への経営発展支援** ほ場整備地区において、『儲かる農業』の実現のため、地域農業の将来を担う組織や法人などに対し、法人化等の立ち上げ段階など早い時期から経営発展に向けた指導を実施 （県負担上限額:15万円／担い手組織） **3　地域段階における検討会の開催** 経営体に占める優良農地の割合向上や米生産コスト低減等に向け、現場の状況を踏まえた方策を検討						

問合先	部局名	新潟県農地部農地整備課		担当者	広井
	TEL	025-280-5833	メールアドレス	hiroi.yasushi@pref.niigata.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1504
事業制度化の目的	農業における近代化の推進及び生産性の向上を図り、または、農村の環境を整備することにより、農村地域や中山間地域の活性化を図る。						
事業制度創設の背景	国の補助事業に該当しない小規模な工種を対象として、地域の実情に即した機動的できめ細かな整備を実施するために創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1) 補助対象経費** ①かんがい排水事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上)) ②ほ場整備事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上)) ③農地開発事業(造成の内面積2ha以上) ④農地防災事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上等)) ⑤農道整備事業(全幅員3m以上) ⑥農業集落道整備事業(延長50m以上かつ全幅員3m以上) ⑦農業集落排水施設整備事業(排水路延長50m以上かつ農地排水が計画最大排水量の50%未満) ⑧アメニティー施設整備事業 ⑨農村総合用地周辺整備事業(事業費10,000千円以下) ⑩農業用水克雪利用事業(他事業で克雪事業の実施計画がなく、冬季間の通水があり、管理体制が図られるもの) ⑪中山間地域総合対策事業(中山間地域活性化対策事業計画が策定されている地域において2事業種別以上の実施) **(2) 1地区当り事業費** 100万円以上 **2 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **3 補助率** 30～50%						

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課水利係		担当者	齋藤
	TEL	025-280-5359	メールアドレス	saito.shuya@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業水利施設管理強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1505
事業制度化の目的	公共性、公益性の高い施設の適正な維持管理を図ること。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 補助対象者** 土地改良区、土地改良区連合又はその他知事が適当と認める団体 **2 補助対象とする経費** 前年度の維持管理費に要した電力料、燃料費及び機械保守点検委託料 **3 計算方法** 補助対象とする経費の合計実支出額が100万円以上の場合であって、その額と500万円（限度額）のいずれか少ない額を、補助基準額とし、補助金は補助基準額に補助率を乗じた額の1万円未満を切り捨てた額とする。 **4 採択要件** 県営土地改良事業で造成された土地改良施設で管理委託している次の施設区分の規模を満たすものであること。 ①ダム 1・2級河川に設置された堤高 15m 以上のもの。 ②頭首工 1・2級河川に設置された受益面積 1,000ha以上のもの。 **5 補助率** 30% 以内						

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課施設管理係		担当者	風間
	TEL	025-280-5358	メールアドレス	kazama.shingo@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	農業集落排水整備事業起債償還補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1506
事業制度化の目的	農業集落排水施設の整備促進を図るため、市町村が農業集落排水事業実施要綱等に基づいて行う施設整備事業に係る地方債の償還に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　補助対象経費** 農業集落排水事業（国庫補助対象分）における国庫補助の対象となる事業費。ただし、事務費は除く。 **2　補助率及び補助金の交付方法** 補助対象経費に対して、合計12%を事業実施年度の翌年度から交付する。単年度補助率は0.8%とする。なお、補助最終年度の補助率は、合計12%に合わせた単年度補助率以下の端数率とする。 ※平成20年度新規地区から補助制度を休止している。 【解説】 ①本県単事業の対象としている農業集落排水事業の事業主体は市町村ですが、県は事業の実施時に事業費の補助をせずに、後年度に、分割して事業費の助成をする仕組みである。事業実施時と異なる時期に県費を支出することから、県単事業（県が事業主体）として扱っている。 ②基本的には0.8%×15年として補助しており、全体の12%を補助することになっている。仮に、県の予算の都合（平準化等）で、年度の補助率を補正することがあった場合は、全体で12%となるように調整して補助する。						

問合先	部局名	新潟県農地部農村環境課農村整備係		担当者	藤田
	TEL	025-280-5370	メールアドレス	ngt070050@pref.niigata.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	農村振興整備地区支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1507
事業制度化の目的	農村振興総合整備事業等の実施を契機とした地域住民の主体的な参画による活力と個性ある地域づくりや集落機能の回復に向けた新たな集落づくりを推進するため、住民参加による施設の整備・維持管理・利活用の体制整備等に対する支援を行う。						
事業制度創設の背景	国の「元気な地域づくり交付金」で実施されていた事業であったが、三位一体改革により地方への税源移譲の対象とされたことから、県単事業として組み替えた。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** (1)住民参加による施設の整備・維持管理・利活用の体制整備 ①ワークショップの開催等 ②人材育成のための研修会への参加 ③施設の保全・利活用活動を持続的に行うための組織づくり (2)住民参加による地域づくりの啓発普及 ①広報ツール(パンフレット、ホームページ、活動報告書)の作成及びそれらを活用した住民参加による地域づくりへの呼びかけ ②美化コンクールの開催等による住民活動に対する表彰 (3)住民参加による簡易な整備 住民主導による環境施設整備の促進を図るための簡易な施設整備に対する支援(資材提供等)。 (4)新しい農村集落形成に対する支援 ①都市と農村地域が共生・対流する活力ある社会の実現を目指した、都市住民と農村地域の住民による連携の促進 ②これまでの集落の枠組を超えた新しい農村集落のあり方を検討するための協議会の開催。 **2 採択要件**(次のいずれかの要件を満たす地域) ①農業に関連したコミュニティビジネスに取り組んでいる又は予定している地域。 ②農村整備事業等を契機とした、住民参加による施設の維持管理、利活用、農村景 観の再生・保全及び多様な主体の参画による美しい村づくりなどの地域活動積極 的に取り組み、又は予定している地域。 ③県営の農業農村整備事業による整備が概ね完了した地域において、地域住民参加による施設の維持管理や利活用の取組が全県のモデルとして適切である地域。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、県土連、NPO等 **4 補助率** 50%						

問合先	部局名	新潟県農地部農村環境課農村整備係		担当者	藤田
	TEL	025-280-5370	メールアドレス	ngt070050@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	田園自然環境保全・再生支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1508
事業制度化の目的	土地改良施設等において適切な自然環境の保全、再生、維持管理を進める観点から、農業関係者だけでなく地域住民、NPOや都市住民等も参加できる体制整備等について支援を行う。						
事業制度創設の背景	国の「元気な地域づくり交付金」で実施されていた事業であったが、三位一体改革により地方への税源移譲の対象とされたことから、県単事業として組み替え。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** (1)自然環境保全・再生等に係るソフト経費 ①自然再生等に係る構想、活動計画の策定。モニタリング（生態系の調査等）の実施。地域住民、NPO等との連携の促進（ワークショップの開催等）。 ②研修・専門家によるアドバイスの実施。 ③施設の管理体制の確立（冬期の管理、清掃・除草等を行う体制づくり等）。 (2)自然環境保全・再生等に係る簡易な整備 評価順応手法等を踏まえた簡易な補正工（草刈り、しゅんせつ等）。住民参加による簡易な整備、資材提供（植栽、小ビオトープの造成等） **2　採択要件**（次のいずれかに該当する地区） ①環境との調和への配慮を行っている農業農村整備事業地区。 ②田園環境整備マスタープランにおける環境創造区域を設定している市町村において、自然再　生活動に積極的に取り組んでいる地区。 **3　事業主体** 市町村、土地改良区、県土連、NPO等 **4　補助率** 50%						

問合先	部局名	新潟県農地部農村環境課農村整備係		担当者	藤田
	TEL	025-280-5370	メールアドレス	ngt070050@pref.niigata.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	**事業名**	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	1509
事業制度化の目的	土地改良事業の円滑な実施に資するため、新潟県土地改良事業団体連合会が行う啓発、協力、指導事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。						
事業制度創設の背景	土地改良施設の多面的機能の発揮や効率的な維持管理など、土地改良区の活動の充実が期待されており、指導的立場にある新潟県土地改良事業団体連合会の役割が重要になっている。						
事業制度の仕組等	**1 補助対象経費** ①土地改良事業に関する教育及び情報提供に係る経費 ②土地改良事業に関する調査及び研究に係る経費 ③国又は県が行う土地改良事業に対する協力に係る経費 **2 事業主体** 県土連 **3 補助率** 50%						

問合先	**部局名**	新潟県農地部農地計画課土地改良団体係		**担当者**	宮川
	TEL	025-280-5352	**メールアドレス**	miyakawa.ryunosuke@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県営農業農村整備事業調査計画費	新規・継続区分	継続	事業番号	1510
事業制度化の目的	県が行う農業農村整備事業に必要な事業計画概要書等を作成するために調査計画を行う。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業計画策定を効率的かつ円滑に行うために創設。国補事業を活用出来るものは、国補を優先して活用。						
事業制度の仕組等	**1 補助対象経費** 県営の事業計画作成 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 50%						

問合先	部局名	新潟県農地部農地計画課計画係		担当者	星野
	TEL	025-280-5575	メールアドレス	hoshino.ayako@pref.niigata.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	地域営農確立促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1601
事業制度化の目的	公共事業の採択基準を満たさない小規模な土地改良施設の更新整備などを支援することにより、安定的な農業生産や農業経営に資する.						
事業制度創設の背景	本事業は、昭和24年から県単独土地改良整備事業と県単独農業農村環境整備事業に区分されて実施してきたが、平成9年度に再編整理された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・対象地域** 農振農用地域を対象(営農の一体性が認められる場合は、線引き・非線引き都市計画区域の用途地域における農地も対象とすることができる)として、以下の事業を行う。 **(1)一般型** 公共事業で採択されない地区で、かつ営農上一体と見なされる地域において、地域の特性に応じた農地の高度利用が可能となるよう、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。 ①水路整備、②農道整備、③区画整理、④地表水排除、⑤地下水排除、⑥客土、⑦堆きゅう肥補給⑧その他知事が認めるもの⑨土地改良施設緊急修繕整備⑩農地災害緊急復旧 **(2)担い手支援型** 効率的かつ安定的な経営体となる担い手の育成を支援するため、担い手の育成を実施又は予定する集落において、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。 ①一般型の①～⑥、②畦畔補強、③搬入路、④不陸均平、⑤自動給水栓、⑥法面保全、⑦その他知事が認めるもの **(3)土壌復元型** 公害防除特別土地改良事業神通川流域地区の復元農地を対象として、営農上の支障が生じた農地での補完工事を実施するものであり、公害防止事業費事業者負担法第3条に規定する事業者からの支援を得て実施する。 ①基盤整備事業(耕盤の凹凸を修正) ②排水改良工事(田面排水施設:排水枡の増設) **2　事業主体** 土地改良区;市町村、農業生産法人など **3　補助率** 40%以内(中山間指定地域　50%以内)						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	岩田　直人
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	快適農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1602
事業制度化の目的	市街地周辺及び混住化地域において、農業用用排水路施設での通年通水を確保することにより、水路機能の維持及び環境保全を図るため、水路整備等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・対象区域** 農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。 **(1)美しい農村環境整備型** ア.農道環境整備 幹線農道又は集落道及び農村公園又は農村拠点施設の周辺整備として、次の工事に要する経費を支援する。 ①花木の植栽、②緑地帯の造成、③花木への給水施設設置、④田園空間整備事業の附帯事業 イ.水辺環境整備 水路、ダム、ため池等の農業基幹水利施設の有する水辺空間を活用し、快適な生活環境の改善に係る次の整備に必要な経費を支援する。 ①親水・景観保全施設、②自然・生態系保全施設、③水辺環境維持用水の通年通水施設、④歴史的・文化的施設、⑤利活用保全施設 ウ.歴史的土地改良施設案内看板整備 農業用用排水路等の主要な土地改良施設について、その歴史的意義や価値などを説明した案内看板を設置する。 **(2)通年通水促進型** 市街地周辺又は混住化地域の農業用排水路で通年通水を確保するため、必要な水路整備又は附帯施設の新設工事もしくは改良工事で、市町村が当該工事の1/2以上を補助し又は負担する。 **(3)克雪対策型** 農業用排水路を利用した無雪害農村集落の構築に必要な経費で、次に掲げる施設の整備に要する経費を支援する。 ①流融雪溝施設、②消雪施設、③その他知事が認める施設 **2　事業主体** 土地改良区、市町村 **3　補助率** 5%～75%						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	岩田　直人
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	防災福祉対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1603
事業制度化の目的	土地改良施設における水難事故、人身事故を未然に防止するため、農業用用排水路に安全施設を設置するなど対策を実施するもの。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・対象区域** 農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。 **(1)施設機能保全型** 小規模な農業用ため池のしゅんせつを行い、ため池の機能回復等に要する経費で、次のすべてに該当するものについて支援する。 ①受益地が農振農用地区域内で5ha未満 ②堆砂率が有効貯水量の40%以上 ③市町村が当該工事費の1/3以上を補助又は負担するもの **(2)安全施設整備型** ア．用排水安全施設整備 公共事業で採択されない農業用用排水路における安全確保を図る事業であって知事が適当と認めるもの。 イ．農道保安施設整備 公共事業で採択されない農道の路面補修、交通安全施設整備、道路標識の整備で知事が適当と認めるもの。 ウ．農道福祉対策整備 公共事業で採択されない農道に係る歩道の新設、改良及び集落道の整備であって、知事が適当と認めるもの。 **2　事業主体** 土地改良区、市町村 **3　補助率** 1/3～75%						
問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	岩田　直人		
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	散居景観保全事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1604
事業制度化の目的	散居景観の保全・育成を図るため、屋敷林の枝打ち等の維持管理に対して支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 住民協定を締結した団体が行う次の活動に必要な経費で、市町村が当該事業費の1/2以上を補助し、又は負担する。 ①屋敷林の枝打ち及び間伐 ただし、枝打ち及び間伐後の清掃に要する経費並びに廃棄物としての処理に要する経費は除く ②屋敷林の育成 ③その他散居景観の保全・創造 **2 事業主体** 市町村 **3 補助率** 25%						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	岩田　直人
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	他事業関連調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1605
事業制度化の目的	富山県の主要プロジェクト事業と連携し、必要となる農業用施設の整備を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **（1） 県プロジェクト推進型** ア 用排水路整備 公共事業で採択されない農業用用排水施設の新設、廃止、又は変更であって、受益地が農振農用地域内で知事が適当と認める。 イ 農道整備 公共事業で採択されない農道の新設、改良及び舗装等の整備であって受益地が農振農用地区域内で知事が適当と認める。 **（2） 知事特認型** 知事が適当と認める。 **2 事業主体** 市町村、土地改良区 **3 補助率** 40%						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係	担当者	岩田 直人
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	農村整備関連生態系保全事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1606

事業制度化の目的	土地改良法の改正により、農業農村整備事業の実施にあたっては環境との調和や配慮が事業計画に必要となった。また、学識経験者等から構成される「富山県農業農村整備環境情報協議会」から生態系保全への積極的な取り組みが求められている。 このことから、土地改良事業の実施にあたり、環境配慮を要する場合に対策工事費の掛増費用に係る地元負担を軽減する。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業農村整備事業の実施に当たり、生物保全等掛増費用（工事費及び調査費）の農家負担分について支援するもので、次の条件をすべて満たし、環境配慮工法を採用した工事費の掛増工事費用に係る農家負担を関係市町村が補助する場合に、その1/2を上限として当該市町村に補助する。 ①県営農業農村整備事業で施行していること。 ②「レッドデータブックとやま」に記載（絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧、情報不足）されている生物を対象に環境配慮工法を採用していること。 **2 事業主体** 市町村 **3 補助率** 50%

問合先					
部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係			担当者	岩田　直人
TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	土地改良事業推進特別補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1607
事業制度化の目的	県営かんがい排水事業と県営ほ場整備事業を推進するため、その事業費に係る農家負担を軽減する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　県営かんがい排水事業（水利整備事業）** 次の条件のすべてを満たす基幹水利施設整備地区の農家負担に対し、市町村が補助する場合にその1/2（事業費（事務費を除く）の2.5%を限度とする）を当該市町村に対して補助する。 （1）排水路 ①排水計算によって水路断面が決定されている区間であること。 ②排水受益面積が500ha以上又は複数市町村にまたがっていること（複数市町村の場合は300ha以上）。 ③流域面積のうち受益面積以外の土地面積の占める割合が30%以上であること。 （2）用水路 ①頭首工、揚水機場等の基幹水利施設及びこれらと一体的に管理されている幹線用水路を新設・改良・更新するもの。 ②一級又は二級河川から取水・導水する施設。 ③通年通水され地域生活用水としての機能が認められるもの。 **2　県営ほ場整備事業（農地整備事業）** 区画整理工事区域における埋蔵文化財を保護するための盛土工事費に係る農家負担に対して、市町村が補助する場合にその1/2を当該市町村に対して補助する。						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	岩田　直人
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	naoto.iwata@pref.toyama.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	**事業名**	県単土地改良事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	1701
事業制度化の目的	国庫補助土地改良事業を補完する事業で小規模な農業生産基盤整備及びため池等の防災的施設の整備により農家、地域住民の生産環境、生活環境に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の採択要件に満たない土地改良施設の整備要求に対応するために創設した。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容.採択要件** **(1)かんがい排水事業** 機械揚水・機械揚水付帯施設・用排水路・頭首工・ため池・畑地かんがい 【採択要件】 ①100万円以上1,000万円未満・受益面積5ha以上20ha以下 ②ため池については、堤高3m以上、貯水量10,000㎥以上 ③かんがい面積3ha以上 ④機械揚水付帯施設20ha以上 **(2)耕地整備事業** 暗渠排水・客土・ほ場整備・農道・農道舗装 【採択要件】 ・100万円以上500万円未満・受益面積5ha以上20ha以下 **(3)畑地総合整備事業** 田畑転換・畑地整備 【採択要件】 ①100万円以上500万円未満 ②受益面積5ha以上20ha以下 **(4)換地処分遅延地区促進事業** 換地処分が相当年数遅延している地区で、面積がおおむね20ha未満。 **(5)特認事業** 知事が特に必要と認めるもの。 **2　事業主体** 市町、土地改良区 **3　補助率** 40%							
問合先	**部局名**	石川県農林水産部農業基盤課			**担当者**	吉村　文宏	
	TEL	076-225-1639	**メールアドレス**	fu-yoshi@pref.ishikawa.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	事業名	他産業との連携による石川型 簡易な営農基盤改良普及事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1702
事業制度化の目的	収益性の向上を図るため、農作業の省力化に繋がる簡易な農地改良を実施。						
事業制度創設の背景	中山間地域など農業条件不利地において、農地を維持していくためには、農作業効率を高め、農業収益を高め、意欲ある担い手農家が持続的に農業ができるようにする必要がある。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容（整備対象）** ①畔越スロープ ②田越かん水 ③田面均平（客土） ④補助暗渠・畦畔除去 ⑤地盤改良・特認事項 **2 採択要件** 受益面積1ha以上5ha未満 **3 事業主体** 市町、土地改良区ほか **4 補助額** 上限額は補助対象額10万円/10a						

問合先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課		担当者	北川　嘉隆
	TEL	076-225-1637	メールアドレス	yoshi-k@pref.ishikawa.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単地すべり対策施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	1801

事業制度化の目的	地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域において、同法第7条に基づき、国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理・補修を行い、施設を適正に管理することによって、災害防止と県土保全に資することを目的とする。
事業制度創設の背景	国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理・補修を行い、施設の適正管理が必要となったことから創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容と採択要件** 地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域において、同法第7条に基づき、国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理・補修を行い、地すべり防止施設等の維持管理や補修等を行う。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 県100%

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地整備G	担当者	上野　秀治
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単農地海岸維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1802
事業制度化の目的	海岸保全施設等において、老朽化の進行や部分的に損傷が著しい個所があり、その補修を早急かつ定期的に行い、既存施設の適正な管理によって、災害を防止し県土を保全する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業により整備した海岸保全施設等の維持管理・補修を行い、施設の適正管理が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・採択要件** 海岸保全施設等の維持管理や補修等を行う。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 県100%						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課 農地整備G		担当者	上野 秀治
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp (課共通)	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1803
事業制度化の目的	県営国庫補助事業と一体的な整備を県単独で実施し、農業農村整備事業の円滑な推進と農村地域の振興を図る。						
事業制度創設の背景	県営国庫補助事業（本体事業）の更なる効果発現や早期効果発現を図ることのできる整備を一体的に実施する必要性から創設された。						

1 事業内容

次に示す本事業の関連工事について、補完的に実施する。

①用排水施設整備

②農道整備

③農地防災・保全施設整備

2 採択要件

本体事業および他の国庫補助事業等で実施できないと認められる以下の場合。

①本体事業の実施により従来の機能が損なわれる場合の機能確保を目的としたもの。

②本体事業と一体的に実施することで、本体事業の効果が一層発現されるか、早期に発現されるもの。

3 事業主体

県

4 補助率等

関連工事の補助率（県負担率）は本体事業の国費補助率（例えば農地防災事業55%）と県費補助率（37%）を合わせた合計補助率（55+37=92%）である。

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地整備G		担当者	稲田　雄紀
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1804

事業制度化の目的	土地、水利等に関する諸条件の整備と農村集落内環境の整備を実施し農業生産の向上と農用地の高度利用を推進するとともに、農村生活環境の改善を図ることを目的とする。
事業制度創設の背景	国庫補助事業の補助基準に満たない地区のきめ細やかな整備の必要性から創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 国庫補助事業の補助基準に満たない規模のもの ①用排水施設整備 ②農道整備 ③暗渠排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥集落内環境整備　等 **2 採択要件** 事業費　1地区　5,000千円以内 受益面積　おおむね1ha以上（集落内環境整備除く） **3 事業主体** 市町、土地改良区等 **4 補助率等** 用排水施設、農道、環境整備　50% その他　30%

問合先					
部局名	農林水産部農村振興課　農地整備G			担当者	稲田　雄紀
TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	地域水利施設活用事業（県営造成施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	1805
事業制度化の目的	地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能を発揮するため、地域における施設管理の役割分担を明確化した施設管理協定の締結により非農家の管理参画の枠組みを構築する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 管理体制の整備・強化に対する支援として、当該地区における当該年度の管理に要する費用のうち、農業水利施設の多面的機能の発揮に要する費用に対する助成する。 **2 採択要件** 県営造成施設を管理する土地改良区および土地改良区連合を対象 **3 事業主体** 市町 **4 補助率等** 50% **5 事業実施期間** H22～29年度						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地保全G		担当者	笠松　諭
	TEL	0776-20-0456	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県営土地改良事業等計画調査	新規・継続区分	継続	事業番号	1806
事業制度化の目的	ほ場、水利等に関する条件を整備する各種の県営土地改良事業等を計画的・効率的に実施するため、市町やその他団体が策定する事業計画について支援し、県営土地改良事業等の円滑な推進を図る。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業等の円滑な推進を図るため創設						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・採択要件** 県営事業としての規模を有する地区で、原則として当該計画調査を希望する年度の農業農村整備事業管理計画書で掲げられている地区を対象に次に掲げる事業種を補助する。 ①かんがい排水事業 ②広域営農団地農道整備事業 ③湛水防除事業 ④地すべり対策事業 ⑤海岸保全施設整備事業 ⑥ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業含む） ⑦経営体育成基盤整備事業（区画整理、土地改良総合整備） **2 事業主体** 市町、土地改良区 **3 補助率等** 50% **4 事業実施期間** 原則として、2年もしくは3年						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　計画・調査G	担当者	大谷　寛幸
	TEL	0776-20-0452	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	干害対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1807
事業制度化の目的	農作物被害防止を目的に、渇水時の干害対策、大雨による農地湛水時の排水対策を講じた団体に対して助成を行う.						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** ①水路の掘削・井戸の掘削・送水管の設置・揚水機の設置及びこれに伴う動力線の架設等の付帯工事 ②揚水機・付属品の購入・賃借 ③タンクの購入・賃借 ④排水機の設置、賃借（湛水対策） 上記対策に要した額が1事業主体あたり100千円以上の経費 **2　採択要件** **（1）対象地域** **①干害**：渇水時、連続旱天日数（日雨量が5ミリメートル以下の日は旱天日とみなす。）が20日以上または30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域 **②湛水**：異常な降水に起因する農地や農業用施設の排水対策を実施する地域 **（2）発動要件** **①干害**：福井県農林水産業渇水対策連絡会議が設置され、渇水対策の検討がされた場合 **2　事業主体** 市町・土地改良区・土地改良区連合・農業協同組合および共同施工者 （湛水対策の場合共同施工者は除く） **3　補助率等** 40%、25%（共同施工者が実施した②、③の場合）						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地保全G		担当者	大木　博昭
	TEL	0776-20-0456	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	県単鳥獣害防除事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1901

事業制度化の目的	鳥獣による被害が顕著である地域において鳥獣害を防止し、農用地の保全及び農家の営農意欲の低下と耕作放棄地の発生を防ぐ。
事業制度創設の背景	県内の中山間地域を中心として、野生鳥獣による果樹・野菜・水稲等の 農作物への被害が多発しているため。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)補助対象施設** 次の①から⑤のすべてに該当するもの、または、⑤に該当する場合とする。 ①鳥獣による被害が顕著である地域において、鳥獣害を防止し、農用地及び 営農の保全を図るための施設であること。 ②共有施設として性格を具備するものであること。 ③設置後、その目的が達成されるよう適切な維持管理が行われるものであること。 ④交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のもの、または簡易柵で5年以上設置するもの。 ⑤ 土留工、排水工、浸食防止工 **(2)補助の対象費用** 資材、機具及び設置等の費用とする。 **(3)その他** 施設は地域の状況や対象となる鳥獣の生態等に応じた防除効果が確認され、なおかつ設置実績がある施設であること。 **2 採択基準** 鳥獣害防除施設の受益面積がおおむね3ha（市町村が行うか、市町村以外の者が行う場合で市町村がその事業費の30%以上を負担し受益面積が1ha）以上の地区について県が補助する。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、県土連、NPO、その他 **4 補助率** 30%

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	滝口 征一朗
	TEL	055-223-1629	メールアドレス	takiguchi-ammt@pref.yamanashi.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	県単特産農産物生産支援整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1902

事業制度化の目的	食に対する安全性・多様性が特に重要になり、健康で豊かな生活を彩る食の提供が求められている。このような中で、地域の特色、歴史等を活かした地域特産農産物の品質向上と生産拡大を図り、「やまなしブランド」として山梨農業の牽引役とするため、生産基盤を速やかにきめ細かく整備し、併せて担い手への農地集積に資する。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容・事業実施期間** (1)事業内容 ①　品質向上対策（土壌改良・排水路・畑かん等） ②　生産向上対策（簡易な区画整理・園内道路・畦畔除去・畦畔被覆等） ③　エコ農業推進対策（遊休農地解消のための条件整備等） (2)事業実施期間 原則として1年間とする **2　採択要件** この事業は、次の（1）から（3）の条件に全て該当するものであること。 （1）特産農産物生産計画を作成した地域であること。 特産農産物とは ①「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」で認証された団体が生産する農産物 ②「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」において生産登録した者が生産する農産物 ③「山梨の伝統・特産野菜」となっている農産物 ④　農業振興地域の整備に関する法律で定める「農業振興地域整備計画」において、産地化及び団地化のための主要な農産物として位置づけられていること。 （2）受益面積が3ha以上あること。 ただし、①　市町村が30%以上負担する場合は1ha以上 ②　醸造用ぶどう拡大は0.5ha以上 ③　新産地育成の場合は0.5ha以上 なお、受益面積は、特産農産物の作付け面積とする。 （3）事業完了後、3年間毎年「特産農産物生産支援整備事業計画書」及び「特産農産物生産計画書」により実績を報告すること **3　事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4　補助率** 50%

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課水利防災担当		担当者	藤澤　謙
	TEL	055-223-1628	メールアドレス	fujisawa-amft@pref.yamanashi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	果樹団地化促進支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1903

事業制度化の目的

効率的な生産が可能となる果樹園の基盤整備と団地化を促進する際に、改植後未収穫になる果樹農家の経営負担を一定期間緩和する。

事業制度創設の背景

本県が将来においても果樹王国を堅持していくためには、効率的な生産が可能と なる基盤整備と団地化を促進し担い手に農地を集積する必要がある。果樹園のほ場整備は果樹の伐採や抜根、かんがい施設・ブドウ棚の再設、大苗育苗・幼木の植え付けなどの費用が必要となる上に、改植後の未収穫に伴う農家の経営負担の増大が、ほ場整備の進まない要因となっていた。

事業制度の仕組等

1 事業内容・支援額・支援期間

①継続して果樹栽培を行う経営体を支援
②果樹を伐採する面積に対して支援
③支援額は果樹伐採費、畑かん施設等の再設費、果樹育成等の経費
④支援期間は2カ年（1年目70%以内、2年目概ね30%）

2 採択基準

以下の①～④のすべてを満たす地区を事業の対象とする。
①山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画が策定されていること。
②果樹団地化モデル地区に指定されていること。
③農地の集団化、団地化が見込める地域であること。
④県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。

3 補助金の交付対象者

①市町村
②土地改良区
③換地委員会

〈支援額一覧〉　（円／10a）

1）果樹農家経営支援

果樹作目名	支援内容	支援額
ブドウ	伐採費、施設再設費、育成費等	297,000
モモ	伐採費、施設再設費、育成費等	198,000
サクランボ	伐採費、施設再設費、育成費等	223,000
スモモ	伐採費、施設再設費、育成費等	196,000
カキ・リンゴ等	伐採費、施設再設費、育成費等	188,000

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課水利防災担当	担当者	初海一郎
	TEL	055-223-1628	メールアドレス	hatsuumi-ekya@pref.yamanashi.lg.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	耕作放棄地等再生整備支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1904

事業制度化の目的

市町村などが実施する地域の実情に即した、きめ細かな農業・農村基盤の整備を支援することにより、耕作放棄地の発生防止・解消への取り組みを推進し、農業生産の拡大・品質向上や農地の有効利用などを図るとともに、農村景観や県土の保全、生態系などの多面的機能を確保し、県民みんなの故郷としての農業・農村づくりを行う。

事業制度創設の背景

本県における耕作放棄地は増加の一途を辿っており、今後も高齢化等により、耕作放棄地がさらに増加することが懸念されている。

一方、中山間地域直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策の対象農地については耕作放棄地の発生防止や保全管理がされている。このような共同活動の中で、活動組織の能力を超えた、耕作放棄地の利用につながる基盤整備など新たな地域づくりのための整備が必要となっている。

事業制度の仕組等

1　事業内容・事業実施期間

以下の事業を実施するものとし、事業の実施は原則として1年間とする。

(1)主たる事業

生産基盤整備（農業用用排水、農道、区画整理等）

(2)併せ行う事業

①市民農園

②市民農園施設に付属する施設の整備

（簡易手洗い施設、簡易農作業器具保管庫、簡易な駐車場整備等）

③換地・交換分合等

2　採択基準

次にあげるすべての条件に該当するものであること。

①中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策等による共同活動を行っている地域であること。

②農業経営基盤強化促進法に基づく市町村基本構想に耕作放棄地の発生防止・解消を図る区域として指定されていること。

③事業の対象地域に耕作放棄地が1ha以上含まれていること。

④耕作放棄地利用計画を作成し、その達成が見込まれること。

3　事業主体

①市町村

②土地改良区

③農業協同組合

④NPO及び地域活動組織

⑤その知事が適当と認める者

4　補助率

50%

問合先	部局名	山梨県農政部農村振興課		担当者	加藤宏季
	TEL	055-223-1597	メールアドレス	katou-akxn@pref.yamanashi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	**事業名**	企業的農業経営推進支援モデル事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	1905
事業制度化の目的	農業生産法人や企業などの農業参入をしやすくするため、ほ場整備や農道などの生産基盤整備の条件を整備するモデル的な取り組みを支援する。						
事業制度創設の背景	高齢化が進み、担い手不足や農地の遊休化等の地域農業が抱える課題に対応し、本県農業が将来にわたり維持・発展していくためには、家族経営体だけでなく、集落営農や企業的経営体等の多様な担い手を育成することが必要である。 このため、農業生産の法人化や、企業の農業分野への積極的な参入を促し、農地の有効活用を図るとともに、地域の意欲ある農業者や参入企業などが生産から流通、販売までを行う6次産業的な展開を行うことにより、地域所得の増加を促し、農村地域の基幹的産業である農業の再生を図る必要がある。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・事業実施期間** (1)事業内容 ①生産基盤整備（農業用用排水施設、農道、区画整理、オーダーメイド整備等） ②換地、交換分合等 ③特認整備（知事が特に必要と認めるもの） (2)事業実施期間 原則として1年間とする。 **2 採択基準** 企業的経営面積が1ha以上であること。 **3 事業の実施主体** ①市町村 ②土地改良区 ③農業協同組合 ④農地保有合理化法人 ⑤その他知事が適当と認める者 **4 補助率** 50%						
問合先	**部局名**	山梨県農政部農村振興課			**担当者**	加藤宏季	
	TEL	055-223-1597	**メールアドレス**	katou-akxn@pref.yamanashi.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	農地集積基盤整備事業（支援型）	新規・継続区分	継続	事業番号	1906
事業制度化の目的	県営土地改良事業において農用地の利用集積を促進するため、中心経営体への農地の利用集積に係る農家負担の軽減として、当該基盤整備事業の農家負担費用に対して助成する。						
事業制度創設の背景	農業従事者の減少や高齢化等、現在農業の取り巻く情勢は厳しい状況にあるなか、担い手への農地集積の加速化等により競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える必要がある。このため、多様な担い手への農用地の農地集積及び集約化を推進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図ることを目的とする。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容（補助率等）** 農地集積に係る対象事業における工事費に「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」に示す地元負担割合を乗じた額を助成する。助成限度割合は対象事業により異なり、5～12.5%となる。 **2　採択要件** ①受益面積が2ha以上あること。 ただし、果樹・施設栽培の場合は1ha以上あること。 ②認定農業者、農業生産法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織等であり、中心経営体として経営面積が2ha（果樹・施設栽培の場合は1ha）以上見込まれること。 ③5年以上の賃借権が設定済み又は確実に賃借権の設定が見込まれること。 ④対象地域における「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」が策定されていること。 ⑤農業基盤整備計画を作成した地域であること。 ※農業基盤整備計画の内容 （1）地区の概要 （2）地区における農用地の現況及び課題 （3）地域における農業の振興方向 （4）生産基盤整備の内容 （5）担い手への農地利用集積方針 （6）担い手の概要及び営農の展開方向 （7）営農支援の体制 （8）その他必要な事項 **3　事業実施主体** ①市町村 ②農地中間管理機構 ③その他知事が適当と認める者						

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	桑本　雄介
	TEL	055-223-1629	メールアドレス	kuwamoto-ampm@pref.yamanashi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2001

事業制度化の目的	「災害対策基本法」に基づき作成された「長野県地域防災計画」内の「県が実施する計画」において定められている緊急に応急工事を要するため池、山腹水路等について、対策工事を行い農地の保全及び農業用施設の維持を図る。
事業制度創設の背景	「長野県地域防災計画」では、「県が実施する計画」のため池、山腹水路等に対し、県が緊急度の高いものから補強・改修等の防災対策工事を実施することとされ、土砂災害等発生の未然防止を図ることが急務となっている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 地すべり危険箇所、土砂崩壊危険箇所、排水機場の受益及びため池に係る各施設の修繕・保全工事である。 **2 実施要件** 長野県地域防災計画で定める「災害危険区域」内で実施する工事で、事業は単年度で実施する。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県： 100%

問合先	部局名	長野県農政部農地整備課防災係		担当者	柳澤　和道
	TEL	026-235-7241	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単農地地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2002
事業制度化の目的	地すべり等防止法第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔管理に要する費用の負担原則〕の規定により、機能低下した地すべり施設の修繕や保全のための応急工事等を行い、地すべり災害の未然防止を図る。						
事業制度創設の背景	地すべり防止区域の概成地区で、実施計画に位置づけられていない箇所において、早急な対策が必要となったことから創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** ①地すべり防止区域（農村振興局所管）において、国が定める「農地保全にかかる地すべり等防止事業実施要綱」（昭和42年42農地D第24号）に基づく実施計画にない工事で、法第12条〔構造等の基準〕の規定に適合する工事 ②地すべり防止区域内（農村振興局所管）の地すべり防止施設の修繕・保全工事及び必要な調査 **2　実施要件** 地すべり防止区域で実施する工事・調査、事業は単年度実施 **3　事業主体** 県 **4　補助率** 100%						

問合先	部局名	長野県農政部農地整備課防災係		担当者	柳澤　和道
	TEL	026-235-7241	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2003
事業制度化の目的	土地改良区等が事業主体として行う、かんがい排水施設整備等に対して助成を行い、農産物の安定生産と維持管理の軽減を図る。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の対象とならない小規模施設整備等への支援を必要としたため。						
事業制度の仕組等	**1 調査設計事業** **（1）水利権更新** ア 内容・実施要件 特定・準特定水利権の更新において水量再計算等複雑な水利検討を伴う地区 イ 事業主体 市町村、土地改良区 ウ 補助率 50% **（2）施設管理台帳・管理図作成** ア 事業内容・実施要件 基幹水利施設（末端受益：水田100ha以上、畑20ha以上）、畑かん施設、県営造成農道 イ 事業主体 市町村、土地改良区 ウ 補助率 50% **2 農業用用排水施設整備事業** **（1）農業農用排水施設の新設、管理、変更、補修、廃止及び安全施設の設置** ア 事業内容・実施要件 農業農用排水施設の新設、管理、変更、補修、廃止及び安全施設の設置で、 受益要件 5ha以上 事業費 1,000千円以上 イ 事業主体 土地改良区 ウ 補助率 40% **（2）ため池等への脱出施設及び救助用具の設置** ア 事業内容・実施要件 ため池等への脱出施設及び救助用具の設置 イ 事業主体 市町村、土地改良区 ウ 補助率 40% **3 特認事業** **農地・農業用施設災害復旧事業** ア 事業内容・実施要件 激甚又は、知事が特に認めた地震災害で、国庫補助の対象とならない農地・農業用施設災害復旧工事 事業費 130千円以上400千円未満 イ 事業主体 市町村、土地改良区						

問合先	部局名	長野県農地部農地整備課水利係		担当者	高林 栄治
	TEL	026-235-7240	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利保全事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2101
事業制度化の目的	水利権更新手続きを円滑に行うために県が行う水利権申請に関する調査等を行う。						
事業制度創設の背景	県が所有する水利権の更新において、河川法に基づく許可申請書等の作成に際し、調査等が必要になるため制度化した。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県が所有する水利権の更新（変更）のために必要な調査等を実施する。 **2 採択基準** 県の所有する許可水利権の更新（変更）を実施する地区であること。 ※ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 100%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　調査計画係		担当者	酒井田　知之
	TEL	058-272-1111(3189)	メールアドレス	sakaida-tomoyuki@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電施設整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2102
事業制度化の目的	農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理負担の軽減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を図る。						
事業制度創設の背景	農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当対象とならない地域振興施設の電気代及び農村振興に資する活動についても充当できるよう創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)小水力発電施設の概略計画・基本設計** 小水力発電事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討や河川協議等の資料作成を行う。 **(2)水力発電施設整備** ①小水力発電施設の整備（実施設計を含む）を行う。 ②農林水産省の助成制度では売電収益の充当の対象外である地域振興施設の電気代及び農村振興に資する活動費についても充当可能。 **2 事業主体** 県 **3 負担区分** ①概略計画・基本設計　県：100%　地元：－ ②施設整備（実施設計含む）　県：50%　地元：50% ※施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%（地元25%）。ただし、売電収益の充当対象に農村振興に資する活動費を含む場合は県負担率2/3（地元1/3））。 平成26年度及び平成27年度に概略計画を策定した地区については県負担率2/3（地元1/3）を適用。						
問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係		担当者	野田　幸宏		
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電活用支援事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2103
事業制度化の目的	中山間地域には、発電能力を有する農業水利施設が豊富に存在しており、地域資源として多様な活用が期待されている。このため、農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図る。						
事業制度創設の背景	農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、現行の農林水産省や県営単独事業の助成事業では売電収入の充当対象とならない営農施設の電気代及び農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費についても充当できるように創設された。.						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)地域振興支援型** ①発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化を目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 ②現行の農林水産省や県営単独事業の助成制度では売電収益の充当対象とならない営農施設の電気代と農村集落活動費についても充当可能 **(2)防災機能支援型** 災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設及び蓄電施設の整備 **2　事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **3　補助率** 地域振興支援型　県:50(55)% 防災機能支援型　県:50(55)% ※( )は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係		担当者	野田　幸宏
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	ため池防災支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2104

事業制度化の目的

地震等の災害が発生した場合、堤体が被災することにより下流住民に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について、被害想定地域や避難経路等の調査を行い、地域住民と協働でため池防災マップを作成することにより減災対策の促進を図る。また、県が実施しない耐震診断調査について補助事業として実施し、耐震性能を明らかにすることで震災被害に対する防災対策の促進を図る。

事業制度創設の背景

防災（減災）対策を促進する上で、多大な事業費と時間を要すハード整備を補完するための事業として必要不可欠である。

事業制度の仕組等

1　事業内容

地域防災体制の強化を図るため、東海地震・東南海地震等によりため池施設に被害が発生した場合に、下流住民の生命・財産に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について、下流の地形を把握するとともに、万一決壊した場合の被害想定地域や避難経路等を調査し、ため池防災マップを作成する。また、現況施設の点検調査を支援し基礎資料として活用を図ることで、市町村が行う防災対策を促進する。

2　採択基準

(1)防災マップ作成

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。

②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。

③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。

④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。

(2)耐震診断調査

ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家や公共施設等があり、決壊時には生命・財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m^3以上あること。

(3)一斉点検

岐阜県ため池台帳に記載のため池とする。

3　1地区の事業費

20万円以上とする。但し、1市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とし、ため池一斉点検については、1市町村当たりの事業費を20万円以上とする。

4　事業主体

市町村

5　負担区分

防災マップ作成　県:50%　地元:50%

耐震診断調査　県:50%　地元:50%

一斉点検　県:50%　地元:50%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	佐久間　俊直
	TEL	058-272-1111(3184)	メールアドレス	sakuma-toshinao@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	地すべり防止施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2105

事業制度化の目的

岐阜県内には、農政部が所管する地すべり防止地域が3箇所あり、地すべり等防止法の規定により、岐阜県で施設の点検・調査・補修工事等を行っている。

近年の局所的豪雨等により、地区内の一部で変状が見つかった場合は緊急に変状を調査する必要がある。加えて、施設の一部では耐用年数が経過しており観測機器の更新が必要となったり、水垢の沈積や土砂の流入により、水抜きボーリング孔が詰まり、本来必要な地下水の集水能力が著しく低下し補修が必要な箇所がある。また、現在、地すべり区域の市へ日常管理を委託し、月に1回観測データを確認しているが、緊急時の対応の強化等の観測体制の対応が求められている。

このため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行うことにより適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容

農政部が所管する地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行う。

2 事業主体

県

3 補助率

100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	岩佐　純平
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	iwasa-jumpei@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業農村整備事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2106

事業制度化の目的

農業基盤整備事業により農業の合理化と振興を図る。また、快適なふるさとづくり（景観・親水・地域的利用に配慮した整備）と、農村浄水公園等整備（集落排水事業処理場の周辺整備）により、快適でうるおいのある農村環境を創造する。大型交通量の増加や近年の局地的異常気象などにより機能低下している施設について、突発的な破損事故に対する緊急補修や予防保全対策を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択要件・補助率

以下の5事業と、本事業や団体営規模以上の事業により造成された施設を対象に緊急補修と予防保全対策を実施する。1地区の事業費は、100万円（設計事業費）以上とする。ただし、干ばつ応急対策のうち、機械購入費は50万円以上、その他は1事業地区当りの事業費が10万円以上を越え、かつ、1市町村当たりの負担金額10万円以上とする。

(1) かんがい排水事業

国補助事業の採択基準未満の小規模受益地の事業と干ばつ応急対策を実施する。

【県負担率】 機械揚水（干ばつ応急対策を除く）:50%、かんがい排水 :40%、ため池 :40%、暗渠排水: 30%、客土 :30%、安全施設:30%、農地保全対策 :50%、干ばつ応急対策（機械揚水:50%、機械器具:50%、仮設工事:40%）

【採択基準】

①受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興農山村・野菜指定産地・果樹濃密生産団地は1ha以上10ha未満（土壌流亡対策・干ばつ応急対策は1ha以上）とし、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した軽微な緊急補修工事等も対象とする。②農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象。③干ばつ応急対策は連続干天地域か用水源の流域が連続干天地域に該当する場合。④干ばつ応急対策のうち機械器具賃借と及び仮設工事は市町村が土地改良区等が行う事業の費用の一部を補助する場合に限る。

(2) ほ場整備事業

国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の団地のほ場整備を実施する。

【県負担率】30%(35) ()は過疎・振興山村・急傾斜・特定農山村・特別豪雪地帯の場合。

【採択基準】受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村・野菜指定産地・果樹濃密生産団地は1ha以上10ha未満。

(3) 農道整備事業

国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施する。

【県負担率】 40%

【採択基準】①受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地と果樹濃密生産団地は1ha以上10ha未満、振興山村地域・過疎地域・特定農山村地域・急傾斜地帯・特別豪雪地帯は受益戸数2戸以上受益面積10ha未満。②道路は全幅員2.0m以上延長200m以上。ただし、振興山村地域等では、全幅員2.0m以上延長100m以上。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。農道舗装は既存の舗装道路に接続していること。

(4) 快適なふるさとづくり事業

国庫又は県単補助の農業生産基盤整備事業で整備された土地改良施設に景観・親水・地域的利用等に配慮した整備を行うとともに、集落内の用排水路を整備。

【県負担率】 修景施設等整備:1/3、集落用排水路整備:1/3

【採択基準】①農業振興地域内。②修景施設等整備は土地改良施設に附帯。③集落用排水路は集落内の生活用水路と雨水・生活雑排水の排水路と附帯施設の整備。

(5) 農村浄水公園等整備事業

農業集落排水事業の処理場の位置選定に関係して、周辺整備を実施する。

【県負担率】 農村公園・修景施設:1/3

【採択基準】①農振地域の農業集落。②国庫補助対象外の終末処理場の周辺環境整備。

2 事業主体 市町村、土地改良区

問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災係		担当者	松波孝明
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	matsunami-takaaki1@pref.gifu.lg.jp	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良事業調査設計事業補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2107
事業制度化の目的	県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費を補助する。 **2 事業主体** 市町村、土地改良区、県土連 **3 補助率** 50%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地・農道係		担当者	津川　祐多
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	tsugawa-yuta@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	ふるさと農道整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2108
事業制度化の目的	農村の振興を図る地域において、地域が対応しなければならない課題に応えて早急に整備を行う必要がある集落間、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設等との間を結ぶ農道の整備を推進し、もって農地の持つ国土保全の機能を維持するとともに農村地域の振興と生活環境の改善に資する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地域の実情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を県営で施行し、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。 **2　採択基準** (1)全幅員が4m以上の農道 (2)組合せ施行事業 ア 促進型事業 県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること。 イ 合併型事業 県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること。 (3)単独型事業 ①受益面積が、おおむね30ha以上であること。 ②総事業費が、2,000万円以上であること。 **4　事業主体** 県 **5　負担区分** 一般地域　県:72.5%　地元: 27.5% 特殊地域　県:75%　地元: 25% ※特殊地域とは、豪雪地帯及び急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上に限る）						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地・農道係		担当者	津川　祐多
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	tsugawa-yuta@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	県営ため池防災対策事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2109

事業制度化の目的

土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地や農業用施設はもとより、地域住民の生命・財産・公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、土地改良施設の現状を確認し、地震や豪雨等による被災の影響が大きい施設の点検や調査を実施した上で、効果的な防災・減災対策を速やかに講じていく必要がある。

そこで本事業により施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図るものである。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。

①調査事業：ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定等

②整備事業：ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型）

土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型）

ため池下流水路の改良（合併型）

③促進事業：実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）

2 採択基準

促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする。

3 事業主体

県

4 負担区分

① 調査事業　県：100%

② 整備事業　一般地域　県：75%　地元：25%

中山間地域　県：85%　地元：15%

うち耐震対策

防災ダム　県：95%　地元：5%

堤高15m以上　県：90%　地元：10%

その他　県：85%　地元：15%

③ 促進事業

採択済のため池等整備事業と同率

※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業 を除く）の運用について」による。

※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	佐久間　俊直
	TEL	058-272-1111(3184)	メールアドレス	sakuma-toshinao@pref.gifu.lg.jp	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	排水機維持管理事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2110
事業制度化の目的	農業用排水機場は、農地や農業用施設などへの水害を未然に防ぐだけでなく、近年の都市化・混在化の進展に伴い、居住地域や公共道路等への水害をも防止する効果を発揮している。こうした公共性・共益性はより一層高くなっていることを踏まえ、その維持管理費経費の一部を県が補助する。						
事業制度創設の背景	農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつある。この管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業用排水機の経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助する。 **2 採択基準** 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限る。）で口径200mm以上、原動機10馬力以上 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、県土連 **4 負担区分** 県費：定額 ＊県全体で47,000千円以下とする。						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	松波孝明
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	matsunami-takaaki1@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農地集積促進意向調査事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2111
事業制度化の目的	農地中間管理事業の枠組みの中で、受け手が農地を借りやすい環境を整えるため、農地中間管理機構に借受希望を申し込んだもののマッチングが実現できなかった受け手に課題や要望を聞き取り、農業農村整備の要望を整理し、事業の概略設計と概略計画の作成を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 農地中間管理機構に借受希望を申し込んだもののマッチングが実現できなかった受け手に課題や要望を聞き取り、農業農村整備の要望を整理し、事業の概略設計と概略計画の作成を行う。県は、受け手の意見を聞き取り作成した事業の概略計画の内容を意見を聞き取った受け手に説明する。 **2　事業主体** 県 **3　負担区分** 県費100%						
問合先 部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地・農道係			担当者	政井　一政		
問合先 TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	masai-kazumasa@pref.gifu.lg.jp				

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	基幹的農業用水路強靭化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2112

事業制度化の目的	暮らしの安全・安心を確保するためには。既存施設の長寿命化を着実に推進する必要がある。このため、適時適切な予防保全対策の実施を通じた農業用水路の計画的な維持管理に必要なデータベースの構築等を実施する。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** (1)監視用測点の設置 平成25年度までに保全計画を策定した基幹的農業用水路に一定間隔で監視用測点を設置する。 (2)施設監視に係る技術指針の作成及び施設監視計画の整備 施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等の技術指針を作成する。 (3)農業水利施設データベースの情報の蓄積・更新 施設諸元、施設補修履歴、施設監視結果、機能保全計画や県土連が行う簡易診断の結果などの情報についてデータベースに蓄積する。 (4)技術研修会・現地指導の開催 日常管理・施設監視に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメントの取組等に係る技術を取得させるため、技術研修会や現地指導を実施する。 (5)劣化状況の簡易診断及び対策指導 データベースに蓄積した施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断及び対策工事に向けた指導を施設管理者に対して行う。 **2 事業主体** (1)～(2)　県 (3)～(5)　県土連 **3 補助率** (1)～(2)　県費100% (3)～(5)　定額

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係	担当者	中内　惇夫
	TEL	058-272-1111(3183)	メールアドレス	nakauchi-atsuo@pref.gifu.lg.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	**事業名**	農地等法面活用太陽光発電モデル事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	2113
事業制度化の目的	防草効果のある太陽光発電シートをモデル的に県有施設の農地法面に設置し、維持管理費の軽減などの効果と可能性を検証する。						
事業制度創設の背景	法面の草刈等の維持管理に多くの時間・労力を要しており、近年の過疎・高齢化による担い手の減少などにより、農作業への負担が大きくなっている。太陽光発電防草シートにより維持管理費の軽減及び発電電力の有効活用を検証するため創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 防草効果のある太陽光発電シートを県有施設の農地法面に設置し、維持管理費の権限などの効果と可能性を検証する。H27の予算では、事業費600万円、最大出力10kw（300㎡）を予定する。 **2　事業主体** 県 **3　負担区分** 県費100%						
問合先 **部局名**	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係			**担当者**	野田　幸宏		
TEL	058-272-1111(3179)	**メールアドレス**	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp				

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	担い手育成農地集積事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2114
事業制度化の目的	経営体育成基盤整備事業等（中山間地域総合整備事業）の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進すると共に、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、市町村や土地改良区などが行う土地利用推進事業に要する経費に対して県が補助する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 土地利用推進事業に要する経費として以下の活動を助成する。 ①関係農家への意向調査 ②農地集団化への調整 ③集落営農などの法人化等に関する活動 **2　助成限度額（対象事業の受益面積区分毎の限度額）** 60ha未満　…　1,500千円 60ha以上200ha未満　…　2,000千円 200ha以上　…　4,000千円 **3　事業主体** 市町村、土地改良区						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地・農道係		担当者	政井　一政
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	masai-kazumasa@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	清流長良川保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2115

事業制度化の目的	清流長良川流域には多数の土地改良施設が存在しており、これらの土地改良施設の適正な維持管理を行うことは、清流長良川を守るうえでも重要な課題となっている。しかし、これら施設の多くは造成後年数が経過し、機能の低下が発生しつつあることから、維持管理労力の軽減と安全性等を持ち合わせた施設への見直しが求められている。 このため、本事業により、環境との調和にも配慮しつつ、土地改良施設の診断及び必要な対策を講じることで、清流長良川の保全とともに、農業生産性の維持や農業経営の安定を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 土地改良施設調査事業であって、土壌流亡対策施設等の長良川の保全に資する土地改良施設について診断を行い、予防保全や管理省力化に向けて必要な対策工法の検討及び整備計画の策定をする。 **2 事業主体** 県 **3 負担区分** 県：100%

問合先					
部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係		担当者	野田　幸宏	
TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	世界かんがい施設遺産 魅力アップ整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2116
事業制度化の目的	美濃市から関市に流れる曽代用水は、その歴史的・技術的・社会的価値が認められ、平成27年10月に「世界かんがい施設遺産」として登録された。また、同年12月には曽代用水が重要な地域資源と位置付けられている「清流長良川の鮎」が「世界農業遺産」として認定された。 これを契機として、県内外から多くの観光客や視察者が訪れることが予想されるため、環境整備が必要となっている。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 曽代用水の主要施設である川湊公園や坈之戸分水工は、環境整備がなされ地域の憩いの場として活用されているが、施設整備後約25年が経過して老朽化が著しいため、安全柵等の安全施設の改修や案内看板など周辺施設の改修事業を実施する。 **2　事業主体** 県 **3　負担区分** 県：100%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係		担当者	野田　幸宏
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良施設保全計画策定事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2117
事業制度化の目的	既存施設の有効活用と将来にわたって施設機能を安定的に発揮させるためには、施設の劣化状況を適切に把握した上で、計画的に予防保全対策を実施することで施設の長寿命化を図ることが必要である。このため、機能診断の実施と保全計画を策定する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県営土地改良事業により造成された施設に関する当該施設の機能診断や諸調査及び機能保全計画の策定する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 県費100%						

問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 水利・小水力係		担当者	中内 惇夫
	TEL	058-272-1111(3183)	メールアドレス	nakauchi-atsuo@pref.gifu.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農道施設保全対策調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2118
事業制度化の目的	農道施設（農道橋・トンネル）は、農山村地域住民にとって重要な社会資本の一部を担っており、大規模な地震発生時の避難路や輸送路等になっている。 しかし、建設年度や構造・形式などの施設緒元や、劣化・損傷などの老朽化の進展状況などが不明な施設も存在していることから、緊急的に点検・診断・保全計画策定により、施設の監視体制を整備するとともに効果的・効率的な維持管理を推進する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県下の農道施設について点検・診断を実施する。また、併せて保全計画を策定する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 100%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地・農道係		担当者	津川　祐多
	TEL	058-272-1111(3188)	メールアドレス	tsugawa-yuta@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	中山間地域農業生産基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2119
事業制度化の目的	中山間地域の農業を保全するため、農業生産基盤の整備を促進させることが必要である。このため、中山間地域で担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、中山間地域総合整備事業の受益者負担の償還を支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地集積が次の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の3.5～5%）を事業実施年度又は後年度に集積率に応じて交付する。 ①確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時以上かつ35%以上50%未満の場合 3.5%補助 ②確認年度における担い手農地利用集積率が事業開始時以上かつ50%以上の場合 5.0%補助 **2　事業主体** 市町村、土地改良区 **3　補助率** 県費100%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　総合整備係		担当者	所　雅也
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	tokoro-masaya@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電による環境保全推進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	2120

事業制度化の目的	「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、市町村、地域団体等が身近な水路等に小水力発電施設を設置し、あわせて環境保全学習を実施することを通じ、環境負荷の低い再生エネルギーシステムの復旧・啓発を図る。
事業制度創設の背景	比較的小規模な小水力発電は建設時の環境負荷が小さく、環境保全への寄与を図ることができるという利点はあるが、普及啓発は進んでいない状況であるため。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 次の1及び2のいずれか一方の型とし、1団体につき1箇所とする。なお、設置した小水力発電施設を活用し環境保全学習を年1回以上開催するものとする。 **(1)環境教育推進型** 0.1kW程度の小水力発電施設を設置し、発電した電力は環境保全学習に活用する設備の電源に使用する。なお、必要に応じて、環境保全学習に活用する設備を設置することができる。 **(2)環境保全提案型** 0.1kW以上の小水力発電施設を設置し、発電した電力は地域の環境保全に資する活動に必要な施設の電源に使用するか、売電収益を環境保全活動に活用する。ただし、売電収益が環境保全活動に要する費用を上回る場合においては、その差額に補助対象経費に占める県の補助割合を乗じた額を県に納付するものとする。なお、納付の期間は補助金の交付を受けた年度を含む11年間とする。 **2　事業主体** 市町村、地域団体等 **3　補助額** **(1)環境教育推進型** 補助率：**1/2以内** **上限は1団体1,000**千円以内 **(2)環境保全提案型** 補助率：定額 1.0kWまでは1,000千円に0.1kWごと100千円加算した額。1.0kW以上は0.1kWごとに200千円加算した額。上限は1団体10,000千円とする。

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・小水力係		担当者	野田　幸宏
	TEL	058-272-1111(3179)	メールアドレス	noda-yukihiro@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利施設管理強化事業費	新規・継続区分	新規	事業番号	2121
事業制度化の目的	近年頻発する集中豪雨による災害や、施設の長寿命化に対処すべく農業用水路、排水機場においてこれまで以上の適切な管理、予防保全のための点検管理や監視に基づく適時適切な保全計画の策定を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** (1)管理保全業務(農業用排水機場、頭首工) ①施設の予防保全のための点検管理の実施(専門的な視点) ②施設の操作、点検に当たっての専門的指導 (2)予防保全業務(既に保全計画策定済の農業用水利施設) 点検データの蓄積、保全計画の時点修正・見直し **2　採択基準** **3　事業主体** 岐阜県土地改良事業団体連合会 **4　負担区分** 県50%　管理者(市町、土地改良区)50%						

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	松波孝明
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	matsunami-takaaki1@pref.gifu.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業用施設緊急改修事業	新規・継続区分	新規	事業番号	2122
事業制度化の目的	県が早急な対策が必要と判断した農業用施設の調査、更新、緊急改修を実施し農村地域の強靭化を図る。						
事業制度創設の背景	突発的事故の発生又は発生の恐れがある県営造成施設において、人的被害を防ぐために調査あるいは緊急的な補修補強を実施することが出来るよう創設された。						
事業制度の仕組等	1 事業内容 原則として、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を行う。 2 事業主体 県 3 補助率 県:100%						

問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災係		担当者	岩佐 純平
	TEL	058-272-1111(3185)	メールアドレス	iwasa-jumpei@pref.gifu.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	生態系保全施設整備推進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	2123

事業制度化の目的	環境への関心が高まる中、農業農村整備事業においては、生態系の保全に一層の配慮が求められており、生態系配慮工事を重点的に行い、環境との調和や生態系の保全に努めてきた。しかし、施工後の生態系保全施設の有効性が十分に検証されないまま現在に至っていることから、生態系配慮施設の検証に基づく整備手法の確立とあわせて、生態系保全施設整備を推進し、自然と共生する農村づくりに資することとする。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 生態系に配慮した農業農村整備を推進するため、生態系に関する専門家や地域住民等で構成する検討会を設置し、その指導・助言の下、次に掲げる事業を実施する。 **(1) 保全整備事業** ア 保全検証事業 生態系配慮施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき生態系のモニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施する。 イ 生態系配慮整備事業 モニタリング調査の結果について、生態系保全施設の評価及び課題の抽出等の検討を行い、検討の結果、生態系保全施設の設置効果を確保するために必要となる簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事を実施する。 **(2) ビオトープ等整備事業** ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における動植物の生態系保全を住民協働により整備を行う。 **(3) 保全推進事業** 農業農村整備事業を実施するにあたり、地域として保全が必要とされる生態系に配慮した工法を採用する場合、従来工法との差額にかかる工事費の地元負担分について県が負担する。 **2 事業主体** 県（上記(1)の事業）、市町村等（上記(2)、(3)の事業） **3 補助率** 100%（上記(2)の事業は50%）

問合先	部局名	岐阜県 農政部 農地整備課 総合整備係	担当者	所 雅也
	TEL	058-272-1111(3187)	メールアドレス	tokoro-masaya@pref.gifu.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2201

事業制度化の目的

農地整備事業等に付帯した農地利用集積を促進支援するため、県が事業主体となって市町村・土地改良区への助言・指導等を行うとともに、土地改良区等に対し農地の利用集積促進に資する経費を助成する。

事業制度創設の背景

農地整備事業等に付帯した農地利用集積を促進支援するために創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

(1)指導事業

①担い手育成事業の啓蒙普及及び実施状況の確認、②担い手育成事業推進上の関連施策を実施する関係機関との調整、③農業農村活性化計画に基づく農地の集団化、④大規模経営に関する経営指導及び技術指導、⑤農業機械の利用再編及び生産の組織化への助言、⑥以上を実施するための農地保有中間管理機構及び普及センターとの連絡調整

(2)推進事業

①関係農家の意向調査、②利用権設定・農作業受委託の推進に関わる調査、③換地による農用地集団化の調整、④農業機械の利用再編及び生産の組織化の推進、⑤農業経営の法人化に関する活動、⑥関係機関との調整等調査・調整活動

2 採[illegible]

対象事業の受益面積区分	年度事業限度額(単位:千円)
60ha未満	1,000
60ha以上200ha未満	1,250
200ha以上	1,500

3 事業主体

(1)指導事業 ： 県
(2)推進事業 ： 市町村、土地改良区、その他

4 補助率

(1)指導事業 ： 100%(全額県費)
(2)推進事業 ： 50%

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独担い手育成基盤整備事業 担い手育成茶園基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2202
事業制度化の目的	担い手への農地の利用集積を図るために実施されている国庫補助事業の対象工事外となる諸工事を実施し、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業対象外の諸工事を実施することで、担い手への更なる農地の利用集積を図り、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進することを目的に創設された。						

事業制度の仕組等

1 事業内容

有機資材による土壌改良及び知事が適当と認めた機械化営農体系を確立するため必要となる国庫補助事業対象外の諸工事

2 採択基準・事業主体・補助率

事業主体	事業名	採択基準	負担率(%)		
			国	県	地元
県	担い手育成茶園基盤整備事業	次の要件をすべて満たす ・農振地域内の農用地区域での受益面積　10ha以上 ・集積後の経営面積　現況経営面積の20%以上の増加 ・担い手の経営面積　地区面積の20%以上	-	40	60

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地保全課	担当者	農村整備班
	TEL	054-221-2714	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （農業農村整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	2203

事業制度化の目的

農村の振興及び農業経営の安定を図るため、国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業等を実施する。

事業制度創設の背景

国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業を実施するために創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

①農業用用排水利施設整備（新設または変更）
②安全施設（国、県、団体等で造成された農業施設等に設置する防護柵等）
③区画整理（農地の区画整理）
④農道（新設又は改良）
⑤農地保全（急傾斜地帯における農地・農業用施設の浸食崩壊防止工事）
⑥施設用地整備（施設園芸等の農業用施設用地造成整備）
⑦農業用用排水機械設備修繕（土地改良事業で造成された機械設備の修繕）
⑧特認（生産基盤整備と併せて農業農村の振興に寄与すると知事が特に認める事業）

2.採択基準・事業主体・負担率等

事業主体	事業名	採択基準			負担率（%）		
		工種	受益面積	その他	国	県	地元
市町等	農業農村整備事業費	農業用用排水施設整備	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	-	-	1/3 ≪50≫	2/3 ≪50≫
		安全施設	-	施行延長100m以上又は1地区30万円以上			
		区画整理	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	-			
		農道	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	-			
		農地保全	10ha未満	-			
		施設用地整備	1ha以上5ha未満	-			
		農業用用排水機械設備修繕	5ha以上	事業費50万円以上200万円未満			
		特認	-	生産基盤と併せ整備し知事が特に認めたもの			

※採択基準及び負担率≪≫は、振興山村、過疎地域、新山村プログラム策定地域の場合
※政令指定都市（静岡市・浜松市）は、補助対象外
※区画整理に伴う換地処分も補助の対象
1.畦畔の移動等の区画の変更を伴う簡易な工事も、区画整理に該当。
2.土地改良法に基づく所定の手続きを経る必要あり

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地保全課	担当者	農村整備班
	TEL	054-221-2714	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （鳥獣害防止対策事業費）	新規・継続区分	継続	事業番号	2204
事業制度化の目的	農村部での被害が深刻化している野生鳥獣による農作物の食害や農業基盤の破壊等に対し、農地周辺に侵入防止柵を設置することにより、農業生産物・農業基盤施設を保護し、持続的な営農活動を支援して耕作放棄地の増加を抑制する。						
事業制度創設の背景	農村地域をはじめ周辺平地部の農地での野生鳥獣による農産物の食害や、農業施設の破壊等の被害が多発していることを受け、鳥獣害対策の一層の強化を目的に創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業振興地域内の農用地への野生鳥獣の侵入を防止する鉄線、ネット柵、電気柵等の整備 **2 採択基準** 受益戸数 2戸以上 事業費 100万円以上 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4 負担率** 県:1/3 地元:2/3						

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地保全課		担当者	農村整備班
	TEL	054-221-2714	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （自然災害防止事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	2205
事業制度化の目的	国庫補助事業以外の小規模な防災事業（ため池）を対象とし、農地・農業用施設等の災害を事前に防止する。						
事業制度創設の背景	地震対策に備え国庫補助事業で採択されない小規模な防災事業（ため池）を対象とし、農地・農業用施設等の災害を事前に防止することを目的に創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ため池整備工事 **2 採択基準** ため池台帳に登録されているため池であり、次のすべてに該当すること。 ①『静岡県地域防災計画』に定められた地区で、防災効果・緊急度が高い。 ②ため池周辺の住民の生命、若しくは主要な公共施設に被害が予測される。 ③貯水量300㎥以上で、かつ、国庫補助事業の採択基準（総事業費800万円以上、かつ、貯水量1,000㎥以上）に該当しない。 **3 事業主体** 市町村、その他 **4 負担率** 県：50%　地元：50%						

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地保全課		担当者	農村整備班
	TEL	054-221-2714	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	**事業名**	県単独農業農村整備事業 （地すべり防止施設等整備事業）	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	2206
事業制度化の目的	地すべり指定区域（農地）及び海岸保全区域（農地）に指定された区域を管理する。						
事業制度創設の背景	地すべり指定区域（農地）及び海岸保全区域（農地）に指定された区域内の巡視・監視・調査等を行い、指定区域内の施設の適切な維持管理と施設補修を行うために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地すべり及び海岸保全管理に必要な巡視、監視、調査計画及び施設補修 **2　採択基準** ①地すべり指定区域に指定された区域内 ②海岸保全区域に指定された区域内 **3　事業主体** 県 **4　負担率** 県：100%						

問合先	**部局名**	交通基盤部河川砂防局砂防課（地すべり） 交通基盤部農地局農地保全課（海岸保全）		**担当者**	傾斜地保全班（地すべり） 農地保全班（海岸保全）
	TEL	054-221-3042（砂防課） 054-221-2756（農地保全課）	**メールアドレス**	sabo@pref.shizuoka.lg.jp（砂防課） nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp（農地保全課）	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独耕作放棄地解消基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2207
事業制度化の目的	耕作放棄地を主体に耕作放棄地周辺耕作者の農地を取り込み、一体的な農業生産基盤整備を支援する。						
事業制度創設の背景	県営事業実施地区及び完了地区周辺の耕作放棄地の解消を図るとともに、一体的な農業生産基盤整備を支援する目的で創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)耕作放棄地の解消に必要な次に掲げる事業** ①障害物の除去、②草刈り・耕起、③整地 **(2)耕作放棄地の解消と併せ行う周辺基盤整備** ア　区画整理事業 イ　農道整備事業 ウ　農業用用排水路整備事業 エ　暗渠排水整備事業 オ　客土 カ　農地保全（防風ネットの新設、鳥獣害防止対策施設の新設、階段工、法面工） キ　その他農業生産基盤の整備を図るために必要な以下に掲げる事業 ①うね方向の変更、②茶樹等の伐採、③有機資材による土壌改良 **(3)その他生産基盤整備に必要な事業** ①耕作放棄地に関する権利関係調査　（耕作放棄地に関する場合のみを対象） ②農地の貸借又は農作業の受委託の調整　（耕作放棄地に関する場合のみを対象） ③換地　（換地範囲内に耕作放棄地を含む場合） **2　採択基準** ①県営事業実施地区及び完了地区の周辺耕作放棄地を主体とした農振農用地を対象とする。 ②土地所有者に代わり耕作する者が確保され（見込まれ）、再生農地については解消年度から5年以上耕作が見込まれること。 **3　事業主体** 県 **4　負担率** 県：50%、地元：50%						

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地保全課		担当者	農村整備班
	TEL	054-221-2714	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2208

事業制度化の目的

優良農地の確保と集積等による農地の徹底活用と集落機能の維持・向上による農山村の再生・快適な農山村の暮らしの実現を主要な施策取組とした「ふじのくにの農山村づくり（静岡県農山村整備みらいプラン2014-2017）」に基づく県営農業農村整備事業計画を樹立するために必要な調査、測量、設計、計画概要書作成等を行う。

事業制度創設の背景

県営農業農村整備事業の計画樹立に当たり、基礎的な調査・測量・設計を行うとともに、新規事業採択申請等に必要となる事業計画概要書等を作成するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択要件

(1)事業計画調査

①県営農業農村整備事業計画の樹立に必要な調査、測量、設計及び計画概要書作成
②水利権更新等の必要な地区で、水利用形態、必要水量、水利用施設の実態等の基礎的調査
③その他知事が必要と認める地区で必要な調査

(2)基本調査

農業農村整備事業の適切かつ効率的な実施に必要な農地や水利の実態等の基本的調査を実施する。

(3)夢舞台しずおかの邑創造計画策定事業

景観形成概念に基づく"夢舞台しずおかの邑"の実現に向けた拠点となる集落の生産基盤整備や生活環境の整備構想を策定する市町に助成する。

※事業は2か年（1年目：基礎調査、2年目：構想策定）で実施

2　事業主体・負担率等

事業主体	事業名（調査名）	負担率（%）		
		国	県	地元
県	事業計画調査（事業計画調査）	—	50	50
県	事業計画調査（基本調査）	—	100	—
市町	夢舞台しずおかの邑創造計画策定事業	—	1/3（1年目） 2/3（2年目）	2/3（1年目） 1/2（2年目）

問合先	部局名	交通基盤部農地局農地計画課		担当者	調査計画班
	TEL	054-221-2584	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	**事業名**	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	2209
事業制度化の目的	”ふじのくに”防災減災・地域モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）制度等を活用した都市的な開発を行う周辺農地において、農業の生産性の向上、生活環境の改善、良好な景観の形成に資する整備等を総合的に実施することにより、土地利用調整の円滑化及び「発展的で持続性のある農村の創造」を実現する。						
事業制度創設の背景	内陸のフロンティアを拓く取組において、都市的な開発が農業振興と対立することのないよう、農業と工業のバランスある土地利用を図っていくことを目的に創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)農業基盤整備事業** ア 生産基盤整備 ①区画整理（整地工） ②農道 ③農業用用排水施設 ④暗渠排水 ⑤土層改良 ⑥農地保全 ⑦鳥獣害防止対策施設 イ 生活環境整備 ①緩衝帯・景観形成整備 ②集落防災安全施設 ③農作業準備休憩施設 ④生態系保全空間整備 ⑤地域資源利活用基盤 ウ 特認事業 ただし、イ及びウの事業にあっては、アのいずれかと併せて実施すること。 **(2)農業基盤整備調査事業** (1)に掲げる事業を実施するために必要な調査・測量・計画・設計 **2 採択基準** ①農振地域内で受益面積が概ね5ヘクタール以下であること。 ②都市的土地利用事業が実施されるか、実施が確実に見込まれるその周辺地域であること。 ③事業実施地域について長期にわたって農用地として利用が見込まれること。 ④事業実施地域が内陸フロンティア推進区域設置要綱の第3条に基づき指定された区域に含まれていること。 **3 事業主体** 県 **4 負担率** 県：1/2 地元：1/2						
問合先	**部局名**	交通基盤部農地局農地計画課			**担当者**	調査計画班	
	TEL	054-221-2584	**メールアドレス**	noukei@pref.shizuoka.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県営造成施設管理体制整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2210

事業制度化の目的	県営造成施設を管理する土地改良区等に対し、多面的機能の発揮のために実施している配水操作等の管理にかかる負担の軽減を目的に、地域住民が参画する新たな管理体制を構築する。
事業制度創設の背景	農村の都市化の進展、農業従事者の高齢化の進行等による集落機能の低下が懸念される中、効率的な農業経営が生産の多くを担う農業構造の実現と、豊かな自然環境と美しい景観を有する農業・農村づくりの両立を図る必要がある。このため、農業用施設・農地等の基幹から末端に至る一連の資源全体について、地域住民や都市住民も含めた多様な人々が参画する地域の共同による保全管理体制を構築するための支援を行う。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県が造成した水利施設等の多面的機能発揮に係る保全管理活動を地域（住民・行政）で支える仕組みを構築する。県営施設の維持管理費における多面的機能発揮分（37.5%）について、地域として負担すべき費用のうち50%を支援する。 **2 事業主体** 市町 （県営造成施設を管理する土地改良区を支援する市町） **3 負担率** 県：1/2　地元：1/2

問合先				
部局名	交通基盤部農地局農地計画課		担当者	事業調整班
TEL	054-221-2715	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	単独土地改良事業	新規・継続区分	改正	事業番号	2301

事業制度化の目的

国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備、あるいは排水機の修繕のように緊急性を要する整備に対して補助するもの。

事業制度創設の背景

S24の土地改良法の制定を契機に、国の補助対象とならない末端地域の農業基盤整備を図るため本事業制度を創設。

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率等

	事業種類	主な採択基準	補助率
1	機械排水	1団地5ha以上、事業費30万円以上（市街化区域は400万円以下）	85%
2	かんがい排水	1団地5ha以上、事業費30万円以上（市街化区域は400万円以下）	60%
3	農村総合整備	①農地の土地改良総合整備：1団地5ha以上、事業費30万円以上。農道は200m以上、橋のみ1ヶ所、農道舗装は幅3.5m以上。②農村集落生活環境整備：農振区域率50%以上、事業費30万円以上。③農村地域緊急水源施設整備：事業費30万円以上	40～50%
4	農道整備	事業費30万円以上で、1団地5ha以上、延長200m以上、橋のみは1ヶ所。農道舗装は1団地0.5ha以上、幅3.5m以上。（市街化区域では500m未満）	50～60%
5	農業用施設安全対策	一系統の事故防止施設新設等が30万円以上。（市街化区域も採択可）	55%
6	総合利水関連施設整備	完了した施設で一系統30万円以上。（市街化区域は50万円以下）	55～60%
7	水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%以上を転作、1団地0.5ha以上10ha未満、30万円以上。（市街化区域は用排水・暗渠のみ）	50%
8	農地及び農業用施設小災害復旧	13～40万円。（市街化区域も対象）	20～25%
9	農地干害応急対策	水路・井戸掘削、揚水機の購入・借入・運転で、1団地5万円以上（運転経費1万円以上）。（市街化区域も対象）	30～45%
10	県営土地改良事業計画調査	県営事業の計画調査	50%
11	土地改良施設維持管理適正化	国の維持管理適正化事業の対象地区	県土連拠出金の50%
12	節水対策関連水路整備	管水路化、給水栓の整備、定められた節水率以上に節水をする地域で、1団地5ha以上。	65%
13	土地改良施設整備	国・公団・県営の管水路の機能低下・破損等の補強で、事業費30万円以上	70%
14	農道特殊改良	事業費30万～3,000万円	50%
15	用水機維持管理	口径50mmの揚水機等の運転・管理に要する光熱費、電気主任技術者に要する経費	30%
16	耕作放棄地再生利用緊急対策	耕作放棄地再生利用緊急対策事業により採択された灌漑排水・農道整備事業で、事業費30万円以上。	10%
17	県民のいのちを守る緊急減災	事業費30万円以上で、1団地で5ha以上の排水機場、甚大な被の恐れのある用排水施設、避難路の整備	50～85%
18	小水力発電等設備整備促進	小水力等発電のための施設の新設、管理、または変更を行う事業で、事業費30万円以上。	60%

2 事業主体：市町村、土地改良区等

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課		担当者	山田　将也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	masanari_yamada@pref.aichi.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	山村振興営農環境整備事業	新規・継続区分	改正	事業番号	2302

事業制度化の目的

中山間地域において、国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備あるいは排水機の修繕のように緊急性を要する整備に対して補助する。

事業制度創設の背景

S40の山村振興法の制定を契機に、自然的、社会的及び経済的に不利な条件にある山村地域の財政支援のため本事業制度を創設。

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率等

事業実施地域は山村で、事業内容等は下表のとおり。

事業種類	主な採択基準	補助率
かんがい排水	1団地0.5ha以上、事業費30万円以上	70%
農村総合整備	①農地の土地改良総合整備：1団地0.5ha以上、事業費30万円以上。農道は100m以上、農道橋1ヶ所、農道舗装は幅3.0m以上。②農村集落生活環境整備：農振区域率50%以上、事業費30万円以上。	50～60%
農道整備	事業費30万円以上で、1団地5ha以上、延長200m以上。農道舗装は1団地5ha以上幅3m以上。	2/3
水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%以上(区画整理24%、地目変更80%)を転作、1団地0.5ha以上10ha未満、30万円以上。（市街化区域は用排水・暗渠のみ）	60%
農道特殊改良	事業費30万～3,000万円	2/3
耕作放棄地再生利用緊急対策	耕作放棄地再生利用緊急対策事業により採択された灌漑排水・農道整備事業で、事業費30万円以上。	1/6～20%

2 事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課		担当者	山田　将也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	masanari_yamada@pref.aichi.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	小規模かんがい排水事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2303
事業制度化の目的	公共事業に関連して実施する基幹的なかんがい排水施設整備について、公共事業で採択されない末端地域を対象に、関連公共事業の効果を充分に発揮する。						
事業制度創設の背景	公共事業に関連して実施する基幹的なかんがい排水施設整備について、公共事業で採択されない末端地域を対象に、関連公共事業の効果を充分に発揮するため本事業を創設する。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・採択基準** (1)かんがい施設の新設・管理・廃止・変更では、受益面積150ha以上、1500万円以上 (2)国営県営土地改良事業や他の公共事業と併せて実施することが効果的な事業のうち、国の助成が受けられなかった事業では、1地区100万円以上。 **2 事業主体** 市町村、土地改良区 **3 補助率** 65%						

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課		担当者	山田　将也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	masanari_yamada@pref.aichi.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	排水機維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2304
事業制度化の目的	農業用排水機場の維持管理に要する経費の一部を補助し、農家負担の軽減を図る。						
事業制度創設の背景	農業用排水機場は、農地の排水ばかりでなく、一般住宅や公共施設などへの雨水も必然的に排除し、地域の防災施設として重要な役割を果たしていることから、管理者の負担軽減を図るため本事業を創設。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択基準** (1)補助対象経費 ①排水機の運転に要する光熱水費 ②電気主任技術者に要する経費 ③排水機の運転ならびに土砂塵埃除去等に要する経費 ④定期整備修繕に要する経費 ⑤排水機場から上流1,000mまでの基幹排水路の除藻草に要する経費 ⑥排水機場ならびに関連施設に要する通信費 (2)採択基準 農業用の排水機場で、ポンプ口径200mm以上かつ、原動機出力7.355kw(10ps)以上の排水機により、一定地域の排水を行うもの。 **2　事業主体** 市町村、土地改良区等 **3　補助率** 3/4以内 但し、1・2級河川の流水を直接排水し、かつ、排水面積が概ね3000ha以上の場合は10/10、3000ha未満の場合には9/10以内とする。						

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課		担当者	山田　将也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	masanari_yamada@pref.aichi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-
（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	海岸堤防維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2305
事業制度化の目的	津波・高潮・波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸保全区域を防護し、もって国土の保全と民生の安定を図る。						
事業制度創設の背景	昭和34年の伊勢湾台風の甚大な被害を教訓に海岸保全施設の維持・管理の重要性が再認識され、昭和36年に海岸維持管理事業として事業化された。						
事業制度の仕組等	1 事業内容 海水による浸食、高潮、波浪等による被害を防止する堤防、樋門等の経常的又は簡易な 維持管理であって次に掲げるもの。 (1)堤防に係るもの 堤防の除草、観測、安全対策及び簡易な補修 (2)樋門に係るもの 樋門の扉等塗装、予備扉取替、開閉装置等点検整備、部分的かつ簡易な補修及び操作委託 (3)その他特に管理上必要と認められるもの 2 対象施設 ① 伊勢湾高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業により県営施行されたもの。 ② 国営干拓建設事業造成施設のうち県に委託されたもの。 ③ 海岸保全区域のうち海岸法第40条第1項第3号（農林専管）又は4号（農林と建設の共管）に該当する区域に存するもの。 3 事業主体 愛知県 4 補助率・都道府県負担率 県：100%						

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地計画課		担当者	原田徳祥
	TEL	052-954-6428	メールアドレス	noriyoshi_harada@pref.aichi.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	緊急海岸整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2306
事業制度化の目的	津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することにより国土の保全と民生の安定を図る。						
事業制度創設の背景	昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な被害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置（超過課税）が条例化され、昭和54年にこれを財源とする本事業が創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 海水による高潮、浸食及び波浪等により背後地に甚大な被害を受ける恐れがある海岸保全施設の整備であって次に掲げるもの。 ① 堤防の改修及び消波工の新設・改修 ② 樋門の改修・廃止及び突堤・扉・開閉装置等付帯施設の新設・改修 **2 対象施設** ① 農林水産省農村振興局が所管する海岸保全区域内の海岸保全施設 ② 海岸線や感潮河川にある県が維持する樋門 **3 事業主体** 愛知県 **4 補助率・都道府県負担率** 県：100%						

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課		担当者	藤山直史
	TEL	052-954-6440	メールアドレス	naofumi_fujiyama@pref.aichi.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2307

事業制度化の目的

地盤沈下等による立地条件の変化に対処するため、緊急に整備を要するため池及び排水機・排水路等の農業用排水施設等の新設・改修を行うことにより、農地や農業用施設等の自然災害を未然に防止し、農業生産性の維持と農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

事業制度創設の背景

昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な災害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置（超過課税）が条例化され、これを財源とする緊急農地防災事業が創設された。

事業制度の仕組等

事業内容・採択基準・事業主体・補助率等

事業主体	事業種類	採択基準	工事費の県負担率
県	1 排水施設整備事業		
	①排水機場整備（大規模）*	事業費1億円以上、被害面積300ha以上、想定被害額≧事業費	90%
	②排水機場整備（小規模）	事業費1億円以上、被害面積30ha以上、想定被害額≧事業費	82～85%
	③基幹排水施設整備（樋門の新設・改築・廃止等）	事業費5000万円以上、被害面積200ha以上	83%
	2 老朽ため池整備		
	①老朽ため池整備（大規模）*	事業費5000万円以上、堤高10m以上又は貯水量10万㎥、かんがい面積5ha以上で被害面積40ha以上、想定被害額1億円以上	80%
	②老朽ため池整備（小規模）	かんがい面積5ha以上、事業費800万円以上	75%
	③老朽ため池整備（地震対策型）	半壊以上の被害家屋があること、かんがい面積および被害面積2ha以上	75%
	3 応急排水機整備（可搬式応急排水機等の購入・整備）		100%
土地改良区・市町村	1排水施設整備事業		
	①排水機場整備*	事業費1000万円以上、被害面積20ha以上	76.5%
	②排水路等整備	事業費200万円以上、被害面積20ha以上	71.1%
	2老朽ため池整備*	事業費200万円以上、かんがい面積1ha以上で被害面積5ha以上	67.5%
	3応急排水機整備（可搬式応急排水機等とポータブル発電機＆付属品の購入・整備）	口径200mm以上	70%

（注）河川関連工事や一般公共関連工事等で特に＊を付した事業の実施が必要であるときは、記載した採択基準の限りではない。

問合先	部局名	農林水産部農林基盤局農地整備課	担当者	宮地孝幸
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	takayuki_miyachi@pref.aichi.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単土地基盤整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2401
事業制度化の目的	県費単独補助事業として国の助成措置要綱に該当しない地域において、重点的に実施を必要とする小団地の整備、他事業関連、農村環境の整備事業等を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	**1　事業内容・採択基準・補助率** **(1)小規模土地改良事業**　（補助率　県:35%以内　）　※中山間地域は県45%以内 受益面積2ha以上20ha未満（但し、緩和地域は10ha未満）であり、次の工種の事業を行う。かんがい排水、機械揚排水、区画整理、暗渠排水、客土、農道整備、農道橋新設改良、ため池保全、畑地かんがい。 **(2)農村基盤総合整備事業**　（補助率　県:45%以内　） 農業集落を単位とした農業生産基盤整備の遅れている地区で、生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。 **(3)ふるさと環境整備事業**　（補助率　県:45%以内　） 景観保全としての遊歩道、緑化、ベンチ等の整備、公共施設美化施設、親水機能としての生態系に配慮した水路等の整備 **(4)農林産物獣害対策事業**　（補助率　県:45%以内　） 猿、猪、鹿による農作物の被害を防止するために設置する防護柵等の材料費。 **(5)麦・大豆づくりスケールアップ事業**　（補助率　県:45%以内　） 受益面積5ha未満。市町が地域の合意の下、土地利用計画に沿った麦・大豆の作付け計画を策定し、次年度に受益地を含めて概ね1ha以上の麦・大豆等の集団的作付けが確実な地域であること。 **【上記の各事業に共通する採択基準】** ①事業対象地域は農業振興地域農用地を原則とする。 ②受益面積は過疎地域、離島、振興山村、　野菜指定産地及び果樹濃密生産団地において行う場合にあっては2ha（地震関連　地域は1ha）以上10ha未満とする。 ③関係農家戸数は原則として5戸以上とする。（農林産物獣害対策は2戸以上） ④維持管理工事は補助の対象にしない。 ⑤高度な技術を要する土質調査、登記に必要な用地測量、換地費等の業務に係る経費。 ⑥事業費は3.000千円（中山間地域は1.500千円、農林産物獣害対策事業費は1.000千円、麦・大豆づくりスケールアップ事業費は2,000千円）以上。なおかつ市町が事業主体の場合は補助金1,000千円以上とする。 **(6)干害応急対策事業**　（補助率　県:30%以内　）　※中山間地域は県40%以内 かんがい期間中において異常な干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農作物が枯死する恐れがあるため、それを防止するため目的で自発的揚水機の設置等の応急対策が県下で実施された場合、交付要領を作成し、臨時特例的に助成する。 **2　事業主体** 市町村、土地改良区						
問合先	部局名	三重県農林水産部 農業基盤整備課 国営調整水利班		担当者	時村		
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	tokimh00@pref.mie.jp			

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2402
事業制度化の目的	水田における生物の多様性を確保するため、水路と水田を自由に行き来できる水田魚道を設置し、地域住民による生物の保全活動をモデル的に実施することにより、生物の確保と地域住民の意識向上を図る。						
事業制度創設の背景	水田における生物の多様性が失われつつある中、農業者だけではなく、さまざまな立場の住民が参画し、生態系を保全していく必要がある。このため、地域の方々や次代を担う子どもたちが、生物多様性という地域のすばらしい資源を認識し、生態系の保全活動に繋げていくことが期待されている。						
事業制度の仕組	**1 事業内容** 水田地域における魚類等の生物多様性を保全するため、水田魚道をモデル的に設置し、魚道を遡上する魚類や水田に棲む生きもの観察会や保全活動について補助する。 補助の内容は水田魚道の材料の提供と魚道設置・観察会のサポートである。 **2 事業実施主体** 土地改良区、学校、農地水活動組織、NPO法人、PTA、水利組合等 **3 補助率** 県 100%						
問合先	部局名	三重県農林水産部 農業基盤整備課 農地防災班		担当者	長森		
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	nagamh00@pref.mie.jp			

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	農業・農村における生物多様性保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2403
事業制度化の目的	農業農村整備事業を実施するにあたり、生態系を配慮した工法と従来工法との工事費差額の地元負担分を補助する。						
事業制度創設の背景	近年、環境に対する意識が高まっていることや、平成13年度に土地改良法の目的規定に「環境との調和に配慮」が追加されたことから、生態系に配慮した工法を実施するようになったが、地元負担金について配慮すべきとのことから創設された。						
事業制度の仕組	**1 事業内容** 県営事業を対象とし、生態系保全工法と従来工法との差額事業費の地元負担金分を補助する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 100%（市町負担分は除く地元受益者負担を全額補助）						

問合先	部局名	三重県農林水産部 農業基盤整備課 農地防災班	担当者	長森
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	nagamh00@pref.mie.jp

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	国営等関連特別県単事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2404
事業制度化の目的	国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業が実施された地域において、県営・団体営事業などの補助事業では採択要件等により対応できない末端用水路及び農業施設について、上位事業との整合を図りながら一体的に整備を実施することで、事業効果を早期に発現させ、地域農業の振興を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	**1 事業内容** 国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業が実施された地域において、県営・団体営事業などの補助事業では採択要件等により対応できない末端用水路や農業施設を、上位事業との整合を図りながら一体的に整備を実施する **2 採択基準** ①国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業に係る受益範囲であること。 ②事業費が1,000千円以上であること。 （ただし、事業主体が市町の場合は、補助金が1,000千円以上） **3 事業主体** 市町村、土地改良区 **4 補助率** 事業費の50%以内とする。						

問合先	部局名	農林水産部　農業基盤整備課　国営調整水利班	担当者	時村
	TEL	059－224－2554	メールアドレス	tokimh00@pref.mie.jp

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	三重県経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2405
事業制度化の目的	経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体（担い手）を確保・育成するとともに、担い手への農用地の利用集積を促進し、もって地域農業の維持発展と活性化を図ることを目的とする。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	**1 採択要件** 経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の実施地区を対象とする。 **2 事業内容・補助率** **（1）土地利用調整推進事業** 助成内容：集積向上への会議や視察等の活動への補助 補助率：事業費の1/2以内 **（2）高生産性農業集積促進事業** 助成内容：集積の割合に応じて改良区へ促進費を助成 補助率：事業費の1/2以内 **3 事業主体** 土地改良区						
問合先 部局名	三重県農林水産部　農業基盤整備課　国営調整水利班			担当者	山越		
問合先 TEL	059-224-2554	メールアドレス	yamaky05@pref.mie.jp				

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単予防保全調査・補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2406

事業制度化の目的

国庫補助事業で対応できない農業水利施設の機能診断を行い、機能低下の要因を究明し、ライフサイクルコストを考慮した最適な保全対策計画を策定するとともに、農業水利施設の補修、補強及び更新工事を実施する。また、県内に在する農業水利施設の履歴や現状を把握することで計画的な整備につなげていく。

事業制度創設の背景

食料の安定供給や国土保全に必要不可欠な農業水利施設機能の安定的な発揮、施設の長寿命化、維持管理及び保全対策に係る事業費抑制のためには、施設の劣化の要因や進行状況を把握し、深刻な機能低下の発生が懸念される施設について適切な予防保全対策を講じることにより、施設の有効活用が不可欠となっている。

こうした観点から、日常管理や定期診断（簡易な診断）では把握しきれない劣化の要因や最適な対策方法を明らかにする詳細な機能診断を実施し、計画的かつ効率的・効果的な保全対策を行う必要が生じたため創設された。

事業制度の仕組

1.事業内容

(1)予防保全調査事業

① 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）、② 施設機能診断（劣化度測定：目視、計測、試験、分解）、③ 劣化原因究明（構造機能（耐久性・安全性・安定性など）、水理機能（通水性能、流量制御など））、④機能保全対策（最適な対策工法、対策時期、概算工事費の算出、施設の監視計画）、⑤農業水利施設管理台帳データ化（県営造成農業水利施設のデータベース化：施設諸元情報、維持管理情報、補修履歴、機能診断情報、調査・検討の結果や対策工事に係る情報及び劣化予測・LCCの算定に必要なデータを用いて劣化予測のシュミレーション等行う。）

(2)予防保全補修事業

① 施設機能の保全に必要な機能保全計画に基づく対策工事

②老朽化等により機能低下した農業水利施設の補修・補強・更新

2.事業主体、補助率等

(1)予防保全調査事業

① 県営土地改良事業による造成施設

事業主体：県　　**県負担**：10/10

② 団体営土地改良事業等による造成施設

事業主体：市町、土地改良区又は知事の適当と認めた団体　　**県負担**:5/10

(2)予防保全補修事業

事業主体：市町、改良区、知事が適当と認めた団体　県負担：下表の通り

事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率
用水路	概ね2ha以上	30%（中山間40%）	70%（中山間60%）
機械揚水	概ね2ha以上	30%（中山間40%）	70%（中山間60%）
農道整備	概ね2ha以上全副2.5m以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
ため池保全	概ね2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
排水路	概ね2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
機械排水	概ね2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
施設、電気機器等	概ね2ha以上	50%	50%

問合先	部局名	農林水産部　農業基盤整備課　国営調整水利班	担当者	小倉
	TEL	059－224－2554	メールアドレス	oguray04@pref.mie.jp

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	単基幹水利施設緊急調査・補修事	新規・継続区分	継続	事業番号	2407

事業制度化の目的

適正に管理されている基幹水利施設の突発的破損を回避するとともに、大規模災害時などにおける被害を防ぐため、簡易な機能診断を含めた調査及び劣化防止等対策工事を実施し、農業水利施設の保全を図る。

事業制度創設の背景

この事業は、耐用年数に近い年月が過ぎた基幹水利施設が適正に管理されているにも関わらず、突発的に破損した場合でも営農に支障が無いようにするとともに、大規模災害などの緊急時においても基幹施設が被災することによる人命や住宅、公共施設への被害を防ぐため、簡易的な機能診断を含めた調査を緊急的に行う。

さらに適正な維持管理が行われている基幹水利施設において、施設の劣化や破損により、関係する施設や農地等に、被害を及ぼす恐れのある事象が発覚した場合においても、被害を発生させないための応急的な対応ができるものとする。

なお、基幹水利施設とは、用排水路・揚排水機・農道・農業用ため池の他に、海岸保全施設、地すべり防止施設等を含む。

事業制度の仕組

事業内容・事業主体・補助率

(1)緊急調査事業

① 緊急調査の内容は補修必要箇所の調査、複数施設の緊急度順位付け等とする。

② 事業主体は県とし、県負担100%とする。

(2)緊急補修事業

① 事業内容は**表1**の通りとする。

② 受益面積は1団地2ha以上とする。

③ 事業主体は、市町、土地改良区又は知事の適当と認めた団体とする。

④ 最低補助金額は市町は100万円、土地改良区又は知事の適当と認めた団体は30万円以上とする。

⑤ 海岸保全施設・地すべり防止施設については、日常の維持管理や軽微な補修では対応できない応急的な対策を事業対象とし、事業主体は県で、県負担100%とする。

表1

事業内容	採択基準	県補助率
用水路	2ha以上	30%（中山間40%）
機械排水	2ha以上	30%（中山間40%）
農道整備	2ha以上全幅2.5m以上	30%（中山間45%）
ため池保全	2ha以上	30%（中山間45%）
排水路	2ha以上	30%（中山間45%）
機械排水	2ha以上	30%（中山間45%）
施設、電気機器等	2ha以上	50%

問合先	部局名	農林水産部　農業基盤整備課　国営調整水利班		担当者	小倉
	TEL	059−224−2554	メールアドレス	oguray04@pref.mie.jp	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単海岸保全施設調査・補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2408
事業制度化の目的	既存の海岸保全施設の大部分は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に築造され、築後50年以上が経過し老朽化が著しく施設の機能低下が進行している状況である。このような状況に対して、適時・適切な予防保全調査や補修を実施することが不可欠であり、計画的かつ効率的・効果的な保全対策を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	**1　事業内容** **(1)予防保全調査** 県が管理する海岸保全施設において下記調査等を行い、より計画的かつ効率的・効果的な保全対策につなげる。 ①老朽化調査 ②健全度評価 ③維持管理計画の立案 ④維持管理情報のデータベース化 ⑤地震津波に備えた調査検討 **(2)予防保全補修** 県が管理する海岸保全施設で、深刻な機能低下の発生が懸念される場合に、予防保全対策を行う必要があるものを対象とする。 ①クラック補修 ②機器交換 ③分解点検 ④塗装 ⑤その他必要と認めるもの **2　事業主体** 県 **3　事業費負担** 県10/10						

問合先	部局名	三重県農林水産部 農業基盤整備課 農地防災班	担当者	長森
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	nagamh00@pref.mie.jp

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単耕地施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2409
事業制度化の目的	県が管理する海岸保全区域及び地すべり防止区域について、現地により近い市町長に維持管理を委託し、海岸保全区域、地すべり防止区域の巡視を行うことによって災害を未然に防ぐとともに、不法建築物の設置や堤防の加工等届け出行為の監視を行い、海岸施設の管理にあたることを目的とする。 海岸保全施設整備の損傷が小規模なものについて、修繕などを行うことにより、災害の防止と国土保全に資することを目的とする。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組	**1 事業内容** **(1)海岸維持管理事業** 海岸保全区域の巡視及び施設の管理 **(2)海岸維持修繕事業** 海岸保全施設の小規模な修繕 **(3)地すべり維持管理事業** 地すべり防止区域の巡視及び施設の管理 **2 事業主体** 県 **3 事業費負担** 県10/10						

問合先	部局名	三重県農林水産部 農業基盤整備課 農地防災班	担当者	川嶋
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	kawask02@pref.mie.jp

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2501
事業制度化の目的	農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資するため、土地改良事業等を実施する事業主体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 国庫補助の対象となり得る事業と維持管理に属する事業を除くかんがい排水事業など（採択基準参照）に助成する。 **2 採択基準** **【一般基準】** ①農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき指定された農業振興地域または指定されることが予定されている農地を主として対象とする。 ②新設・改良および補修事業とし、事業の必要性・効果が明らかで、かつ技術的に可能であること。 ③一地区当たりの事業費が50万円未満のものは、原則として補助対象としない。 **【事業別基準】** **(1)かんがい排水事業、(2)ほ場整備事業、(3)暗渠排水事業、(4)客土事業、(5)農道整備事業：** 受益面積の1団地がおおむね3ha以上、20ha未満であって、受益戸数2戸以上のもの。 **(6)水田反復利用施設事業** ①農業用用排水施設の新設または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ha以上、かつ、集水面積内に3ha以上の農用地（区画整理が施行済み若しくは施工中で用排水が分離された水田）を有する排水路反復利用施設整備 ②1団地の受益面積がおおむね2ha以上で次に掲げるもの 自動給水栓設置（半自動含む）、農業排水流出抑制施設、各筆反復利用施設整備、田面地均整備、魚類遡上施設整備 **(7)ため池等整備事業** ①築造後の自然的・社会的状況変化等に対応し早期に整備を要する農業用のため池・頭首工・樋門等の改修とその付帯施設及び洪水等からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修で、事業費が800万円未満。 ②ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万㎥以下でかつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000㎡未満であって事業費が1,000万円未満のもの。但し、貯水量がおおむね10万㎥以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万㎥以上のものを除く。 **(8)土地改良施設整備補修事業** ①土地改良施設の機能維持のための、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修 ②農道の路面の改良、補修（延長が200m以上全幅員2m以上） ③緊急を要する用水管路等の補修。 **(9)農村道路舗装事業** 農業用道路または、農業集落内の生活関連農道の舗装であって、全副員2m以上で、かつ、延長が200m以上のもの。 **(10)農村集落排水施設新設改良事業** 農業集落内の農業用用排水路およびその付帯施設（集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画上必要なもの）の変更または新設で1団地の面積がおおむね3ha以上、20ha未満（ただし特別な場合を除く）であって受益戸数2戸以上のもの。 **(11)地すべり防止対策事業** 地すべり防止地域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第1条1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域）内において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修。 **(12)土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業** 県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている低濃度PCB廃棄物の処理費用に対し支援する。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4 補助率** 20～50%							

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	平野　雪風
	TEL	077-528-3946	メールアドレス	hirano-yukikaze@pref.shiga.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2502
事業制度化の目的	土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な小規模整備補修及び緊急整備補修を実施し、土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保、再投資費用の節減等に資すると共に、土地改良区等の土地改良施設管理者と受益組合員の管理意識と施設愛護の意識昂揚に資する。						
事業制度創設の背景	土地改良施設維持管理適正化事業対象とならない小規模な土地改良施設も適切に維持管理していく必要があり、創設された。						
事業制度の仕組等	**事業内容・事業主体・補助率** **（1） ミニ土地改良施設維持管理適正化事業** 土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部（事業費の40%）を3年間均等に積立る。県土連は、この拠出金と、県の補助（40%）を併せてミニ適正化資金として造成する。 拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間の定められた年度に整備補修を実施することになり、その整備補修に必要な事業費（加入した時の事業費）の80%がミニ適正化資金から交付される。残り20%は自己負担となる。 1地区あたりの事業費は、500千円以上2,000千円未満とする。 **（2） ミニ土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備補修）** 土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間におこる緊急整備に備えて必要な経費の一部（事業費の50%）を3年間均等に積立る。県土連は、この拠出金と、県の補助（緊急整備に要した経費の50%）を併せてミニ適正化資金として造成する。 拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間に緊急的に整備を行う必要が生じた場合、必要な事業費の100%がミニ適正化資金から交付される。 1団体の加入限度額は2,000千円とし、事業費は500千円以上とする。						

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	森川　学
	TEL	077-528-3944	メールアドレス	morikawa-manabu@pref.shiga.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	大規模土地改良事業計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	2503
事業制度化の目的	本事業は、農業の近代化および農地の汎用化、農地防災等に必須の重要施策としての土地改良基盤整備を計画的に推進するため、調査主体に計画調査費の補助を行い、新規地区採択の業務を円滑に進めるためのものである。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・補助率** 県営新規事業地区の計画調査の実施主体に対し、計画調査費のうち、1/2以内を補助する。 **2　対象事業** ①経営体育成基盤整備事業の実施予定地区で行う調査設計費 ②県が行うかんがい排水事業の実施予定地区で行う計画調査設計費 ③県が行うため池等整備事業および特定農業用管水路等特別対策事業の実施予定地区で行う計画調査設計費（ただし、ため池等整備事業は県地域防災計画において、河川およびため池のうち水害等危険箇所として位置付けられたものに限る） ④広域営農団地農道整備事業の実施予定地地区で行う調査設計費 ⑤県が行う農地整備事業、県が用排水施設整備を行う水利施設整備事業の実施予定地区内で行う調査設計費 **3　事業主体** 市町村、土地改良区						

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	大棚　友稀
	TEL	077-528-3945	メールアドレス	otana-yuki@pref.shiga.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	農業排水循環利用促進事業	新規・継続区分	改正	事業番号	2504

事業制度化の目的	農地から流出した農業排水を既存の施設（循環かんがい施設・反復利用施設）を活用して用水として再利用することで、琵琶湖への汚濁負荷軽減を図る。
事業制度創設の背景	これまでに整備してきた農業排水の循環かんがい施設と反復利用施設は、維持管理の増大のため利用が減少してきた状況を踏まえ、その活用を促進するため、平成16年度に創設された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容・補助額** 農業排水を再利用する施設の機能を高度に活用する事業主体に対して、必要経費のうち掛かり増し相当分について支援する。 **(1)対象施設** 県営事業により造成された基幹的農業排水再利用水利施設 **(2)補助対象経費** ①協議会運営経費 ②再利用施設の操作運転費、点検管理費、調査費など掛かり増し経費。ただし、施設費、整備補修費等ハード費は除く。 **(3)補助額** ①循環かんがい施設 「かんがい期間の農業排水再利用水量（千トン）当たり、3,000円を乗じた額」と「農業排水再利用による汚濁負荷（SS）削減量（kg）当たり、200円を乗じた額」の平均額の30%相当額を定額補助する。ただし、1地区当たりの補助の上限を1,800千円とする。 ②濁水対策施設 かんがい期間における濁水負荷（SS）削減量が5トン以上であることが確認できた場合の農業排水再利用に要する揚水機運転にかかる電気料金を補助対象額として、その30%以内。ただし、1地区当たりの補助対象額の上限を1,000千円とする。 **2　事業主体** 土地改良区

問合先					
部局名	滋賀県農政水産部耕地課			担当者	大棚　友稀
TEL	077-528-3945	メールアドレス	otana-yuki@pref.shiga.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	アセットマネジメント推進対策費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2505
事業制度化の目的	農業水利施設の適切な維持管理や計画的な予防保全対策等を通じ、施設の長寿命化とライフサイクルコストを低減させることを目的とする「農業水利施設アセットマネジメント」の取組みを推進するために、滋賀県では県域の総合的な推進・調整機能を持つ「アセットマネジメントセンター」を核とした推進体制を確立している。 県下のアセットマネジメントの円滑な推進を図るため、県土連が関係者と連携を図りながら「アセットマネジメントセンター」を運営し、アセットマネジメントの総合的な推進やデータベースの保守管理などの業務を担っている。本事業によりセンターが行う活動に対し支援を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** アセットマネジメントセンターが実施するデータベースシステム保守管理事業（蓄積データの更新や新たな情報の蓄積等）に対し、以下の経費をセンターに補助する。 ①データベースシステムの保守管理費用 ②データ入力作業費用 ③システム構築作業等の諸経費 **2 事業主体** アセットマジメントセンター（県土連内） **3 補助率** データベースシステム保守管理事業 ： 1/3						

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	川端 浩司
	TEL	077-528-3949	メールアドレス	kawabata-hiroshi@pref.shiga.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2506
事業制度化の目的	農地、農業用施設に係る災害復旧のため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（通称「暫定法」）の適用を受けない小規模な災害復旧事業に要する経費に対して、補助金を交付する。						
事業制度創設の背景	暫定法が対象としない傾斜が急な地域においては、災害が発生した場合、小規模な被害であっても傾斜が急なことから、放置すると被災規模が大きくなることが多い。そのため、小規模な災害であっても早期に復旧する必要があり、暫定法が対象としていない規模の災害復旧制度を創設した。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 暫定法の適用を受けない小規模な災害復旧事業に対する補助。 **2　採択要件** ①災害原因：暫定法が対象とする災害原因に準じる ②対象地域：特定農山村法で中山間指定された地域、平均傾斜度1/20以上の農地 ③事 業 費：1箇所あたり13万円以上40万円未満のもの **3　事業主体** 市町、土地改良区						

問合先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課		担当者	寺沢篤樹
	TEL	077-528-3964	メールアドレス	terasawa-atsuki@pref.shiga.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	農村地域住民活動支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2507

事業制度化の目的	土地改良事業等を実施する団体が行う、農村環境の保全整備を推進するための自主的な活動の定着や持続的な活動を支援するため、専門家の育成、紹介および活動を支援する体制を整備する。
事業制度創設の背景	平成8年度に滋賀県では「みずすまし構想」が策定され、農村地域における水質や生態系保全の取組が展開されてきた。これにより地域住民参加による農村環境保全活動の必要性は認識されつつあるものの、農業従事者の高齢化や混在化の進展により農家のみによる継続した農村環境保全活動の実施は困難な状況となり、いかにして非農家にも活動に加わってもらうかということが課題となっている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)リーダー育成事業** 農村環境の保全整備を推進するリーダーの育成、アドバイザー研修の実施。 **(2)住民活動推進事業** ①アドバイザーの名簿への登録。環境保全活動に対するアドバイザーの紹介。 ②アドバイザー名簿の確認、更新。 **(3)住民活動支援体制整備事業** ①農村地域の環境保全活動を支援する組織（ネットワーク）の運営と管理。 ②運営委員会の開催。 ③HPの更新、メルマガの発信。 **2 事業主体** 県土連 **3 補助額** 補助額は事業費100万円に対し50万円の補助となっている。

問合先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課		担当者	三田村　恒
	TEL	077-528-3962	メールアドレス	mitamura-hisashi@pref.shiga.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	土地改良区運営支援事業	新規・継続区分	改正	事業番号	2508

事業制度化の目的	本県農地の約4割は琵琶湖を水源とする逆水かんがい施設により安定的に農業用水を供給しており、土地改良区がこれらの施設を適正に管理することで、本県水田農業を支えている。 しかし、土地改良区をとりまく環境はH26年産米価の下落や一等米比率の低迷、さらには平成25年度以降の電気料金の値上げなど厳しい状況が続いていることから、これに対する補助金を交付するものとする。
事業制度創設の背景	土地改良区においては、平成25年度の値上げ以降、電気料金の節減を図るため、組合員に理解を求め節水に取り組んできたところであるが、電気料金の値上げについては、土地改良区の運営を著しく圧迫することが予想されるため、支援を行うこととした。
事業制度の仕組等	**1 事業内容・補助率** **(1)国営造成施設管理体制整備促進事業実施地区に対する支援** ア. 対象施設：国営造成施設管理体制整備促進事業の対象である農業水利施設 イ. 補助率 ：国営造成施設管理体制整備促進事業の補助対象外の維持管理費(62.5%)の内、電気代値上げ相当額(平成29年度－平成26年度)の20%以内 **(2)国庫補助事業対象外施設の維持管理に対する支援** ア. 対象施設：基幹水利施設管理事業および国営造成施設管理体制整備促進事業の対象外で、県の補助金等を用いて整備した農業水利施設 イ. 補助率 ：電気代値上げ相当額(平成29年度－平成26年度)の30%以内 **2 事業主体** 土地改良区

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課農業基盤管理推進室	担当者	梅村 規雄
	TEL	077-528-3944	メールアドレス	umemura-norio@pref.shiga.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	京都府	事業名	小規模老朽ため池整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2601
事業制度化の目的	国庫補助対象とならない小規模な農業用ため池等の改修に要する経費を支援することで、農業用水の安定供給を図ると共に、決壊等による災害を未然に防止する。						
事業制度創設の背景							
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ①築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、農地、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池の新設・変更および付帯施設の整備、又はため池の廃止、。 ②受益地が農振農用地以外の地域であっても、改修にあたっては、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの及び廃止に限って採択できる。 **2 補助基準** ①堤高が3m以上又は貯水量3,000m^{3}以上若しくは受益面積1ha以上 ②事業費80万円以上 **3 事業主体** 市町村、農業を営む者の組織する法人、数人共同施行、農業協同組合 **4 補助率** 府負担率 55%						

問合先	部局名	農林水産部農村振興課		担当者	教野 真帆
	TEL	075-414-5053	メールアドレス	m-kiyono28@pref.kyoto.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大阪府	事業名	農空間保全地域整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2701

事業制度化の目的	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）」に基づき、都市農業及び農空間を積極的に守り育て、その公益的機能が十分発揮されるよう、ほ場や農道・水路の整備による農業生産基盤の改善や、地域の安全安心を確保するため、ため池等を改修するとともに、農業者と府民が一体となった府民協働により、農空間の保全・活用し、豊かな府民生活を実現する。
事業制度創設の背景	国庫補助事業による整備が可能な農振農用地区域となる10haの集団的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による10ha以下の集団的農地も土地所有者の都市的土地利用への期待感などから区域指定が非常に難しい。このため、農振農用地は4,633haと府内の13,711haの農地の1/3程度である。「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農振地域内の農用地、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等を「農空間保全地域」として指定し（府内農地の約82%をカバー）、農道や水路の補修、改修など、きめ細やかな整備を支援するために創設した。
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択基準** **（1）　農空間をまもろう事業** 農地や農道・水路等の簡易な補修・改修、景観・資源作物栽培等を行う。 【採択基準】①農地や農業用施設の保全計画策定。②事業費1,000千円以上2,000千円以下 **（2）農空間を活かそう事業** ほ場整備、農道、かんがい排水、暗渠排水、客土、土壌改良、農地造成、市民農園整備 【採択基準】 ①受益面積2ha以上（市街化区域で生産緑地地区）（市民農園整備は除く）②事業費1,000千円以上。③農道整備は幅員3～7mで上級道路に接続。④特定農地貸し付けによる市民農園整備では簡易な整備に限る。 **（3）安全・安心な農空間事業** ため池や水路の農業用施設の改修、排水路、排水機場、排水樋門の新設・改修を行うとともに、水質障害防止用のさく井・用排水分離・底泥除去、水難事故防止用のフェンス、フタ、スクリーン等の新設・改修。 【採択基準】①旧要綱の湛水防除事業にあっては、受益面積3ha以上、水質保全対策事業にあっては、受益面積がおおむね2ha以上のもの。②事業費1,000千円以上。③水質障害対策は、農業用水の水質基準を超え作物被害が生じていること。 **（4）農空間を再生しよう事業** 放置すれば遊休化が確実な農地や既に遊休化した農地について、復田や復田後の営農に必要な整備（農道やかんがい排水などの他に市民農園整備遊休農地解消の復田目的の除草や再耕起などに係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費等） 【採択基準】①事業費1,000千円以上。②農空間保全委員会で検討された対策。③農道、かんがい排水施設等の整備は受益戸数が3戸以上。 **（5）農空間づくりプラン事業** 農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会による遊休農地の利用促進計画の策定、計画に基づく地域の協力による農道・水路・市民農園の整備、遊休農地解消の復田にため行われる除草や再耕起などの作業に係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費 【採択基準】 ①事業費1,000千円以上。②農空間づくり協議会が設立。③農空間づくりプランに位置づけられた対策。④農道、かんがい排水施設などの整備は受益戸数が3戸以上。 **2　事業主体**：土地改良区、NPO、その他

問合先	部局名	大阪府環境農林水産部農政室整備課		担当者	
	TEL	06-6210-9591	メールアドレス		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	**事業名**	ほ場整備調査設計事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	2801
事業制度化の目的	県営ほ場整備事業の推進を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 市町等が県営ほ場整備事業等を申請するために行う調査設計 **2 事業採択要件** ①県営ほ場整備事業等（受益面積20ha以上）を実施する見込みのある地区であること ②実施期間が1年以内であること **3 事業主体** 市町等 **4 補助率** 県45％　地元55％						

問合先	**部局名**	兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班		**担当者**	荒崎
	TEL	078－362－3429	**メールアドレス**	yuuta_arasaki@pref.hyogo.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独小規模農地緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2802
事業制度化の目的	国事業制度の採択基準外地区において、ほ場・農道・用排水施設を整備し、災害復旧事業の促進、災害の未然防止および遊休農地化の防止を図る。						
事業制度創設の背景	国事業制度の採択基準外地区においても、ほ場・農道・用排水施設の整備を実施し、生産性の向上および維持管理の軽減を図る必要があるため。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ① ほ場整備 ② 農道整備 ③ 用排水施設整備 ④ 付帯工（上記工種と併せ行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備） **2 事業採択要件** （1） 農業振興地域内の受益面積がおおむね1ha以上5ha未満であること （2） 受益戸数が2戸以上であること （3） 次のいずれかに資すること ① 災害復旧事業の促進（災害残土受入、河川用地創出、災害復旧予定地含む） ② 災害の未然防止（過去の被災歴、排水改良等湛水防止） ③ 遊休農地化防止（高齢化及び後継者不在） （4） 国庫補助事業での採択が困難であること **3 事業主体** 市町、土地改良区等 **4 補助率** 県50% 地元50%						
問合先	部局名	兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班		担当者	荒崎		
	TEL	078－362－3429	メールアドレス	yuuta_arasaki@pref.hyogo.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成28年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独災害関連ほ場整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2803
事業制度化の目的	国事業制度の採択基準外地区において、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と県土の保全に資する。						
事業制度創設の背景	本県において甚大な被害をもたらした平成16年災害の復旧に当たり、国の事業制度の採択基準外地区のにおいても、再度災害を防止し被災農地等の地域復興を図るために、本県独自のほ場整備事業制度を設ける必要があったため。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ほ場整備 **2 事業採択要件** 被災農地の災害復旧事業に併せて施工する隣接農地等を含めたほ場の区画形質の変更で、以下の条件を満たす場合。 ① 受益面積がおおむね5ha未満 ② 受益戸数2戸以上 ③ 工事費が200万円以上 **3 事業主体** 市町、土地改良区等 **4 補助率** 県80% 地元20%						
問合先	部局名	兵庫県農政環境部農林水産局農地整備課農村計画班		担当者	塩見		
	TEL	078－362－3429	メールアドレス	taku_shiomi@pref.hyogo.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	水と農地活用促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2901
事業制度化の目的	農地や農業用施設等の農村資源を活用し、農村地域の活性化を図るため事業を行う						
事業制度創設の背景	農地や農業用施設の新設・改良・修繕・更新等、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業基盤整備を実施する市町村・土地改良区等に支援を行う。また、安全施設の整備や、農村資源の多目的活用を図るための環境に配慮した整備に対して市町村等に支援を行う。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択基準** **(1)用排水路整備・頭首工整備・機会揚水設備・畑地かんがい設備・暗渠排水整備・客土整備** 受益面積がおおむね2ha上の新設又は改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの。 **(2)安全施設整備** 農業用ため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに附帯する施設への転落防止のために必要なフェンス等の安全施設の設置事業費であって、一連の事業費が50万円以上のもの。 **(3)ほ場整備** 農用地につき行う区画整理事業及びこれに附帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね2ha以上、一連の事業費が100万円以上のもの。 **(4)ため池整備事業** 受益面積がおおむね2ha以上のため池整備事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの。 **(5)農道整備** 農道の改良であって受益面積がおおむね2ha以上、かつ、全幅員がおおむね2m以上であり一連の事業費が100万円以上であるもの。 **(6)地すべり防止** 受益面積がおおむね1ha以上の地すべり防止事業であって、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が50万円以上のもの。 **2　事業主体** 市町村、土地改良区 **3　補助率** 30%						

問合先	部局名	奈良県農林部農村振興課農地環境整備係		担当者	神田基宏
	TEL	0742-27-7459	メールアドレス	kanda-motohiro@office.pref.nara.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	田んぼの貯留機能等活用促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2902

事業制度化の目的	水田の多面的な機能を活用した貯留対策を検討するため、排水口に特別な堰板（調整板）を設置し、効果の分析・検証を行い、地域住民に広く情報発信を推進する。また、多様な機能を有する田んぼを後世にも引き継ぐために、地域ぐるみで田んぼを評価するとともに、田んぼを活用した地域活動を支援することにより、農家だけでなく地域住民に親しみ愛着のある農村に再生する。加えて、田んぼの貯留能力を活かした総合的な防災・減災を実施するための計画を策定する。
事業制度創設の背景	奈良の水田は条里制が残っており、調和のとれた農村景観は自然環境や歴史資産の面から評価されるとともに、貯留機能など多面的な機能の発揮が期待されている。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **（1）近畿大学等連携・効果検証事業** ①貯留雨量の計測及びデータベース化作業 降雨前後の計測（主に降雨時の時期を対象） ②水田貯留に関する経済評価 関連地区を対象としたアンケートによる手法を用いて水田貯留に関する支払意思額等の算定方法を検討する。 ③水田貯留の普及・啓発 市町村や地元などを対象とした研修会等を通じて、効果検証結果等に基づいた水田貯留効果に関する情報を提供する。 **（2）田んぼを活用した地域活動支援事業（一式）** ①農地等の保全に向けた集落での話し合い 歴史的評価・環境形成保全・生き物調査の視点から　田んぼの構造や機能等の研修会等を開催する。 ②地域実践活動への支援 農地等を活用したワークショップの開催や貯留対策等を実施する。 ③水田の貯留対策に取り組む集落・大字への調整板の作成・配布・設置事業 研修会等で活用した資料"水田の多面的機能を活かす貯留対策の取り組み方"を参考に事業を実施する。 **2　実施地域** （継続地区）大和高田市、大和郡山市、橿原市、桜井市、川西町、田原本町、広陵町、明日香村 （新規地区）奈良市、天理市、斑鳩町 **3　事業主体** 県 **4　補助率** 県100%

問合先	部局名	奈良県農林部農村振興課		担当者	中野
	TEL	0742-27-7459	メールアドレス	nakano-ryota@office.pref.nara.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	ならの美しい農村景観づくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2903

事業制度化の目的	農業体験やウォークイベント等の、地域参画による奈良の美しい農村景観を活かした都市農村交流を促進するために、安全柵や棚田等の視点場環境整備等の実践活動を実施し、農村景観の魅力を引き出すとともに、景観保全活動が持続的に定着する仕掛けづくり（活用モデル）の構築する。
事業制度創設の背景	「奈良の彩りづくり」プロジェクトの一環として、植栽計画策定地域として位置付けられた地域と美しい農村景観づくりに取り組む地域において、農を活かした景観づくりを行う。景観事業創造推進本部が事業化の可否を総合評価により審査するとともに、現地調査結果と方針図を元に作成した具体的な地点と実施内容の案を景観創造推進本部に説明し決定する。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **○新名所やすらぎ空間の創出・充実（里山・農地・未利用地の活用）** **（1）「農」を活かした景観保全事業** ①内容：地域住民やボランティアの参画により、遊休農地の再生整備などを実施する。 ②手法：県から地元団体等へ委託 **○眺望景観の向上（視点場の環境整備）** **（2）視点場環境整備事業** ①内容：県が直営施工方式などで散策道・景観柵・ルート案内看板を整備する。 ②手法：県から業者へ工事発注し、地元団体が管理する。 **○観光充実（景観作物の植栽）** **（3）植栽による景観保全事業** ①内容：地域住民等により、山の辺の道沿い等に景観作物を植栽する。 ②手法：県から実施団体へ支援する。 **2　実施地域** 景観創造推進本部策定の奈良県植栽計画「ならの四季彩の庭」づくりにおける各エリア整備方針と処方内容に基づき実施する。 山の辺南地区（天理市（萱生町）、桜井市（穴師、箸中、三輪）） 桜井南地区（桜井市（安倍）） **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 県100%

問合先	部局名	奈良県農林部農村振興課		担当者	瀧口
	TEL	0742-27-7453	メールアドレス	takiguchi-misaki@office.pref.nara.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	農村資源を活用した地域づくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2904

事業制度化の目的	目的1　県は農村地域づくりに積極的に取り組む地域を増やし地域の活性化・農村の振興を図るため、地域の掘り起こし、情報共有や組織設立や実践活動の助言などを行う。 目的2「奈良県農村地域づくり協議会」に対し、県下地域づくり協議会に、地域づくり活動にかかる実践活動の支援・啓発普及活動を委託し、効率的な地域づくりを展開する。
事業制度創設の背景	担い手不足や高齢化などにより営農ばかでなく、農地・施設の管理も困難な地域が出てくる一方、農村での体験など都市農村交流のニーズは高い。そこで、各地域にある農村資源を掘り起こし、都市農村交流などを通じた地域活性化を推進する。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **(1)地域協議会設置・運営事業** 地域づくりに積極的な地域に対する活動の実施などの助言、地域づくり活動に意欲のある地域の掘り起こしや県内各組織の情報共有などを行う。 **(2)地域づくり実践活動支援事業** 県は、全県で行われている地域活動に対する支援にかかる業務を「奈良県農村地域づくり協議会」に委託し、協議会を通じて各地域を支援するとともに、取組のPR活動、研修会や情報交換会の開催などを行い、県域全体での農村地域づくりを進める。 **2　事業主体** 奈良県 **3　補助率等** 県100%

問合先	部局名	奈良県農林部農村振興課		担当者	林
	TEL	0742-27-7453	メールアドレス	hayashi-yoshiyasu@office.pref.nara.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	和歌山県	事業名	県単小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3001
事業制度化の目的	一般公共事業として、国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ほ場整備、ため池保全、ため池安全対策及び住民参加型直営施行を行う。						
事業制度創設の背景	国の採択基準に満たない小規模な土地改良事業を実施し、きめ細かな対応を行うために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択要件・補助率** 国の補助事業に採択されがたい小規模な土地改良事業等であって、次に掲げる事業に要する経費を補助する。 **(1) 農道整備事業**　補助率30% 全幅員おおむね2m以上であり、事業費20 万以上, 事業費20 万円以上 **(3) 給水スタンド整備事業**　補助率30% 事業費20 万円以上 **(4)ほ場整備事業**　補助率30% 受益戸数2 戸以上であり、受益面積2ha 以下 **(5) ため池の保全事業((6)の事業を除く。)**　補助率30% 堤高3m以上、事業費20 万円以上 **(6)危険ため池保全事業**　補助率40% 堤高3m以上、事業費20 万円以上、事業費の一部を市町村が負担 **(7) ため池安全対策事業**　補助率30% 事業費20 万円以上、200 万円以下、事業費の一部を市町村が負担 **(8) 危険ため池廃止事業**　補助率50% 事業費が20 万円以上200 万円以下。廃止したため池の土地造成費用は補助対象外 **(9)ため池対策促進型事業**　補助率30% 事業費が20 万円以上200 万円以下。地震時に、土地改良事業設計指針「ため池整備」に定める緊急放流が可能となる施設整備であること。 **(10)住民参加型直営施工事業**　補助率50% 受益戸数2 戸以上であり、事業費20 万円以上500 万円以下。 事業対象は、掘削面の高さが2m以下となる地山の掘削、水路工、道路工、) 区画整理(権利関係を伴わない畦畔の造成・除去、進入路の造成・除去、心土破砕、客土・土壌改良材の投入)、暗渠排水、農地保全、その他付帯工 **2　事業主体** 市町村、土地改良区						

問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課		担当者	中西　康仁
	TEL	073-441-2951	メールアドレス	nakanishi_y0021@pref.wakayama.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	和歌山県	事業名	県単土地改良推進調査	新規・継続区分	継続	事業番号	3002
事業制度化の目的	新規県営土地改良事業、県重点施策及び課題解決のための計画調査、及び事業計画書作成を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ①新規県営土地改良事業に係る事業計画書の作成 ②県重点施策、及び課題解決のための計画調査 **2 事業主体** 県 **3 負担割合** ①県 75% 市町村等 25% ②県 100%						

問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課	担当者	中西 康仁
	TEL	073-441-2951	メールアドレス	nakanishi_y0021@pref.wakayama.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	新規・継続区分	継続	事業番号	3101

事業制度化の目的	農林業者や担い手・新規就農者が、県民に対して安全・安心な農林産物等を供給している優良農林地を維持・保全し農業を継続することを目的に、その基礎土台となる農地・水路・農林道など農林業生産基盤の小規模な整備・補修に要する経費や放置された山腹水路やため池などの防災措置に要する経費を市町村に助成する。
事業制度創設の背景	国庫補助事業等で対応できない小規模な農林業生産基盤の整備や補修について、迅速かつ有効に対応し、市町村の農林業及び農山村の維持保全につなげていく必要性から創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。 ①農業生産基盤の新設、改良及び補修(災害復旧を含む)に係る事業 ②林道及び作業道の新設・改良・補修に係る事業 ③放置されたため池や山腹水路等の防災措置に係る事業 **2 採択要件** 対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。 ①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業 ②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業 ③受益者の数が1人以下である事業（知事が別に定める場合を除く） ※知事が別に定める場合の「意欲的な農林業者」には災害復旧を行い営農を続ける者を含めても良い。 ④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業 **3 事業主体** 市町村 **4 補助率等** 全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②又は③の場合は、市町村事業費の1/2以内。 ①市町村負担率が市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合 ②市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合 ③災害復旧交付額による災害復旧の場合

問合先					
部局名	鳥取県農林水産部農地・水保全課			担当者	野口
TEL	0857-26-7326	メールアドレス	noguchin@pref.tottori.lg.jp		

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	ため池防災減災対策推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3102

事業制度化の目的

ため池の一斉点検の評価において、今後、調査・検討を要するため池が多数所在し、個々に応じた防災・減災対策の実施が急務となっている。
こうしたため池に対し、監視・管理体制の強化に向けたソフト対策の実施、補完的な防災・減災システム設置、ため池廃止、管理道整備、浚渫等を推進することにより農村地域の防災力を向上する。

事業制度創設の背景

本県のため池数は1,100箇所存在し、農業用に供用されているものは744箇所存在する。平成25、26年度ため池点検による全国統一の豪雨・地震評価、更に詳細調査として老朽度調査と耐震調査を実施した結果、今後、整備検討を要するため池が多数所在することが判明した。このため、災害の未然防止が急務なため事業に対し、ハード整備着手までの間に、監視・管理体制の強化や着手に向けた調査、ハザードマップ作成等を行う事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容（事業期間：平成27～31年度）

（1）調査推進事業

番号	対策名	事業内容
①	ため池点検	農業用ため池を対象に、計画的に防災対策を推進するために行う調査及び点検
②	ため池ハザードマップ作成	ため池が決壊した場合において、周辺住民等へ被害に係る氾濫解析、浸水想定図を基に関係住民によるワークショップを実施し、万一の場合の初動作動や避難ルートの検討を行うことにより、地元に密着したハザードマップを作成し、ため池災害の被害低減を図る。
③	ため池防災・減災システム整備	ため池による災害防止や減災の観点から、監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な施設を設置する
④	ため池防災訓練支援	ため池ハザードマップに基づいた防災訓練等、避難体制の整備に要する支援

（2）保全対策事業

番号	対策名	事業内容
⑤	旧農業用ため池廃止	ため池決壊時に人命、人家に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能の廃止又は縮減。
⑥	ため池管理道整備	ため池の管理に必要とされる道路の新設・改良。
⑦	ため池浚渫	流域内の自然的・社会的な変状を要因とした堆砂を対象とした、防災面から従前の機能を回復するための浚渫。通常の維持管理に属するものは除く。

（3）ため池整備推進交付金

番号	対策名	事業内容
⑧	ため池整備推進交付金	ため池の防災・減災対策を推進することの隘路となっている関係農家の負担を軽減する。

2 採択要件

国の補助事業に係る採択基準に合致しないもの

3 事業主体

①②：市町村
③④⑤⑥⑦：市町村、集落、土地改良区
⑧：事業申請人

4 補助率等

①～⑦：市町村が負担する率と同率（対策事業により個別条件あり）
⑧：10万円/戸を越える部分に対し、漸増方式で助成（50～90%）

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農地・水保全課	担当者	山崎
	TEL	0857-26-7323	メールアドレス	yamasakiya@pref.tottori.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	田んぼの汎用化による 園芸産地拡大支援モデル事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3103

事業制度化の目的

稲作を主とする生産構造の転換として、高品質で収益性の高い園芸品目の導入を促進することで、稲作農家の経営多角化を図り、農家所得の向上を目指す。

事業制度創設の背景

「元気な農業」を目指し、平成27年3月に本県が策定した「鳥取県農業活力増進プラン」を実行するためには、多様な担い手や農業者が活躍できる環境整備や将来にわたって営農できる基盤整備が必要とされているため事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容

園芸作物の生産に適した排水性の良い農地を整備するための排水対策を実施する。

（1）排水機能向上対策

番号	対策名	事業内容
①	補助暗渠	既存の暗渠管だけでは、ほ場面の十分な排水効果が得られない場合、暗渠管に排水を導くための縦孔や溝（亀裂）を設置し排水効果の向上を図る。
②	耕盤の破砕	水稲の作付けに伴い、耕作土の下に形成された不透水層を破砕することで、地下浸透による排水効果の向上を図る。
③	ほ場の均平	田面の凹凸により、ほ場の中央や用水路側の田面が排水路側よりも低くなっている場合には、ほ場均平（勾配設置）により排水路側へ傾斜をつけ排水効果の向上を図る。
④	額縁明渠	隣接するほ場や用水路等からの湧水を、ほ場周辺に設置した額縁明渠（溝）により排水路へ排除する。

（2）既存暗渠対策

番号	対策名	事業内容
⑤	本暗渠の改良	維持管理が容易にできるよう、既存暗渠の上流部に立上管を追加したり、末端水位調整が出来る水甲を設置。
⑥	暗渠管の洗浄	暗渠管内に付着した水アカ（水酸化鉄）の除去による排水機能の回復。

2 採択要件

①区画整理済み水田で、対策後5年以内に園芸作物を作付けすること

②5戸以上または1ha以上の地区とする

3 事業主体

市町村、農業協同組合、農地中間管理機構等

4 補助率等

①地元負担20%以下の場合…県1/2

②地元負担20%を超える場合…市町村と同率

※ただし、耕作者が事業対象農地の市町村とは異なる市町村に居住する場合に限り、県1/2、市町村負担は任意とする。

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農地・水保全課		担当者	西田
	TEL	0857-26-7326	メールアドレス	nishiday@pref.tottori.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	農業水利施設 ストックマネジメント推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3104

事業制度化の目的

農業水利施設の長寿命化を図るために必要となる、施設管理者の知識向上、取組体制および管理体制の整備を促進する。

事業制度創設の背景

平成26年6月に閣議決定された国土強靭化基本計画にはインフラ長寿命化が位置付けられ、老朽化が進みつつある農業用水利施設に対するストックマネジメントを、より一層推進する必要がある。しかし、施設管理者である土地改良区等における施設長寿命化の認識は、未だ十分とはいえないため、より一層の意識の啓発と施設監視・情報蓄積の体制つくりを徹底していく必要から事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容（平成28～30年度）

農業水利施設ストックマネジメント推進協議会（仮称）におり、次の事業を推進する。

番号	対策名	事業内容
①	アドバイザーによる支援	技術的な施設監視を要する施設管理者に対し、アドバイザー指導の下で監視を行う。
②	ストックマネジメント研修	施設管理者向けの研修会を開催し、取り組みに対する理解を深める。

2　事業主体

県

3　補助率等

県100%

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農地・水保全課		担当者	野口
	TEL	0857-26-7326	メールアドレス	noguchin@pref.tottori.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	荒廃農地等利活用促進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3105

事業制度化の目的

農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う再生作業や施設整備に対して支援することで耕作放棄地の早期解消を推進する。

事業制度創設の背景

国は、新たな食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）の中で、平成32年度の農地面積を461万haと見込み、この面積確保のため、耕作放棄地の解消を図ることとしており、平成21年度より「耕作放棄地再生利用緊急対策」を実施してきた。 県も国事業の補完施策として、「耕作放棄地再生推進事業」を平成21年度に創設し、耕作放棄地の早期解消を推進してきたところである。

平成29年度の国の制度組み替えにより、従前の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」が「荒廃農地等利活用促進交付金」となり、一方、遊休農地対策は農地中間管理事業との連携がより重要となり、多様な支援制度よって、耕作放棄地の解消を推進するため事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容

番号	対策名	事業内容
①	国事業（荒廃農地等利活用促進交付金）の補助残部分の支援	・再生利用活動の内、再生作業（遊休農地発生防止、土壌改良及び営農定着を除く） ・施設等補完整備の内、基盤整備及び農業体験施設（休憩施設や農機具収納施設等簡易で必要最小限のものに限る）
②	県単独の支援	国事業の対象から除外される再生作業（事業費10万円/10a未満等） ※耕作放棄地所有者の後継者が再生作業を実施する場合も対象とする。

2 事業主体

農業者、農業者組織

3 補助率等

①事業費から国交付金を差し引いた部分を負担する市町村に対し、市町村費と同額。
②市町村費と同額

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農地・水保全課		担当者	米澤
	TEL	0857-26-7336	メールアドレス	yonezawar@pref.tottori.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	農地地すべり防止施設長寿命化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3201
事業制度化の目的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内において、県が管理する地すべり防止施設の修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	農村振興局所管地すべり防止区域内で地すべり対策事業により造成された防止施設について、国庫補助事業による補修事業が不定期であったため、計画的な長寿命化を図ることを目的として創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ①内容：農村振興局所管の地すべり防止区域内における地すべり防止施設の修繕等 ②事業費の範囲：工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、需用費。 ③事業の期間：単年度施行を基本とする。 **2 事業主体** 県 **3 事業費の負担** 県10/10						

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ		担当者	三浦　英二
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単県営緊急地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3202
事業制度化の目的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生し緊急的に防止工事の実施を必要とするが、国庫補助事業の対象とならない場合に施行する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地すべり等防止法第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生し緊急的に防止工事の実施を必要とするが、国庫補助事業の対象とならない場合に施行する。 **2　採択要件** **(1)対象となる工事** 次の①～④に掲げる条件を全て満たす工事を対象とする。 ①施行の対象地区は、農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内または、地すべり防止指定予定区域内にあること。 ②次のいずれかの条件に該当する小規模な防止工事であること。 ・多量の崩土が渓流又は河川に流入して下流河川に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・鉄道（私鉄を含む）、国県道、市町村道、農道、集落道、林道及びその他公共施設などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ・官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・農地1ha以上及び農業用施設に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・人家5戸以上に被害を及ぼす恐れのある場合。 ・島根県地域防災計画又は市町村地域防災計画に登載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ③防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること。 ④緊急に事業を施行する必要性が認められること。 **(2)事業費の範囲** 事業費は100万円を下限として、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。 **(3)事業の期間** 事業の施行は、単年度施行を基本とする。 **3　事業主体** 県 **4　費用の負担** 県：10/10						

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ		担当者	三浦　英二
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	農地防災施設長寿命化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3203

事業制度化の目的	県が管理する農地防災施設（地すべり防止施設、海岸保全施設及び湖岸堤防施設、農地防災ダム）の修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
事業制度創設の背景	県が管理する農地防災施設について、国庫補助事業の採択規模に達しない修繕等を適時に実施し長寿命化を図ることを目的として創設された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **（1）対象となる工事** 県が管理する次の施設の修繕等を実施する。 ①地すべり防止施設（農村振興局所管の地すべり防止区域に係るもの） ②海岸保全施設（農村振興局所管の海岸保全区域に係るもの） ③湖岸堤防施設 ④農地防災ダム **（2）事業費の範囲** 工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、需用費とする。 **（3）事業の期間** 事業の施行は、単年度施行を基本とする。 **2　事業主体** 県 **3　費用の負担** 県10/10

問合先					
部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			担当者	三浦　英二
TEL	0852-22-5145	メールアドレス	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単県営地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3204
事業制度化の目的	農村振興局所管の地すべり防止区域（地すべり指定予定区域を含む）及び地すべり危険地（以下「地すべり危険区域」という。）に指定され、その区域内において災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択要件** **（1）対象となる工事** ア　対策を講じる場合 ①国から対策工事の採択を受けた区域において、県が国庫補助事業を補完することで 計画的な対策の促進を図る場合。 ②地すべり危険区域における落石防止等の対策を行う場合。なお、地すべり危険区域へ 被害を及ぼす隣接地の対策を含む。 イ　施行区域の対象 農村振興局所管の地すべり危険区域とする。 ウ　防止工事の対象 国庫補助事業と同等であること。 **（2）事業費の範囲** 工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。 **（3）事業の期間** 事業の施行は、単年度施行を基本とする。 **2　事業主体** 県 **3　費用の負担** 県10/10						

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ		担当者	三浦　英二
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	**事業名**	農地防災ダム付帯施設更新事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	3205
事業制度化の目的	県が管理する農地防災ダム施設の整備、更新等を実施することにより、災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業採択基準に満たない軽微な整備更新を計画的に実施する必要性から創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業の内容** 県が管理する農地防災ダム本体とその付帯施設の整備・更新等。 **2 事業費の範囲** 事業費は、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。 **3 事業主体** 県 **4 費用の負担** 県94%、市6%						
問合先	**部局名**	島根県農林水産部農地整備課防災グループ			**担当者**	三浦　英二	
	TEL	0852-22-5145	**メールアドレス**	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単ため池安全確保事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3206

事業制度化の目的

老朽度が高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備や、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施し、ため池下流地域における安全・安心を確保する。

事業制度創設の背景

県内で老朽化に伴い整備を必要とするため池のうち、規模の大きなものについては国庫補助事業等の活用により整備を進めているが、全体の6割を占める貯水量1,000m^{3}未満の小規模なため池はほとんど整備が進んでいない状況であることから創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

老朽度が高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備や、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施する。

2 実施要件

(1)採択要件

次の①～⑥にいずれも該当すること

①国の補助事業対象とならない農業用ため池の整備または廃止であること。

②貯水量が300m^{3}以上のため池。

③決壊した場合の想定被害が次のいずれかに該当すること。

・家屋

・国・県・市町村道、河川、公共施設等

④ため池を廃止する場合にあっては、利用者の同意があること。

⑤事業費が1,000千円以上であること。

⑥事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を別途の様式に従い作成すること。

・ため池が決壊した場合の被害概要

・ため池整備の概要

・環境配慮対策

・ため池整備に要する費用

(2)助成の範囲

工事費、測量及び試験費、補償費

3 事業主体

市町村

4 費用の負担

県67%、その他33%

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課防災グループ		担当者	三浦　英二
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	miura-eiji@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単農地有効利用支援整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3207

事業制度化の目的

食料需給の中長期的な逼迫見込みや主食用米の消費の減少傾向等を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっている。このため、現に農地として利用又は保全されている農地について、耕作放棄を未然に防止するとともに、将来にわたって農地として有効に活用し、食料自給力向上に資することを目的として、農業用水の確保、排水不良の解消、営農機械の導入に必要な道路の整備等を迅速かつきめ細かに行えるよう、簡易な基盤整備を支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

①農業用用排水施設：農業用用排水施設の新設、廃止又は変更及び安全施設整備
②暗渠排水：完全暗渠及び補助暗渠の新設又は変更
③客土：客土（混層耕を含む。）、心土破砕及び畑地の層厚調整工
④区画整理：農用地の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
⑤土壌改良：酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等
⑥鳥獣侵入防止施設：農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止施設の新設、廃止又は変更
⑦農用地の改良又は保全：上記以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
⑧営農用水施設：営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの
⑨農道：主として農業機械の運行等の農業生産活動や農産物の運搬等に供する農道の整備及び土地改良施設の有機的な連絡、当該施設の管理等に供する連絡道の整備
⑩特認：上記事業と相当の関連があるものであって、知事が特に必要と認めるもの

2　実施要件

①地区の受益面積が5ha未満であること。
②事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を作成すること。
・耕作放棄地となるおそれのある農地及びこれに関連する農業用施設の概要
・営農の継続に必要となる基盤整備の概要
・基盤整備に要する費用
※「耕作放棄地となるおそれのある農地」とは現に農地として利用又は保全されている農地であって、当該農地やこれに関連する農業用施設の状況等によって今後耕作の目的に供されなくなるおそれがあるとして、市町村長が認定する農地である。

3　事業主体

市町村、土地改良区

3　費用の負担

県　1/2、市町村・土地改良区　1/2

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ		担当者	梅田　賢也
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	umeda-kenya@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3208
事業制度化の目的	農業用用排水施設整備を計画的に推進し、営農の安定はもとより、洪水防止などの公益的機能を保持するため、県営かんがい排水事業、県営地域水田農業支援排水対策特別事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農山漁村地域整備交付金（経営体育成基盤整備事業、集落基盤整備事業）を補完して実施する。						
事業制度創設の背景	国の事業量が激減する中でも、一定規模の基幹水利施設に係る整備事業は県がこれまで同様に実施する必要があり、国庫補助事業を補完し、農業用用排水施設整備を計画的に推進するために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 国庫補助事業における事業内容に準ずる。 **2　事業費範囲・事業の期間** (1)事業費範囲:機能保全計画策定費、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。 (2)事業の期間:原則として単年度施行とする。 **3　事業主体** 県 **4　費用の負担** 県75%、その他25%						

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ		担当者	梅田　賢也
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	umeda-kenya@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設緊急修繕事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3209

事業制度化の目的	基幹農業水利施設は、食料生産はもとより、洪水防止など多面的機能を有し、地域住民の生活において極めて重要な役割を果たしている。しかし、これらの施設の多くが耐用年数を迎えつつあり、老朽化による故障・事故の発生が懸念されている。事故が発生した場合には、営農のみならず、周辺環境や住民生活に甚大な影響を及ぼす恐れがある。このため、農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。 **2　実施要件** **(1)採択要件** 以下の①～③に掲げる条件を全て満たすこと。 ①原則として、国営土地改良事業により造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設であること。 ②復旧対策工事の緊急性を要すもの。 ③通常の維持管理の範疇を超える対策が必要であるもの。 **(2)事業費の範囲** 純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。 **(3)事業の期間** 原則として単年度施行とする。 **3　事業主体** 県 **4　費用の負担** 県75%、市町村25%

問合先					
部局名	島根県農林水産部農地整備課水利グループ			担当者	梅田　賢也
TEL	0852-22-5021	メールアドレス	umeda-kenya@pref.shimane.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県営ふるさと農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3210
事業制度化の目的	定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善する。						
事業制度創設の背景	平成5年度に総務省と農林水産省が協力して創設された地方単独事業(ふるさと農道緊急整備事業)である。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** (1)国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業とを効果的に組み合わせて実施する農道整備事業 ①促進型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行区間を区分して行う　農道整備事業 ②合併型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行内容を区分して行う農道整備事業 (2)本事業のみで実施する農道整備事業(以下「単独型」という。)。ただし以下の要件を満たすものに限る ①集落と集落、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道 ②農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良事業等 **2　事業の採択要件** (1)以下の基準によるもの。 ①県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね10ha以上のものであること。また、単独で実施する路線で受益面積が概ね50ha以上(過疎、山振、半島指定の場合は30ha以上)。 ②全幅員が4m以上のものであること。 (2)単独型については、補助事業の採択要件に合致しない地区であること。 (3)単独型については、農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること。 (4)以下の旨の確約書を提出できる市町村の路線であること。 ①事業完了後、市町村が農道として管理する。 ②用地買収交渉等については、市町村が責任をもって行う。 **3　事業主体** 県 **4　費用の負担** (1)一般(開設・改良)　県90%、市町村10% (2)保全対策　県75%(77.5%)、市町村25%(22.5%)　(　)は離島						

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課農道整備グループ		担当者	田中　崇
	TEL	0852-22-5148	メールアドレス	tanaka-takashi2@pref.shimane.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単農地集積促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3211

事業制度化の目的	農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手（以下、「担い手」という。）への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促す。
事業制度創設の背景	中山間地域の小規模団地においても農用地の利用集積を促進するために創設された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** **（1）担い手農地集積促進事業** 担い手農地集積計画に基づく対象事業（地域自主戦略交付金交付要綱別紙20第2（中山間地域総合整備事業）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙12－1第2（中山間地域総合整備事業）、地域自主戦略交付金交付要綱別紙22第2（農地環境整備事業）、及び農山漁村地域整備交付金実施要領別紙13-1第2（農地環境整備事業））として実施される区画整理事業であって、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。 **（2）集落農地集積促進事業** 農地利用集積計画に基づき、団体営農業基盤整備促進事業及び団体営農地耕作条件改善事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「集落農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。 **2　担い手の要件** 本事業の担い手は以下のいずれかに該当するものとする。 ①　認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。） ②　経営規模が3ha（特定農山村地域にあっては2ha）以上の農業者 ③　生産組織（農業生産法人、集落営農組織等） ④　人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン）において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体 **3　採択要件** （1）担い手農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①担い手農地集積促進事業の対象事業が実施されていること。 ②担い手農地集積計画が策定されていること。 ③農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。 （2）集落農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。 ①団体営農業基盤整備促進事業または団体営農地耕作条件改善事業が実施されていること。 ②農地利用集積計画が策定されていること。 ③集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。 **4　事業主体** 市町村　土地改良区 **5　費用の負担** 県100%

問合先	部局名	島根県農林水産部農村整備課農村基盤グループ	担当者	影山　充
	TEL	0852-22-5143	メールアドレス	kageyama-mitsuru@pref.shimane.lg.jp

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岡山県	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3301
事業制度化の目的	国庫補助事業対象外の小規模なものについて,農業基盤整備事業を実施し、農業経営の安定を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・採択要件・補助率** **(1)土地改良事業** 受益面積5ha以上(過疎、離島、野菜指定、2ha以上) 補助率 ： 45%以内 事業費 ： 10万円以上 事業工種:かんがい排水事業、機械揚水事業 、畑地かんがい事業、暗渠排水・客土事業 **(2)農道整備事業** 受益面積5ha以上(山間部等特殊な事情のある場合2ha以上) 補助率 ： 50%以内 (過疎地域 55%以内) 事業費 ： 50万円以上 延 長 ： 100m 以上 幅 員 ： 3m以上で有効巾員が2m以上 その他 ： 舗装道路に接続するもの。農地沿い率70%以上。ただし急勾配及び荷傷み防止を主目的とするものは除く。 **(3)農道舗装事業** 受益面積5ha以上20ha未満 (山間部等特殊事情のある場合2ha以上) 補助率 ： 13/30 受益戸数 ： 5戸以上 延 長 ： 100m以上1,000m未満 幅 員 ： 3m以上で有効巾員が2m以上 その他 ： 農道橋の新設又は改良にあっては、受益面積及び巾員が上記の条件に適合し、かつ、永久橋であるもの。農道保全にあっては受益面積、事業費及び巾員が上記の条件に適合するもの。 **(4)ため池周辺整備事業** 推定堆砂量が貯水量の概ね10%以上かつ受益戸数2戸以上のため池であって 500㎥以上の浚渫を含むため池周辺整備事業 補助率 ： 45%以内 事業費 ： 概ね1,000千円以上 **(5)農地開発事業** 農地造成面積2ha以上 補助率 ： 60%以内 **(6)景観・環境整備事業** 補助率 ： 関連施設の単県整備事業の補助率 採択要件①事業実施地域において本事業の計画性・継続性が認められること。 ②土地改良施設を利用した景観・環境整備であること。 **2 事業主体** [illegible]土地改良区						

問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課		担当者	神原 啓年
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	hirotoshi_koubara@pref.okayama.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岡山県	事業名	小規模ため池補強事業元利償還助成	新規・継続区分	継続	事業番号	3302
事業制度化の目的	国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費負担の軽減。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費について、株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)から非補助土地改良資金として融資を受けた者（土地改良区等）に対し、当該借入金に係る元利償還金の一部について助成する。 **2　事業の仕組み・助成額** 事業の流れ （1）非補助事業実施年度 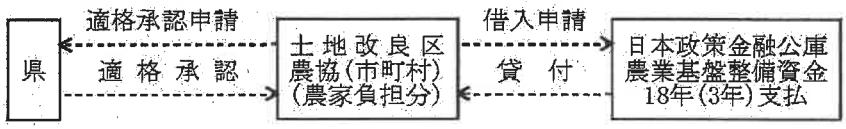 （2）翌年度以降 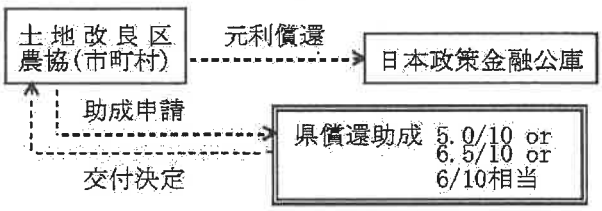 						
問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課			担当者	神原　啓年	
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	hirotoshi_koubara@pref.okayama.lg.jp			

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	小規模農業基盤整備事業（一般事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	3401
事業制度化の目的	地域の実情に即した基盤づくりを行うため，団体営事業の基準に達しない小規模な農業基盤の整備を行う。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の採択要件に満たない小規模な農業基盤の整備を必要とする地域への支援のため創設した。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容および採択要件** **（1） かんがい排水事業** 国が補助する団体営かんがい排水事業の採択基準に達しない農業用排水施設の新設改良で1地区の補助対象工事費（工事執行に伴う用地費及び補償費を除く）が150万円以上500万円以内のもの。 **（2） 農道整備事業** ①一般事業 国が補助する団体営農道整備事業の採択基準に達しない農道，農道橋で幅員が3メートル以上のもの及び索道又は軌道の運搬施設の新設・改良で1地区の補助対象工事費が200万円以上1,000万円以内のもの。 ②農道舗装事業 国が補助する農道舗装事業の採択基準に達しないものであって次に掲げる要件のすべてに適合するもの。 a 畑地又は樹園地において行うもの。b 幅員が3m以上のもの。c 1地区の補助対象工事費が150万円以上500万円以内のもの。 **（3） ほ場整備事業** 国が補助する団体営ほ場整備事業の採択基準に達しないほ場整備に関する事業で次に掲げる要件のすべてに適合するものおよび国営農地開発区域内の石礫除去を行うもの。 ①農地につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の土地改良事業であって，区画整理事業の受益面積が3ha以上のもの。②1地区の補助対象工事費が200万円以上2，500万円以内のもの。 **（4） 老朽ため池補強事業** 国が補助する農業用ため池の採択基準に達しないため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり，土砂崩れ等を防止するために行う堤体若しくは周辺の補強又は附帯施設（余水吐ゲートを含む）の改修であって，次に掲げる要件のすべてに適合するもの。 ①公共性のあるもの。②1地区の工事費（工事の執行に伴う用地費及び補償費を除く）が100万円以上5，000万円以内のもの。 **2 事業主体** 市町，土地改良区 **3 補助率** 離島・山村5/10以内，一般4.5/10以内						

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	迫本淳美
	TEL	082-513-3650	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	小規模農業基盤整備事業 （農業農村資源保全管理事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	3402

事業制度化の目的	農業農村の基礎的資源である農地・農業用施設等を適切に保全管理するため，集落単位の管理保全計画の策定及びその計画に基づく施設等の改修・機能強化等の整備を行う。
事業制度創設の背景	過疎化・高齢化の進行や担い手の減少により，農地や農業用水といった農業農村の基礎的資源の適切な管理が困難となりつつある。また，整備された施設は経年に伴う老朽化等も進行し，農業生産活動の維持や水源涵養等農業農村のもつ多面的・公益的機能等の低下も懸念されている。 そこで，農地・農業用施設等を適切に保全管理し，施設の長寿命化を図るとともに，集落農場型農業生産法人等の経営強化に資するため，集落単位の管理保全方針の策定およびその方針に基づく施設の補修・機能強化等の施設整備を行う農業農村資源保全管理事業を創設した。
事業制度の仕組等	**1　事業内容および採択要件** **(1)一般事業** 農業農村の基礎的資源である農地・農業用施設等を適切に保全管理するため，次の①又は②の要件に適合するものを単独又は併せて実施するものであって，1地区の補助対象事業費が250万円以上，2，000万円以内のもの。ただし，関係市町の土地改良施設等維持管理計画（以下，「市町計画」という。）に沿って実施するものに限る。 ①地域資源の調査・体系化，施設診断，保全管理方針等について，集落単位で保全管理計画（以下，「集落計画」という。）の策定を行うもの。 ②面的な広がりのある地域において，複数の農業農村資源を対象に一体的に行う保全管理事業であって，施設の補修工事，又は集落法人，認定農業者，農業参入企業の育成に資する施設の機能強化工事を集落計画に基づき実施するもの。農地に係る保全管理事業については，集落法人・認定農業者・農業参入企業が権原を有する農地に限り補助対象とする。 **(2)国庫補助補完事業** 策定された集落計画を効率的に実施する上で国が補助する事業だけでは充足できない場合に，国庫補助事業と併せて実施する事業量補完・工種補完・緊急補完等の必要な補完事業を行うものであって，1地区の補助対象事費が250万円以上，2，000万円以内のもの。 **2　事業主体** 市町，土地改良区，集落農場型農業生産法人 **3　補助率** 1/2以内

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	迫本淳美
	TEL	082-513-3650	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	ほ場整備推進特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3403
事業制度化の目的	農業の生産性の向上と農村地域の整備を図るため，水田及び畑地のほ場整備を融資制度を活用して行う。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の採択要件に満たない小規模な農業基盤の整備を必要とする地域への支援のため創設した。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容および採択要件** **(1) 一般事業** 非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日33農地第3814号農林省事務次官通達）に基づく利子軽減対象事業としてほ場整備事業を実施するもので次に掲げる要件のすべてに適合するもの。 ①区画整理事業の受益面積が，おおむね10haから20ha（畑地のほ場整備にあっては，3haから10ha）程度のもの。ただし，知事が特に必要と認めるものにあっては，おおむね5ha（畑地のほ場整備にあっては，1ha）以上のもの。 ②償還期限は20年（うち据置期間5年）以内のもの。 **(2) 調査設計事業** ほ場整備推進特別事業のうち一般事業を実施しようとする地区の調査及び測量を行い土地改良法に基づく土地改良事業計画を作成する業務とする。 **(3) 融資残事業** ほ場整備推進特別事業のうち一般事業を実施するもので次のいずれかに該当するもの。 ①非補助土地改良資金の融資限度額を超える事業費 ②電柱移転に要する工事費 **2 事業主体** 市町，土地改良区 **3 補助率** 6/10以内（都市農業地域5/10以内）						

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	迫本淳美
	TEL	082-513-3650	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	土地改良施設維持管理適正化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3404
事業制度化の目的	土地改良施設管理者の維持管理意識の高揚と施設の機能保持及び耐用年数の確保を図るため農業水利施設の定期整備補修を行う。						
事業制度創設の背景	土地改良施設の整備補修については，本来土地改良区等土地改良施設の管理者自らが行うべきであるが，最近における農村環境の変化，土地改良施設の高度化，農村労働力事情の変化等のために，必ずしも円滑に行われていない実情にある。 このような実情にかんがみ，土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し，この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行い、管理者の管理意識の昂揚を図るとともに，土地改良施設の機能保持と耐用年数の確保に資するため創設した。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容および採択要件** 広島県土地改良事業団体連合会が知事と協議して認定した者による農業用水利施設の定期的整備補修のための資金として，全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金の造成に充てるために，広島県土地改良事業団体連合会が全国土地改良事業団体連合会へ拠出する経費。 **2　事業主体** 広島県土地改良事業団体連合会 **3　補助率** 1/2以内						

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	角場雅樹
	TEL	082-513-3643	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	ため池緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3405
事業制度化の目的	崩壊の危険性があり，下流において重大な損害を与える恐れのあるため池等を緊急に整備する。						
事業制度創設の背景	県内には，老朽化などにより堤体等に損傷や機能上の欠陥が発生し，改修を要するため池が多数存在する。また，社会情勢の変化により下流域に民家が増加し，仮にため池が決壊した場合，県民の生命・財産に甚大な損害を与える懸念があるため池もある。 厳しい県財政の下では，ため池整備も，集落法人などの担い手が中心となって力強い農業構造を確立するための対策とすることを原則としてきた。このため，いわゆる「担い手要件」を満たさない地域の危険なため池の整備などが地域の課題となってきた。 本事業は，農地が減少し住宅化が進んだ地域等において，このまま放置すると県民の生命・財産に甚大な被害が想定され，緊急に整備が必要なため池を対象に改修・補修・廃止等を行うため創設した。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ため池緊急整備事業により施設の改修，補修及び廃止を行うために必要な経費（調査測量試験費を含む）。なお，補助対象に改修，補修及び廃止と併せて行なう安全施設の整備を含める。 **2 採択要件** ため池緊急点検調査において，老朽度Aかつ影響度（Ⅰ），（Ⅱ）と判定したため池及び廃止するため池並びに担い手へ農業経営を集積するなどの「農業の構造改革」を実現することが困難と判断することが妥当な地域において，次の要件をすべて満たすため池。 (1) ため池等に重大な損傷，機能上の欠陥があり，管理上の対応だけでは，豪雨・暴風時に所要の貯水・排水などの機能が確保できない恐れがある。 (2) 被害想定区域に人家・公共施設が存在し，県民の生命・財産に重大な損害を与えることが懸念される。 (3) 補助対象事業費が100万円以上5,000万円以内のもの。 **3 事業主体** 市町，土地改良区 **4 補助率** 離島・山村5/10以内，一般4.5/10以内						
問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課			担当者	迫本淳美	
	TEL	082-513-3650	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	園芸作物条件整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3406

事業制度化の目的	「2020広島県農林水産業チャレンジプラン　アクションプログラム」の着実な推進を目指し，早期の園芸産地拡大や担い手の経営高度化を図るため。
事業制度創設の背景	集落法人等の担い手が園芸作物の生産拡大を図る際，作物に適した優良な農地を確保できていない場合が多く，作物の特性に応じた排水対策等の基盤整備が必要な状況であった。
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 早期の園芸産地の拡大や担い手の経営高度化を図るため，簡易な基盤の整備を行う事業 ①　農業用用排水施設 ②　排水対策 ③　土層改良 ④　区画整理（換地を伴わないもの） ⑤　農作業道 ⑥　その他（上記①～⑤と併せて行う園芸作物栽培上必要な農地の保全施設又は鳥獣害防護柵等附帯施設） **2　事業実施要件** （1）　対象者 ①園芸作物を導入・拡大・単収増を図る認定農業者及び認定新規就農者 ②認定農業者及び認定新規就農者を育成するための研修を行うJA等 （2）　対象農地 県の重点と推進品目又は地域プロジェクトに掲げる園芸作物を栽培する農地 **3　事業主体** 市町 **4　補助率** 1/2以内

問合先	部局名	広島県農林水産局農業経営発展課		担当者	本家秀樹
	TEL	082-513-3594	メールアドレス	noukeiei@pref.hiroshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山口県	事業名	単独県費土地改良事業 →単県農山漁村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3501

事業制度化の目的	機械化一貫体系の導入、集落営農法人への農地集積、高収益作物の導入等を進め、農業の体質強化を図るために必要な土地基盤を整備する（昭和39年の単独県費土地改良事業制度化時の目的）。
事業制度創設の背景	事業創設時は、農道整備とため池整備の2つの工種を推進するために創設されたが、その後、国の補助事業の採択基準に満たない小規模な農業農村整備事業について、地元ニーズに応えるために必要に応じた工種の追加等を行い現在に至っている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)農林漁業生産基盤整備** ア 農業生産基盤整備事業 ①農道整備事業②かんがい排水事業③ほ場整備事業④水田高機能化対策事業⑤危険ため池整備事業 イ 林業生産基盤整備事業 ①小規模林道事業②森林管理道整備事業 ウ 漁業生産基盤整備事業 ①産卵施設設置事業②幼稚仔保護育成礁設置事業③魚礁漁場整備事業④場環境整備事業 エ その他知事が特に認めるもの **(2)農山漁村生活環境** ① 集落道整備事業②集落排水施設整備事業③ 飲用水等供給施設整備事業④ 集落防災安全施設設置事業⑤ コミュニティ施設整備事業⑥ 荷さばき所周辺環境整備事業⑦ 観光漁業施設整備事業⑧公園緑地・景観保全施設等整備事業⑨その他知事が特に認めるもの **(3)緊急防災対策事業** ① 緊急ため池対策②危険ため池等農業水利施設整備 **2 事業主体** 市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他知事が適当と認める団体 **3 補助率** 市町の財政力区分に応じて30～50% 但し、山口県地域防災計画に定める危険ため池のうち基準に該当するものは40～60%、上記1の(3)の緊急防災対策事業のうち①緊急ため池対策については、市町の財政力区分に係わらず100%。

問合先	部局名	農林水産部農村整備課		担当者	下瀬　浩政
	TEL	083-933-3423	メールアドレス	shimose.hiromasa@pref.yamaguchi.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	徳島県	事業名	県単土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3601
事業制度化の目的	国補事業の要件に満たない地域において、農業の近代化を促進するため必要な農業生産の基盤の整備・開発を図り、もって農業生産性の向上と農業構造の改善に資すること。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容と補助率** ①かんがい排水事業：農業用用排水施設の新設、廃止又は変更（30%以内～40%以内） ②ほ場整備事業：農地等の区画形質の変更、暗渠排水、客土及びこれに付帯する事業（30%以内） ③土づくり対策事業：農用地につき行う土壌改良、土層改良及び深耕等（30%以内） ④農道整備事業：農道、農道橋又は索道の新設、廃止又は変更（35%以内） ⑤農道舗装事業：農道の舗装（35%以内） ⑥畑地かんがい事業：畑地を対象とするかんがい施設の新設又は変更（30%以内） ⑦維持補修事業：土地改良施設で緊急に必要な補強補修工事又は維持工事（30%以内） ⑧干害応急対策事業：水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事等（60%以内） ⑨災害防止対策緊急事業：災害に伴い農地及び農業用施設とその周辺の渓流等に堆積した土砂や流木の緊急撤去・流出防止工事等（50%以内） ⑩野菜増産基盤整備モデル事業：農地の排水改良（50%以内） ⑪水位低下に対する農業用水緊急対策事業：農業用水の取水口での河川水位が低下し、用水の取水が困難となっている地域において、緊急的に実施する用水確保対策工事における揚水機の賃借及び設置等（50%以内） ⑫とくしま発小水力発電モデル事業：小落差の農業用水路を活用した実証用小水力発電施設の試験及び整備（定額及び50%以内） **2　採択要件等** 土地改良法第8条の要件の他、次の各号の基準を満たすこと。 ①水利権等の各種権利関係が調整される見通しがある。 ②関連事業との調整される見通しがある。 ③事業費が30万円以上である。 ④受益面積が概ね2ha以上である。 ⑤事業による総合的な効果が認められる。 ⑥その他事業種類ごとに定められる採択基準を満たす。 **3　事業主体** 市町村、土地改良区、JA等						

問合先	部局名	徳島県農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課		担当者	新宮　英志
	TEL	088-621-2436	メールアドレス	niimiya_eiji_1@pref.tokushima.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	単独県費補助土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3701
事業制度化の目的	地域条件、採択要件等により国庫補助事業での実施が困難な小規模土地改良施設の新設・改良を行うことにより、生産性の向上、営農労力の節減、並びに維持管理費の節減などにより農業経営の安定に資する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　対象事業** (1)かんがい排水事業 ため池、頭首工、水路(配管施設を含む)、さく井(浅井戸を含む)、樋門及び機械揚水(吸水槽、吸水管、ポンプ、原動機、揚水管及び吐水槽並びにこれらの施設の附属物を含む) (2)農道事業 (3)ほ場整備事業 **2　採択基準** **(1)かんがい排水事業** 生産性の向上及び水資源の有効利用上で、重要かつ緊急を要する事業であって、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間及びこれに準ずる地域(以下「中山間地域」という。)にあっては30万円以上であるもの。 **(2)農道事業** 農産物の流通過程の改善を図るほか、農村環境の整備のため、特に必要と認められる事業であって、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間地域にあっては、30万円以上であり、かつ次の条件に適合するものであること。 ①農道(②と③に掲げるものを除く)にあっては、幅員がおおむね4m(中山間地域にあっては、おおむね3m)以上であること。 ②農道橋では幅員がおおむね3.5m(中山間地域ではおおむね3m)以上であること。 ③農道舗装にあっては、舗装する農道の幅員がおおむね3m以上で既存の舗装道路に接続して行うものであること。ただし、急勾配地区で路面侵食の激しいところにあっては、既存の舗装道路に接続して行われなくてもよいものとする。 **(3)ほ場整備事業** 中山間地域で地形条件等によって、国の補助事業の適用が困難な地域で受益面積5ha未満、関係戸数2戸以上であること。 **3　事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4　補助率**						

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	好井　弘城
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	te4573@pref.kagawa.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	香川用水非受益地域用水確保事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3702
事業制度化の目的	香川用水の恩恵を受けられない山間部や島嶼部などの条件不利地域の水資源対策を実施し、農業用水の安定確保を図る。						
事業制度創設の背景	1978年の香川用水の本格通水によって農業用水は画期的な改善が図られたが、一方で香川用水の恩恵を受けられない非受益地域においては、山間部・島嶼部を中心にほぼ全域において潜在的な水不足が残っているため、その解消を目的として本事業が創設された。						
事業制度の仕組等	**1 対象事業** 香川用水非受益地域において、農業用水を確保するために行う下記事業 ①貯水池の新設及び嵩上げ ②貯水池の浚渫 ③さく井及び揚水施設の新設 ④頭首工の新設 ⑤貯水のために必要な承水又は導水施設の新設 ⑥水源確保に伴う用水路の新設 **2 採択基準** 補助事業を採択すべきものと認める場合の基準は、次のすべてを満たすこと。 ①香川用水非受益地域内において、農業用水の需要を満たすための水源確保事業であること。 ②受益面積が、おおむね10ha未満であること。 ③1地区の事業費が50万円以上のものであること。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4 補助率** 上記1の①～② ： 70% 上記1の③～⑥ ： 60%						

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	好井　弘城
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	te4573@pref.kagawa.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	小規模ため池防災対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3703

事業制度化の目的

防災上危険で放置することのできない貯水量5,000m^{3}未満の小規模ため池を対象に、保全又は防災のための整備を実施し、災害の未然防止に努める。

事業制度創設の背景

近年、農業従事者の高齢化や減少などにより、受益農地の減少・消滅や管理者不在などの事態が発生し、管理が行き届かず災害の発生が懸念される小規模なため池が増加している。このため、県では平成18年に学識経験者、農業関係者、市町長等で構成する「小規模ため池保全管理検討委員会」を設置し、「管理放棄されたため池の望ましい保全管理のあり方」や「県、市町の役割」について検討を行った。

委員会の検討結果では、県は市町が主体となって行う防災措置に対し、技術的・財政的支援に努め、地域の総意に基づき、貯水機能の廃止も含めた防災対策の推進を図ることが望ましいとされたことから、本事業を創設し、災害の発生を未然に防止する。

また、H25年度からは、防災対策に加え、国の補助事業では実施不可となる、受益戸数1戸のため池についても保全整備が実施できるよう制度を拡充したところ。

事業制度の仕組等

1　事業内容と補助率

種類	工事の内容	補助内容
1.保全型	(1)一般型：堤体・洪水吐・取水施設の改修、その他防災措置 (2)規模縮小型：堤体・洪水吐・取水施設の改修、その他防災措置	55%以内
2.防災型	(1)貯水機能を廃止する場合 堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置 (2)環境資源・地域資源として一部貯水機能を残す場合 堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、その他防災措置 貯水機能を環境資源・地域資源（防火水槽、ビオトープ、親水公園）として活用するために必要な工事	50%以内 ただし、補助金額の上限は1地区につき1,000千円

2　採択要件

(1)保全型工事

①貯水量が5,000m3未満であること。
②受益農家が1戸以上であること。
③防災上の観点から放置できないこと。
④ため池の管理について同意がえられていること。
⑤ため池の土地所有者が公的団体でない場合は、公的団体に所有権を移転することを原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、ため池の土地所有者が公的団体でない場合においても実施できることとする。
⑥規模縮小型で工事を行う場合は、行政区域毎に自治会や水利組合等で構成する「小規模ため池保全管理協議会」を設置し、地域の総意を得ていること。

(2).防災型工事

（1）の①③⑤に加え、次に掲げる要件を備えていること。
①ため池の受益が無いこと。
②施設の新たな管理者及び管理方法が定められていること。
③小規模ため池保全管理協議会において、ため池の所在する地域の土地改良区又はその他の関係団体の同意が得られるものであること。

3　事業主体

市町村

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	西内　理
	TEL	087-832-3438	メールアドレス	hr0552@pref.kagawa.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	集落営農推進生産基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3704
事業制度化の目的	農地の集積や有効利用等の促進効果が大きい農業生産基盤の整備を通じて、集落営農の組織化・強化の推進を図る。						
事業制度創設の背景	近年の農業従事者の減少や高齢化などを背景として農地の遊休化が進んでいる中、農業生産活動の継続による農地の有効利用や耕作放棄地の発生防止等を図るために、農業生産基盤の整備を通じて集落営農の組織化・強化の推進を目的とした集落営農推進生産基盤整備事業を創設した。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 集落営農を推進するために必要な農地の集積や有効利用等に向けた促進効果が大きい、以下の①～④の施設の新設・改良事業を対象に、事業主体に対して補助する。 ①かんがい排水事業（パイプライン） ②ほ場整備事業 ③暗渠排水事業 ④農道事業 **2 採択基準** ①集落営農の組織化及び強化を推進するための事業であること。 ②1地区の事業費が30万円以上であること。 ③国又は県の補助を受けていないこと。 ④維持管理などの経常的な工事でないこと。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4 補助率** 60%						

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	和木 繁
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	sm6513@pref.kagawa.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	農地集積促進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3705

事業制度化の目的

本県において持続的な力強い農業を実現していくためには、良好な営農条件を備えた優良農地を創出するほ場整備を推進する必要がある。このため、国の採択基準に満たない小規模なほ場整備事業の推進と併せて、地域の担い手に地区内農地の集積・集約を推進するものである。

事業制度創設の背景

県営ほ場整備事業（農業競争力強化基盤整備事業：受益面積20ha以上）では、ほ場整備事業後の農地利用集積率に応じて補助金が得られる国庫補助事業（中心経営体農地集積促進事業）を活用しているが、本県では県営ほ場整備事業が可能な広がりのある団地が少ないことから、本県の実情に即した小規模なほ場整備を推進するため、地域の担い手への農地集積率に応じて助成する制度が創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容

（1）中心経営体への集積率に応じた助成
ほ場整備を行う地区において、中心経営体への集積率に応じて助成

（2）中心経営体への集約率に応じた助成
（1）の地区において、さらに中心経営体の集積面積の80%以上を集約した場合に助成

中心経営体集積率	助成割合	集約加算	計
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75%以上～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%
65%以上～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%
55%以上～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%

2 採択基準

・国又は県の補助事業でほ場整備を実施している地区
・国の中心経営体農地集積促進事業の助成の対象となっていない地区
・農地中間管理事業を重点的に実施する区域の指定を受けている地区
・市町が作成する人・農地プランに位置付けられている「今後の地域の中心となる経営体」への
集積となってる地区

3 事業主体

・市町及び土地改良区等ほ場整備事業の実施主体

4 補助率

県：50%　　市町：50%

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	和木 繁
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	sm6513@pref.kagawa.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	農地維持管理省力化事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3706
事業制度化の目的	農地法面へのカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化などを支援し、多大な労力を費やしている農地法面等の草刈りや水管理等の維持管理の省力化の促進を図り、担い手への農地の集積・集約化を推進する。						
事業制度創設の背景	担い手への農地の集積を推進する上で、農地等法面の草刈りや水管理等に係る労力の増大が、課題となっている。このため、農地法面の管理の省力化を図るカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化等を促進し、担い手への農地集積を促進・強化することを目的に本事業を創設した。						
事業制度の仕組等	1　対象事業 ①法面管理省力化事業 法面管理労力軽減を図るための、カバープランツや防草シート、管理用小段等の設置 ②水管理省力化事業 水管理労力軽減を図るための、パイプライン整備済み地区における給水栓の自動化 2　採択基準 ・農振農用地区域内であること ・受益戸数が2戸以上であること ・農地の集積・集約の強化が図られること 3　事業実施主体 ①法面管理省力化事業の場合 市町、農地中間管理機構、中心経営体 ②水管理省力化事業の場合 市町、農地中間管理機構、中心経営体に加え、土地改良区、共同施工 4　補助率 50%						
問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	窪田　晴信		
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	ae7367@pref.kagawa.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	**事業名**	県単独農地防災施設維持管理事業	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	3801
事業制度化の目的	地すべり等防止法、海岸法に定められた県管理施設の適切な機能維持を図るため、老朽化等により著しく機能が低下した施設の補修を行い、災害の発生を未然に防止する。						
事業制度創設の背景	県管理施設である地すべり対策施設及び海岸保全施設について、国庫補助事業の対象とならない維持・補修の必要性が生じたために創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農地整備課が管理する農林水産省所管の海岸保全施設・地すべり防止施設について、機能維持と維持管理のために行う工事d、対象施設は以下の通り。 **(1)海岸保全施設** 海岸法第2条第1項に規定する施設（海岸保全区域にある堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設） **(2)地すべり防止施設** 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設（地すべり防止区域にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設） **2 採択要件** 国の補助要件に満たない軽微なものであること **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県費 100%						
問合先	**部局名**				**担当者**	農地防災係	
	TEL	089-912-2546	**メールアドレス**	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	県単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3802

事業制度化の目的	市町村、土地改良区、農業協同組合及び複数の農業者による共同施工者が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、農業経営の合理化及び生産力の増強を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)かんがい排水**:用排水路、樋門、湧水池、揚水機場、ため池(浚渫を含む)、井堰等の新設又は改修 **(2)農道**:農道(舗装を含む)又は軌道の新設・改修(道路では用地買収費及び補償費を含む) **(3)区画整理**:農地の区画形質の変更、客土、暗渠排水、土壌改良、交換分合および換地 **(4)その他**:知事が必要と認める農業用施設の新設・改修(災害復旧事業を除く) **2 事業実施地域と採択基準** **【事業実施地域】** 農業振興地域 **【採択基準】** (1)受益面積 おおむね5ha以上(中山間地域等については1ha以上) (2)対象地域 農業振興地域(区画整理は中山間地域等の農用地区域に限る) (3)事業費 おおむね100万円以上 (4)農道にあっては全幅員が2m以上 (5)用地買収費及び補償費(農道に限る) ①当該年度工事の範囲内で工事費の30%以内 ②農道の全幅が4m以上 ③新設改良する農道が起点かつ終点において他の道路に接続し、うち一方は全幅員4m以上で次のいずれかの性格を持つこと。 a. 農業集落の居住区域の内及び周辺道路 b. 農家住宅などを相互に連担する道路 c. 農用地区域及び近代化施設と2以上の集落を連結する道路 d. 農業外利用が明らかに見込まれる道路 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、その他 **4 補助率** (1)かんがい排水 40% (2)農道 50% (3)区画整理 60%市町村が30%以上を負担する場合 50% 上記以外

問合先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課		担当者	用地管理係
	TEL	089-912-2537	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	新規就農支援小規模基盤整備モデル事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3803

事業制度化の目的

新規就農者が自らの農業を始めるためには、賃借等で確保した農地を、速やかに新規就農者が目指す営農展開に適した農地に整備する必要がある。しかし、就農当初は生活や他施設へ投資が必要であり、基盤整備への投資が困難であることから、作業効率の悪い営農を強いられている。

このため、就農初期の小規模・不安定な農業経営に直面する新規就農者に対し、早期経営安定と定着促進に必要な自由度のある小規模な基盤整備への支援を行う。もって、新規就農者の経済的負担を軽減し、えひめ農業を支える担い手の確保と農業の持続的発展に繋げる。

事業制度創設の背景

高齢化や人口減少の進行が顕著な農村地域において、新規就農者は農業の担い手として農業生産や多面的機能の発揮に貢献するとともに、地域コミュニティを支える人材として貴重な存在である。この新規就農者が定着するためには、早期の経営安定が必要であることから事業が創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

認定新規就農者が賃貸借契約等に基づき農地の小規模基盤整備で、工種は以下の通り。

①かんがい排水（用排水路、畑かん施設等の新設・改修・更新）
②ほ場内道路（農道、軌道等の新設・改修・更新）
③区画整理（農地の区画形質変更、客土、暗渠排水、土壌改良、除礫）

2 採択基準

①対象農地は認定新規就農者が賃貸借契約等（契約期間5年以上）に基づき耕作する
農振農用地（親の所有地は除く）であること。
②青年等就農計画に位置付けられた基盤整備であること。
③事業費上限200万円（補助金額の上限は80～120万円）

3 事業主体

市町

4 補助率等

かんがい排水：40%
ほ場内農道：50%
区画整理60%（市町が30%以上補助する場合60%）

5 事業期間

平成28年度～30年度

※新規就農者に対する小規模基盤整備を本事業を活用して3年間モデル的に実施した後、人・農地プランの中心経営体に位置付けられた人数等の効果を検証する。

問合先	部局名	愛媛県農林水産部農地整備課		担当者	計画調整G
	TEL	089-912-2539	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	果樹園地水源高度利用支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3804

事業制度化の目的	スプリンクラー自動化施設整備地域において、「紅まどんな」「甘平」等の戦略作物拡大を図るため、きめ細かな水管理が可能な「マルチドリップ方式」等の先進技術の導入推進することとし、地域における取水ルールと、自動化施設に個別取水が可能な機能を追加する手法の確立を図るため、実証園の整備により効果検証を行い、再編整備を促進する。
事業制度創設の背景	樹園地において、営農労力の大幅な省力化に寄与しているスプリンクラー自動化施設は、一斉防除やかん水に影響を及ぼすことを理由に、水利組合等が個別取水を認めない等のルールがあるため、マルチドリップ方式等の導入が進展せず、戦略作物等への転換が遅れている。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** スプリンクラー自動化施設の整備された地域において、個別取水可能なシステムへ発展させるため、実証園を整備し取水ルールを策定するとともに、問題点や改良点を検討する。 (1)推進事業…県、市町、土地改良区、水利組合、JAで連係し、個別取水機能追加のために必要な条件を検討し、水利関係者の合意形成を図る。 (2)調査測量設計事業…既存の自動かんがい施設を活用した個別取水システムを設計 (3)実証園整備工事…実証園の整備 (4)効果検証…既存施設への影響や個別取水システムの効果検証調査 **2 対象施設・採択要件** スプリンクラー自動化施設の整備済地域で、県内6箇所 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 1の(1)(2)(4)は県費 100% 1の(3)は県費 50% その他50%

問合先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課		担当者	農業水利係
	TEL	089-912-2543	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	高知県	事業名	耕地自然災害防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3901
事業制度化の目的	耕地災害危険地域における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全並びに民生の安定と地域の活性化を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、ｱﾝｶｰ、抑止杭、落石防止柵、排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ等の防災施設の設置及び老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある農業用ため池の整備補強等のための工事及び調査 **2　対象地域と採択基準** **【対象地域】** ①地域防災計画に掲げられている災害危険地域におけるもの ②その他知事が必要と認める地域におけるもの（県営事業のみ） **【採択基準】** ①県営事業 地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事・委託業務（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象になるものは除く） ②市町村営事業 地域防災計画に掲げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは 除く） **3　事業主体** 県、市町村 **4　補助率** ①県営事業　：　100%　（ため池耐震対策　90%） ②市町村営事業　：　地すべり対策工事　80% それ以外　50%						

問合先	部局名	高知県農業振興部農業基盤課		担当者	市川　拓史
	TEL	088-821-4566	メールアドレス	takushi_ichikawa@ken2.pref.kochi.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福岡県	事業名	農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4001

事業制度化の目的

国庫補助の対象とならない小規模な施設について本事業により早急に整備し、事業効果の早期発現を図る。また、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家など農村生活者のために、一定の文化的で利便性のある生活環境基盤整備を行い、併せて親水施設等を整備することによって豊かで活力に満ちた農村づくりを行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率

工 種	採択基準（要約）
全般	ため池以外は農業振興地域内であること 補則① かんがい排水は、受益地が農振内農用地区域内であること 補則② 農道は、農振内農用地区域内であること 国庫補助対象外であること 維持管理に属する、災害復旧工事でないこと 単年度完了 測量試験費＝総事業費の 4%以内 市町村負担＝総事業費の 10%以上
かんがい排水	農業用用排水路の新設、改良 受益面積＝1ha 以上 5ha 未満（中山間地域等は 0.5ha 以上） 末端受益戸数＝2 戸以上 総事業費＝50 万円以上 3,000 万円以下／1 地区
ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連のある工事 受益面積＝1ha 以上 5ha 未満（中山間地域等は 0.5ha 以上） 末端受益戸数＝2 戸以上 補則① 総事業費＝50 万円以上 3,000 万円以下／1 地区 補則② 区画整理が完了している地区に限り、単独で暗渠排水、客土をする場合も補助対象 補則③ 施設の撤去又は移転は補助対象とならない
農道	農道の新設、改良、舗装 農道橋の新設、改良 受益面積＝1ha 以上 5ha 未満（中山間地域等は 0.5ha 以上） 末端受益戸数＝2 戸以上 施行延長＝200m 以上 1,000m 未満 全幅員＝3.0m 以上 中山間地域等については、全幅員＝2.5m 以上 農道橋については、全幅員＝2.5m 以上 舗装厚＝3.0cm 以上 農地沿率＝70%以上 附帯構造物＝工事費の 30%以内 総事業費＝50 万円以上 3,000 万円以下／1 地区
ため池	農業用ため池の機能回復 受益面積＝5ha 未満 総事業費＝50 万円以上
農業集落道整備	農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で、集落間の連絡路 全幅員＝2.5m 以上 施行延長＝50m 以上 総事業費＝150 万円以上 3,000 万円以下／1 地区
農業集落排水施設整備	A-1 農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で雨水、生活雑排水を排除する施設及びこれと連絡する排水路の整備 A-2 施行延長＝50m 以上 B-1 集落排水事業を実施地区においては末端戸数＝2 戸未満の国庫非補助管路処理施設の安全管理施設の整備（植栽は不可） 総事業費＝150 万円以上 3,000 万円以下／1 地区

2 事業主体

市町村、土地改良区、その他

問合先	部局名	福岡県農林水産部農村森林整備課	担当者	農村整備係
	TEL	092-643-3511	メールアドレス	nousei@pref.fukuoka.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福岡県	事業名	県営土地改良事業実施計画費	新規・継続区分	継続	事業番号	4002
事業制度化の目的	農業・農村の振興と活性化のために農業農村整備事業を県農業計画に基づき推進しているが、本事業は、それらの中から県営事業としての資格を有する事業の事業計画概要書策定に必要な調査等を行う。						
事業制度創設の背景	農業農村整備事業の施行は、地域農業の中心となる経営体の育成と規模拡大により、効率的・安定的な農業構造の改善を確立するとともに、多様な農業経営に即応した農業再編を目指し、生産基盤と生活環境の一体的整備を進めて農業農村の活性化を図るものである。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容・採択基準** 土地改良法に基づく土地改良事業及び土地改良法の規定による手続きを必要としない農業生産基盤整備・農地等保全管理整備・農村整備にかかる事業のうち、県が事業実施主体となり行う事業を対象とする。 事業要望者は、事業実施の見込みがついた地区について、農業農村整備事業の計画策定や事業推進のための調査等を実施する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 50%						
問合先 部局名	福岡県農林水産部農山漁村振興課計画調整係			担当者	城戸		
TEL	(092)643-3551	メールアドレス	kido-k5768@pref.fukuoka.lg.jp				

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4101

事業制度化の目的	基幹水利施設等の緊急補修を行う市町村又は土地改良区に対し補助を行い、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を確保する。
事業制度創設の背景	国、県営土地改良事業によって造成された施設の突発的な事故や故障等により緊急に対策を講じる必要が生じることがあるため。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 予測不可能な突発的な事故や故障等に対する緊急的な復旧・補修事業で、対象施設は 国・県営土地改良事業によって造成された次に揚げる施設とする。 ① ダム及びその附帯施設 ② ①に直結する基幹管水路（パイプライン） ③ ②以外の管水路 ④ 揚水機場 **2 採択基準** 対象となる施設の予測不可能な突発的な事故、故障等により緊急的な復旧、補修を行うものであって、次のすべてを満たすものとする。 ①単年度で事業完了するものであること。 ②他の補助事業の適用を受けないものであること。 ③緊急的に復旧・補修を行わなければ第三者に甚大な被害を及ぼす恐れのあるもの、又は施設の適正管理や農業用水の安定供給が妨げられるもの、その他知事が特に必要と認めたもの。 ④事業費が40万円以上であること、但し前項③及び④においては、事業量が20万円以上であること。 ⑤前項③および④の事業主体は、土地改良区とする。 **3 事業主体** 土地改良区、市町 **4 補助率** 県 1/2

問合先	部局名	佐賀県農林水産部農地整備課		担当者	福本 雄基
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	fukumoto-yuuki@pref.saga.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	さが農業農村振興整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4102
事業制度化の目的	さが農業農村振興整備事業（以下「事業」という。）は、農業生産力の維持・強化に向けた生産基盤の確保や耕作放棄地の解消・発生防止等による中山間地域が果たす多面的機能の維持を図るため、小規模な農業生産基盤整備を行い、農業農村の振興に資する。						
事業制度創設の背景	補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、新たな食料・農業・農村基本法の施行を受けて創設された。						
事業制度の仕組等	**1.事業内容** **(1)生産基盤強化事業** ①麦、大豆等の生産振興に向けた圃場条件整備や、担い手への農地利用集積を加速させるための農地・農業用施設の整備。 ②農業生産活動と併せて生活環境の改善を図るための集落内の幹線的な道路や用排水路の整備。 **(2)中山間地域農地等保全事業** 中山間地域において、耕作放棄地の解消や発生を防止し、将来にわたって農業生産活動を持続させるための農地・農業用施設の整備。 ※中山間地域とは、受益地の主傾斜が概ね1/100以上で、次のいずれかを満たす地域。 ①離島、山振、半島、過疎、特農のいずれかの指定を受けている地域。 ②農林統計上で中間農業地域又は山間農業地域に区分される地域。 ③傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）を有し、①の指定地域と山で接する地域又は、こ れに準ずる地域として知事が認めたもの。 ④林野率が50%以上を占める旧市町村。 **2.採択要件** 以下の要件をすべて満たすものとする。 ①国庫補助事業の対象とならないもの。 ②事業の実施に必要な各種権利・地元調整が既に完了していること ③受益者全員の同意を得ていること ④業実施に係る基準は、実施要綱の別表2に掲げる区分であること ⑤次の要件（a～d）をすべて満たすもの a 受益面積は1ha以上とする（ただし、中山間地域は0.5ha以上とする）。 b 受益戸数は2戸以上とする。 c 1地区あたりの事業費は概ね300万円以上とする。 d 事業費の25%以上を市町において負担するもの **3.事業主体** 市町村または土地改良区 **4.補助率** 生産基盤強化事業　県40%、中山間地域農地等保全事業　県45%						

問合先	部局名	佐賀県　農林水産部　農地整備課			担当者	倉員、副島
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	soejima-sayaka@pref.saga.lg.jp		

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	地すべり防止施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4103

事業制度化の目的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域及び地すべり防止施設の維持管理を実施する。
事業制度創設の背景	これまで地すべり防止区域の指定を受け、地すべり防止工事が完了した地区は平成27年度までに47地区となっているが、地すべり防止工事により設置した施設は、経年変化による施設の劣化などが生じており、施設の機能を維持するための点検・補修等が必要になっている。 このため、地すべり防止施設の補修等が必要な施設の整備・点検、台帳の整備など、地すべり防止区域の適正な管理を行うことにより、地すべりによる被害を未然に防止し、農地の保全と県民の安全・安心を図る。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 「地すべり防止等防止法」により指定された地すべり防止区域において行われた地すべり防止施設の維持補修のために必要な以下の事業。 ① 地すべり防止施設の点検・補修等 ② 未買収となっている施設用地の買収 ③ 地すべり防止区域台帳（帳簿、図面）の整備・更新（データー化） **2 採択要件** ①「地すべり防止等防止法」に基づき指定された地域であること ②上記区域内で実施した地すべり防止工事により整備した施設であること 抑止施設（抑止杭、アンカー工、法枠工、擁壁など） 抑制施設（集水井、水抜工、排水路、集水路など） 附帯施設（標識、標柱、安全施設など） **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県 100%

問合先	部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課		担当者	山本浩義
	TEL	0952-25-7137	メールアドレス	yamamoto-hiroyoshi@pref.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	ため池災害防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4104

事業制度化の目的

本県に点在する国庫補助の適用を受けない老朽ため池を対象に、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため改修工事を行う。

事業制度創設の背景

本県には約3000箇所のため池があり、国庫補助事業を活用して改修に取り組んでいる。しかし、国庫補助事業の適用を受けない小規模なため池も数多く存在しており、老朽化が進行している状況である。

このため、このような老朽ため池を対象として、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、県単事業により改修工事を実施している。

事業制度の仕組等

1 事業内容

老朽化したため池における、①堤体の漏水を防止する工事、②余水吐・放水路を補強する工事、③取水施設を補修する工事、④洪水を調整するのに必要な浚渫工事 ⑤その他防災上必要と認める工事

2 採択要件

老朽ため池の災害防止のための補修を行うもので次の要件をすべて満たすもの。

①国庫補助の適用を受けないもので次のいずれかに該当するもの
- ・受益面積 10ha未満
- ・1地区の工事費が 800万円未満
- ・洪水を調整するのに必要な浚渫工事

②緊急に災害防止のための補修を要するもの

③1地区の工事費が 200万円以上のもの

3 事業主体

市町

4 補助率

県 50% （ただし、市町が工事費の25%以上を負担する場合に限る）

問合先	部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課		担当者	山本浩義
	TEL	0952-25-7137	メールアドレス	yamamoto-hiroyoshi@pref.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	農林地崩壊防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4105

事業制度化の目的	風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するもののうち、国庫補助の対象にならない小規模な事例について、当該復旧等の事業を実施し、民生の安定を図る。
事業制度創設の背景	風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するものについて、国庫補助事業を活用して復旧等に取り組んでいるが、国庫補助の対象にならない小規模な事例では、県単事業に対応することとした。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地・林地の復旧を行う。 **2 採択要件** 暫定法の適用を受けない災害復旧事業で1箇所の工事費が40万円以上のもので、[土砂の崩壊を防止する工事]の採択基準以下のもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。 ①人家2戸以上に直接被害が及ぶもの。 ②鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。 ③官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。 ④重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。 ⑤農地2ha以上に直接被害が及ぶもの。 **3 事業主体** 市町 **4 補助率** 県 50%

問合先					
部局名	佐賀県農林水産部農山漁村課			担当者	岸川　晋児
TEL	0952-25-7137	メールアドレス			

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	**事業名**	県単独土地改良調査費	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	4201
事業制度化の目的	受益面積、事業目的、事業内容、地元体制等の基本的条件が県営土地改良事業としての要件を満たす地区について、調査及び事業計画書の作成を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 水利施設整備事業、農地整備事業、農道整備事業、防災事業等の新規候補地区について、現況調査、水文調査等を実施し、新規申請に必要な事業計画書の作成を行う。 **2 採択基準** 県営土地改良事業としての要件を満たす地区 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県：70% 補助残30%はすべて市町負担（地元要望の整理等が含まれるため）。						

問合先	**部局名**	長崎県 農林部 農村整備課 計画調整班		**担当者**	樋口　竜也
	TEL	095-895-2964	**メールアドレス**	ta-higuchi@pref.nagasaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	農業農村整備事業効果追跡事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4202
事業制度化の目的	農業農村整備事業が完了した地区（主に農地整備事業）について、事業効果発現の追跡調査を実施する。						
事業制度創設の背景	公金の使用について厳しい目が向けられる社会情勢の中で、国が行う事後評価等にも活用可能な資料を県独自に作成する。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業農村整備事業（主に農地整備事業）の完了地区について、事業効果発現の追跡調査。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 計画調整班		担当者	樋口　竜也
	TEL	095-895-2964	メールアドレス	ta-higuchi@pref.nagasaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業 （農業用ため池、海岸保全施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	4203
事業制度化の目的	災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲載されている災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。 **2 採択要件** **(1) ため池整備** ア 国の補助対象とならない農業用ため池で改修後も引き続き農業用として利用される見込みのあるもの。 ①受益戸数:2戸以上 ②貯水量 :1,000m^{3}以上 ③工事費 :1,000千円以上 イ ため池整備は原則として受益面積2ha以上を対象とし、2ha未満については団体営等による対策を検討すること。但し、緊急性のあるものは別途協議を主なうものとする。 **(2)海岸整備** 農村振興局所管の指定海岸で引続き防護すべき農地・施設が維持される見込みのある地区で、農地・施設を高潮・浸食等による被害から防止する整備工事を事業対象とする。 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県:75%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班	担当者	畠中 常喜
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hatake@pref.nagasaki.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	4204
事業制度化の目的	国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所（地すべり防止地域及び地すべり危険区域）の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。 また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所（地すべり防止地域及び地すべり危険区域）の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。 **2　採択要件** 国の補助基準に達しない小規模な地すべり防止工事等であり、下記に被害が及ぶもの。 ①人家2戸以上 ②人家1戸及び農地1ha以上 ③関係戸数2戸以上の農地2ha以上 ④公共施設（病院、施設等を含む） **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 県：80%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	畠中　常喜
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hatake@pref.nagasaki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	小規模改修事業 （土地改良施設維持補修型）	新規・継続区分	継続	事業番号	4205
事業制度化の目的	中小企業（C，Dクラス）の受注機会の拡大と幅広い需要を喚起するため、小規模な改修事業を実施する						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県が所有する施設（譲与予定で未譲与の施設を含む）について必要な維持補修を行う。ただし、管理委託を締結している施設における恒常的な維持管理は除く。 **2 採択基準** ①対象事業は1件あたりの事業規模が、概ね1,000万円以下のもの ②県が所有する施設で必要な維持補修 ③県が所有する施設における施設の適正管理に必要な補完整備等 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農村整備班		担当者	田﨑　裕悟
	TEL	095-895-2966	メールアドレス	yugo-tasaki@pref.nagasaki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	**事業名**	小規模改修事業 （地すべり防止、海岸保全区域維持補修型）	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	4206
事業制度化の目的	中小企業（C，Dクラス）の受注機会の拡大と幅広い需要を喚起するため、小規模な改修事業を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 県管理の地すべり防止区域及び海岸保全区域において、地すべり防止施設の安定及び海岸の適正な管理を図るため、施設の維持補修等を行う。 **2　採択基準** ①対象事業は1件あたりの事業規模が、概ね1,000万円以下のもの ②原則として、地すべり対策事業の完了した地区において、その県有施設の維持補修、地すべり防止区域指定業務に必要な調査費及び標柱・標識の設置費用 ③農地海岸を適正に管理するための小規模な維持補修工事（改良を目的とするものは対象としない） **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 県：100%						
問合先	**部局名**	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班			**担当者**	畠中　常喜	
	TEL	095-895-2967	**メールアドレス**	hatake@pref.nagasaki.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	県単独土地改良施設維持補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4207
事業制度化の目的	県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修（ただし、恒常的な維持管理は除く）と、県有施設・県管理施設の緊急時の応急措置を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** ①県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修（ただし、恒常的な維持管理は除く） ②県有施設・県管理施設において緊急時の応急措置 **2　採択要件（目安）** ①国庫補助事業に該当しない維持補修 ②急を要する維持補修（補助事業の申請、採択手続きに要する期間を待たずして実施する必要があるもの） ③施設の適正管理に必要な補完整備等 ④県有施設等で緊急時の応急措置（各振興局へ配分した予算で対応可能なもの） **3　事業主体** 県 **4　補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農村整備班		担当者	田﨑　裕悟
	TEL	095-895-2966	メールアドレス	yugo-tasaki@pref.nagasaki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	海岸保全区域維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4208
事業制度化の目的	国の補助基準に達しない、海岸保全施設の維持補修工事（土木CDランク以外の専門業者）や海岸保全区域の管理等を行う。						
事業制度創設の背景	事業の背景は以下の通り。 ①長崎県における農村振興局所管の海岸は574箇所(H21.3)あり、指定延長の合計は約287kmに及んでいる。 ②海岸法において海岸保全区域の管理は県知事がおこなうものとなっており、施設の安全確保等適正な管理が求められている。 ③指定海岸の約85%は昭和30年代に指定されており、台帳図面は現状と整合性がとれない状況にある。 ④上記背景を踏まえ、本事業により適正な管理を実施する。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ①海岸保全施設の管理に支障をきたす樋門補修や流木等の排除（草刈、土砂排除含む） ②海岸保全区域台帳の作成 ③その他、海岸を適正に管理するために必要と認められるもの ④漂着物の処理については、沿岸海域で「災害関連大規模漂着流木等処理対策事業」が実施されるとき、農地海岸が要件を満たさない場合の適用を原則とする。 **2 採択要件** 農村振興局所管の海岸保全区域に指定されている海岸で、海岸の管理上その施設が維持補修の対策の必要がある地区 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	畠中 常喜
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	hatake@pref.nagasaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成28年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	**事業名**	新構造改善加速化支援事業 （ふるさと振興基盤整備事業）	**新規・継続区分**	継続	**事業番号**	4209
事業制度化の目的	農山村の活性化を図るため、ながさき農林業・農山村活性化計画の地域別振興方策の目標達成に向けて取り組む地域での生産基盤の整備と潤いある農村づくりのための生活環境の整備を図るため、国の制度事業で採択困難な地域において、①ほ場整備対策、②かんがい排水施設整備対策、③農道整備対策を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　農村整備課で取り扱う事業（ふるさと振興基盤整備事業）** 国の制度事業で採択困難な地域で、①ほ場整備対策、②かんがい排水施設整備対策、③農道整備対策を実施する。 **2　採択基準** 国の制度事業で実施できないもので、産地づくり基盤整備支援型の採択基準は以下の通り。 ①農業振興地域を対象とし、ながさき農林業・農山村活性化計画における品目別生産振興方策対象作物の栽培地域又は導入予定地域 ②受益面積はおおむね1ha以上（中山間地域はおおむね0.5ha以上）、受益戸数2戸以上 ③ほ場整備対策においては、標準区画20a以上 ④農道整備対策においては、幅員はおおむね3m以上とする。又、市町村道以上の上級道路は対象としない。 **3　事業主体** 市町、農業協同組合、市町等が出資する団体、農林業者等の組織する団体 **4　補助率** 県50%、地元50% ※市町が県費以外に補助対象事業費の10%以上を補助する場合に補助対象となる。						

問合先	**部局名**	長崎県 農林部 農村整備課 農村整備班		**担当者**	田﨑　裕悟
	TEL	095-895-2966	**メールアドレス**	yugo-tasaki@pref.nagasaki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	熊本県	事業名	地域密着型農業基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4301

事業制度化の目的	県営事業を実施中の地区等において、地域の実情に即した基盤整備等を実施し、豊かで持続可能な本県農業の基礎を固める。
事業制度創設の背景	国庫補助事業に関連した整備や環境保全、多面的機能を発揮させるための整備を実施するため、本事業を創設。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)農業の力向上事業** 多様な農業生産を支えるため、地域の実情に即した生産基盤の整備。 **(2)農村の力発揮事業** 農業・農村の多面的機能の良好な発揮のための整備。 **(3)農業の可能性拡大事業** 観光や教育、福祉など他産業との連携により農業の可能性を拡大させるための事業。 **(4)県有財産管理事業** 県有事業完了後のフォローアップと財産の円滑な譲渡のための事業。 **(5)特認事業** その他、県が特に必要とする事業。 **2 事業採択** 農林水産部公共事業管理委員会に実施の可否を諮り、検討及び審議を経て、地区の採択について決定。 **3 事業主体** 県 **4 負担割合** A 1の(1)・(2)・(3)の事業 県75/100～90/100、地元25/100～10/100(関連する県営事業の負担割合に準じる) B 1の(4)・(5)の事業 県100/100

問合先					
	部局名	熊本県農林水産部農村振興局農地整備課		担当者	園田 栄作
	TEL	096-333-2412	メールアドレス	sonoda-e@pref.kumamoto.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	土地改良施設補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4401
事業制度化の目的	県が直接管理の状態で暫定的供用開始している農道について、災害が発生した場合、速やかな交通解放のための崩土除去等応急工事を実施する。 また、国庫補助事業の基準を満たさない小災害等について復旧工事を実施する。						
事業制度創設の背景	①農道施設については事業完了後、速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続の手続期間に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道に対し、本事業を実施して速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。 ②管理委託が完了する前に生じた、国庫補助事業の対象外の小災害等についても復旧工事を行い、瑕疵のない状態で市町村へ管理引継ぎを行う。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** (1)交通確保応急工事 崩土除去、仮設防護柵設置、信号機及び応急的な交通確保に必要なその他の工事 (2)小災害等復旧工事 国庫補助事業の対象外の以下の災害復旧工事 ①1箇所の工事費が40万円未満の小災害 ②災害の原因が暫定法の適用以外の災害 **2 採択要件** 工事計画を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農村基盤整備課		担当者	黒岩
	TEL	097-506-3722	メールアドレス	kuroiwa-satoshi@pref.oita.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農業用ため池緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4402

事業制度化の目的	県下の農業用ため池は、築造後100年以上経過している場合が多く、地震、降雨または老朽化により損傷等があった場合は、下流住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れがある。 また、管理者である小規模な水利組合等は、緊急時でも十分な予算措置が図られず、応急対策が出来ない状況である。 このため、緊急時に県が応急的な対策を実施し、被害の拡大を防ぐ。
事業制度創設の背景	近年、ため池の災害復旧事業の対象とならない被災が発生しており、応急対策を行うために創設した。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** ①緊急対策工事（堤体掘割、崩土除去、盛土、漏水対策、緊急排水等） ②緊急調査（漏水箇所の特定調査、亀裂状況調査等） **2 事業対象（緊急対策（H27～））** 県下の農業用ため池　　2,150箇所（廃止済を除く） ①災害復旧事業で対応可能なものは除く。 ②補助事業による改修までの応急対策も対象。 **3 事業主体** 県 **4 負担割合** ①緊急対策　　県：50%　市町村：50%

問合先	部局名	農林水産部　農村基盤整備課　防災班	担当者	野上
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	nogami-yasunori@pref.oita.lg.jp

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	地すべり防止施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4403
事業制度化の目的	県が整備した地すべり防止施設の維持補修を行い、施設の機能維持を図ることにより、地すべりを防止し、農地の保全に資する。						
事業制度創設の背景	国庫補助事業の地すべり対策事業により防止施設を設置し事業が完了した後に、その施設の維持補修や測等が実施できる補助事業がないために創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 県が整備した地すべり防止施設の維持補修で、地すべり防止施設の維持補修や観測調査を実施する。 例：水抜きパイプの孔内洗浄、排水パイプの修繕、集水井の蓋やフェンス等の補修、地すべり挙動確認のための調査観測等 **2 対象経費** 管理費の対象は、将来に渡り地すべり防止区域の安定を維持するために必要な経費。 **3 事業主体** 県 **4 補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	農林水産部 農村基盤整備課 防災班	担当者	平野
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	hirano-takeshi@pref.oita.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農地小災害復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4404

事業制度化の目的	一般災害における農地小災害復旧事業（40万円未満）に取り組む市町村を支援し、小災害を起因とした耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、農業経営の安定を図る。
事業制度創設の背景	市町村が事業主体となって実施する小災害復旧事業において、激甚災として指定された農地及び農業用施設は農地等小災害復旧事業債として起債が許可されている。また、激甚災に指定されなかった一般災の農業用施設については単独災害復旧事業債として起債が許可されている。一方、一般災害時における農地の小災害復旧事業に対しては起債制度による支援がないために創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 起債制度による支援がない一般災害時の農地小災害復旧事業に取組む市町村に対し、その経費の一部を補助する。 **2 採択要件** (1)対象市町村 ①激甚災害及び一般災害時における小災害事業の制度が創設されていること。 ②一般災害時の農地小災害事業における市町村の負担割合が80%以上、農家等の負担割合が20%以下であること。 (2)対象工事箇所 ①暫定法に準拠する災害（24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上）により被災した箇所を対象とし、通常の天然現象による被災の復旧工事、過年災の復旧工事、維持管理工事は対象としない。 ②1箇所の工事費（消費税相当額を含む）が13万円以上40万未満の一般災害時農地小災害事業であること。 ③工事費を対象とし、測量試験費や事務費、原材料支給のみの経費や機械賃料等のみの経費等は対象としない。 ④市町村が直接施工する場合並びに農家等の施工に対して市町村が補助する場合の双方を対象とする。 **3 事業主体** 市町村 **4 補助率** 事業費の25%以内

問合先	部局名	農林水産部 農村基盤整備課 防災班	担当者	平野
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	hirano-takeshi@pref.oita.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	海岸保全区域管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4405
事業制度化の目的	県が指定した海岸保全区域における農地海岸保全施設の補強及び整備を推進し適正な管理を行い、施設の効用を高め背後農地の保全を図り、背後農地の生産性が向上する。						
事業制度創設の背景	国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等を行うため創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等で次の事業。 ①遊水池の土砂浚渫 遊水池内に堆積している土砂を除去して機能回復を図る。 ②海岸堤防の強化 防潮樋門が破損している箇所について、津波または高潮の発生により被害が生じる恐れがある場合に整備を行う。 ③海岸保全施設の補修 劣化等による破損部分を補修し、機能保全を図る。 ④塩分分布調査 塩害が発生した場合に調査を行う。 ⑤海岸線調査 航空写真撮影により砂浜の侵食状況の確認を行う。 **2 事業実施区域** 県が指定した海岸保全区域で、県・土地改良区等が土地改良法第2条第2項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域及び土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置使用とする区域（根拠法令等：海岸法第5条）。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 県負担：10/10						

問合先	部局名	大分県農林水産部農村基盤整備課防災班		担当者	成田
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	narita-fuko@pref.oita.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	営農飲雑用水施設普及支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4406
事業制度化の目的	中山間地域総合整備事業（国庫補助事業）等により整備する営農飲雑用水施設の普及を支援するため、この事業と一体的に整備が必要な非補助部分（末端1戸の配管工事）について県営単独事業として行い、中山間農村集落の営農用水と生活排水の確保に取り組む。						
事業制度創設の背景	給水末端1戸の配管事業は国庫補助対象外となっており、補助（県営）と非補助（地元単独）を合わせた事業の地元負担金が大きくなっており、中山間農村集落の給水施設普及に支障を来している。						
事業制度の仕組等	**1. 事業内容** 県営中山間地域総合整備事業等により整備する営農飲雑用水施設について、従来補助対象外で地元対応としてきた末端1戸の配管工事について県営事業で行う。 **2. 採択要件** ①国庫補助事業（末端2戸以上）と併せて実施すること。 ②人・農地プランが作成済みの地域であること。 **3. 事業主体** 県 **4. 補助率** 県1/3、 市町村1/3、 地元1/3						

問合先	部局名	大分県 農林水産部 農村基盤整備課		担当者	瀬川
	TEL	097-506-3722	メールアドレス	segawa-yukihiro@pref.oita.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農道環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4407

事業制度化の目的	県が直接管理の状態で暫定的に供給開始している農道について、市町村への譲与（管理委託）を締結する年度に引継事務を円滑に行うために、除草作業や側溝清掃作業等の環境整備を実施する。
事業制度創設の背景	農道施設については事業完了後に速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続に期間中に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道を本事業により速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。
事業制度の仕組等	**1. 事業内容** (1)事業完了後供給開始している農道を市町村への譲与（管理委託）する年度において、草刈工、支障木伐採工、側溝清掃工、側溝補修工、落石・崩土除去工、交通安全施設補修工、その他信号機並びに応急的な交通確保のために必要な工事を行う。 **2. 採択要件** 農道環境整備計画書を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの **3. 事業主体** 県 **4. 補助率** 県:100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農村基盤整備課		担当者	黒岩
	TEL	097-506-3722	メールアドレス	kuroiwa-satoshi@pref.oita.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農業農村整備計画調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4408

事業制度化の目的

人・農地プランや農地中間管理事業と密接に関連し、担い手への農地の集積・集約化や大規模農業団地等の産地拡大に向けた基盤整備を推進するため、担い手の確保や農地集積状況など地域課題及び将来の農地再編整備構想を策定するとともに、事前に基盤整備の必要生や経済性についても分析検証を行い、効率的・効果的な事業推進を図る。

また、水土里情報システムを活用することで、情報の一元化を図り「見える化」することで、情報が共有化され農地の集積・集約化の促進が図られる。

事業制度創設の背景

担い手への農地の集積・集約化などを行うために基盤整備事業を行う必要があり、補助事業の採択に向けて調査計画等を行う必要があるため創設した。

事業制度の仕組等

1. 事業内容

県営事業計画を樹立するために必要な計画・調査、測量設計、計画書・各種添付書類及び図面の作成を行う。

2. 事業主体

県

3. 補助率

農村振興総合整備実施計画
・中山間総合整備事業　国50%、県25%、市町村25%

農業農村整備事業実施計画
・経営体育成基盤整備事業　国3/6、県1/6、市町村2/6

農地再編整備構想　県50%、市町村50%

等

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農村整備計画課		担当者	馬場
	TEL	097-506-3705	メールアドレス	baba-toru@pref.oita.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	人・農地情報管理システム フォローアップ調査	新規・継続区分	継続	事業番号	4409
事業制度化の目的	既に取組みが進む新規就農者育成システム（就農学校やファーマーズスクール等）と連携を強化させることで、新規就農者に対しても卒業と同時に優良な畑地を提供できるほか、既存の担い手や企業参入などに対して、区画のゾーニングによる大規模農業団地への誘致が可能となる。						
事業制度創設の背景	本県では畑地に関する情報が少なく、畑地の集積・集約化が遅れている状況にある。そこで、優良な畑地を計画的に提供する仕組みづくりとして「地域就農システム」の確立を目指しているため創設した。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 人・農地プランや地域農業の現状や課題、将来を見据えた営農計画などを定めた「農地再編整備構想」を策定する。 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 県：100%						

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農村整備計画課		担当者	谷
	TEL	097-506-3705	メールアドレス	tani-hirofumi@pref.oita.lg.jp	

（注）シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4501

事業制度化の目的

国庫補助の対象とならない小規模団地の農地及び農業用施設等の整備を図ることにより,農地を高度に利用した農業経営の安定及び災害の未然防止による地域の安全性向上を促進し、もって地域農業の振興と県土の保全に寄与することを目的とする。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率

事業内容	採択基準	県補助率・県負担率
ほ場整備事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 （中山間：受益戸数2戸以上10ha未満）	一般地域：35% 中山間地域：40% 戦略作物又は地域振興作物を生産する地域：45%
暗渠排水事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 （中山間：受益戸数2戸以上10ha未満）	35%
農道整備事業	受益面積1ha以上20ha未満で受益戸数2戸以上。 延長300m以上1,000m未満有効幅員2m以上。 （中山間受益戸数2戸以上10ha未満、 延長200m以上500m未満、有効幅員1.5m以上）	一般地域：25% 中山間地域：30%
かんがい排水事業	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 （中山間：受益戸数2戸以上10ha未満）	一般地域：30% 中山間地域：35% 戦略作物又は地域振興作物を生産する地域：45%
確定測量及び換地計画	受益面積1ha以上20ha未満で、受益戸数2戸以上 （中山間：受益戸数2戸以上10ha未満）	30%
調査設計指導	県単独土地改良事業の調査設計指導 県営事業完了地区施設の緊急的な調査	100%
農道舗装整備事業	受益面積10ha以上20ha未満で受益戸数2戸以上。 延長500m以上幅員2m以上表層の厚さ3cm以上	25%
農業用用排水路等安全施設整備事業	農業用排水路等が次に掲げる場所等のいずれかに接し、又は近接していること。 ①通学路等通常子供が通行する場所②通常子供が遊んでいる場所③幼稚園、小学校等④住宅地等⑤その他水難事故防止上必要な場所	30%
排水改良事業	受益面積5ha未満受益戸数2戸以上	50%
農用地開発事業	受益面積1ha以上10ha未満で、受益2戸以上 （中山間受益戸数2戸以上5ha未満）	一般地域：35% 中山間地域：40%
農業用ため池緊急防災対策事業	①堆砂率が貯水量の概ね10％以上②受益戸数 2戸以上③事業費 800万未満④防災対策基本法第42条による市町村地域防災計画に定められた施設	50%
交換分合事業	①1地区が概ね2ha以上5ha未満 ②移動面積が0.4ha以上	50%
県営農業農村整備調査計画事業	1 県営農道整備事業（広域、農免、一般等） ①路線及び重要構造物の比較検討等の詳細調査計画の実施②大規模事業の地質、土質、地下水調査等の詳細調査の実施 2 県営農地防災事業（農地保全、ため池等整備等） ①詳細調査計画の実施②大規模事業の地質、土質、地下水調査等の詳細調査の実施 3 知事が特に認める事業	50%

2 事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、その他

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課	担当者	小田瀧
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	農地流動化促進基盤整備対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4502
事業制度化の目的	ほ場整備の実施により担い手農家（平成5年10月20日付け5構改D第675号「担い手育成農地集積事業実施要綱」第3に定める者をいう。）や生産組織を育成するとともに、また、その担い手農家への優良農地の集積を一体的に図ることにより、農業構造の変革に対応した土地利用型農業の体質強化と農業生産の低コスト化を実現する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 農地集積を促進するため、土地改良区に過年度ほ場整備の事業費負担の一部を助成する。 **2 採択要件** **(1)実施対象地区** 県が実施するほ場整備事業で、平成7年度から平成17年度までの新規着工地区（ただし、平成16年度新規着工地区のうち跡江地区を除く。） **(2)採択要件** 事業完了までの間に、地区内において一定の農地集積増加率（対象事業採択時の担い手農家の経営等農用地に対する事業開始時から完了時までに増加する経営等農用地の割合）が、一般地域で15%以上、過疎・山振・特定農山村の指定地域では10%以上となることが確実に見込まれること。 **3　事業主体** 土地改良区 **4　補助率** 事業対象地区に係るほ場整備事業の事業費相当額の5%以内。						
問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課		担当者	小田瀧		
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp			

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	土地利用調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4503
事業制度化の目的	経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** (1)調査活動 ①関係農家等の意向調査 ②農用地流動化の調整のための現状及び計画図面の作成 ③その他農用地流動化等に関係する調査活動 (2)調整活動 ①換地による農用地集団化についての関係機関との調整 ②農用地流動化についての関係機関との調整 ③農業機械の再編に関する活動 ④普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 ⑤その他農用地流動化等に関係する調整活動 (3)組織育成活動 ①生産組織の育成強化に関する活動 ②新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催 (4)法人化促進活動 ①農業者、集落営農等の法人化の推進に関する活動 ②その他法人活動に関係する調整活動 (5)試験栽培に関する活動 新規導入作物等の試験栽培に関する活動 **2　採択要件** ①事業対象地区は、担い手への農用地の利用集積を促進する事業が実施中又は実施が見込まれており、かつ、これらの事業促進計画等が定められている地区である。。 ②農地利用集積率(事業完了時に受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合。)が概ね25%以上となることが確実に見込まれることとする **3　事業主体** 市町村、土地改良区 **4　補助率** 定額(1/2以内)。ただし、対象事業の受益面積に応じ次に掲げる金額を上限とする。 60ha未満　1,500千円 60ha以上200ha未満　2,000千円 200ha以上　4,000千円						

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課		担当者	小田瀧
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	活力あるふるさとづくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4504

事業制度化の目的	農地、農業施設及び生活環境等の整備を総合的に実施し、住みやすい生活空間を形成するとともに、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮や自然環境の保全を通し、農村地域の活性化に資する。
事業制度創設の背景	農村地域では、過疎化・高齢化が他の地域に比較して深刻な課題となっている状況の中で、農業農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るためには、集落機能を維持・強化することが重要となっている。このためには、農村の生活環境の改善や保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行い、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりを支援する必要がある。また、近年の降灰や渇水の事象による被害を最小限にするために必要な対策についても支援する必要があることから創設された。
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択要件・補助率** 実施地区単位に「活力あるふるさとプラン」（基本型又は地域提案型）の策定を基本要件とする。 **(1)農村生活環境対策** 【採択基準】 **ア　生活基盤の整備** ①農業集落排水施設と営農飲雑用水施設は、受益戸数2戸以上20戸未満とする。 ②農業集落道は、全幅員2m以上4m以下とする。 **イ　環境保全・エネルギー活用** ①コンクリート畦畔整備事業は、中山間地域で、水田傾斜度 1/20以上・畑傾斜度8度以上、受益戸数2戸以上とする。 ②保全機能維持・向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強及び水管理情報等の整備であること。 **ウ　地域活動の支援** ①地域提案メニューは農業生産活動や農業集落活動の活性化に資するもの。 【補助率】 40%以内。ただし、中山間地域（五法指定地域）で採択希望の前年度の財政力指数が0.5未満の市町村は50%以内。 **(2)農村地域防災対策** 【採択基準】 **ア　農村地域降灰除去対策**（集落共同降灰除去活動支援と農道等降灰除去対策） 集落共同降灰除去活動支援（資材、機械のリース等）は農村地域内の共同活動による。 **イ　農業用水緊急渇水対策** （水路改修、井戸設置、揚水機や貯水タンク等の購入・リース等） ①1月～9月の連続干天日数20日以上の地域、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域。 ②導入・設置された財産は、市町村、土地改良区、水利組合が適切に管理する。 【補助率】 50%以内（イは補助限度額有り） **2　事業主体** 市町村、土地改良区、その他

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課		担当者	新穂
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	小水力発電等農村地域導入支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4505

事業制度化の目的	民間企業、大学、NPO等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域への小水力発電等の導入を促進し、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域を活性化する。
事業制度創設の背景	再生可能エネルギーについては、国民の意識の高まりの中、国においても固定価格買取りに係る特別措置法の成立や補助事業の新設など、強く推進されている。このような中で、農業用水を利用した小水力発電は有効な自然エネルギーとしての期待が高く、特に中山間地域の多い本県においては、市町村や農業者に加え、企業やNPO法人などからも小水力発電が注目されている。本県の新総合計画における新エネルギーの先進地づくりとして、地域資源を生かした持続可能な地域づくり推進のために創設された。
事業制度の仕組等	**1 事業内容** **(1)導入支援** ①導入可能性調査支援 水力等利活用施設の導入促進に資する小水力等利活用施設の導入可能性調査。 ②概略設計支援 小水力等利活用施設の導入に必要な概略的な設計。 ③基本設計支援 小水力等利活用施設の導入に必要な基本的な設計。 ④協議・手続支援 小水力等利活用施設の導入に必要な関係者との協議や各種手続。 ⑤エコビレッジ構想作成支援 農業用施設等を利用した小水力発電等を活用し、エネルギーの地産地消をキーワードに循環型社会の構築や地域の自立的なエコライフのむらづくり推進に必要な構想作成。 **(2)施設整備** 農地や農業用施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の新設・更新、及び発電に必要な整備。 **2 採択要件** ①再生可能エネルギーを活用した、農村地域の活性化に特に効果的で必要な取組であること。 ②施設整備についてはエコビレッジ構想が策定されていること。 **3 事業主体** 市町村、土地改良区、集落組織、その他知事が適当と認めるもの **4 補助率** 50%(5法指定地域は55%)

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課		担当者	白坂
	TEL	0985-26-7144	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	農地集約化基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4506

事業制度化の目的

担い手の高齢化が進行する中、農業の持続的発展を図るためには、地域の中心となる経営体（認定農業者、農業法人、集落営農組織等）を育成するとともに、農業経営の規模拡大に必要な経営体への農地集積等の促進が重要な課題となっている。しかしながら、小規模で不整形な農地が多い地域や中山間地域の棚田等では、生産基盤の条件整備が遅れており、農作業効率の低さなどから農地の集積等が進みにくい状況となっている。

このため、簡易的な生産基盤の整備を行うことにより、営農の効率化等を通じて農地の集約化やフル活用を促進し、儲かる農業の実現を目指す。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準・補助率

工種	事業内容	標準施工費	補助率
①農業用用排水施設	農業用用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更	別途算出	1. 当該事業に要する経費の50%以内。ただし、市町村が直接実施する場合は財政力に応じたもの（直近の県の財政力指数を上回る市町村は40%以内）とする。 2. 市町村が間接補助を行う場合は、間接補助に要する経費の10分の10以内。（間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1の額を上限とする。） 3. 補助限度額を1地区あたり1,000千円未満とする。（直近の県の財政力指数を上回る市町村が直接実施する場合の補助限度額は、1地区当たり800千円未満とする。）
②暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	20万円/10a×施工量	
③湧水処理	湧水処理の新設又は変更	別途算出	
④客土		別途算出	
⑤土層改良	土壌改良材によるもの	別途算出	
⑥除礫、除根	整地後の礫、根等の除去	0.9万円/10a×施工量	
⑦農作業道	農作業道の変更	別途算出	
⑧畦畔除去	畦畔のみの除去	6万円/100m×施工量	
⑨整地工	基盤の切盛を伴うもの	16万円/10a×施工量	
	基盤の切盛を伴わないもの	4万円/10a×施工量	
⑩農地造成	簡易なもの(草刈、造成、深耕、砕土、耕起)	11万円/10a×施工量	
	上記以外の農地造成	別途算出	
⑪附帯施設	①～⑩と併せ行う附帯施設の整備	別途算出	
⑫換地	換地計画、換地処分等	別途算出	
⑬交換分合	測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等	別途算出	
⑭特認	知事が特に必要と認めるもの	別途算出	

採択要件

以下の要件のすべてを満たす経営体に係る事業であること。

(1)戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号）に基づき市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられた（位置付けられることが確実に見込まれるものを含む）今後の地域の中心となる経営体で農地の集積を行おうとするもの。

(2)以下のいずれかを満たすこと。

一般地域	中山間地域
ｱ)農業生産法人 農事組合法人又は地域農業の振興に寄与した経営(周辺農家との契約等)を行う農業生産法人であること。	ｱ)同左
ｲ)集落営農組織及び農用地利用改善団体 話し合い活動を開始し新たに設立するものを含む	ｲ)同左
ｳ)次のいずれかの条件を満たす経営体 ⅰ)経営農地面積が2ha以上 ⅱ)施設園芸の経営農地面積が20a以上	ｳ)同左 ｴ)次のいずれかに取る組んでいる(取り組もうとするもの含む)経営体 ⅰ)新規作物の導入 ⅱ)農産物加工等の高付加価値型農業 ⅲ)環境保全型農業

2 事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合（市町村以外の事業実施主体が事業を実施する場合は、市町村が間接補助を行うものとする。）

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村整備課	担当者	小田瀧
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	畑かん営農導入拡大支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4507
事業制度化の目的	本県農地の約半分を占める畑地帯において、気候変動に強く収量や品質の向上が図られる「畑かん営農」をさらに拡大するため、市町村等が行う畑かん営農を推進する取組を支援し、本県農業の競争力を強化する。併せて、畑地かんがい施設の有効的な利用を促進し、農地や施設の将来的な保全活動につなげる						
事業制度創設の背景	畑かん施設の整備面積は増加したものの、畑かん営農を行うことを躊躇する農業者も一部見受けられることから、市町村等が新たに水利用をする農業者や規模拡大する農業者に対して行う畑かん営農拡大に関する取組を支援し、畑かん営農を導入しやすい環境を創出するために、本事業を創設された。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 本事業の内容は、畑かん営農を推進することを目的として行う次に掲げるものである。 ① 地元説明会の開催 ② 戸別訪問等による説明 ③ PR資料配布等による啓発活動 ④ 散水実演会等の畑かん営農普及に係る活動（体験用機材購入を含む。） ⑤ モニタリング等調査 ⑥ その他目的に資する取組 **2 事業対象地域** 国営かんがい排水事業の受益地を対象とする。 **3 採択要件** ① 国営かんがい排水事業の受益地であること。 ② 本事業による取組により、畑かん営農の導入拡大が見込まれること、又は、今後の畑かん営農の導入拡大に係る施策に活用できる取組であること。 **4 事業主体** 市町村、畑地かんがい事業を推進する団体 **5 補助率** 定額（上限 2,000円/10a）						

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課畑かん営農推進室	担当者	星原
	TEL	0985-26-7129	メールアドレス	hoshihara-shinya@pref.miyazaki.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県農業農村整備計画策定事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4508
事業制度化の目的	農業経営の規模拡大や品目の多角化、農地利用率の向上を図るため、基盤整備を計画的に実施していく必要がある。そのためには、営農ビジョン、担い手への農地集積等将来の地域の農業を見据えた事業計画を作成することが重要であり、農業農村整備事業の計画的でより効果のある事業実施を行うため、計画樹立に必要な各種調査や事業計画書作成を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 地区の実情を把握している市町村が実施し、地元の合意形成を図り、実施が確実な地区から実施計画に入る。 (1)地域構想策定調査 既存資料の収集、整理、説明会資料の作成、ワークショップ開催経費等の事業計画策定に向けての構想計画作成を支援する。 (2)基本計画策定調査 県営事業の計画樹立に必要な以下の各種基礎調査を実施する。 ①地形図作成：計画作成に必要な地形図を作成する。 ②諸元調査：土質調査、減水深調査、水位流量観測等の計画作成に必要な調査を実施する。 ③概略設計区域：ブロックローテーション、ルート設定を行い事業実施地区の設定を行う。地区設定において経済性、維持管理等を含めた比較検討が必要な場合は、比較検討を行い工法を決定する。 ④概算事業費及び効果算定 ⑤農地集積促進調査：農地の利用集積を促進するための調査や調整活動を実施する。 ⑥その他：上記以外で事業計画作成に必要となる調査及び資料作成を実施する。 **2 事業主体** 市町村 **3 補助率** 50%						

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課		担当者	上野
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	ueno-ryuji@pref.miyazaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	中山間ふるさと生活環境整備計画策定事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4509
事業制度化の目的	生活環境基盤整備の実施計画を策定することにより、農業の生産基盤の整備と農村の生活環境の整備が総合的かつ一体的に中山間地域総合整備事業による整備が可能となり、中山間地域の活性化が図られる。						
事業制度創設の背景	生活環境基盤整備については、事業の効果が高く、地域からの要望も多いところであるが、平成23年度から実施計画を策定するための費用が国庫補助対象外となったことから、県が事業主体となる県営事業において、計画策定を行う。						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 中山間地域総合整備事業の生活環境基盤整備にかかる実施計画を策定する。 **2 事業主体** 県 **3 負担割合** 県:50% 市町村:50%						

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課		担当者	上野
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	ueno-ryuji@pref.miyazaki.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	産地経営体育成を支える地下かんがい推進事業	新規・継続区分	新規	事業番号	4510

事業制度化の目的

品目毎の課題を解決するための新しい仕組み・考え方・技術を取り入れる産地を支援するとともに、高品質・高収量に向けた生産技術（GAP・ICM）の普及拡大や基盤（地下かんがい）の整備などを一体的に推進し、マーケットイン型産地経営体の育成を図るため、導入品目に応じた適切な営農展開（生産方法、収穫後の流通、販売先の確保等）に向け、地下かんがい工法（暗渠排水を含む）の選定・検討等を実施（整備事業は別途対応）し、産地経営体の育成を支える。

事業制度創設の背景

本県の農業生産基盤の整備状況は、田畑における基盤整備率が30％（全国38位）と低く、他県に比べて基盤整備率が遅れている状況である。

また、耕地利用率は107%であり、全国平均91．8%を上回っているものの、地下水位が高く汎用化が困難な湿田が多い等、田畑における農地のフル活用が進んでいない状況である。

このような状況の下、「平成30年以降の米政策の見直し」等に伴い、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を加えた営農体系への転換や畑地の高度利用化のための地下かんがいを推進する等、実需者が求める生産品目に応じた営農展開を図る必要がある。

このため、営農部局と農業農村整備部局の施策を一体化した取組みを図るため、野菜・花き・果樹等の産地づくりの支援を生産技術の高度化や基盤整備（地下かんがい推進）の支援が支える取り組みとして、新たに事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容

産地経営体が導入しようとする品目に適した営農展開を図るため、以下の取組により産地経営体の育成を支える。

(1)産地経営体育成のモデル地区へ以下を推進

①実需者ニーズの把握、産地経営体及び農地所有者への意向確認

②土壌・地下水位・通水性等農地汎用化のための基礎調査

③暗渠排水など地下かんがい工法の選定・検討（整備事業は別途対応）

(2)モデル地区の取組成果を活用した全県下への推進

2 事業主体

県

3 事業期間

平成29年度～平成31年度

4 補助率等

県 100%

【事業展開のイメージ】

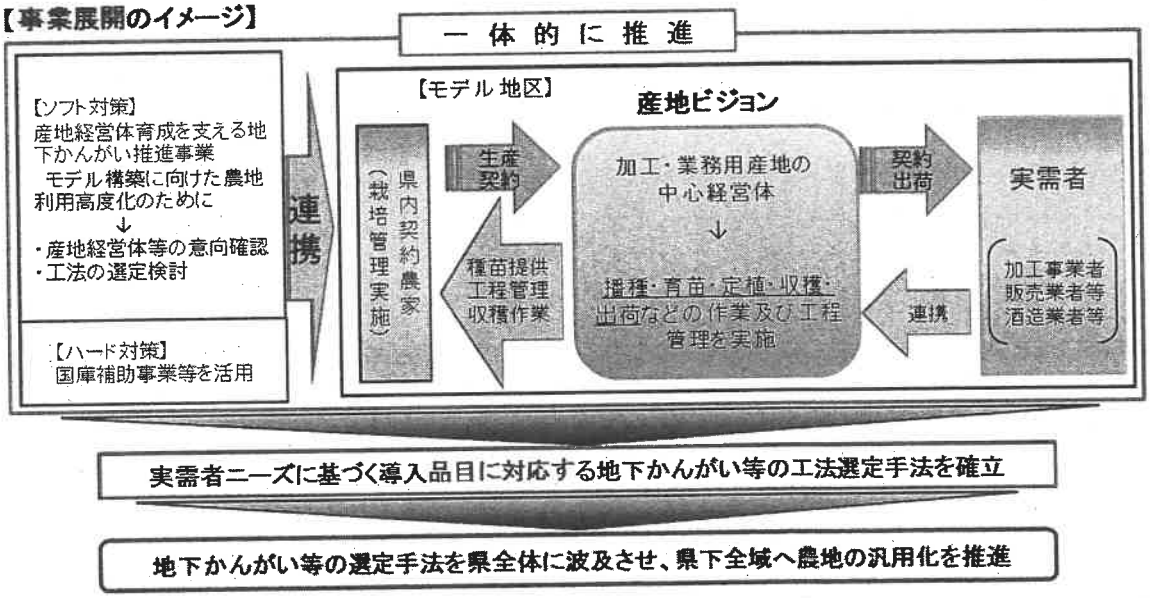

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村計画課	担当者	平木場
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	hirakoba-masataka@pref.miyazaki.lg.jp

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	県単独農業農村整備事業 （土地改良トータルプラン）	新規・継続区分	継続	事業番号	4601
事業制度化の目的	農業農村整備事業を円滑に推進するため，計画樹立等に必要な各種調査を実施する。特に高度な技術を要するものや広域にわたる計画等について，県が事業主体となって調査・計画策定を行う。						
事業制度創設の背景	事業創設当時は，現在のような各種計画策定のための補助制度がなかったため，県単独農業農村整備事業の中に「土地改良トータルプラン」を創設した。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択要件** **(1)事業計画樹立地区調査** 県営事業の計画樹立に必要な各種基礎調査の実施。 **【採択要件】** ①　技術的かつ経済的に妥当であること。 ②　関係市町村において応分の調査費負担が了解された地区であること。 **(2)地域農整構想策定調査** 地域の資料の収集・整理や現地調査を基にした整備計画案の策定。 **【採択要件】** ①　(1)の①と②と同じ。 ②「市町村農業農村整備事業計画調整会議」が設置されていること。 **(3) 整備促進支援事業** ①　事業管理計画（農業農村整備事業事業管理計画の作成，集計。） ②　事業計画申請等（専門技術者の派遣と報告書作成。） **【採択要件】** ①については，事業管理計画を策定する市町村であること。 ②については，土地改良事業計画の認可申請等が必要と認められる地区であること。 **(4)農地等利用集積促進調査** 農業農村整備事業実施地区における農地等の利用集積促進のための調査や調整活動の実施。 **【採択要件】** (1)と同じ。 **(5)土地改良施設保全管理調査** 県有土地改良施設の適正な運営・保全管理に必要な調査の実施。 （※施設管理者が通常行う運営・保全管理に係るものを除く。） **【採択要件】** (1)と同じ。 **2　事業主体** 県 **3　補助率等** 100%							

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村計画係		担当者	坂元　吉継
	TEL	099－286－3111	メールアドレス	nouti-noukei@pref.kagoshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	県単独農地等防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4602
事業制度化の目的	県等が管理する農業用施設の災害復旧及び災害防止事業を実施することにより，施設の善良なる維持管理をするとともに，地域住民の生活安定と農業生産性の向上に寄与する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 県等が管理する農業用施設の災害復旧及び災害防止事業を実施する。 **2　採択基準** **(1)事業の範囲** 1地区当り10万円未満の国庫補助事業にならないもの。ただし，知事が必要と認めた場合は，この限りではない。 **(2)事業地区の選定基準** ①農業用施設の災害復旧ならびに災害防止のために施行を必要とする地区であること。 ②県管理の施設であること。 ③国庫補助の対象とならないものであること。 ④その他，知事が特に必要と認めるもの。 **3　事業主体** 県 **4　補助率** 100%						

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地保全課農地防災係		担当者	藤井　幸平
	TEL	099-286-3283	メールアドレス	fdbousai@pref.kagoshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	鹿児島県桜島降灰除去事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4603
事業制度化の目的	桜島火山活動による降灰を除去する。						
事業制度創設の背景	桜島火山活動に伴う降灰により，多大の被害を受けた農家に対し生活営農の再建を図るため，降灰除去事業を行う市町に対して，補助金を交付する制度が設けられた。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 桜島火山活動による降灰の除去で、事業内容は以下の通り。 **(1)農道上降灰除去事業** **(2)圃場内降灰除去事業** **(3)その他事業** **2　採択基準** 【対象地域】 鹿児島市（旧東桜島村・旧桜島町の地域），　垂水市，霧島市（旧福山町），鹿屋市（旧輝北町） 【選定基準】 **(1)農道上降灰除去事業** 降灰厚が2cm以上で道路運行に支障のある農道について行う事業。 **(2)圃場内降灰除去事業** 耕土上の降灰厚が平均2cm以上で，農作物の生育に支障のある圃場について行う事業。 **(3)その他事業** 降灰を除去する必要があるものとして，知事が特別に認めた事業。 **3　事業主体** 市町村 **4　補助率** 50%						

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地保全課農地防災係		担当者	藤井　幸平
	TEL	099-286-3283	メールアドレス	fdbousai@pref.kagoshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	農業・農村活性化推進施設等整備事業（農業農村整備対策）	新規・継続区分	継続	事業番号	4604

事業制度化の目的	食と農の先進県を目指して，緊急かつ優先的な分野への重点化を図り，農業・農村の活性化に資する施設等の整備を総合的に推進する。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業内容と採択要件** **(1)灌漑排水，畑地灌漑，区画整理，農道，暗渠排水，客土，農地保全，施設整備など** 【採択要件】 ア　受益面積：5ha以上20ha未満（離島・奄美は3ha以上10ha未満，中山間地域は1ha以上20ha未満）。中山間地域は平均傾斜度1/100以上の農地が50%以上占める地域 イ　次の条件を全て満たすこと ①土地利用の動向，農業生産の動向に即応し，農業振興に著しい効果があること。②事業実施に必要な各種権利関係が調整されていること。③厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。④地元負担能力を有していること。⑤事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。⑥農道の新設又は改修がある場合は，CBR試験は採択申請時において調査完了していること。 ウ　区画整理 原則として20a以上の区画を基準とするが，中山間地域等にあっては，この限りでない。 エ　一般農道 ①延長おおむね100m以上1,000m未満。ただし架橋のみはこの限りでない。 ②全幅3.0m以上。舗装厚3.0cm以上。橋梁は永久橋とし，全幅3.0m以上。 オ　客土 ①導入作物の栽培管理に必要な客土量は10a当たり12m^{3}以上。 ②有機材の投入は10a当たり4トンまで。 カ　施設整備（基幹水利等土地改良施設の補修・更新及び管理に必要な施設の整備） 総事業費100万円以上200万円未満 **(2) 農業集落道路，農業集落排水路，　防災安全施設** ア　農業振興地域内の農林業センサスで定める農業集落で数集落の範囲。ただし，国庫補助の農村総合　整備事業等で実施見込の施設は除く。 イ　次の条件を全て満たすこと ①土地利用の動向，農業生産の動向に即応し，地域の農業振興又は，集落活性化に著しい効果があること。②事業の実施に必要な各種権利関係が調整されていること。③厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。④地元負担能力を有していること。⑤事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。 ウ　農業集落道路 ①幅員は，3.0m以上。ただし，歩行者及び自転車用道路はこの限りでない。 ②延長は，おおむね100m以上 エ　農業集落排水路 受益農家戸数は10戸以上。ただし末端は2戸以上 **2　事業主体** 市町村，農業協同組合又は土地改良区 **3　補助率** 40%以内　（補助金額の上限は1,000万円とする。）

問合先	部局名	鹿児島県農政部農政課地域農業振興係		担当者	渡邉　忍
	TEL	099-286-3113	メールアドレス	nousinkou@pref.kagoshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4605
事業制度化の目的	担い手への農地集積を促進するとともに，将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する。						
事業制度創設の背景	以前，国補助対象であった経営体育成促進事業の事業メニュー（指導事業，調査・調整事業）が廃止されたことに伴い，同事業の継続地区に対して県単独事業として補助する。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 国の補助制度で廃止された経営体育成促進事業の事業メニュー（指導事業，調査・調整事業）について、経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業(担い手育成型)の継続地区を対象に県単独事業で実施する。 **2　採択基準（事業完了時に満たす要件）** **（1）H14年度までの採択地区** ①集積対象者の集積シェア（畑総10%以上へ　経営体25%以上へ） ②集積対象者への農地集積増加率　20%以上へ **（2）H15年度の採択地区** ①集積対象者の集積シェア（畑総・経営体　25%以上へ） ②)集積対象者への農地集積増加率（20%以上へ） **（3）H16年度以降の採択地区** ア　集積対象者の経営耕地面積シェア（事業完了時に以下のとおり増加させる。） ①シェア20%未満→30%以上へ ②シェア20%以上～50%未満→10%以上引き上げ ③シェア50%以上～55%未満→　60%以上へ ④シェア55%以上～90%未満→　5%以上引き上げ ⑤シェア90%以上～95%未満→　95%以上へ イ　認定農業者等の育成（事業完了時に次の①～②のいずれかを満たす。） ①認定農業者の全農家戸数に占める割合が市町村平均以上 ②認定農業者が30%以上増加すること。 注)認定農業者には一定の要件を満たす集落営農組織を含む。 **3　事業主体** 県、市町村、土地改良区 **4　補助率** 50%						

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係		担当者	田口　博
	TEL	099-286-3240	メールアドレス	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	農用水資源開発調査	新規・継続区分	継続	事業番号	4606
事業制度化の目的	畑作地域及び常襲干害水田地域における水資源調査を行い，水源開発地域の農業振興に資する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 畑作地域及び常襲干害水田地域における水源の調査 ①地下水調査(水文地質調査，物理探査，試掘調査) ②ﾀﾞﾑ建設予定地，地質調査 ③その他知事が特に必要と認める調査 **2 採択基準等** ①成果を利用してかんがい事業を行うことが見込まれ，譲渡後同事業以外の用途に供しないこと ②前号の受益面積が概ね5ha以上であること。 ③調査用地の調達等は関係市町村が責任を持って必要な措置を講じること。 ＊試掘井の取扱い：市町村から試掘井の利用要望がある場合は無償譲渡し、その他は廃棄処分する。 **3 事業主体** 県 **4 補助率** 50%						

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係		担当者	田口　博
	TEL	099-286-3240	メールアドレス	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	土地改良調査計画費（単独事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	4701
事業制度化の目的	ほ場整備事業、畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画樹立を目的とする。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業等の県営土地改良事業地区の調査及び計画を樹立し、事業計画書を作成する。調査内容は、現況道排水路系統調査・耕土深調査及び営農状況調査等を行うもので、計画としては、営農計画の策定及び地形図の作成、土工計画、道排水路計画、畑かん計画等技術的な事項についての検討を行うものである。 **2　事業主体** 県 **3　補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	佐久本
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	aa045306@pref.okinawa.lg.jp	

（注）　シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

(農業農村工学会農業農村整備政策研究部会)

都道府県名	沖縄県	事業名	かんがい排水調査計画費(単独事業)	新規・継続区分	継続	事業番号	4702
事業制度化の目的	かんがい排水事業等の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画を樹立する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農業生産の反収アップ、収益性の高い作物への転換、適時・適作などにより、農家所得の向上、安定経営を可能にする県営かんがい排水事業について、新規地区を採択するため、以下の調査・検討を行い、採択申請に必要な資料を作成する事業である。 【事業で行う調査項目】 ①かんがい・排水の要望・②被害調査、③諸元調査(事業計画立案の基礎数値)、④気象調査、⑤水源調査、⑥営農計画、⑦水源・排水計画、⑧施設計画、⑨事業計画等 その外、事業効果を検証するための事後調査、追跡調査を適宜行うこともある。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 県:100%						

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	佐久本
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	aa045306@pref.okinawa.lg.jp	

(注) シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	農道整備調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4703
事業制度化の目的	農業振興地域において、今後の農業発展の方向に即した農業生産の近代化、農業生産物等の流通機構の合理化を図る上で必要な農道を整備することにより、生産環境の近代化を目的とする農道整備事業の実施計画を策定する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農山漁村地域整備交付金により実施する農道の保全対策事業に対して本事業を活用して農道整備事業の実施計画を策定する。農道を適切に整備更新することにより、長寿命化を図り、また、不測の事態への対応として緊急的な調査を実施する。 **2 事業主体** 県 **3 補助率等** 県:100%						

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	佐久本
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	aa045306@pref.okinawa.lg.jp	

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	農地防災調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4704
事業制度化の目的	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、海岸事業、地すべり対策事業、農地防災事業等の県営での新規地区導入、事業制度の拡充及び各種調査を実施するための経費で、新規地区の計画策定に係る委託及び国への制度要求に係る各種調査の委託等を行うものである。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1 事業内容** 農地防災事業、農地海岸事業、地すべり対策事業等の新規地区の計画策定を行うと共に、事業制度の拡充及び各種調査を実施するための経費である。 **2 事業主体** 県 **3 補助率** 県：100%						
問合先 部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課			担当者	佐久本		
問合先 TEL	098-866-2263	メールアドレス	aa045306@pref.okinawa.lg.jp				

（注） シートの名称には事業番号をお使いください。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-記入説明

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等 高	補助率等 低	事業主体					事業種区分							国の事業制度との関連				新規継続	創設年度	H29当初予算額（百万円）	H29採択地区数
東京	1301	都市農地保全支援プロジェクト	24	3			1	2				7	27						21	50			4	2014	10	4
静岡	2203	県単独農業農村整備事業	21	1			2	3				2							25				4	1956	50	10
三重	2406	県単予防保全調査・補修事業	41	3			1	2	3			9	21						24				1	2014	40	6
滋賀	2504	流域田園水循環支援事業	62	2			3					25							50				2	2004	30	5
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	1			2	3				2							25				3	2001	100	15

目的区分

大区分	番号	内容	摘要
I 調査費等	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	国補助事業申請用
	12	技術開発等	
	13	事業評価（事後）	
	14	農家負担金対策	
	15	農地利用集積・担い手対策	
II NN事業（農村整備・防災事業・災害復旧を除く）	21	小規模農業農村整備事業	国補助事業適用外
	22	水田畑地化・転作対策	
	23	特定農産物支援	
	24	都市農業対策	
	25	耕作放棄地対策	
	26	ほ場整備事業	融資事業
III防災事業・災害復旧	31	防災事業（地震・耐震対策）	維持補修を含む
	32	防災事業（洪水暴風雨対策）	維持補修を含む
	33	防災事業（地すべり対策）	維持補修を含む
	34	防災事業（火山火山灰対策）	維持補修を含む
	35	防災事業（高潮・津波・海岸対策）	維持補修を含む
	36	防災事業（総合）	維持補修を含む
	37	災害復旧事業	
IV ストマネ・維持管理	41	ストックマネジメント	
	42	施設維持管理・施設補修	台帳作りなども含む
	43	維持管理適正化事業	
V 農村活性化・生活環境	51	地域振興・活性化・格差是正対策	ソフト
	52	生活環境・景観整備	
	53	鳥獣害対策	
	54	ふるさと農道	
VI 環境対策	61	集落排水事業	
	62	環境保全対策	循環灌漑など
	63	生態系・自然保全対策	
	64	地球温暖化対策	
VII 水利権等	71	水利権更新対策	
	72	用水合理化	
	73	小水力発電	
	74	県土地連支援	

ハード・ソフト区分

番号	内容
1	ハード
2	ソフト
3	ハード&ソフト

補助率等

番号	内容
	補助率%を整数で記入
200	定額補助
300	利子補給・助成
400	その他

＊国の補助がある場合には、その補助を含めた全事業費に対する補助率とする。

事業主体

番号	内容
1	都道府県
2	市町村
3	土地改良区
4	都道府県土地連
5	NPO等
6	その他

事業種区分

番号	内容（ハード）
1	総合事業（生産基盤&生活環境）
2	総合事業（生産基盤のみ農道含む）
3	灌漑排水
4	圃場整備
5	畑地整備
6	農道整備
7	農地防災
8	農村整備（生態系保全などを含む）
9	ストックマネジメント
10	災害復旧
11	その他（循環灌漑、小水力）
番号	**内容（ソフト）**
21	調査費
22	計画策定
23	技術開発
24	負担金対策
25	維持管理費軽減
26	農地利用集積推進
27	地域環境保全活動
28	防災対策

国の事業制度との関連

番号	大区分	番号	小区分
10	国事業の直接補完事業（国事業地区の負担金対策）対象	11	補助率のかさ上げ
		12	地元負担金を直接軽減
		13	低利融資による軽減
		14	地元負担なし
		15	事業完了後の償還金の軽減
		16	その他
20	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）	21	対象地域の拡大
		22	対象工種（事業）の拡大
		23	採択面積の引下
		24	最小事業費引下
		25	21～24の複数
		26	その他
30	国事業の関連ソフト事業（国事業採択のための調査費・計画構想策定費など）		
40	国事業の関連事業（国事業完了後の維持管理対策）		
50	国事業にない新たな事業		
60	その他		

都道府県コード（JIS規格）

1	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

新規・継続区分

番号	内容
1	新規
2	改正（変更・追加など）
3	名称変更・組換
4	継続

（注1）「事業番号」は下表の都道府県コードの次に事業毎に01から順に書き入れて下さい。

（注2）「事業名」は事業別調査票と同一にして下さい。

（注3）「目的区分」、「ハード・ソフト区分」、「事業種区分」、「国も事業制度との関連」欄では選択した数字を記入して下さい。複数の選択をした場合には小さい数字から順に記入して下さい。

（注4）「目的区分」で複数の区分にまたがっている場合には、主目的を選んで記入してください。

（注5）「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」（ガイドライン）の上乗せは「ハード・ソフト区分」でソフト事業2とし、「目的区分」で農家負担対策14、事業種区分でも負担金対策24を選んで記入してください。

（注6）「補助率等」は補助率を%の整数で記入し、1/3補助は33%、2/3補助は67%と記入します。定額助成・利子助成・その他と単一補助率の場合には「高」の欄に記入し、「低」の欄は空白にして下さい。複数の補助率がある場合には「高」の欄に一番高い補助率を、「低」の欄に一番低い補助率を記入してください。ハードとソフト両方がある事業ではハードの補助率を、定額補助と補助率がある場合には補助率を優先して記入して下さい。国の事業の補助率を上乗せする場合には国の補助率も含めた補助率を記入して下さい。

（注7）創設年度は西暦の4桁の数字を入れて下さい。事業名の変更や制度の若干の変更があっても、初めて事業制度が創設された年度を記入願います。

（注8）文字はMSP明朝、数字とアルファベットはTimes New Romanです。なお、数字&英文字は半角でお願いします。

平成29年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分									国の事業制度との関連					新規・継続区分	創設年度	H29当初予算額（百万円）	H29採択地区数
					高	低																							
北海道	0101	農業競争力基盤強化特別対策事業	14	2	50			2					24									12					4	1996	821	232
青森	0201	ため池の安全・安心力アップ事業	12	2	100		1						28									60					4	2016	5	
青森	0202	中山間土地改良推進事業	12	2	100		1						23									50					1	2017	7	
岩手	0301	土地改良事業調査費（県営・県単）	11	2	50	50	1						22									22					4		150	42
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37	1	33	33		2	3			6	10									24					4	2008	—	—
岩手	0303	活力ある中山間地域基盤整備事業	21	1	200	50		2	3			6	2									25					4	2015	50	10
宮城	0401	みやぎグリーン・ツーリズムアドバイザー派遣事業	51	2	400		1						27									50					4	2005	0.6	-
宮城	0402	みやぎ農山漁村交流促進事業(旧農山漁村絆づくり事業	51	2	50	33						6	27									50					3	2014	20	-
宮城	0403	豊かなふる里保全整備事業	21	1	40			2	3		5		3	4	5	6	8					25					4	1998	123	未確定
宮城	0404	土地改良施設機能診断事業	41	3	30			2	3				9	22								25					4	2003	50	5
宮城	0405	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	3	50			2					9	22	25							25					4	2015	20	6
宮城	0406	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14	2	400					3			24									15					4	1990	553	8
宮城	0407	農業水利権管理事業	71	2	200		1						21									26					4	1992	12	8
宮城	0408	農山村集落体制づくり支援事業	51	2	200		1						21									50					1	2016	16	-
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37	1	30			2	3				10									26					4	2012	7	0
秋田	0502	農地小災害支援事業	37	1	33			2					10									24					4	2012	10	0
秋田	0503	元気な中山間農業応援事業のうち中山間水田畑地化整備事業	22	1	50	35	1	2	3				5									11	60				4	2014	271	2
秋田	0504	水田畑地化基盤整備事業	22	1	50	30	1					6	5									12					4	2016	42	1
秋田	0505	県単農地地すべり対策事業	33	1	100		1						7									24					1	2017	34	0
山形	0601	地すべり防止施設管理事業（県単）	31	3	100		1						7									50					4	2007	28	32
山形	0602	水田畑地化基盤強化対策事業	22	3	86.5	75	1	2	3			6	4	21	22							11					4	2001	294	8
山形	0603	基盤整備促進事業（耕作放棄地発生防止型）	25	1	84	77.5	1						4									11					4	2014	10	1(予定)
山形	0604	県営土地改良事業計画設計事業	11	2	60	40		2	3				21	22								30					4	1977	128	28
山形	0605	中山間地域等持続的農地保全支援事業	51	2	75	67						6	29									25					4	2016	25	21(予定)
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21	1	50	50		2	3			6	1									25					4	1965	0	0
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11	2	60	60		2	3				22									30					4	1965	57	7
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42	1	100	100	1						9									60					4	2007	12	3
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	14	2				2	3			6	25									50					4	1980	4	42
茨城	0802	県単土地改良事業（農業生産基盤整備事業）	21	1	55	25		2	3				2	3	4	5	6					20	21				4	1978	353	114
茨城	0803	県単土地改良事業（農村環境整備）	21	1	55	37.5		2	3				2	3	4	5	6					20	21				4	1978		
茨城	0804	土地改良施工予定地区計画調査費	11	2	75	33.3	1						21	22								50					4	1978	119	38
茨城	0805	県単土地改良事業調査設計事業	11	2	50					4	5	6	21	22								50					4	1978	12	5
茨城	0806	農業排水再生プロジェクト事業	62	3	100				3				11	25								50					4	2008	2	2
茨城	0807	農地集積基盤整備推進事業費補助	26	2	70	55	1						26									50					4	1995	25	5
茨城	0808	農業水利施設強靭化促進事業	42	2	100	75	1	2	3				21	22								50					1	2016	2	
茨城	0809	畑地かんがい活用大規模産地育成事業	11	2	100		1						21	22								30					4	2004	1	
茨城	0810	中山間地域アグリビジネスモデル創出調査研究事業費	51	2			1						27									50					4	2015	9	
茨城	0811	元気な農山村創生チャレンジ事業費	51	2					3		5	6	27									50					4	2015	7	
茨城	0812	農業集落排水施設接続支援事業	61	2	50			2					24									50	12				4	2008	1.2	3
茨城	0813	ふるさと農道整備事業	54	1	70		1						6									20	21				4	1993	463	1
茨城	0814	中山間地域農業基盤整備促進事業	22	1	62.5			2	3	4	5	6	5									50					4	2015	15	
栃木	0901	栃木県単独農業農村整備事業	21	1	50	20		2	3			6	3	4	5	6	7	8	9			25					4	2006	247	66

栃木	0902	県営農業農村整備事業調査計画	11	2	75	50	1						21	22								11	30				4	1975	140	24
栃木	0903	畑地帯整備重点推進モデル事業	11	2	50			2	3				21	22								30					1	2017	1	1
群馬	1001	県単小規模農村整備事業	21	3	65	33		2	3				1	21	10							25					4	1963	660	181
群馬	1002	ため池緊急防災減災対策事業	31	1	75		1						7									25					2	2012	90	4
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33	3	100		1						7	21								50					4	1996	9	9
群馬	1004	単独農村整備事業(基幹水利施設管理)	36	3	100		1						10	11	28							40					4	2009	2	2
群馬	1005	農業水利施設管理体制整備支援事業	42	2	50				3				25									50					4	2009	0.5	1
埼玉	1101	川の国埼玉はつらつプロジェクト(農業用水)	63	1	400		1	2					8									50					4	2016	400	7
埼玉	1102	県費単独土地改良事業	21	1	33			2	3				3	4	5	6	7					25					4	1950	202	65
埼玉	1103	防災減災緊急対策事業	31	2	50		1	2	3				21	22	28							30					4	2016	64	12
埼玉	1104	農業用ため池緊急耐震化対策事業	31	3	75		1						7	21	22							60					1	2017	47	3
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33	3	100		1						7	21								24					4	1988	185	5
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31	3	50		1						7	21								24					4	1995	15	1
東京	1301	小規模土地改良事業	21	3	50			2	3			6	2	3	4	5	6	7	11	21	22	23	30	40			4	1974	105	16
東京	1302	都市農地保全支援プロジェクト	24	3	75	50	1	2					7	27								21	50				2	2014	228	14
神奈川	1401	市町村事業推進交付金事業	21	1	50			2	3			6	3	4	5	6	7					25					4	2014	150	-
神奈川	1402	土地改良基幹施設整備事業	21	1	67		1						3	6								25					4	1990	48	2
神奈川	1403	土地改良施設危険防止対策事業	42	1	100		1						7									50					4	1968	88	-
神奈川	1404	農業用排水路整備事業	21	1	60		1						3									50					4	1972	5	1
新潟	1501	県単地すべり防止対策事業	31	1	200		1						7									50					4	1984		29
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12	2	200		1						23									50					4	2010	11	8
新潟	1503	農地利用集積加速・促進事業	15	2	200		1						26	29								50					2	2012	12	152
新潟	1504	県単農業農村整備事業	21	1	50	30		2	3			6	1	2	3	4	5	6	7	8		50					4	1969	133.8	43
新潟	1505	県単農業水利施設管理強化事業	42	2	30以内			2	3			6	25									50					4	1995	330	8
新潟	1506	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61	2	400		1						24									50					4	2000	292217	0
新潟	1507	農村振興整備地区支援事業	52	3	50			2	3	4	5		8	27								50					4	2006	0	0
新潟	1508	田園自然環境保全・再生支援事業	63	3	50			2	3	4	5		8	27								50					4	2006	0	0
新潟	1509	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74	2	50					4			29									50					4	1974	4.25	1
新潟	1510	県営農業農村整備事業調査計画費	11	2	50		1						22									30					4		9.6	15
富山	1601	地域営農確立促進事業	21	1	50	40		2	3			6	2									25					4	1949	84	47
富山	1602	快適農村環境整備事業	62	1	75	5		2	3				1									25					4	1986	4	1
富山	1603	防災福祉対策事業	52	1	75	33		2	3				11									25					4	1969	16	2
富山	1604	散居景観保全事業	52	1	25	25		2					11									12					4	2000	9	2
富山	1605	他事業関連調整事業	21	1	50	40		2	3				2									25					4	1973	0	0
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	14	2	50	50		2					24									60					4	2006	1	0
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14	2	50	50		2					24									60					4	1992	29	6
石川	1701	県単土地改良事業	21	1	40			2	3				3	4	5	7						23	24				4	1949	16	5
石川	1702	他産業との連携による石川型簡易な営農基盤改良普及	21	1	200			2	3				3	4	5							26					4	2014	30	0
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33	3	100		1						7	25								50					4	1979	23	2
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35	3	100		1						7	25								50					4	1979	4	4
福井	1803	県単農村整備事業	21	1	92	75	1						3	6	7	8	9					50					4	2001	44	5
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21	1	50	30		2	3				3	4	5	6	7	8	9			50					4	1993	107	未
福井	1805	地域水利施設利活用事業(県営造成施設)	42	2	50			2					25									50					4	2001	30	53
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11	2	50			2	3				21	22								50					4	1992	3	1
福井	1807	干害対策特別事業	37	1	40	25		2	3		5		10									50					4	1978	10	未
山梨	1901	県単鳥獣害防除事業	53	1	30			2	3	4	5	6	11									50					4	2002	25	7
山梨	1902	県単特産農産物生産支援整備事業	23	1	50			2	3			6	3	4	5							50					4	2006	170	17
山梨	1903	果樹団地化促進支援事業	15	2	200		1						26									50					4	2008	15	15
山梨	1904	耕作放棄地等再生整備支援事業	25	1	50			2	3		5	6	3	4	8	11						50					4	2008	50	10
山梨	1905	企業的農業経営推進支援モデル事業	21	1	50			2	3			6	3	4	8	11						50					4	2008	120	6
山梨	1906	農地集積基盤整備事業(支援型)	15	2	400			2				6	24	26								12					4	2014	40	5
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36	1	100		1						7									23	24				4	1969	178	申請による
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33	3	100		1						7									24					4	2009	57	〃
長野	2003	県単農業農村整備事業	21	3	50	40		2	3				3	9	10	11	21					23	24				4	1967	74	〃

岐阜	2101	農業水利保全事業費	71	2	100		1						21									50					4		10	5
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73	3	75	50	1						11	21								50					4	2012	129	0
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73	1	55	50		2	3			6	11									50					4	2014	110	0
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31	2	50			2					21	24								21	50				4	2003	20	2
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業	33	3	100		1						7	21								50					4		3.5	2
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21	1	400			2	3				3	4	5	6	7	8	9			21	23	24			4	1961	540	145
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11	2	50			2	3	4			21	22								11	12	21	22		4	2008	20	6
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54	1	75	72.5	1						6									23	24				4	1993	105.6	0
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31	1	400		1						7									21	22				4	2016	460	16
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42	2	200			2	3	4			24									50					4	1969	4.7	60
岐阜	2111	農地集積促進意向調査事業費	15	2	100		1						21	22								14	50				4	2015	30	3
岐阜	2112	基幹的農業用水路強靭化事業	41	2	400		1			4			29									50					4	2014	50	5
岐阜	2113	農地等法面活用太陽光発電モデル事業	52	1	100		1						8									60					4	2015	2.6	0
岐阜	2114	担い手育成農地集積事業	15	2	200			2	3				26									12	21				4	2006	0	0
岐阜	2115	清流長良川保全対策事業	11	2	100		1						21									30					4	2016	0	0
岐阜	2116	世界かんがい施設遺産魅力アップ整備事業	52	1	100		1						8									50					4	2016	0	0
岐阜	2117	土地改良施設保全計画策定事業	41	2	100		1						21	22								25					4	2016	20	1
岐阜	2118	農道施設保全対策調査事業	42	2	100		1						21									50					4	2015	0	0
岐阜	2119	中山間地域農業生産基盤整備促進事業	15	2	100			2	3				24	26								14	50				4	2015	10	3
岐阜	2120	小水力発電による環境保全推進事業	62	1	100	50		2	3		5	6	11									50					1	2017	10	2
岐阜	2121	農業水利施設管理強化事業費	42	2	50					4			24									50					1	2014	12.5	55
岐阜	2122	農業用施設緊急改修事業	31	3	100		1						7									26					1	2015	7.4	5
岐阜	2123	生態系保全施設整備推進事業	63	3	100	50	1	2					8	21	22	24	27					50					1	2016	28	3
静岡	2201	経営体育成促進事業	15	2	100	50	1	2	3			6	26									50					4	2006	0	0
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21	1	40		1						5									22					4	1996	50	1
静岡	2203	県単独農業農村整備事業(農業農村整備事業)	21	1	50	33		2	3			6	3	4	5	6	8	9				23	24				4	1956	152	97
静岡	2204	県単独農業農村整備事業(鳥獣害防止対策事業費)	53	1	33			2	3			6	11									50					4	2004	17	9
静岡	2205	県単独農業農村整備事業(自然災害防止事業)	31	1	50			2				6	7									24					4	1956	3	1
静岡	2206	県単独農業農村整備事業(地すべり防止施設等整備)	31	1	100		1						7									50					4	1988	63	6
静岡	2207	県単独耕作放棄地解消基盤整備事業	25	1	50		1						3	4	5	6	11					23					4	2010	70	2
静岡	2208	県単独農業農村整備調査事業	11	2	100	33	1	2					21	22								50					4	1981	107	35
静岡	2209	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24	1	50		1						1									50					4	2013	34	2
静岡	2210	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	2	50			2					25									21					4	2007	3	2
愛知	2301	単独土地改良事業	21	1	85	10		2	3	4		6	3	4	5	6	7	8				25					2	1952	2,443	
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21	1	70	17		2	3			6	3	4	5	6	7	8				25					2	1966	62	
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21	1	65			2	3				3									25					4	1964	66	3
愛知	2304	排水機維持管理事業	42	2	100	75		2	3			6	25									26					4	1963	427	
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	42	3	100		1						7	28								26					4	1961	14	16
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35	1	100		1						7									26					4	1979	154	5
愛知	2307	緊急農地防災事業	31	1	100	67.5	1	2	3				7									26					4	1977	1,475	10
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21	1	45	30		2	3				3	4	5	6	8					21					4		11	4
三重	2402	田んぼの生きもの復活プロジェクト支援事業	63	2	100	100		2	3		5		27									50					4	2011	0.4	0
三重	2403	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63	1	100	100	1						8									14	60				4	2001	0.1	0
三重	2404	国営等関連特別県単事業	21	1	50	50		2	3				3	6	9							21					4	1991	3	1
三重	2405	三重県経営体育成促進事業	15	2	50	50			3				26									60					4	2006	0	0
三重	2406	県単予防保全調査・補修事業	41	3	50	30	1	2	3	4		6	2	3	4	5	6	7	9	10	21	25					4	2014	22	5
三重	2407	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	42	3	50	30	1	2	3	4		6	9	21								25					4	2011	6	2
三重	2408	県単海岸保全施設調査・補修事業	42	3	100	100	1						7	9	21	22	28					25					4	2014	6.5	0
三重	2409	県単耕地施設管理事業	42	3	100	100	1						7	9	29							60					4		7	0
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21	1	50	20		2	3			6	2	3	4	6	7	11				25					4	1987	30	17
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43	1	40		1	3					9									25					4	1987	11	9
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11	2	50			2	3				21	22								30					4		5	3
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62	2	200				3				25	27								50					2	2004	5	6
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41	2	400					4			21	22	23							60					4	2013	2	1
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	32	1	65	50		2	3				10									24					4		2	11
滋賀	2507	農村地域住民活動支援事業費	63	2	200					4			27	29								50					4	2001	0.5	1

滋賀	2508	土地改良区運営支援事業	42	2	30	20			3				25									50	11				2	2016	12	未定
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	31,32	1	55			2	3			6	7									24					4	1977	10	4(予定)
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21	3	50				3		5	6	3	4	6	7	9	22	27			25	50				4	2008	63	27
兵庫	2801	ほ場整備調査設計事業	11	2	45			2					21	22								30					4	970以前	0	0
兵庫	2802	県単独小規模農地緊急整備事業	21	1	50			2	3				3	4	6							23					4	2006	25	1
兵庫	2803	県単独災害関連ほ場整備事業	32	1	80			2	3				10									25					4	2005	20	1
奈良	2901	水と農地活用促進事業	21	1	30			2	3				8									24	50				4	1980	19	11
奈良	2902	田んぼの貯留機能等活用促進事業	51	2	100		1						29									60					4	2012	8	11
奈良	2903	ならの美しい農村景観づくり事業	52	3	100		1						8	29								60					4	2012	5	7
奈良	2904	農村資源を活用した地域づくり事業	51	2	100		1						29									60					4	2012	2.8	5
和歌山	3001	県単小規模土地改良事業	21	1	50	30		2	3				3	4	5	6	7	8				23	24				4	不明	110	130
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11	2	100	75	1						21	22								30					4	不明	35	5
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21	3	50			2					2	10	11	29						26	30				4	2009	205	19
鳥取	3102	ため池防災減災対策推進事業	31	3	400			2	3			6	7	24	28							12	25				4	2015	12	34
鳥取	3103	田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業	21	1	50			2				6	4									60					4	2015	10	10
鳥取	3104	農業水利施設ストックマネジメント推進事業	41	2	100		1						29									60					4	2016	3	
鳥取	3105	荒廃農地等利活用促進事業	25	1	50							6	4									12	24				1	2017	1	2
島根	3201	農地地すべり防止施設長寿命化事業	33	1	100		1						7									50					4	2008	50	8
島根	3202	県単県営緊急地すべり対策事業	33	1	100		1						7									24					4	2000	0	0
島根	3203	農地防災施設長寿命化事業	36	1	100		1						7									50					4	2009	10	1
島根	3204	県単県営地すべり対策事業	33	1	100		1						7									21					4	2010	100	10
島根	3205	農地防災ダム付帯施設更新事業	36	1	94		1						7									50					4	2011	0	0
島根	3206	県単ため池安全確保事業	36	1	67			2					7									21	24				4	2013	100	17
島根	3207	県単農地有効利用支援整備事業	21	1	50			2	3				1									50					4	2010	56	7
島根	3208	県単基幹水利施設整備事業	42	3	75		1						3	9	22							60					4	2011	250	1
島根	3209	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42	1	75		1						3	9								60					4	2011	20	-
島根	3210	ふるさと農道整備事業	54	1	90	75	1						6									25	26				4	1993	132	2
島根	3211	県単農地集積促進事業	15	2	100			2	3				24									11					4	2014	49	9
岡山	3301	小規模土地改良事業	21	1	60	45		2	3				3	6	7							25					4	1966	239	103
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	31	2	300		1						24									12					4	1973	456	11
広島	3401	小規模農業基盤整備事業(一般事業)	21	1	50	45		2	3				3	4	5	6	7					25					4	1982	71	18
広島	3402	小規模農業基盤整備事業(資源保全管理)	41	3	50			2	3			6	8	9	22							12					4	2007	0	0
広島	3403	ほ場整備推進特別事業	26	2	60	50		2	3				21	22	24							25					4	1982	10	4
広島	3404	土地改良施設維持管理適正化事業	43	2	50					4			24									12					4	1989	14	1
広島	3405	ため池緊急整備事業	31	1	50	45		2	3				7									25					4	2009	172	26
広島	3406	園芸作物条件整備事業	23	1	50			2					3	4	5	6						50					4	2016	60	11
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21	1	50	30		2	3				3	4	6	7	8	11				25					4	1964	45	8
徳島	3601	県単土地改良事業	21	1	30%以内			2	3			6	3	4	5	6	9	10	11			25	40				4	1987	65	未定
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21	1	50			2	3			6	3	4	6							25					4	1955	778	未定
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21	1	70	60		2	3			6	3									25					4	1980	9.1	未定
香川	3703	小規模ため池防災対策特別事業	36	1	55			2					7									26					4	2008	96.2	未定
香川	3704	集落営農推進生産基盤整備事業	21	1	60			2	3			6	3	4	6							25					4	2013	166.8	未定
香川	3705	農地集積促進事業	15	2	50			2	3			6	26									15					1	2017	1	未定
香川	3706	農地維持管理省力化事業	15	1	50			2	3			6	2									25					1	2017	2	未定
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42	1	100		1						7									40					4	1964	25	15
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21	1	60	40		2	3			6	3	4	5	6	7					25					4	1957	76	17
愛媛	3803	新規就農支援小規模基盤整備モデル事業	21	1	60	40		2					2									50					4	2016	4	6
愛媛	3804	果樹園地水源高度利用支援事業	12	3	100	50	1						3	23								30					4	2016	8	0
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36	3	100	50	1	2					7	28								60					4	2000	160.8	7
福岡	4001	農村環境整備事業	21	1	50			2	3	4			3	4	6	7	8					25	50				4	1956	630	141
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11	2	50		1						21	22								30					4	1970	247	16
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	41	1	50			2	3				9									40					4	1999	8	-
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	1	45	40		2	3				1									25					4	2001	0	0
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33	3	100		1						7	28								40					4	2009	4	1
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36	1	50			2					7									25					4	1985	0	0
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37	1	50			2					10									25					4	1978	0	0

長崎	4201	県単独土地改良調査費	11	2	70		1						21	22								30					4	1960	42	14
長崎	4202	農業農村整備事業効果追跡事業	13	2	100		1						21									40					4	2001	-	-
長崎	4203	自然災害防止事業(農業用ため池、海岸保全施設)	31	1	75		1						7									23					4	2003	15	6
長崎	4204	自然災害防止事業(地すべり防止施設)	31	1	80		1						7									25					4	2003	35	8
長崎	4205	小規模改修事業(土地改良施設維持補修型)	42	1	100		1						3	7								14	50				4	2006	0	0
長崎	4206	小規模改修事業(地すべり防止、海岸保全区域維持補修	42	1	100		1						3	7								14	50				4	2006	2	1
長崎	4207	県単独土地改良施設維持補修事業	42	1	100		1						3	4	5	6	7	8	9			14	50				4	1980	13	6
長崎	4208	海岸保全区域維持管理事業	43	3	100		1						7	25								14	50				4	2009	1	2
長崎	4209	新構造改善加速化支援事業(ふるさと振興基盤整備事業	21	1	50			2				6	3	4	5	6	8					23	50				4	2011	-	-
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21	3	100	75	1						3	4	5	6	7	9	21			40					4	2010	103	8
大分	4401	土地改良施設補修事業	32	1	100		1						10									24					4	2010	4	未定
大分	4402	農業用ため池緊急対策事業	31	3	50		1						7	21								60					4	2015	10	未定
大分	4403	地すべり防止施設管理費	31	3	100		1						7	28								40					4	2009	未定	未定
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	32	1	25			2					10									25					4	2014	未定	未定
大分	4405	海岸保全区域管理費	31	1	100		1						7									50					4	2001	8	5
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	21	1	33		1						1									21					4	2015	12	1
大分	4407	農道環境整備事業	32	1	100		1						10									40					4	2016	9	未定
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11	2	50	0	1						21	22	26							30					4	2016	92	25
大分	4409	人・農地情報管理システムフォローアップ事業	13	2	0		1						21	22	26							30					4	2016	9	9
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21	3	75			2	3			6	3	4	5	7	8	22	26			50					4	1978	125	49
宮崎	4502	農地流動化促進基盤整備対策事業	15	2	5				3				26									50					4	1995	3	2
宮崎	4503	土地利用調整事業	15	2	50			2	3				26									50					4	2006	2	5
宮崎	4504	活力あるふるさとづくり事業	52	1	50			2	3			6	8									50					4	2015	61	18
宮崎	4505	小水力発電等農村地域導入支援事業	73	3	50			2	3			6	11	21	22							26	50				2	2012	10	1
宮崎	4506	農地集約化促進基盤整備事業	21	1	50			2	3			6	3	4	5	6						50					4	2015	4	5
宮崎	4507	畑かん営農導入拡大支援事業	12	2	200			2				6	23									50					4	2016	4	3
宮崎	4508	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11	2	50			2					21									30					1	2017	21	7
宮崎	4509	中山間ふるさと生活環境整備計画策定事業	11	2	50		1						21									30					4	2013	4	1
宮崎	4510	産地経営体育成を支える地下かんがい推進事業	22	2	100		1			4		6	21									50					1	2017	5	-
鹿児島	4601	県単独農業農村整備事業(土地改良トータルプラン)	11	2	100		1						21									30					4	1971	62	18
鹿児島	4602	県単独農地等防災事業	36	1	100		1						7									24					4	1962	26	10
鹿児島	4603	鹿児島県桜島降灰除去事業	34	1	50			2					7									22					4	1973	-	-
鹿児島	4604	農業・農村活性化推進施設等整備事業(農業農村整備対	21	1	40			2	3			6	2									25					4	2007	73	20
鹿児島	4605	経営体育成促進事業	15	2	50		1	2	3				26									15					4	2006	5.5	26
鹿児島	4606	農用水資源開発調査	11	2	50		1						21									30					4	1968	60	4
沖縄	4701	土地改良調査計画費(単独事業)	11	2	100		1						22									30					4	1972	42	10
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費(単独事業)	11	2	100		1						22									30					4	1972	35	6
沖縄	4703	農道整備調査費	11	2	100		1						22									30					4	不明	0	0
沖縄	4704	農地防災調査費	11	2	100		1						22									30					4	1972	30	8